

CNEAS

ロシア史料にみる 18~19 世紀の日露関係  
第 3 集

平川 新 監修

寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子 編

CNEAS



東北アジア研究センター叢書

第 31 号

平川

新

監修

ロシア史料にみる 18~19 世紀の日露関係

第 3 集

東北大学東北アジア研究センター



東北アジア研究センター叢書 第 31 号

東北大学東北アジア研究センター

CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES  
TOHOKU UNIVERSITY

表紙 ロシア皇帝ピョートル一世（在位 1682～1725年）

裏表紙 クリル列島とその周辺の地図、18世紀中頃

Ефимов А. В. (Ред.) Атлас географических открытий в Сибири  
и в Северо-западной Америке XVII-XVIII вв. М., 1964, No.116.

CNEAS

**ロシア史料にみる 18～19 世紀の日露関係  
第 3 集**

平川 新 監修

寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子 編

---

東北アジア研究センター叢書 第 31 号

---

東北大学東北アジア研究センター

Japanese-Russian Relations in the 18th and 19th Centuries

A Documentary Record

Vol.3

(CNEAS Monograph Series No.31)

Supervised by HIRAKAWA Arata

Edited and Translated by TERAYAMA Kyosuke,

HATAKEYAMA Tadashi, ONODERA Utako

---

Copyright ©2008 by Center for Northeast Asian Studies, Tohoku University

Kawauchi 41, Aoba-ku, Sendai City, Japan 980-8576

All rights reserved

<http://www.cneas.tohoku.ac.jp/>

---

## 目次

日露関係史料集第3集の刊行にあたって 平川新 .....	1
出典一覧 .....	5
訳語表 .....	6
用語解説 .....	11
凡例 .....	13
1. コサック五十人隊長ウラディミル・アトラソフの「陳述書」。1697年のカムチャツカ遠征について。1701年2月10日。(③No.15) .....	17
2. ウラディミル・アトラソフにより保護された日本人デムベイの「陳述書」。日本について。1702年1月。(③No.118) .....	24
3. 造船親方F.S.サルティコフからピョートル一世への「提議」より。シベリアの諸河川の河口で船を建造して太平洋に出航し、新しい島々を発見し、中国およびその他の諸国と海洋貿易を行うことについて。1713年4月24日。(⑤No.1) .....	30
4. F.S.サルティコフからピョートル一世へ宛てた覚書「国家への利益表明」より。アルハンゲリスクから太平洋への航路を探索することについて。1714年。(⑤No.2) .....	31
5. ヤクーツク地方長官である陸軍大佐 Ia.A.エリチンから、下級勤務員 K.ソコロフ、舵手 Ia.V.ネヴェイツィン、五十人隊長 M.クリヴォノソフへの命令書。カムチャツカへの航路の探索と発見した土地の記述について。1714年7月3日。(⑤No.3) .....	35
6. 海軍大尉 P.タタリノフから Ia.A.エリチンへの報告より。アナドゥイルスク要塞の初代プリカース員の任命について。プリカース員たちのカムチャツカからオリュートルスク要塞集落への到着について。コサック I.P.コズィレフスキーによる1713年におけるクリル列島への航海について。1714年10月13日。(⑤No.4) .....	38
7. Ia.A.エリチンからピョートル一世官房への報告。1713年にコサックの一団を率いて I.P.コズィレフスキーと P.P.コズィレフスキーがクリル列島へ航海したことについて。1715年3月15日以後。(⑤No.6) .....	40
8. シベリア県知事 M.P.ガガーリン公爵から Ia.A.エリチンへの命令。大カムチャツカ遠征隊の任務とメンバーについて(要旨)。1716年7月12日。(⑤No.7) .....	41
9. 大カムチャツカ遠征隊隊長 Ia.A.エリチンからヤクーツク地方長官 I.V.ラキーティンへの通知。遠征の全必需品の確保について。1717年9月6日。(⑤No.9) .....	42

10.	ロシア帝室付きフランス全権公使 J.ド・カムブレドンの報告より。太平洋への航路を探索する目的でオビ川河口より遠征隊が派遣されたことについて。1721 年 12 月。(⑤No.14).....	44
11.	I.M.エヴレイノフにより編纂された、シベリア、カムチャツカ、クリル列島にある町と各拠点の所在地を表した目録(要旨)。1722 年 11 月 30 日。(⑤No.15).....	45
12.	ピョートル一世から海軍参議会への勅令。第一次カムチャツカ遠征隊の組織について。1724 年 12 月 23 日。(⑤No.16).....	46
13.	I.P.コズィレフスキーからヤクーツク地方長官所への報告。カムチャツカとクリル列島における自身の活動について。1725 年 1 月 4 日以前。(⑤No.17).....	48
14.	F.F.ルージンの陳述書。1720~1721 年に I.M.エヴレイノフと共同で行ったカムチャツカとクリル列島への遠征について。1725 年 11 月 27 日。(⑤No.27).....	51
15.	I.P.コズィレフスキーが作成した『カムチャツカ岬と海洋諸島の地図』のテキスト。1726 年 6 月 2 日~6 日。(⑤No.30).....	53
16.	元老院より、オホーツク港長官 G.G.スコルニャコフ=ピーサレフへの通達より。オホーツクへの農民の移住、農業の振興、オホーツクにおける船着場と造船所の建設、造船の組織化、極東における毛皮事業と貿易の振興、クリル列島の調査、その他の問題について。1731 年 7 月 30 日(⑤No.67).....	63
17.	アメリカとカムチャツカの間横たわる新しい土地を探索するために、海軍准将ベーリングを派遣することについて。1732 年 5 月 2 日。(②No.6).....	68
18.	艦隊総監、海軍中将 N.F.ゴロヴィン伯爵からアンナ・イオアノヴナ[イヴァノヴナ]女帝への上申書。ロシア海軍の今後の発展、および V.I.ベーリングの遠征に対する支援について。1732 年 10 月 12 日。(⑤No.82).....	69
19.	艦隊司令官の意見書。1732 年における艦隊と海軍工廠の維持、V.I.ベーリングの遠征が直面する困難について。1732 年 10 月 16 日。(③No.124).....	75
20.	V.I.ベーリングに対する元老院命令より。第二次カムチャツカ遠征の組織と任務について。1732 年 12 月 28 日。(⑤No.87).....	79
21-1.	駐ロンドン・ロシア代表アンティオフ・カンテミルから皇帝アンナ・イオアノヴナへの功績調書。1732 年 12 月 29 日。(②No.9).....	92
21-2.	同文書の添付文書。エルトンの計画。アルハンゲリスクから新大陸周辺、日本、中国、インドおよびアメリカその他までの航路の調査について。1732 年。(②No.9).....	94
22.	海軍参議会から M.P.シバンベルグへの指示。第二次カムチャツカ遠征および日本調査の	

	ための造船について。1733年2月28日。(㊦No.96).....	95
23.	Ia.ゲンスから下級勤務員I.コロデズニコフと同ラザレフへの指示。クリル列島におけるヤサク税の徴収手順について。1734年4月4日。(㊦No.74).....	101
24.	VI.ベーリングから元老院への報告より。オホーツクからカムチャツカまでの航路発見に対する、航海者ニキフォル・トレスカへの報賞について。1738年4月26日。(㊦No.37).....	103
25.	M.P.シパンベルグから海軍参議会への上申書。カムチャツカおよび日本沿岸への航海に向けた遠征準備について。1738年6月16日。(㊦No.108).....	105
26.	M.P.シパンベルグから海軍参議会への上申書。クリル列島への最初の航海について。1738年9月1日。(㊦No.110).....	107
27.	M.P.シパンベルグから海軍参議会への報告。ポリシェレツクからオホーツクへの航海における小船艇聖ガヴリール号の失敗について。日本への新たな遠征の準備について。1738年12月1日。(㊦No.112).....	112
28.	M.P.シパンベルグからV.ヴァリトンへの指令。クリル列島の住人に与えるために贈り物をダブル・スループ船ナジェージダ号に供給することについて。1739年5月16日。(㊦No.114).....	114
29.	航海士M.ペトロフからM.P.シパンベルグへの報告。シコタン島の調査について。1739年7月6日。(㊦No.115).....	115
30.	二橋帆船アルハンゲル・ミハイル号の当直日誌より。日本沿岸への航海について。1739年5月22日～8月13日。(㊦No.116).....	117
31.	V.ヴァリトンからVI.ベーリングへの報告。小船艇聖ガヴリール号による日本沿岸への航海について。小船艇聖ガヴリール号とスループ船ポリシェレツク号の乗組員名簿。1739年8月25日。(㊦No.117).....	138
32.	M.P.シパンベルグからVI.ベーリングへの報告。日本への航海について。1739年9月8日。(㊦No.118).....	144
33.	M.P.シパンベルグから海軍参議会への報告より。1739年の日本沿岸航海について。1739年11月19日。(㊦No.121).....	146
34.	海軍参議会からM.P.シパンベルグへの命令と指示の草案。クリル列島の調査の継続と日本との交易関係の樹立について。1740年4月以前。(㊦No.124).....	156
35.	海軍少尉A.E.シェリティングからVI.ベーリングへの報告。1739年におけるダブル・スループ船ナジェージダ号による日本への航海について。1740年7月18日。(㊦No.125)	

	.....	166
36.	海軍佐官 M.P.シパンベルグより航海士 V.A.ルティシェフへの命令より。クリル列島における試金業親方 S.ガルデボルによる鉱物探査について。1742 年 4 月 30 日。(③No.99)	.....
	.....	172
37.	M.P.シパンベルグから S.ガルデボルへの指示。日本沿岸へ航海中の鉱物探査について。1742 年 4 月 30 日。(⑤No.146).....	173
38.	M.P.シパンベルグから A.E.シェリティングへの指示。日本沿岸部へ航海中の島々の記述と日本人との接触の方法について。1742 年 5 月 14 日。(⑤No.149).....	174
39.	M.P.シパンベルグから V.ルティシェフへの命令。ダブル・スループ船ナジェージダ号でのクリル列島の記述について。1742 年 5 月 29 日。(⑤No.150).....	178
40.	海軍佐官 M.P.シパンベルグによる聖イオアン号士官への助言要請。1742 年 6 月 21 日。(③No.119).....	178
41.	M.P.シパンベルグの表明。日本への航海の中止とボリシェレツクへの帰還について。1742 年 6 月 22 日。(⑤No.151).....	180
42.	パケットボート聖イオアン号航海士 V.A.フメテフスキーから M.P.シパンベルグへの報告より。船の故障と乗組員の壊血病発病について。1742 年 7 月 14 日。(③No.109)	.....
	.....	181
43.	A.E.シェリティングから M.P.シパンベルグへの報告。ダブル・スループ船ナジェージダ号によるクリル列島からアムール川河口までの航海について。1742 年 9 月 21 日。(③No.110).....	183
44.	海軍佐官の D.Ia.ラブテフと A.I.ナガエフの海軍参議会への上申書。カムチャツカから日本沿岸まで航海した海軍中尉 V.ヴァルトン[ヴァリトン]と海軍佐官 M.P.シパンベルグの地図と航海日誌の検証について。1746 年 5 月 20 日。(③No.120).....	184
45.	A.I.チリコフから海軍参議会への上申書より。カムチャツカにおける漁業にかんする記述および現地住民の生活改善についての提議。1746 年 6 月 18 日。(③No.57).....	190
46.	陸軍少将 Kh.キンデルマンの質問に対する、第二次カムチャツカ遠征隊の「通知」より。極東の下級勤務員の要望と原住民の状態について。(1750 年 2 月 24 日。(③No.58)	194
47.	日本語学徒 P.シャナヌイキンの申告。M.P.シパンベルグの遠征への自身の参加について。クリル列島のアイヌの生活条件について。1750 年 5 月 14 日。(⑦No.6).....	208
48.	工兵少尉補 A.M.シパンベルグによる提議の審議にかんする、元老院会議の議事録。日本沿岸へ向かう遠征隊の組織について。1750 年 6 月 21 日。(⑦No.7).....	210



49. シベリア県知事 F.I.ソイモノフから元老院への上申書。イルクーツク商人 I.ベチェヴィンにより準備中の、太平洋および[北]氷洋への遠征について。1758年2月24日。(③No.64).....	211
50. 元老院よりシベリア県庁およびイルクーツク政庁への照会。イルクーツク商人 I.ベチェヴィンとウステューグ商人 I.バホフ、N.シャラウロフの遠征の運命について。1758年10月30日。(③No.65).....	217
51. シベリア県知事 F.I.ソイモノフから元老院への上申書より。第二次カムチャツカ遠征隊参加者の、多年にわたる誠実な勤務に対する昇進について。1760年9月6日。(③No.59).....	218
52-1. 元老院の命令。商人たちに対するクリル列島における獣の毛皮採集の許可について。1761年8月24日。(⑦No.15).....	222
52-2. トーチマ商人ステパン・チェレパーノフの陳述書。1759～1762年における彼のアレウト列島滞在について。1762年8月3日。(⑨No.8).....	225
監修者、編訳者、訳者一覧.....	231



## 日露関係史料集第3集の刊行にあたって

平 川 新

東北大学東北アジア研究センターでは、2000年度に「前近代における日露交流資料の研究」というプロジェクトを立ち上げ、幕末開国以前の日露関係を研究するために、主としてロシア側史料の収集を開始した。日本における日露関係史の研究は、言語の壁もあって日本側の記録でおこなわれることが多かったからである。まだ日本の学界に紹介されていないロシア側史料を収集し、それを翻訳刊行して日露関係史の研究条件を改善しようというのがプロジェクトのねらいであった。

ロシア科学アカデミーの日本史研究者の方々のご協力をいただきながら、日本に関する史料の所在調査に取りかかったが、最初に手に入れたのがロシアで刊行されていた10冊の史料集であった。ここには、ロシア帝国がシベリアに進出して太平洋への出口オホーツクやカムチャツカ半島を征服したあと、ここを拠点に版図を拡大していく過程を明らかにする史料が満載されていた。ラッコの毛皮を追って東進し、アリューシャン列島を越えて北米大陸に到達、アラスカをロシア領アメリカとして手に入れる過程や、千島列島沿いに南進して日本に接近する史料が、たくさん収録されていた。

そこで、これらの史料集に収録されていた史料の目録を、『前近代における日露交流資料の研究』（科研費2003年3月）で紹介した。次いで、すべての史料を翻訳刊行することは資金的にも人的にも無理があるので、そのなかから日本関係の史料だけを選別し、これまでに下記の2冊の翻訳史料集を刊行してきた。

### \* 『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係』第1集(2004年3月刊行)

1800年から1815年までのロシア史料72点を収録した。石巻若宮丸漂流民を送還し通商を求めた遣日使節レザーノフの長崎来航、交渉失敗後のロシア軍艦によるカラフト、エトロフ、リシリー島での日本人集落襲撃事件、その報復としての日本側によるロシア艦長ゴロヴニンの捕縛などの史料を収めた。

### \* 同 上 第2集(2007年3月刊行)

1760年代から1790年代までの49点を収録した。内容は、ロシアが千島列島を南下して日本に接近してくる過程の史料が中心。帝国ロシアや毛皮商人によるアリュート人やアイヌ支配の進展なども具体的に把握可能であり、日本人漂流民大黒屋光太夫を根室に送還した遣日使節

ラクスマン関係の史料も収録した。

本史料集は、これらに続く第3集である。1701年1762年までの史料54点を収録した。ロシアがカムチャツカ半島を征服し、北太平洋地域へと雄飛していく時期である。これまでに発見された日本人漂流民のもっとも古い記録をはじめ、コサック隊がカムチャツカを足場に千島列島を南下してくる過程の報告書、ロシアの版図を一挙に拡大させたベーリング探検隊の準備過程からの記録、その分隊として組織されたシパンベルグの日本探検隊の記録など、日本の北方世界で展開した特徴的な動きを知ることができる。

収録した史料について、少しだけ言及しておきたい。史料No.1とNo.2にあるコサック隊長ウラディミル・アトラソフの報告書には、彼が率いる部隊がシベリア内陸部のヤクーツクからカムチャツカに遠征した1697年に、現地のカムチャダールのもとで暮らしていた一人の日本人を発見したことが記されている。デンベイ(伝兵衛か)と名乗ったその日本人は、大坂の商船で江戸に向かったが、嵐に遭って半年間漂流してカムチャツカに流れ着いたという。15人いた船員はカムチャダールに殺されたり、行方不明になって、残ったのはデンベイだけとなっていた。

この報告書にはデンベイから聞いた日本情報が記されているが、そのなかに、「公方様」(将軍)のことを「<sup>ツァーリ</sup>皇帝」と表現し、天皇のことを「<sup>パトリアルフ</sup>総主教に相当するダイロ様(内裏様)」と表現した箇所がある。将軍を「公方様」や「天下様」、天皇を「天子様」や「内裏様」と呼んでいたことは日本の史料でも知ることができるが、はたしてどちらを君主とみなしていたのかとなると、意外とわかりにくい。だが、このデンベイの証言は、1700年前後の大坂の庶民が、将軍を皇帝的存在、天皇を宗教的(ロシア正教なので総主教)な存在とみていたことを、私たちに伝えてくれている。もちろんこうした答えは、質問者に誘導されて出てきたものであろうし、それを解釈した質問者の認識も加味されているだろうが、外国の王権や教権のあり方と対比して生み出される自国認識の一端を示すものだといいよう。

アトラソフに保護されたデンベイは、イルクーツクに連れていかれ、そこで2年間を過ごした。その後、モスクワに送られて、1702年にピョートル大帝に引見されたことが、これまでの研究で明らかにされている。日本人ということで皇帝が珍しがった、というだけではなかった。引見の直後に皇帝は、ヤクーツクの長官にたいして、日口の通商を開くために、日本への経路や日本の軍備状況、日本商品の種類などを調査するように命じている。またこれとは別の勅令で、デンベイの身柄を砲兵省に移して、数人の子供に日本語の読み書きを教えさせよ、という

指示を出した(木崎良平『漂流民とロシア』中公新書、1991年)。

残念ながらこの二つの勅令は本史料集には収録されていないが、それまでオランダ経由の日本情報しか入手できなかったロシア政府は、デンペイの身柄の確保をきっかけに、日本情報の独自の収集をはじめると同時に、来るべき日ロ交渉に備えて日本語教育を活発化させはじめたのである。アトラソフの報告書とその後の動向をあわせてみれば、日ロ関係史のなかで漂流日本人がいかに大きな役割をはたしたのかが見えやすい。それは1773年に伊勢国の大黒屋光太夫を根室に送還してきた第1回遣日使節ラクスマンや、1804年に石巻若宮丸漂流民を長崎に送還してきた第2回遣日使節レザーノフへとつながる、対日政策のスタートとなるものであった。

本書収録史料のもう一つの大きな特徴は、ベーリング探検隊の記録である。1728年の航海でユーラシア大陸とアメリカ大陸の間の海峡(ベーリング海峡)を発見し、1741年の探検ではアリューシャン列島と北アメリカ大陸のアラスカを発見した。世界史に刻まれる事業であり、典拠としたロシア語版史料集には同探検隊に関する多くの史料が掲載されている。だが本史料集では、日本に関係するもの、および同探検隊の別働隊として組織されたシパンベルグ日本探検隊に絞って翻訳掲載した。

シパンベルグ隊は、1739年に日本沿岸に到達した。シパンベルグの乗った船は仙台湾に停泊し、田代島や網地島の住民らと船上で物々交換をしている。他の1隻は房総半島まで南下して安房国天津村に上陸し、井戸から水を汲み上げ、大根を数本抜いて本船に戻ったという記録が日本側にある。シパンベルグ隊はこの探検で日本に至る航路を発見し、沿岸の測量も実施した。仙台湾に入った船は田代島や網地島の住民と物々交換をしたが、やがて79隻の日本船に囲まれたために、襲撃されはしないかと心配し、急いで抜錨したようだ。もちろん仙台藩が非常事態を発令し、近隣の漁船を動員して藩兵を出動させたからであった。ロシア側史料と日本側史料を突き合わせることによって、日露接触の様相や、日本側における沿岸警備体制の実効性も確認することができる。

視覚的な理解も深めていただくために、本書の附録としていくつかの地図を付けているが、そのなかの一つに、シパンベルグ隊が測量した日本沿岸地図がある。地図のタイトルは、「1738～1739年におけるシパンベルグとヴァルトンの日本への航海およびシヘリティングのオホーツクからウダ川までの航海の地図」である。やや分かりにくいのが、仙台湾に入りこんださいに測量したと思われる牡鹿半島も書き込まれており、あわせて御覧いただきたい。

この第3集を刊行できたのは、ひとえに、東北アジア研究センターの寺山恭輔准教授と畠山禎前研究員、および小野寺歌子教育研究支援者のご尽力によるものである。翻訳については、巻末にあげた12人の方々に助けていただいた。ロシア史と日本史をつなぐ学際研究の礎を築いていくために、どれだけ多くのエネルギーが投入され、ご支援を頂戴しているかをご理解いただけるものと思う。心から御礼を申し上げたい。

## 出典一覧

(番号は各文書末尾の出典に対応)

### 史料館\*

- (1) (旧)ソ連科学アカデミー史料館・レニングラード支部  
ЛЮА АН СССР (Ленинградское отделение Архива Академии наук СССР)  
(現)ロシア科学アカデミー史料館・サンクトペテルブルグ支部  
СПбФ А РАН (Санкт-Петербургский филиал Архива Российской Академии наук)
- (2) (旧)国立中央海軍史料館  
ЦГАВМФ (Центральный государственный архив военно-морского флота)  
(現)ロシア国立海軍史料館  
РГАВМФ (Российский государственный архив военно-морского флота)
- (3) (旧)国立中央古文書史料館  
ЦГАДА (Центральный государственный архив древних актов)  
(現)ロシア国立古文書史料館  
РГАДА (Российский государственный архив древних актов)

### 刊行された文献

- (4) 『18世紀シベリア史古文書』  
Памятники Сибирской истории XVIII в. СПб., 1885, кн.2.
- (5) 『ロシア帝国法律全集』  
ПСЗРИ (Полное собрание законов Российской империи. Серия 1: СПб.,1830; Серия 2: СПб.,1830-1884; Серия 3: СПб.,1885-1916)
- (6) 『フォードル・サルティコフの提議』  
Пропозиции Федра Салтыкова. СПб.,[1892].
- (7) 『帝室ロシア歴史協会論集』  
Сборник имп. Русского исторического о-ва. СПб., 1884, т.40.
- (8) 『ロシア歴史・古代協会講座』  
Чтения в Обществе истории и древностей российских. М.,1891,кн.3.
- (9) 『ベーリングの遠征』  
Экспедиция Беринга. М., 1941.

---

\* ロシア語の「アルヒーフ」の訳。史料館以外に、資料館、文書館などの訳も可能。

## 訳語表

### 官庁など

Адмиралтейский департамент	海軍省
Адмиралтейская коллегия	海軍参議会
воеводская канцелярия	地方長官所
губернская канцелярия	県庁
земский суд	地方裁判所
кабинет е.и.в.	帝室官房
Охотская канцелярия	オホーツク政庁
Коллегия иностранных дел	外務参議会
Коммерц-коллегия	商業参議会
Правительствующий Сенат	元老院
приказная изба	役所
приказная палата	ブリカース[官庁]所
провинциальная канцелярия	地区政庁
Сибирский приказ	シベリア庁

### 官位・役職など

адмирал	海軍大将
боцман	掌帆長
боцманмат	掌帆兵曹
бригадир	陸軍准将 (1722～1799年)
вице-адмирал	海軍中将
воевод	地方長官
военный губернатор генерал	軍務知事
войсковой старшина	コサック軍中佐 (コサック軍のみ)
генерал адмирал	海軍元帥 (1708年～)
генерал-губернатор	総督
генерал-интендант	主計長
генерал-лейтенант	陸軍中将 (18世紀末～)
генерал-майор	陸軍少将



генерал от артиллерии	砲兵大将 (1796年～)
генерал от инфантерии	歩兵大将 (1796年～)
генерал от кавалерии	騎兵大将 (1796年～)
генерал-поручик	陸軍中將 (1730年代～18世紀末)
генерал-прокурор	元老院総裁
генерал-фельдмаршал	陸軍元帥 (1699年～)
главный командир	総司令官
главный правитель	総支配人
губернатор	県知事
есаул	コサック大尉 (～1884年)
инженер-генерал	工兵大将 (1796年～)
кабинет секретарь	帝室官房長官
капитан	歩兵大尉 (～1884年)、海軍佐官、艦長、船長
капитан-1-го ранга	海軍大佐
капитан-2-го ранга	海軍中佐
капитан-3-го ранга	海軍少佐
капитан-командор	海軍准将 (1722～1799年)
капитан-лейтенант	海軍大尉 (1698～1884年)
капитан-поручик	歩兵中尉 (1705～1798年)
квартирмейстер	補給兵曹
команда	乗組員、部隊、小隊など
командир	指揮官、司令官、艦長など
комендант	警備司令官
комиссар	監察官
контр-адмирал	海軍少将
корнет	(騎兵・国境警備) 少尉補 (～1884年)
лейб-гвардия	親衛隊
лейтенант	海軍中尉 (～1885年)
майор	陸軍少佐 (1698～1884年)
мастер	親方など
матрос	水兵
министр коммерции	商務大臣

министр морских сил	海軍大臣
мичман	海軍少尉（～1885年）
начальник порта	港長官
обер-офицер	尉官
передовщик	先導者
подполковник	陸軍中佐
подпоручик	陸軍第二少尉
подъесаул	コサック中尉（～1884年）
полковник	陸軍大佐
поручик	陸軍少尉（～1884年）
правитель	支配人
прапорщик	陸軍少尉補（～1884年）
президент Коммерц-коллегии	商業参議会議長
премьер-майор	陸軍中佐
приказный человек	官吏
прикащик; приказчик	ブリカース員、手代など
промышленник	毛皮採集者
работные люди	役夫
ротмистер	騎兵大尉（～1884年）
служилые люди	下級勤務員
сотник	コサック少尉（～1884年）
ундер(унтер)-офицер	下士官
управитель	管理者
флагман	艦隊司令官
хорунжий	コサック軍少尉補（～1884年）
шкипер	掌帆長
штабс-капитан	歩兵中尉（1798～1884年）
штабс-ротмистр	騎兵中尉（～1884年）
штурман	航海士
<b>文書など</b>	
атлас	地図帳

вахтенный журнал; журнал плавания;	
шканечный журнал	航海日誌、当直日誌
ведение	通達、報告
выписка	抜粹
докладная записка	報告書
доношение	報告
журнал заседаний	會議録
журнал путешествия; путевой журнал	旅行日誌
записка	文書、報告
известие	通知
извлечение	抜粹
инструкция	通達、指示
итоговая карта	総括地図
конвенция	条約、協定
(Морской) регламент	(海軍)規定
Морской устав	海軍操典
наказная память; ордер	命令書
наставление	指示
определение	決議
перевод	転写、翻訳
показание	証言、供述
предложение	提議
предписание	指令
представление	報告書、上申書、請願書
приложение	添付文書
проект	構想、草案
пропозиция	動議
реляция	戦況報告、功績調書、報告
рапорт	上申書、報告
расспросные речи	談話記録
регест	要旨
рескрипт	詔書、勅書

сказка	陳述書
сообщение	手紙、報告
указ	勅令（皇帝の場合）、命令書
экстракт	要約、要約報告

## 船

бот	小船艇
бриг	ブリッグ型帆船
бригантина	二檣帆船
буер	軽帆船
буса	(東洋の)大型木造船
галера	ガレー船
галиот	平底帆船
дубель-шлюпка	ダブル・スループ船
коч	コーチ船
лодья(ладья)	ロジヤー(ラジヤー)船
пакетбот	パケットボート
тендер	単檣帆船
фрегат	フリゲート艦
шитик	シチク船
шлюп	スループ船
шлюпка	搭載艇
шхербот	平底小船艇
ялбот	船載ボート

## その他

иноземец	異郷人
инородец	異族人
острог	要塞
посольство	使節団
поход; экспедиция	遠征、航海
промысел	毛皮事業、毛皮採集

## 用語解説

### 度量衡

アルシン	約 71 センチメートル
アンカー	約 34.35 リットル
インチ	約 2.54 センチメートル
ヴェドロ	約 12.3 リットル
ヴェルシヨーク	約 4.45 センチメートル
オシミナ	約 105 リットル
クルシカ	約 1.23 リットル
サージェン	約 2.134 メートル
シトーフ	10 分の 1 ヴェドロ(約 1.23 リットル)
ゾロトニク	約 4.25 グラム
チャルカ	約 0.123 リットル
チェトヴェルチ	4 分の 1 アルシン(約 18 センチメートル)
ノット	船の速度単位。毎時 1.87 キロメートル
フィート	約 30.48 センチメートル
プード	約 16.38 キログラム
フント	約 409.5 グラム
露里(ヴェルスタ)	約 1.067 キロメートル

### 地名

アレウト列島	アリューシャン列島
ヴォストーチヌイ洋、ヴォストーチノエ海	(それぞれ東洋、東海の意)太平洋
カディヤク島	コディアック島
クリル列島	千島列島

### その他

下級勤務員	おもに兵士をさす。
掌院(アルヒマンドリート)	ギリシャ正教における黒僧(修道僧、禁妻帯)の階位の一つ。修道院長などの要職につくことが多い。

毛深いクリル人、毛深人	クリル列島民のうちカムチャツカ半島から遠方にある島々に居住する者。ロシア皇帝に臣従しておらず、したがってヤサク税(後述)を納めていない。
トヨン、クニャゼツ、アタマン	順に、選出された族長、シベリア異族人の族長、首領、の意。
バイダーラ、バイダルカ	海獣の皮で作られた小舟。バイダルカはバイダーラよりも小型のものをさす。
ブリカース員	<sup>ツォエツォダ</sup> 地方長官その他の支配者のもとで、命令の遂行のために仕えた昔の役人のことをさす。
役夫	労力を要する単純作業に従事する者や毛皮採集に従事する猟師などをさす。
ヤサク税	帝政期において、狩猟を営む非ロシア系民族に科せられていた現物税。クロテン、狐、ビーバーなどの毛皮類で納められた。

## 凡 例

1. 所収史料の出典および脚注に記された丸囲みの数字は、本史料集シリーズの出典となった以下のロシア語史料集の番号に対応している。たとえば「⑥No.4」は、ボルホヴィチノフによる⑥の史料集に収められている4番目の史料を意味する。

①S.P.クラシェニンニコフ『カムチャツカの地の記述——付録：上申書、報告およびその他の未刊行史料——』L.S.ベルク、A.A.グリゴリエフ、N.N.ステパーノフ責任編集、モスクワ、レニングラード、1949年。

Крашенинников С. П. Описание земли Камчатки: с приложением рапортов, донесений и других неопубликованных материалов. Берг Л. С., Григорьев А. А., Степанов Н. Н. (Отв. Ред.). М.-Л., 1949.

②A.V.エフィモフ『太平洋におけるロシアの遠征史より——18世紀前半——』モスクワ、1948年。

Ефимов А. В. Из истории русских экспедиций на Тихом океане: первая половина XVIII века. М., 1948.

③V.A.ディヴィン編、V. S. シェフチェンコ責任編集『ロシアの太平洋の叙事詩』ハバロフスク、1979年。

Дивин В. А.(Сост.), Шевченко В. С.(Отв. Ред.) Русская тихоокеанская эпопея. Хабаровск, 1979.

④A.V.エフィモフ編集『17～18世紀のシベリアおよび北西アメリカにおける地理学的発見地図』モスクワ、1954年。

Ефимов А. В.(Ред.) Атлас географических открытий в Сибири и в Северо-западной Америке XVII-XVIII вв. М., 1964.

⑤A.I.アレクセエフ責任編集『18世紀前半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1984年。

Алексеев А. И.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана в первой половине XVIII в.: сборник документов. М., 1984.

⑥N.N.ボルホヴィチノフ責任編集『露米会社と太平洋北部研究、1799～1815年——史料集——』モスクワ、1994年。

Болховитинов Н. Н.(Отв. Ред.) Российско-американская компания и изучение

Тихоокеанского севера, 1799-1815 гг.: сборник документов. М., 1994.

⑦R.V.マカロヴァ責任編集『18世紀後半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1989年。

Макарова Р. В.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана во второй половине XVIII в.: сборник документов. М., 1989.

⑧E.L.ベスプロズヴァンヌィフ『17～19世紀半ばの露中関係システムにおけるプリアムールエ地方』ハバロフスク、1989年。

Беспрозванных Е. Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений XVII - середина XIX в. Хабаровск, 1986.

⑨A.I.アンドレエフ編集『18世紀の太平洋および北アメリカにおけるロシアによる発見』モスクワ、レニングラード、1948年。

Андреев А. И.(Ред.) Русские открытия в Тихом океане и Северной Америке в XVIII веке. М.-Л., 1948.

⑩A.I.アンドレエフ編集『18～19世紀の太平洋および北アメリカにおけるロシアによる発見』モスクワ、レニングラード、1944年。

Андреев А. И.(Ред.) Русские открытия в Тихом океане и Северной Америке в XVIII-XIX веках. М.-Л., 1944.

@ 所収史料の出典に付された丸カッコの番号は、7頁の「出典一覧」に対応している。

3. 書式は原則として、出典となったロシア語史料集の形式を踏まえている。史料の一部が省略されている場合、省略された部分は(略) や ... などの記号で示されている。ロシアにおいて既刊のため要旨のみが掲載されている場合は、[要旨]と明記した。日本人の読者には不要と思われる注は一部省略した。本書の監修者および編訳者の側で補足した部分は、脚注では [監修者補注:]、[編訳者補注:]として記し、文中では[]内に入れた。出典となったロシア語史料集の編者によって付された注は、脚注ではそのまま記し、文中では【】内に入れた。

4. 文意を明晰にするために、適宜言葉を補足し、また思い切った意識を試みた箇所がある。

5. 語彙、文意が不明な箇所にかんしては、やむを得ずロシア語をラテンアルファベット表記したものを残し、下線を引いた。

=. 目上の者に宛てた文書は、必ず敬体(ですます調)で訳すこととした。

7. 地名や人名について、原典の同一文書内でも表記のゆれが見られる。その表記が一般的な表記と異なる場合、[]内に一般的な表記を補足した。



8. 本史料集では、とくに断りがないかぎり旧暦(ユリウス暦)が用いられている。新暦(グレゴリオ暦)に直すためには、18世紀においては11日を加える必要がある。



1. コサック五十人隊長ヴラディミル・アトラソフ<sup>1</sup>の「陳述書」。1697年のカムチャツカ遠征について<sup>2</sup>。(③No.15)

1701年2月10日

1701年2月10日、シベリア庁にヤクーツク・コサック五十人隊長ヴォロディメル・オトラソフ[ヴラディミル・アトラソフ]が出頭し、尋問に対し以下のとおり答えた。

「彼、ヴォロディメルは203<sup>3</sup>[1695]年8月末、陛下のヤサク税徴収のため、ヤクーツクからアナドゥイルスク越冬小屋へ出発したとのことである。ヤクーツクの下級勤務員13名が彼に同行した。ヤクーツクから小舟でレナ川を渡り、荷馬車を雇い、アルダン川まで林間や草原を3日ほど進んだという。1日あたりの行程は30露里程度となる。アルダン川を小舟で渡り、アルダンからは馬を雇い、アルダン川をその河口[レナ川との合流点]からト克蘭川河口[アルダン川との合流点]に向かって一日分さかのぼった。アルダン川はモスクワ川とくらべて倍の大きさであろう。ト克蘭川右岸を、ぬかるみや岩の多い場所づたいに最上流まで、馬で11日間かけてさかのぼった。ト克蘭川の河口で冬が到来した。一方、ト克蘭川はモスクワ川より小さい。ト克蘭川を渡り、カーメニ<sup>カ</sup>をとおって、1日でヤナ川の水源に到着した。ヴェルホヤンスク越冬小屋まで、ヤナ川に沿って下流へ馬で2週間ほど進んだ。

ヴェルホヤンスク越冬小屋で新たに馬を雇い、ヤナ川沿いに下流へと向かった。ヤナ川はモスクワ川よりも幅が広い。そしてタスタクに移動した。タスタク川はモスクワ川より狭く小さな川だ。タスタクからガリヤンディナ川へ行った。このガリヤンダ[ガリヤンディナ]川はインディギ

<sup>1</sup> アトラソフ、ヴラディミル・ヴラディミロヴィチ——著名なロシア人探検家、カムチャツカの調査者。近年、B.P.ボレヴォイが明らかにしたように、未来の「カムチャツカのエルマーク」はヤクーツクで生まれた。1682年、コサック兵に徴集され、遠方のウダ要塞での勤務に配属された。1684年の春にようやくヤクーツクへ戻った。V.V.アトラソフの父はコサックのヴラディミル・ティモフェーヴィチ・オトラス、母はヤクート人であるらしい(Полевой В. П. Владимир Атласов— уроженец Якутска // Полярная звезда, 1974, No.3を参照)。V.V.アトラソフの功績を否定はしないが、1651年から1657年までの間、北はベンジナ川から南はオホータ川までのオホーツク海沿岸部を調査したM.V.スタドゥヒンから、ロシア人がカムチャツカに上陸する最初の情報を入手したことは認めなければならない。アトラソフと直接かかわる前任者は、1691～1692年、1693～1694年および1696年にカムチャツカでヤサク税を徴収したアナドゥイルスクのコサック、L.S.モロスコとI.V.ゴリギンである。すでに17世紀中葉には、同半島でのロシア人の最初の越冬が行われている。

アトラソフは、アナドゥイルスク要塞を出発し、ティギリ川を通過し、それからカムチャツカ川に向かった。半島の南端から100キロメートルのところまで踏破した。V.V.アトラソフの遠征の意義は、彼がその土地の住民をロシア帝国臣民にしたことだけでなく、「カムチャツカとクリルの地」にかんするきわめて価値のある地理学的・民族誌的情報を収集し、総括した点にある。1700年、ヤクーツクに帰還すると、アトラソフは報告書を携えてモスクワへ派遣された。首都で「カムチャツカのエルマーク」はコサック隊長に昇進し、ふたたびカムチャツカへ派遣された。1711年1月、カムチャツカで蜂起したコサックによって殺害された(史料集③c.112より)。

<sup>2</sup> [編訳者補注: 訳出にあたり、以下の邦語文献を参照した。村山七郎『漂流民の言語——ロシアへの漂流民の方言学的貢献——』吉川弘文館、1965年、6頁、高野明『日本とロシア——両国交渉の源流——』紀伊国屋書店、1994[初版1971年]、49～52頁]

<sup>3</sup> [訳者補注: 原文では宇宙開闢紀元の年号(ビザンツ暦)を使用している。以下も同様]



色でサケよりも大きい。異郷人はこれをオヴェチナと呼んでいる。他に多くの魚——7種のさまざまな魚がいて、ロシアの魚とは似ていない。海からこの辺りの川にやって来るそのような魚は非常に多く、海には戻らず、これらの川や川の入江で一生を終える。この魚を求めて川辺には獣、すなわちクロテン、キツネ、カワウソが生息している。

彼らは夏と冬、このカムチャツカの地をトナカイで回った。冬はトナカイを橇につなぎ、夏はトナカイの背に鞍を置いて移動した。鞍は木製の場合がある。

カムチャツカの地の冬はモスクワよりも暖かく、雪も少ない。クリルの異郷人のところでは雪はさらに少ない。カムチャツカでは冬の日照時間は長く、ヤクーツクの倍近い。クリルの夏は太陽が頭の真上を通過し、ひとの影が見られない。

クリルの地の冬は、海に鳥がいる。カモとカモメが多数おり、また湖沼には白鳥が多数いる。というのもこれらの湖沼は冬、凍結しないからだ。夏は日光で非常に暖かく、雨や雷も多く、稲妻がひんぱんに発生するので、これらの鳥は飛び去り、残るものはわずかである。この地はかなり南にあると彼は考えている。

カムチャツカとクリルの地には干しぶどうより小さいが、甘さでは勝るベリー類、つまりコケモモ、ウワミズザクラそしてスイカズラがある。草むらの中に、地面から4分の1アルシンの高さで生育しているベリー類は、その実の大きさが鶏卵よりやや小さく、熟した果実は緑色だが、味はキイチゴに似ており、種もキイチゴのように小さい。樹木には実がまったく見られなかった。

また異郷人がアガタトカと呼ぶ草がある。膝の高さにまで成長するが、枝が細く、異郷人はこの草を引き抜き、皮をむき、軸をヤナギの内皮で結わえて天日干しにする。乾くと白くなり、この草を食べる。甘い味がする。もむと白くなり、砂糖のように甘くなる。

樹木は、ネズよりも低いkedry[シベリアマツのことか]が生えており、実がなる。カムチャダール側[カムチャツカ川のことか]には、シラカバやカラマツ、エゾマツが多く、ペンジナ海側には、川岸にシラカバとヤマナラシが生育している。

ペンジナにはあご髭を生やしていないコリャーク人が住んでいる。顔は赤銅色、中背で、独特の言葉を話す。信仰は持たないが彼らの仲間のシャーマンは、彼らが必要とすることについてはシャーマニズムを行い、タンバリンをたたき、叫び声をあげる。トナカイの皮から作った衣服と履物を身につけ、靴底にはフィリアザラシの皮を使っている。魚とあらゆる獣そしてフィリアザラシを食べる。彼らのユルタはトナカイやヘラジカの皮を縫い合わせてできている。このコリャーク人の向こうには異郷人リュトレッツ人が住んでいる。言葉などあらゆる点でコリャーク人に似ているが、リュトレッツ人のユルタはオステャク人のそれのように土でできている。

このリュトレッツ人のさらに先には、川沿いにカムチャダール人が住んでいる。背は低く、適度

な長さのあご髭を生やし、ズイリヤン人に似た顔つきをしている。クロテン、キツネそしてトナカイから作った衣服を着ており、その服を犬毛で覆っている。彼らの冬用ユルタは土でできており、夏用ユルタは地面から3サーゼンほどの高さに板を張り、エゾマツの樹皮で屋根を葺いている。このユルタには、はしごで上り下りする。ユルタ同士は離れておらず、1か所に200、300、400棟のユルタがある。魚と獣肉を常食とし、魚は生のままや凍ったものを食べる。冬に備えて生魚を蓄える。穴の中に入れ、土をかぶせ、魚を発酵させる。この魚を取り出し、丸太をくりぬいた桶に入れ、水を満杯まで注ぐ。石を焼き、桶に入れ、水を加熱する。そして魚と水をかき混ぜて溶かし、これを飲むのである。この魚からは悪臭がするので、ロシア人は必要に迫られても耐えられない。木製の皿と粘土製の鍋はカムチャダール人自身が作るが、他にも<sup>レゾカス</sup>下塗り<sup>レゾカス</sup>を施した食器とボイル油塗りの食器がある。彼らが云うには、これらの容器は島からもたらされる。この島がいかなる国の支配下にあるのか、彼は知らない。まったく信仰を持たず、シャーマンだけがいる。彼らのシャーマンは、他の異郷人のシャーマンとは違って長髪である。

カムチャダールの地の山脈沿いに<sup>5</sup>、トナカイ[を遊牧する]・コリヤーク人が住んでいる。

ロシア人のもとで暮らす捕虜たちは、これらのカムチャダール人たちと、ロシア人が話すことになるあらゆる話をコリヤーク語で話す。彼、ヴォロディメルはコリヤーク語やカムチャダール語をまったく話せない。

カムチャダール人のはるか彼方にクリルの異郷人が住んでいる。彼らの外見はカムチャダール人よりも色黒であご髭が短い。クリルの地はカムチャダールの地より温暖である。衣服はカムチャダール人と同様のものを身につけているが、ただカムチャダール人よりも貧相である。クリルにはクロテンがいるけれども、気候が温暖なため毛並みは悪い。一方、大型のラッコや赤毛のキツネが豊富である。このクリルの異郷人のはるか彼方にどのような人びとが住んでいるのか、またその地が遠いのかは不明である。

カムチャツカ川を河口から上流へ1週間さかのぼると、横長形の麦わら山に似た非常に大きく高い山がある。その近くにあるもう一つの山は円錐形の干草の山によく似ており、標高がかなりある。後者の山から昼間は煙が立ち上り、夜間は火の粉が舞い、空焼けが見える。カムチャダール人が云うには、この山の中腹まで登ると大きな物音や轟音が聞こえ、人びとは耐えられないという。山の中腹からさらに上に登った者は戻ってこない。山の中で彼らに何が起こったのか分からない。

これらの山の地下からは湧水が流れ出ている。その水は緑色で、コペイカ硬貨を投げ入れたところでは水深3サーゼンほどのようである。

---

<sup>5</sup> カムチャツカ川流域の意と思われる。

上述の異郷人たちは自分たちを支配する大国を持たない。ただ部族の中で裕福な者がより力を持つと見なされている。ある部族が別の部族に戦争をしかけ、争う。夏はこれらすべての異郷人の男が裸でいる。戦いに対して、あるときは勇敢で、またあるときは臆病で、せわしない。これら異郷人の側から先に貢物が納められたことはない。

各人が自分の力におうじて1人、2人、3人、4人の妻を持っている。家畜を持たず、犬だけを飼っている。犬の大きさは当地[モスクワ]と同じくらいだが、ものすごく毛がふさふさしていて、毛の長さが4分の1アルシンある。クロテンは魚が多く住む川の近くで、罾を仕掛けて獲る。また木の上のクロテンは射る(略)

これらの異郷人は部族間で争う。火器を非常に恐れ、ロシア人を火の民と呼んでいる。ロシア人と戦う場合は、ロシア人と相まみえるところまではいくのだが、火器に対して踏みとどまることができず、逃げ帰ってしまう。冬にはカムチャダール人がスキーで出陣する。トナカイ・コリヤーク人は橇に乗り、1人がこれを操作しながら、もう1人が弓で射る。夏にはあるときは裸で、またあるときは服を着て歩いて戦いに出る。

彼らの必需品は、瑠璃色のオデクイ<sup>6</sup>とナイフである。これらと引き替えに彼らからクロテン、キツネ、大型のラッコ、カワウソを入手できる。

リュトレツ人の近くの海は、冬には流水があるが、海全体は凍結しない。カムチャツカよりも海に流氷が多いのかどうかは分からない。夏の海には水はまったくない。

異郷人について調査すべく、カムチャツカ川に沿って海まで、彼、ヴォロディメルはコサックを1名派遣した。このコサックはカムチャツカ川を海まで辿り、カムチャツカ川流域のエロフカ川から海までの間に、カムチャダールの異郷人の要塞[のように見える集落]を160見たと報告した。ある要塞では1つの冬用ユルタに、また別の要塞では2つのユルタにそれぞれ200人と150人が住んでいた。要塞付近の夏用ユルタは立床式で、みなが自分のユルタを持っていた。ロシア人が来る前は彼らの要塞はずっと少なかったが、ロシア人が来てからは、危険を感じて多数の要塞を設け、これらの要塞から戦闘を行う。石を投げ、投石器を使い、要塞から手で大きな石を投げ、また先端を尖らせた杭や棒で攻撃する。これらの要塞にロシア人は楯で身を守りながら近づき、要塞に火を放ち、彼ら(異郷人)が逃げ出す門の正面に立ち、そこで多くの異郷人すなわち敵を殺す。要塞が土で作られている場所では、それらにロシア人が近づき、杭で土に穴をあけ、小銃を使って異郷人が要塞へ上らないようにする。

このカムチャダールの地の別の側では、冬の海上に氷が張ることはない。ただペンジ<sup>7</sup>川から

---

<sup>6</sup> ビーズ。

<sup>7</sup> ペンジナ。

クウイグウイルまで沿岸に氷が少し張るだけである。クウイグウイルから先はまったく氷結しない。クウイグウイル川から[カムチャツカ川]河口までの行程は、カムチャツカ川まで岩の多いところを通して早足で歩き3、4日である。さらにカムチャツカ川を海まで小舟で4日下る。海のすぐ近くにはクマとオオカミが多く生息する。

第一クリル川に面した海上に島嶼があるように見えた。また異郷人もそこに島嶼があり、これらの島には石造りの町が存在し、人が住んでいると云っているが、どのような人なのかについて異郷人は語ることはできない。これらの島々からクリルの異郷人のもとに高価な食器や縞模様やまだら模様の木綿の服、南京木綿の服、麻でできた裾長の上着がもたらされるといふ。このクリルの異郷人の話では、食器と衣類は彼らに無償で与えられ、これに対し彼らは何も買わないといふ<sup>8</sup>。どのような手段でこれらの島々からクリル人のもとにやって来るのか、この異郷人は語ることはできない。

また異郷人が云うには、カムチャダール側では、カムチャツカ川の少し上流にあるカランスカヤ・ボブロヴァヤ[ラッコ]川に、毎年、大型木造船 busa がやってきて、異郷人からフィリアザラシやラッコの脂を入手するが、この大型木造船で何を持ち込むのかは分からない。

海では大きなクジラ、フィリアザラシ、ラッコがよく見受けられる。ラッコは高潮にのって岸へ上がり、潮が引くと陸に取り残される。これを槍で突き、鼻を棒で打つ。しかし、ラッコの足はとても小さく、岸は木製で<sup>9</sup>固いので逃げることはできない。

アムール川が遠いのか否か、彼は知らない。

ベンジナの異郷人は海上移動に小舟のかわりにバイダーラをよく使う。このバイダーラはフィリアザラシの皮を縫い合わせたもので、長さ約6サージェン、幅約1と2分の1サージェンで、中央に木製の横木と格子が取り付けられている。30人ないし40人が、このバイダーラでフィリアザラシや獣脂を求めて海へ出る。このバイダーラで遠洋まで出るのか、彼は知らない。カムチャダール人はふつう10人、20人乗りの小舟を持っているが、その他の船は見かけなかった。冬だったため、クリル人の航行用の船を見かけることはできなかった。

カムチャダールやクリルの地は温暖で柔らかい黒土のため、穀物の栽培が可能である。ただ、家畜がないために耕作手段はない。異郷人は播種を知らない。

銀鉱石や他の何らかの鉱石があるのか明らかではなく、鉱石なるものをまったく知らない。

海路、大型木造船で運ばれてきた捕虜がどのような言葉を話しているのか分からない。ただし、ギリシャ人に似ているようである。やせ気味で、口ひげは短く、髪は黒い。ロシア人の聖像を見

<sup>8</sup> V.V.アトラソフはカムチャツカの住人とアイヌ——クリル列島の民——の交易関係について神話化された一説を述べている。

<sup>9</sup> 史料にはこのように書かれている。



るとたいそう泣き、自分たちのところにも同じような聖像があると話した。この捕虜は、ヴォロディメルと2年間過ごしたので、ときには彼らとロシア語で話した。ヴォロディメルと会うまでは2年間、異郷人のもとで暮らしていたので、ときには通訳を介してコリヤーク語で話した。彼はインド[江戸]人だと名乗り、自分たちのところでは金が豊富に産出し、御殿は豪華で、インド王[江戸の将軍]の王宮は銀でできていて、金箔が施されていると語った。

彼、ヴォロディメルはクリルの異郷人から重さが1ゾロトニク近くある銀貨を手に入れた。捕虜はこれをインドの硬貨だと語った。彼らのところではクロテンをはじめいかなる獣の毛皮も用いない。木綿に刺繍を施した、さまざまな錦の織物を身につけている。

この捕虜は彼、ヴォロディメルと一緒にアナドゥイルスク[アナドゥイルスク]越冬小屋からスキーを履いて6日間歩いたが、彼の足が腫れて苦しんだ。そのため、彼をアナドゥイルスク越冬小屋に戻した。彼が回復したら、ロシア人とともにヤクーツクに出発することにした。この捕虜は大変礼儀正しく、分別がある。

そこで彼、ヴォロディメルは、カムチャダールの地について嘘偽りない報告をするためにカムチャダールのクニャゼツをモスクワへ連れて行った。この異郷人はロシア語を話したが、カイゴロド郡で天然痘のため死んでしまった。

シベリアの異郷人たちは誰も uchlivost<sup>10</sup> というものがまったくない。人びとはやせており、清潔さとは無縁だ」。

文書の下余白部分、文章の末尾に署名がある：本陳述書に、ヤクーツク・コサック五十人隊長ヴォロトカ[ヴラディミル]・アトラソフが署名しました。

Н. Н. Оглоблин により(8)Чтения в Обществе истории и древностей российских. М.,1891, кн.3, с.11-18 として公刊された。

(齊藤由佳・小野寺歌子 訳)

---

<sup>10</sup> つまり、礼儀正しさ uchtivosti。

2. ヴラディミル・アトラソフにより救出された日本人デムベイの「陳述書」。日本について<sup>11</sup>。

(③No.118)

1702年1月

その捕虜はロシア語を少し話し、シベリア庁でつぎのように語った。名を伝兵衛<sup>デムベイ</sup>といい、ディアサ<sup>オサッカ</sup>の息子<sup>12</sup>で、日本島の大坂の生まれだった。この島の首都は都<sup>メアコ</sup><sup>13</sup>で、大坂から約150露里の距離にあった。そこにはダインサマ<sup>14</sup>と呼ばれる日本の支配者が住んでいる。彼すなわち伝兵衛の父ディアサ[ディアサ]はこの大坂に住み、商売を営んでいた。彼、伝兵衛は自分の主人、すなわち同じ大坂の商人である淡路屋又兵衛<sup>アグスジャマクフイン</sup>の息子<sup>15</sup>の商品を積んで、主人に雇われている他の者総勢15名とともに船に乗った。彼らの他に30隻もの船——大型木造船、または彼らがエドイニヤと呼ぶ大型帆船<sup>16</sup>が一緒だった。それらの船は長さ約15サージェン makhovaia sazhen'[両手を広げた長さ。ひと尋]、幅と高さはそれぞれ約4サージェンあった。[船は]日本島の近海沿いに、大坂<sup>オサッカ</sup>から約700露里離れた海辺にある江戸<sup>エド</sup>の町へ向けて出帆した。彼らは絹織物、鉄板、蓆麻布、金貨や銀貨と交換するため、米や日本酒、緞子、南京木綿、綿花、白い粉砂糖、氷砂糖、白檀そして鉄を積んでいた。金貨と銀貨は2つの町、つまり都と江戸でしか鑄造されていないので、その所有者はその間を行き来して暮らしている。

彼らが乗った船は海上で波を受けて操縦できなくなり、どこへ流されたのか彼にはわからなかったという。[伝兵衛らの乗った]船は暴風のため28週間、海を漂流した。彼らは風をよけるために帆がついたまま帆柱<sup>シヨグラ</sup>を切り倒して海に捨てたが、帆と一緒に2人が海に落ち、溺死した。船

<sup>11</sup> 伝兵衛(デンベイ)は、V.V.アトラソフがカムチャツカ西岸で出会った日本人の名前である。彼の姓名の漢字表記を、原本がモスクワの国立中央古文書史料館(現ロシア国立古文書史料館)に保管されているこの「陳述書」の末尾にある署名から、1968年、E.Ya.ファインベルグが確定した。日本の古文献学者服部誠一は、伝兵衛の署名の草書体を解読して、タテカワあるいはタチカワ・デムベイと明らかにした(高野明『日本とロシア』、東京、1970[正しくは1971]年、55頁)。S.N.マルコフの著書『地球』(Марков С. Н. Земной круг. М., 1971)では、前者のタテカワという表記が採用されている。N.N.オグロプリンの見解に反し、伝兵衛はロシアに来た最初の日本人ではない(Оглоблин Н. Н. Первый японец в России // Русская старина. СПб., 1891, октябрь, с.12-14を参照)。すでに1600年、聖アウグスチヌス教団出身の洗礼名ニコライなる日本人がニコライ・メロ神父とともにモスクワを訪れている。[訳者補注：訳出にあたり、村山七郎『漂流民の言語——ロシアへの漂流民の方言学的貢献——』、8～17頁、高野明『日本とロシア——両国交渉の源流——』、39～49頁を参照した]

デムベイ(デンベイ)——カムチャダール人の捕虜の状態からV.V.アトラソフによって救出された日本人。1701年、モスクワへ護送され、そこで日本およびその国家機構、経済、宗教などについて一連の情報をもちらした。ピョートル一世の命令で、日本と「友好を結び」、「交易をする」目的でロシア人の子どもにも日本語を教えた。1710年、ロシア正教に入信した(史料集③c.520より)。

<sup>12</sup> 伝兵衛はおそらくアジサイ[?]という名の日本人の息子であった。

<sup>13</sup> 都(首都)、すなわち京都。8～12世紀の日本の首都。1868年まで日本天皇の居所。

<sup>14</sup> 太陰様、月の神(文字通りには「大いなる暗黒の支配者」)。[訳者補注：前掲書において高野明は、「内裏様か」と記している]

<sup>15</sup> 又衛門(又兵衛門)という名の日本人の息子。

<sup>16</sup> [訳者補注：村山、高野は、江戸船と解釈している]

には大坂から持ってきた淡水が積んであり、その水は2か月分相当あったが、水が尽きると、彼らは米を酒で煮た。そして酒はちびりちびり飲み、米は砂糖や氷砂糖で甘く味付けし、少しずつ分けて食べた。風が止んでから彼らが羅針盤で現在地を測定してみたところ、はるか遠くまで流されたことがわかり、どうやって帰ったらよいものかと思案にくれた。海上で根っこマツシメシメの付いた小さな流木を見つけたので、それを帆柱のかわりに船に立て、緞子で帆を縫った。

彼らはその帆のおかげでクリルの地まで流れ着いた。川を発見し、その川をさかのぼると、クリル人たちのいるところにたどり着いた。クリル人のひとりが彼らに近づいてきたので、彼、伝兵衛は仲間とともに、せめて自分たちのことを知らせるつもりで、その土地や言葉を知るため紙に書きとめはじめた。そして、相手にも自分の言葉で書いてもらおうとその書付けをこのクリル人に渡した。ところがカムチャダール[カムチャツカ]やクリルの地では人びとはいかなる文字も持たないので、クリル人はその紙をふとくろにし、彼らから立ち去った。翌朝、20人ほどのクリル人が4艘の小舟でやって来たが、彼らを見ると、また立ち去った。そして夜中に40艘の小舟で200人ほどのクリル人がやって来て、伝兵衛一行が乗っている船に矢を射始め、石や骨で作った斧で彼らの船を切りつけた。彼、伝兵衛は矢で左手の指に傷を負った。伝兵衛一行は彼らが大勢なのを見ると、船から緞子や南京木綿、鉄を運び出し、彼らに与え、命乞いをした。クリル人はその緞子も南京木綿も鉄も彼らから取って行った。彼らは米や砂糖のにおいをかいだが、何のにおいもしなかった。500樽ほどあった酒もちょっとにおいを嗅ぐと、樽をたたき割った。そして米や砂糖は投げ捨て、酒は海中に流してしまい、樽は魚を入れるために残しておいた。というのも、クリルやカムチャダールの地では、異郷人は容器というものをまったく持たず、魚は穴に入れ、その上に木や草で覆っているからである。魚がすべて石けんが泡立つように発酵すると、それを桶に入れ、水を注ぎ、焼けた石で熱し、さらにそこへベニテングダケを加えてそれを飲むのである。それを客や仲間に分るまい、酩酊することもしばしばある。伝兵衛一行はその飲み物を飲むことはできなかったが、植物の根やそれほど傷んでいない魚を食べた。

クリル人たちは、漂流中ひどく泣いて気が狂った、伝兵衛の仲間2人を殺害した。ある者が彼、伝兵衛をカムチャツカ川に連れて行った。一方、彼の仲間10人はこれらクリル人<sup>17</sup>のもとに残った。伝兵衛が仲間と一緒にクリル人のもとで暮らしたのは1か月ほどだった。

ヴォロディメル・オトラソフ[ヴラディミル・アトラソフ]一行が到着するまで、彼、伝兵衛は1年近くカムチャツカ川のほとりで過ごしたが、その頃には[伝兵衛を捕えていた]彼らのカム

<sup>17</sup> これはカムチャダール人やアイヌの末裔であるカムチャツカ南西岸の住民のことを指している。日本船はオバラ川河口で難破した(Миллер Г. Ф. Описание морских путешествий по Ледовитому и Восточному морю, с российской стороны учиненных // Сочинения и переводы, к пользе и увеселению служащие. СПб., 1758, т. I, с.292-293 を参照)。

チャダールの言葉をいくらか解するようになり、クリルに大型木造船または大型帆船で人がやって来て、伝兵衛の仲間 10 人を連れて行ったらしいことをこれらのカムチャダール人たちから聞かされたが、船に乗ってきたのが日本人だったのか、それとも中国人だったのか彼にはわからない。

ヴォロディメル・オトラソフがコサックとともにカムチャダールの地にやってきたとき、彼、伝兵衛は彼らの食事が清潔なのを見て、飢え死にしそうなので自分を見殺しにしないでくれと頼んだ。ヴォロディメル一行は彼、伝兵衛をカムチャダール異郷人のもとへは返さずに引き取り、シベリアの地まで連れていった。

彼、伝兵衛が大坂を出航してから、もう 7 年目になる。彼、伝兵衛には大坂に妻と 2 人の子もがいる。

彼らの地[日本]には縦 1 アルシン、横 1.5 アルシンの小さな火砲があり、火薬もあって、それは国内で作られている。彼はほとんどロシア語が分からないので、他の事情については話すことができなかった。これ以前には、日本人のなかでクリルやカムチャダールの地に行った者はいない。

彼、伝兵衛の話によると、彼らの宗教は中国人と同じで、金、銀、銅、鉄、木製のさまざまな姿をした偶像[仏像]が多数あり、これを拝んでいる。

彼、伝兵衛はカエサル語<sup>18</sup>で書かれた日本島にかんする書物を見て、日本島の町、すなわち都<sup>ミヅコ</sup>、大坂<sup>オサツカ</sup>、江戸<sup>エント</sup>は、この本に描かれているものとよく似ていると語った。この本に描かれている、彼ら[日本人]が拝み、神のかわりに崇拜している、人間、蛇、動物その他さまざまな姿をした偶像、礼拝堂[寺社]やその他の建造物は、日本にあるものと似ているようである。

日本人は天地の創造者たる神を信仰しているのか、どこで信仰を行っているのかという問いに対して、伝兵衛が答えるには、天地の創造者は、地上に 1 年、天に 1 年住まわれるが、その姿を見た者はいない。自分たちの神々を彼らは、阿弥陀神<sup>アマダカミ</sup><sup>19</sup>、トキ<sup>20</sup>、八幡<sup>ハチマン</sup><sup>21</sup>、観音<sup>カンオン</sup><sup>22</sup>、不動<sup>フド</sup><sup>23</sup>、シャ・カイヴダイ<sup>24</sup>、阿弥陀如来<sup>アマダ・ネダイ</sup><sup>25</sup>、コージン<sup>26</sup>、ジゴ<sup>27</sup>、薬師<sup>28</sup>、コクロ<sup>29</sup>、シガチマン<sup>30</sup>、弘法大師<sup>コバンダイシ</sup><sup>31</sup>、

<sup>18</sup> [訳者補注：村山、高野は、ラテン語と解釈している]

<sup>19</sup> 仏教の神殿アマダの神(インドのアミタブハより)。信仰する者の魂をその者の死後、「救済」するといわれている。

<sup>20</sup> 神道の時の神であるトキハカシより(文字通りには「時を計る神」)。[訳者補注：村山は、<sup>ホトケ</sup>「仏」と解釈している]

<sup>21</sup> 神道の神殿に祭られている<sup>いくさ</sup>「戦」の神。

<sup>22</sup> 仏教の慈悲の女神。

<sup>23</sup> 不動尊あるいは不動明王。仏教の神。日本語でサンスクリット語のアナラナトハに相当。シャカイトヴダイ、シャガティマン、アマグ・サマ、オムネグは、変化した、神道ないしは仏教の地方の神の名前。

<sup>24</sup> [訳者補注：村山、高野は、釈迦如来と解釈している]

<sup>25</sup> 如来とは仏陀の尊称。日本語でサンスクリット語の「タトハガタ(師、先達)」に相当。

<sup>26</sup> コシン(コーシン)。神道で道の守り神。[編訳者注：庚申あるいは荒神か]

伊勢神明<sup>32</sup>、アマグ様<sup>33</sup>、オムネグ[?]など、さまざまな名前では呼んでいる。

中国人<sup>34</sup>は偶像を崇拜し、言語も文字も慣習も同じなので、彼ら[日本人]のところでは日本人と同じ民と見なされている。それが、ロシア人が隊商を組んで向かうあの中国の人なのか、それとも別の民なのか、彼は知らないという。なぜならば、日本島から「中国」[秋田]へは陸路も海路もあるからである。そして伝兵衛も陸路、海路のいずれでも、日本語でアキタイ[秋田]、クヴォタ<sup>35</sup>、ノシロ<sup>36</sup>、トンガ<sup>37</sup>、フィアガ<sup>38</sup>と呼ばれる「中国」[秋田]の町に行ったことがある。「中国人」[秋田の人]たちも彼らのもとに海路や陸路でやって来て、米や鉄、造船用の木材、そして魚やマンモスの骨など、中国[秋田]産の商品を運んでくる。一方、日本人のほうは「中国人」[秋田の人]に綿花や緞子、南京木綿、金、銀を売っている。

日本の地には彼らの支配者または皇帝<sup>ツァーリ</sup>である公方様<sup>クボウサマ</sup><sup>39</sup>と、総主教に相当するダイロ様<sup>パトリアルフ</sup><sup>40</sup>、そしてダイロ様よりも権威の低いキンチュー・サマ<sup>41</sup>[公家のことか]が都に住まわれている。別の皇帝<sup>ツァーリ</sup>[単教。大名のことか]はあちこち移動しながら、江戸に住まわれている。

日本では雪が降るのは2か月間で、北風が吹くと、最初の月は3日間、次の月は2日間降る。降雪はわずかな日数で、指の深さぐらいしか積もらず、しかもその日のうちにとけてしまう。極寒の日はめったにない。ただ3か月間は冷たい風が吹く。日本では夏も冬も雨がよく降る。昼は長いときで12時間、短いときで7時間か8時間である。夏の間は太陽が高く昇り、大変暑い。

日本には牛や馬、豚、そして羊などの家畜がいるが、食用にはしない。食用とするのはガン、カモ、ロシア種やインド種のニワトリ、ツル、それに牛ほどの大きさで羽が白、尾が黒、足が赤い日本語でクジャクという鳥、そして海に住む体長約2サーゼンほどもある大きな魚などである。湖にはフナがいるが、河川には、水温が非常に高いので魚はいない。海ではヴォログダのコ

27 土地の守護神。【訳者補注：村山は、地藏と解釈している】

28 仏教の薬師如来。菩薩。「魂の治療者」。サンスクリット語のプヘチャドジャグルに相当。

29 最古の経験豊かな政治家。【訳者補注：村山、高野は、虚空蔵と解釈している】

30 【訳者補注：前掲書において村山は「シ八幡」、高野は「滋賀八幡」と解釈している】

31 弘法大師(774～835年)。日本の僧で啓蒙家、仮名の発案者、著名な書家。

32 (本州の)東京の南東に位置する伊勢において、太陽神を祭る神宮の勤行者。

33 【訳者補注：村山は愛宕様、高野は天宮様と解釈している】

34 アキタイ人[秋田の人]。本州東北の秋田地方の住民。音が似ているので[「秋田」を「<sup>ア</sup>と<sup>キタイ</sup>」と聞き誤って]中国人と混同された。中国への道とは秋田への道のことである。

35 日本の古い首都京都。【編訳者補注：久保田か】

36 本州の北にある能代という町。

37 タヨゴ、本州中部の地方[丹後のことか]。【編訳者補注：村山は戸賀と解釈している。戸賀(秋田県)か】

38 兵庫。京都の中央部に隣接する地方。【監修者補注：陸路または海路で秋田の町へ行ったとあるので、日本海の港である平沢(出羽国由利郡)か、あるいは雄物川流域の内陸の町である平鹿(出羽国平鹿郡)か】

39 将軍の称号。

40 内裏様。日本の天皇の称号。

41 禁中様。廷臣。

クチマス<sup>42</sup>に似た小魚がとれる。甘いベリー類や酸っぱいベリー類、リンゴが実り、さらには米も栽培されている。米は、ときには「中国」[秋田]から運送され、販売されている。

日本の戦士[武士]は火縄銃や槍、軍刀などの武器を持っている。長官は軍刀を2本ずつさげている。ただ、彼らのところでは誰ともめったに戦争をしない。

町の周りには、大きな自然石でできた厚さ約6アルシン、高さ約10サージェンもの石壁がめぐらされている。日本人の家屋はつぎのように建てられる。長い木柱を約1アルシンの間隔で立て、土に水を加えて打ち捏ね、干草を混ぜて、さきの柱の間に1アルシンないし1.5アルシンの厚さの層となるよう塗り、層の間に鉄を入れて縄でしめ、強く打ち固める。礼拝堂もこれと同じようにして建てられる。家屋や礼拝堂は鉄、それ以外の建物は銅あるいは金、銀で屋根を葺く。皇帝や総主教の屋敷や高位の礼拝堂は屋根が金で葺かれている。

日本では銀製、銅製、陶磁器製の食器が使われている。陶磁器は海の貝殻から作られる。つまり貝殻を細かく砕いて粘土と混ぜ、土の中で長年ねかせ、それを使って陶磁器が作られる。

日本の皇帝が船でどこかへ出かけるときには、気晴らしに火砲や先込式火縄銃を船にのせて持って行く。しかし、かの日本島の商人たちは、火砲や火縄銃、先込式火縄銃の携帯は禁じられている。ただし、商人たちは家の中に先込式火縄銃や火砲を持っている。

日本人は外国へは行かないが、日本の地にはドイツ人<sup>43</sup>が船にラシャや他の品々を積んで、<sup>ナツサキ</sup>長崎という町にやってくる。この町には多くのドイツ人が家々に住んでいる。日本の他の町で商売をすることは、ドイツ人にも他の外国人にも禁止されているが、それがなぜなのか彼は知らない。今から15年前、暴風のためドイツ人が漂流して<sup>キノクニ</sup>紀之国<sup>44</sup>に流れ着いたことがあるが、その町にはドイツ語の通訳がいなかったので、ドイツ人に文書を提出させ、長崎に人を派遣して通訳を探し出した。そして洗いざらい取り調べてから長崎へ送り、長崎からドイツの地に送還したという。

日本の船については先述した。日本の船は無蓋で、商品を大切に保管するための覆いのついた物置がどの船にも作られているだけである。海上で雨に降られたときは、帆柱をはずして船上に横置きし、魚の油に浸した布で覆って雨をしのぐ。大波に揺られて船にしぶきが跳ね上がるようになり、やむを得ない場合は、酒樽や他の重い品物を海に棄てて船を軽くする。船が軽くなると水が入らなくなり、何か月も海上を漂流することがあるという。

伝兵衛一行は28週間、海上を漂流した。伝兵衛が家を出たのは冬であった。彼らは西風でま

<sup>42</sup> 伝兵衛はヴォログダのコクチマスのことを知るはずがないため、この比喩は V.V.アトラソフによるものである。

<sup>43</sup> ここでは長崎出島にその商館があるオランダ人を指す。

<sup>44</sup> 本州の南西部にある紀伊地方。

る1週間流され、あるときは別の方角から風が吹き、またあるときには無風であった。彼らの船は帆柱を失っていたので、航路を定めることができなかった。海上で流木を見つけ、帆を縫い上げ、ひどく窮乏しながらも羅針盤を頼りにクリルの地に着くことができた。彼らは東から来たので、そのクリルの地は彼らの右手にあった。伝兵衛は冬までの6か月間、カムチャツカで過ごした。

日本では1年は12か月だが、ある年には13か月になることがある。1か月は4週間、つまり約28日、あるいは29日である。1年は冬に始まる。

伝兵衛はバタヴィヤ[ジャカルタ]やフォルモサ[台湾]、広東のことを知らないし、聞いたこともないという。イエズス会士やドイツ人の神父<sup>45</sup>は日本にはいない。長崎にはいるのか否か、彼は知らない。日本ではキリストの十字架はなく、また他のいかなる宗教も日本人は受け入れることも信仰することも禁じられている。

日本では麻織物や南京木綿でできた服を着て、冬には綿入れを着る。

彼らのところでは金や銀が産出し、また緞子や南京木綿が作られている。真珠や宝石をつける人はいないので、真珠や宝石はないという。日本の海では雄牛ほどの海獣がところによって現れる。魚は大きなものになると約2サージェンから約4サージェンのものがある。

彼らの銅貨は<sup>ジエニ</sup>銭と呼ばれ、丸みや厚みがロシアの銅貨に似ている。また重さがモスクワのゾロトニクに近いギンと呼ばれる銀貨もある。ヴォロディメル・オトラソフは銀貨を1枚モスクワに持ち帰った。銅貨50枚で銀貨1枚と交換される。金貨もあって、幅はエフィーモフ貨に、厚みはモスクワの銅貨に相当し、彼らのところでは<sup>コフマシ</sup>小判と呼ばれている。この金貨1枚は銀貨40枚と交換される。他に幅約2<sup>クバン</sup>ヴェルショークで大判と呼ばれる、大型の金貨があって、小判4枚と交換される。その他、<sup>イチム</sup>一分<sup>46</sup>と呼ばれるより小さな金貨もあり、銀貨約10枚と交換されている。

日本の地には金銀が豊富だという。クリルの地でかの地の民は伝兵衛一行から、1箱が約2ブードある、小さな金貨が入った箱を2つ奪った。しかし彼らカムチャダール人たちは金の価値を知らず、子どもたちにおもちゃとして分け与えてしまったとのことである。

伝兵衛の日本語による署名。

(3)ЦГАДА, ф.Сибирский приказ, кн.1282, лл.79 об.-83. 原本

Н.Н. Оглоблин により Русская старина, 1891, октябрь, с.19-24 として公刊された。

(松本郁子・小野寺歌子 訳)

<sup>45</sup> カトリックの司祭、宣教師。

<sup>46</sup> 一枚。7両2分の価値の金貨。【編訳者補注: この単位の算出基準については不明】

3. 造船業親方 F.S.サルティコフ<sup>47</sup>からピョートル一世への「提議」より。シベリアの諸河川の河口で船を建造して太平洋に出航し、新しい島々を発見し中国およびその他の諸国と海洋貿易を行なうことについて。(⑤No.1)

1713年4月24日<sup>48</sup>

(略)シベリアに関して

提議 1.

エニセイ川の河口が北氷洋の入江の奥にあるということ、またこの川の河口から中国までのシベリアの全海岸線は陛下の支配下にあるべきであるということから、エニセイ川及びその他の河川の河口で造船するよう命ずること。

提議 2.

更にこれらの船によって、陛下の支配下におくことが可能となるような何らかの島を発見できるかどうか、可能な限りシベリアの海岸全域において探索するよう命ずること。

提議 3.

このような島々を探し出せない場合でも、これらの船により中国その他の島々で交易を行うこと、またこの土地[シベリア]から木材やマスト用材、板、樹脂、タールをヨーロッパに送ることが可能である。というのも、ここヨーロッパでは木材が大いに不足しており高価だが、現地には森林がきわめて豊かなため、この点で国家に多大な富をもたらすことになるからである。シベリアには実に豊かな森林資源が存在する(略)<sup>49</sup>

(6)Пропозиции Федра Салтыкова. СПб., [1892], с.28-29.

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

<sup>47</sup> サルティコフ、フョードル・ステパノヴィチ(?~1715年)——造船業親方、オロネツ造船所での作業の指導者。1711年、外国で15隻の船を買い付け、ロシアへ送り、ロシアでの勤務のために士官や下士官を雇用した。ヨーロッパで学んだロシア人青年をいつも気にかけていた。1714年、「ドヴィナ川からオムール[アムール]川河口や中国までの通行可能な航路の探索について」という題で、北海の航海計画をピョートル一世に提出した(史料集③c.278より)。

<sup>48</sup> ピョートル一世への伝達を求めてロンドンからA.D.メンシコフ宛てに「提議」を発送した日付。

<sup>49</sup> この報告書の冒頭、及び結部にあった、今回の出版の趣旨に関係ない経済的な内容の各種提案に関するテキストは省略されている。



4. F.S.サルティコフがピョートル一世に宛てた覚書「国家への利益表明」より<sup>50</sup>。アルハンゲリ  
スクから太平洋への航路を探索することについて。(⑤No.2)

1714年<sup>51</sup>

慈悲深き皇帝陛下

<sup>50</sup> 著名なドイツの学者 G.V.ライプニッツが「アジアはアメリカと地続きかどうか」を調べるよう一度ならずピョートル一世に提案した当時(Сборник писем и мемориалов Лейбница, относящихся к Петру Великому. СПб., 1873)、F.S.サルティコフは彼の手記からも明らかな通り、海峡が存在することを確信していたが、これは偶然ではない。アジアとアメリカ間の海峡を S.デジネフが発見したことについてシベリアでよく記憶され、V.アトラソフがアナドゥイリ川河口に何度も遠征したことも知られ、またチュコト半島の開発が強力に推進され、ロシア人の探検家がすでにコリヤークの土地(カムチャツカ)に到達していた 1690~1696 年にかけて、サルティコフ家はトボリスクに住んでいたが、将来の覚書の筆者の父 S.I.サルティコフは地方長官であった。1697 年に「大使節団」の一員として F.S.サルティコフは外国に行き、ピョートル一世と共に、アジアとアメリカが繋がっているかどうかの問題に取り組んでいた著名なオランダの地理学者でアムステルダム市長でもあった N.ヴィトセンと懇談した。17 世紀末までに世界では、この問題に関して対立する見解を述べた文献が少なからず蓄積されていた。1690 年にヴィトセンは、ロシアから得た情報にほぼすべてを依拠してタターリアの地図を編纂し終えていた。シベリアの東北部でヴィトセンは、海へ遠く突き出した二つの長い半島を描いていた。すなわちインディギルカ川と伝説的な「コヴィチ」川にはさまれたタビン岬と、レナ海とアムール海の間にある氷岬である。このような理解により、アジアとアメリカが結びついている可能性を主張する説が、分離しているとする説と同様に学者の間で広まることになった。同時に 1692 年に出版された『北と東のタターリア』という著書の中でヴィトセンは、北氷洋を通してヨーロッパから日本、中国へ向かう航海が可能であると認めていたが、この航路はより危険であるとみなしていた。ヴィトセンとの 1697 年の懇談で F.S.サルティコフは、タターリアの大地図におけるシベリアの東北部は不正確であること、シベリアは北と東で海に面し、「エニセイ川からレナ川を知らずにアムールに到達することが可能である」、との強い確信を表明した。彼の意見では、この航海の障害となるのは「氷が大量に蓄積されていること」だけであった(Полевой Б.П. Петр Первый. Николай Витсен и проблема «сошлася ли Америка с Азией» // Страны и народы Востока. М., 1975, вып.XVII, кн.3, с.21)。その後もこの問題に関心を持っていた F.S.サルティコフは 1697~99 年に行われた V.アトラソフのカムチャツカ遠征についてももちろん知っていた。カムチャツカに関するアトラソフの話は N.ヴィトセン[ヴィツェン]の著書『北と東のタターリア』の中で詳細に叙述されており、その第 2 版は 1705 年にアムステルダムで出版された。カムチャツカの自然の豊かさ、現地住民の生活環境について V.アトラソフの話の中で語られており、現地住民から得たクリル列島に関する情報が初めて取められた。その他にアトラソフは、コリマとアナドゥイリの間には岬があり、「その岬は海に突き出し、左側の海には夏には氷が現れることがあるが冬は氷結し、右側では春に氷が現れることがあるが夏には氷は姿を見せない」と述べていた。V.アトラソフ自身が現場に行ったわけではなかったが、チュクチ人の話によれば、「この迂回することのできない岬の反対側に島があり」冬になるとその島から異郷人がやってくるとのことだった(史料集③c.107)。これらの情報もまた、海峡が存在するという F.S.サルティコフの見解の裏づけとなった。

サルティコフの提言にピョートル一世がどのように対応したのかについて情報は無い。しかし 1719 年、「アメリカとアジアは繋がっているのかどうか」を解明すべく、カムチャツカへ I.M.エヴレイノフと F.F.ルージンの遠征隊が派遣された(史料⑤No.11 と 12 を参照せよ)。

F.S.サルティコフによる多くの提案は、第二次カムチャツカ遠征のための指示を作成する際に考慮された(史料⑤No.85、86、95 を参照)。

<sup>51</sup> 1712~14 年の外国滞在中に F.S.サルティコフが執筆した第二の覚書「国家への利益表明」は、「提議」で述べた考えをより広範に展開している(Павлов-Сильванский Н.П. Проекты реформ в записках современников Петра Великого. СПб., 1897)。第一の覚書を発送した 2 か月後の 1713 年 6 月 22 日、F.S.サルティコフはピョートル一世宛の手紙で、さらにいくつか「国家にとって必要であるかもしれず、陛下のためにもなる表明」を執筆したことを伝えた(Там же, приложения, с.74)。1713 年 7 月 13 日付のロンドンからの皇帝宛の手紙の中で、F.S.サルティコフは再び、すでに送った原案の他に新しい提案があること、ピョートル一世に「表明」を発送した 1714 年 8 月 1 日にはアムステルダムから、1713 年 6 月 22 日の手紙におけるものと同様の表現でこの新しい自分の仕事について知らせた(Там же)。以上のことをすべて考慮し、[史料集⑤]の編者はこの文書を「提議」の後、すなわちピョートル一世への覚書の発送日時順番ではなく、実質的な作成の時系列にしたがって掲載することが可能であると判断した。

イギリス、及びオランダでの滞在中、慈悲深き皇帝陛下の勅令に従い私が遂行せねばならない任務について、私は熱心に【この探索からもたらされる】利益や任務の遂行に関して調査しました。そして私は陛下の治下でも実行しうる模範を見出しました。同様の手段によって探索しながら、多くのことを丹念に書きとめ、以下に述べる章、及び提議において陛下に提案する次第でございます。これらのことはひとえに陛下のために実現するよう期待して、かくも不遜にも行ったということを、陛下にすがりつつ懇願する次第です。また私に今後降りかかるあらゆる害、障害に対する陛下の揺るぎない慈愛と庇護を期待いたします。当を得ないことを見出され、それに対して妥当な考えをお持ちであっても、私は陛下のためを思ってこれらの提議をしましたので、お怒りにならないよう改めてお願い申し上げます。陛下のもとへこれらの章をいくつかに分けて原本と写しをお送りいたします。

(略)<sup>52</sup>

## 第25章

ドヴィナ川からはるかアムール川の河口、及び中国までの通行可能な航路の探索に関して

以下の提議に従い行うように陛下が命じられることをお願い申し上げます。

### 提議 1

まず始めに軽帆船 buer<sup>53</sup> やシパーキ shpaki [小型の船の名称であると思われる] のようなあまり大きくない海用の船を建造するよう命ずるべきです。これらは急を要するのでドヴィナ河畔の町アルハンゲリスク、またシベリアのベリョーフ、オビ川、レナ川、ヤクーツクの要塞、さらにシベリアではヤクーツクの要塞の先、聖なる岬 [北氷洋上岬] 近くで、アムール川の河口に近い諸河川で適当な場所を探し、それぞれ2隻から3隻を建造するよう命ずるべきです。アムール川河口でも、もしそれが陛下の支配下にあるならば造船すべきですが、しかしそれについて私は知りません。中国人との間に和平を結び、アムール川の河口がどちらに属するかについて取り組むことが必要です。なぜならこの川の河口は日本島に面しているからです。

### 提議 2

そしてこれらの河口で造船したら、異郷人 inozemtsy 及びロシア人からなる船乗りの面々を船に送り、彼らには海岸に沿って移動しながらドヴィナ川河口からオビ川の河口まで、オビ川河口からエニセイ川河口まで、エニセイ川河口からレナ川河口まで、レナ川河口からアムール川近くで

<sup>52</sup> 今回の出版の趣旨に合わない経済的、政治的諸問題に関連した部分のテキストは省略している。

<sup>53</sup> 【編訳者補注：半ばのみデッキを張った一本マストの海用の小船】

探し出されるであろう最後の便利な河口まで、さらにアムール川河口周辺や日本と中国の間にある沿岸地帯を記録するよう命じること。

#### 提議 3

これらの船が完成し、航海に出発したなら、上記の船乗りたちには海沿いの様子、そして海上で彼らが川を見つけるたびにその河口、それらの河川の深さ、水の流れ、底の土の特徴、幅と長さ、位置[コンパスのポイント]、木や山、建造物、そしてそれらに準ずる目印となる場所が何かあるか、それらの距離、その地の気候、どこで停泊地を作ることが可能か、それとも不可能なのか、それらの場所の近くにはどのような森があるかを記録するよう命じること。また海岸沿いについては、入江や半島、傾斜地、砂州、山もしくは(岬)を観察し記録すること。どこにどのような碇泊地があるのか、どの緯度にあるのか、海上では島々について長さや幅、そこでどのような人びとが住んでいるのか、どのような富があるのか、どこにどのような森、獣、鳥類が存在するのか、そしてこれらの島では川を記録し、もしあれば波止場やどこに淡水があるのかについて、また海では海中に隠れているか海上に顔を出している岩についても記述すること。そしていま上で述べたことや、その他のことをすべて記録したなら、その結果をペテルブルグの陛下のもとに点検のため送るよう命じるべきです。

#### 提議 4

もしこの航路が中国や日本の海岸まで自由に行けるものとわかれば、陛下の帝国に大きな富と利益をもたらすでしょう。というのも東インドに船を送っているイギリス、オランダその他あらゆる国の船は、行きと帰りで2度赤道を横断しており、赤道付近の場所では暑さから、また航海が長引くと食料不足で多くの人が命を落としているからで、この航路が使えるようになれば、東インドへこの航路を使って行きたいと希望するようになるからです。

#### 提議 5

この航路を獲得したら、例えばバルト海のズンド海峡やスペインのジブラルタル海峡で見られるように、通過するすべての船舶から税金を取るために、ノーヴァヤ・ゼムリヤ島のヴァイガチ海峡に一つ、ノーヴァヤ・ゼムリヤに面している大陸側にも別の要塞一つを建設すべきです。これによって国家には莫大な税収をもたらし、商人にも利益をもたらすでしょう。同様に、入り江や、シベリアではアンガマン<sup>54</sup>川と、その対岸のアムール島その他の適当な場所で、発見されるであろう海峡沿いに要塞を建設すべきです。

#### 提議 6

---

<sup>54</sup> [編訳者補注：アンガマンとはマルコ・ポーロによる『東方見聞録』に記述のある空想の島の名前で、当時の地理的情報の乏しさを示す]

これらのことが成し得た場合、陛下の国家から東インド商人のために船を送ることが可能となり、それによって国家にもたらされる利益と富は莫大なものとなるでしょう。そして他国よりも陛下の国のほうが、ここで交易を行うのにより近くなるでしょう。

#### 提議 7

この航路上、いくつかの場所で氷のために航行不可能だと非常に多くの書物に書いてありますが、陛下の国は上述したことを試すことが可能です。一年を通じて極寒が続く場所であっても、春と夏の期間であれば航行は可能であると考えますし、これを検討できるのはこの国の陛下を差し置いて他に誰もおりません。

#### 提議 8

更にシベリアにいる県知事のもとに命令書を送り、彼が使者を派遣して聖なる岬の先にある陸地の海岸線とそこに流れる川まで遠いのかどうか、そしてその川からはそこにどのような人びとが住んでいるのか、彼らは誰の支配下に属しているのか、中国か、それとも自分たちで統治しているのか、または陛下の臣民かを調査し記録するように命ずるべきです。というのも日本やゲテオ島<sup>55</sup>のようにこの緯度帯には良質の銀が存在するからです。私が父親と共にシベリアにいたとき、これらの場所では荒廃した銀の精錬場があり、そこで精錬されていたことを知りました。フョードル・アレクセーヴィチ・ゴロヴィン氏がかつてここで銀鉱石を発見し、精錬をし、これらのサンプルをモスクワのシベリア庁に送ったのですが、役夫となる人びとの移住が少なかったために工場が捨て置かれたのです。もっと移住に真剣に取り組んでいれば、より多くの人を移住させることができたでしょう。

#### 提議 9

これを探索する上でも何らかの困難が生じるでしょうが、それらは事業にはつきものなのです。イギリス人もオランダ人も自らの利益のために新しい土地を探索しており、それを毎年試みているのです。

陛下の忠実で従順な僕  
フョードル・サルティコフ

(3)ЦГАДА, ф.9, отд.II, кн.13, д.958-962. 原本

Павлов-Силванский Н.П. Проекты реформ в записках современников Петра Великого. СПб., 1897, с.32-34; 史料③№.16 として公刊された。

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

<sup>55</sup> 【編訳者注：何をさすのか不明】

5. ヤクーツク地方長官<sup>ヴオエヴオダ</sup>である陸軍大佐 Ia.A.エリチン<sup>56</sup>から、下級勤務員 K.ソコロフ、舵手 Ia.V.ネヴェイツィン、五十人隊長 M.クリヴォノソフへの命令書。カムチャツカへの航路の探索と発見した土地の記述について。(⑤No.3)

1714年7月3日

1714年7月3日、大ロシア、小ロシア[ウクライナ]、白ロシアの支配者たる偉大なる皇帝陛下ピョートル・アレクセエヴィチ大公の勅令、並びに陸軍大佐兼地方長官のヤコヴ・アゲエヴィチ・エリチン及び書記官イヴァン・タタリノフの指令にしたがい、ヤクーツクの町の下級勤務員コジマ・ソコロフ、航海者、舵手ヤコヴ・ネヴェイツィン、下級勤務員ミハイル・クリヴォノソフとその仲間に宛てた命令書

彼らはヤクーツクから船でレナ、アルダン、マヤ、ユドマの各河川を通過してクレストまで行き、クレストから連水陸路を通過してウラク川に行き、このウラク川を通過してオホーツク要塞、そしてラマ海[オホーツク海]まで、昼夜を問わずどこにいてもひとときも長居をせずに、今年の夏の間におホーツク要塞まで到達するために行くべし。このためシベリア県知事マトヴェイ・ペトロヴィチ・ガガーリン公爵も署名したヤクーツクのプリカース[官庁]所宛の昨年1713年7月26日付の陛下の勅令には、「皇帝陛下の勅令には、神のご加護を祈りながら、ラマ海を通過してカムチャツカに至るまでの航路を探索すべく、ヤクーツクからカムチャツカへ小士族と12人の下級勤務員を派遣するよう命じられている」と書かれている。そしてこの陛下の勅令に従い、小士族、イヴァン・ソロコウモフと仲間たちがその任務のために派遣された<sup>57</sup>。一方、県知事マトヴェイ・ペトロヴィ

<sup>56</sup> エリチン(エリチン)、ヤコヴ・アゲエヴィチ——ヤクーツク地方長官。「大カムチャツカ隊」の指揮官に任ぜられ、東シベリア、チュコトカおよびベーリング海とおホーツク海の沿岸部の調査を目的とする遠征を準備した。諸般の事情により、遠征は実現しなかった。エリチンの命令で、チュコトカとカムチャツカの地図が彼自身による注記を付したうえで作成され、それはピョートル一世の知るところとなった。1727年、おホーツクからカムチャツカへの新航路の探索にかんする計画を発表した(史料集③c.275より)。

<sup>57</sup> ウダ要塞のプリカース員 I.ソロコウモフの指揮下に遠征隊を組織したことは、カムチャツカへの航路を探索する試みの一つであった。ヤクーツクからボリシェレツク要塞への遠征はこのころまでに普通のことになっていたが、ペンジナ湾を迂回しておホーツク海岸に沿って陸路を進むことは困難で長い道のりであった。そのため、カムチャツカへの航路を発見することはロシアにとって死活的に重要な問題であった。ここから、新しい領土を探しだし、新たに見出す諸民族をロシアの国庫にヤサク税を支払うロシア臣民に加えるための太平洋への航海の可能性が開かれたのである。1710年3月17日、シベリア県知事の M.P.ガガーリンはヤクーツクの地方長官 D.A.トラウルニフトに「ラマ[おホーツク]からカムチャツカへの海路を探索する」よう指示した(Памятники Сибирской истории XVIII в. СПб, 1885, кн.2, с.522)。1711年、トラウルニフトが派遣したおホーツクのプリカース員 P.グトロフはタウイスク要塞に辿り着き、海路カムチャツカへ到達しようと試みた。しかし外洋航海に全く適していない丸木舟のボート bot·odnodeka では、探検者たちはイグリガク川(現在のシグロシェ川)河口までしか辿り着けず、ここで航海は失敗に終わった。

I.ソロコウモフのカムチャツカ遠征は実現しなかった。遠征の指導者に適切な人物が選ばなかったためである。おホーツク要塞に到着したあと彼はそこで大酒と略奪に耽って完全に無為に時間を過ごした。そのため1714年にヤクーツク要塞に閉じ込められ、そこで1718年に死んだ。I.ソロコウモフの部隊は1714年にアナドゥイルスク要塞に派遣された(Алексеев А.И. Охотск- колыбель русского Тихоокеанского флота.

チ・ガガーリン公爵も署名した本年1714年5月23日付のヤクーツク宛ての皇帝陛下の勅令には、「トボリスクからヤクーツクへ航海者と大工、すなわちヤコヴ・ネヴェイツィンと7人の仲間たちが派遣された。彼らの使命は海洋船の建造とラマ海を通過してカムチャツカ岬に至る直線航路の探索であり、同じ航路を通過してカムチャツカからラマ海を渡り、オホーツク要塞に行くよう命じる」と記されていた。

上記の陛下の勅令に従い、コジマ・ソコロフは本命令書に列挙された船乗り、大工、下級勤務員たちとともに、昼夜を問わずヤクーツクから上述の河川を通過してラマ海まで行き、ラマ海では、航海用の船の建造に適した木材を見つけ、派遣された大工とともに船を建造し、神のご加護を祈りつつ、船乗り、大工、兵士とともにラマ海を越えて、カムチャツカ岬へ引き返すことなく到達せねばならない。もしも創造主である我らが主キリストが許し賜れ、カムチャツカに到達したならば、多くの時間を費やさず速やかにカムチャツカで人びとに対する支配を確立し、カムチャツカにある要塞から同じ道をラマ[オホーツク]、さらにヤクーツクへ戻ること。もしも神の愛によって無事に帰還するならば、陛下との寛大な約束に従い、偉大なる皇帝陛下の寛大な愛によって皆が褒賞を与えられ昇進し、陛下の命令で数段階俸給、給与が上がり富を得ることになるだろう。もし我らが主キリストの意思によってこの派遣において自分の命を落とすことがあったとしても、万物の創造主、我らが主キリストに対し、我らが創造主である彼があなたがたに永遠の命を与えてくれるよう希望する。肉体を持つものであれば何人たりとも死の境界を通り過ぎることは出来ない。神の手になる教会は常にこれら派遣される者たちのためにキリストの御加護を願いつつ、彼らが陛下の御命令に従って何らの疑いなくこの道に踏み出すよう、そして万物の創造主たる彼は自らの名声のためにあなた方を見殺しにすることは無いという希望を彼らが持てるように、常に頼むであろう。後に残った妻や子どもたちは放置されることなく、陛下の命令により必要なものは与えられるだろう。

陛下の勅令に従い、あなた[ソコロフ]にはヤクーツクで航海のため、船乗りたち、すなわちヤコヴ・ネヴェイツィンと彼の仲間たちのリストに沿って、あらゆる航海用物資、火薬、弾丸を与えるよう命じられた。物資の内訳、火薬や弾丸の量は多いのか少ないのかといった事に関しては下記のリストに書かれている。これらの物資、火薬、弾丸は決してどこにも滞留することがないよう、そしてラマ海を通過してカムチャツカへの道を疑いなく進むべく、オホーツク要塞まで、すなわちオホーツク要塞のプリカース員と下級勤務員たちのところに運ぶよう命じられた。もしあなたがこの遠征の途中で、無責任な態度をとったり自らの気まぐれなどから仕事に手間取ったり、或いは陛下に対して仕えることを望まずすぐにこの遠征に出発しない場合、またはカムチャツカ

---

Хабаровск, 1958, с.26-28)。

に行かない場合、カムチャツカで帝国臣民を支配に服することなく帰還する場合、これらを理由に陛下の命に従ってあらゆる慈悲や容赦なく処刑される。何故ならこの派遣と職務はあなたに対し皇帝陛下の勅令によってなされるものであり、貨幣、穀物、塩による報奨はあなたに完全に与えられてからである。もしもイヴァン・ソロコウモフが下級勤務員たちとともにラマ海を渡る航海に出ないのであれば、あなたはイヴァンから彼とともに派遣された下級勤務員たち、あらゆる資金、物資を受け取り、イヴァンにはこの職務に従事させず、これらの下級勤務員を新しく派遣される下級勤務員、船乗り、大工たちとともに配下に入れて、目的とするラマ海経由のカムチャツカ航路に急いで出発すること。本命令書に大ロシア、小ロシア、白ロシアの支配者たる偉大な皇帝陛下及びピョートル・アレクセヴィチ大公の印を押す。

君、コジマ[・ソコロフ]とその仲間たちよ、あなたたちがオホーツクから海を越えてカムチャツカ岬に行く際、カムチャツカ岬まで多くの日数を要するのか、それとも数週間ですむのか、その航行中に人の住む島を発見したなら、その人びとが何を信仰し、誰の支配下にあり誰と戦い、いかなる富を有するのか、またもし無人島を発見したならば、どの程度の大きさなのか、どのような獣が住んでいるのか名前を列挙し、すべてを地図に書き記すこと。カムチャツカの地からの帰還後はヤクーツクに行き、これらの報告書と地図をブリカース所<sup>58</sup>に提出すること。

船乗り、大工及び下級勤務員に関するリスト

水兵ヤコヴレフの息子アンドレイ・ブッシュ、ヤコヴ・ネヴェイツィン、ニキータ・トリヤス

<sup>58</sup> 海路カムチャツカに到達しようとするこれまでのすべての試み(本史料集 No.5 の注 57 を参照)は失敗に終わったが、様々な要因に加えて経験豊かな航海者、船大工、航海用の道具が欠けていたことも失敗の要因であった。したがって新しい遠征隊を組織するに当たり、ピョートル一世の命令に基づき、ペテルブルグからオホーツクへアルハンゲリ斯克出身の熟練の航海者が派遣され、彼らは 1714 年 5 月 23 日ヤクーツクに到着した。遠征隊長に任命されヤクーツクのロシア人 K.ソコロフは、1714 年 7 月 3 日ヤクーツクからオホーツク要塞へ遠征隊と出発した。ヤクーツクでは、クフトウイ川の上流 75 露里のところに北方航海用のロジヤー[ラジヤー]lodga 型の船の造船基地を選んだ。K.プロスキフが建設を指揮し、1716 年 5 月に進水した船はヴォストーク号と名づけられた。この船は頑丈で波にも十分対応し、舵の通りに動いた。全長 8.5 サージェン、幅 3 サージェン、積荷を満載した状態で喫水が 3.5 フィートであった。従来ここで建造されたコーチ船[沿岸航行用の船]や丸木舟のボートと比べると、このロジヤー型の船ははるかに外洋航海に適していた。これが極東でロシアの職人により建造された最初の外洋航海用の船であり、オホーツク要塞は太平洋岸における祖国[ロシア]の艦隊の母港となった。1716 年 6 月、隊長 K.ソコロフ、航海者 N.M.トレスカほか 27 名からなる遠征隊が航海に出た。順風によりティギリ川河口まで到着したが、強風で船はオホーツク海岸まで押し戻され、カムチャツカ半島に着岸はできなかった。すぐに第二の航海が計画された。航海者はうまくティギリ川まで到達し、カムチャツカ半島沿岸の各地を調査した。カムチャツカで冬を越し 1717 年の 5 月に帰路についた。航海 4 日目に氷により身動きできなくなったヴォストーク号は 5 週間以上、オホーツク海を漂流した。1717 年の 6 月になってやっと船はオラ川とタウイスク要塞間の岸に達し、空腹に疲労困憊しつつも氷と格闘した乗組員が短期間休憩するために停泊した。オホーツクには 1717 年 7 月 8 日に戻った。

K.ソコロフと N.M.トレスカの指揮下に行われたヴォストーク号航海の成果は、オホーツクからカムチャツカへの海路を発見したことであった(Алексеев А.И. Охотск-кольбель русского Тихоокеанского флота, с.28-32)。[編訳者補注：ロジヤー船は古代スラヴの海洋・河川用の船である。北方では 12 世紀頃より遠洋航海のための平底の大型船が建造された。最大のもの(「外洋用」ロジヤー船)は 3 本のマスト、<sup>スクアード・ノール</sup>四角帆、甲板を持っていた。船の規模は長さ約 25 メートル、幅約 8 メートル、喫水約 3 メートル、積載可能量約 200 トン以上に達した。ロシアでは 18 世紀初めにロジヤー船は建造されなくなった(Военный энциклопедический словарь. Изд. 2-е. М.,1986, с.388-389)]

カ<sup>59</sup>

大工：キリロ・プロスキフ、ヴァルフォロメイ・フォードロフ

ラマで船を建造した大工イヴァン・カルガポル、ミハイル・カルマクロフはヤクーツクに帰ることを許可する。

兵士：五十人隊長ミハイロ・クリヴォノソフ(この後に12人の名前が続く)<sup>60</sup>

航海用の船の備品リスト：5ブードの鉄の錨、4ブードの鉄の錨、3と1:2ブードの鉄の錨。帆に使う600アルシンの薄手の麻布。110サージェンのロープ4組、90サージェンのロープ1組、合計で重さは20ブード20フント。110サージェンの細い縄5組、重さは16ブード10フント。110サージェンの細い縄2組、4ブード。ランプ、羅針盤用の雲母15フント。4人に一丁あたり1と1:2ルーブルの火縄銃4丁が与えられた。1ブード20フントの火薬。3ブード2フントの鉛。大型、中型の螺子錐<sup>ねじきり</sup>8本、斧9本、鑿<sup>のみ</sup>4本、砲<sup>かんた</sup>2個、手斧<sup>ちゆうな</sup>3本、両柄削刀5本、錐20本、口木4本、丸鋸3本、タールのバケツ28個。

(4)Памятники Сибирской истории XVIII в. СПб., 1885, кн.2, с.37-40.

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

6. 陸軍大尉 P.タタリノフから Ia.A.エリチンへの報告より。アナドゥイルスク要塞の初代プリカース員の任命について。プリカース員たちのカムチャツカからオリュトルスク要塞への到着について。コサック I.P.コズィレフスキー<sup>61</sup>による1713年のクリル列島への航海について。

(⑤No.4)

1714年10月13日

陸軍大佐兼警備司令官ヤコフ・アゲーヴィチ[・エリチン]、書記イヴァン・セルゲエヴィチにピョートル・タタリノフが嘆願いたします。

去る1713年2月17日、陛下の勅令、および県知事マトヴェイ・ペトロヴィチ・ガガーリン公爵の命によって私はトボリスクからカムチャダールの要塞へ行き、アナドゥイルスク[アナドゥイルスク]要塞を管理するよう命じられました。そして本年1714年4月27日、アナドゥイルス

<sup>59</sup> 正しくはニキフォル・トレスカ。

<sup>60</sup> このように文章に書いてある。

<sup>61</sup> コズィレフスキー、イヴァン・ペトロヴィチ(1680~1734年)——ロシア人探検家、最初のクリル列島調査者のひとり。1711年、D.アンツィフォロフと一緒にクリル列島第1島シュムシュを訪れ、1713年にはクリル列島北部を調査し、列島全体の地図を作製した。彼の見取り図や情報は、1726年に彼によりV.I.ペーリングに提出され、コズィレフスキーの地図 chertezh(「カムチャツカ岬と海洋諸島の地図」(本史料集No.15))や情報はこの地方を調査するうえで大きな役割を果たした(史料集③c.275より)。



ク要塞に到着しました(略)<sup>62</sup>

そして本年 1714 年 9 月 21 日、貴族のヴァシーレイ・コレソフ、イヴァン・エニセイスコイが報告書を書きましたが、そこには、1714 年 8 月 24 日、彼らすなわちヴァシーレイ[ヴァシーリー]とイヴァンはカムチャダールの要塞から兵士たちと共に船で、オリュトルスコエ海を通り、アフアナシェイ・ペトロフが新しい要塞を作っているオリュトルスク近くまでやってきたが、彼らは皆健康で、陛下のために集めたヤサク税を携えていた、と記されていました(略)<sup>63</sup>

またヴァシーリー・コレソフの報告には、去る 1713 年、陛下の勅令及び命令書に従い彼、ヴァシーレイは、カムチャツカのポリシャヤ川から日本国を調査するためカムチャツカ岬に対峙する海峡[perelevy とあるが、proлива のこととみなした]の向こう側の島々へ、コサックのイヴァン・コズイレフスキーと 55 人の下級勤務員を派遣したと書いてありました。このイヴァン[コズイレフスキー]は下級勤務員たちと共にカムチャツカ岬から海峡を越えて行き、ヴァシーレイに署名付きの出張記録 doezd を渡しました。そのイヴァンの記録の中には、彼、イヴァンはカムチャツカ岬に対峙する海峡を越えたところの 3 つの島々<sup>64</sup>を調査し、2 つの島では戦闘によってヤサク税、すなわちイラクサ製の衣服、中国製絹織物[山丹錦]、絹製品、剣、釜などを奪い取った、とあります。予定より遅く彼、イヴァンはカムチャツカへ帰還し、現地の異郷人、衣服類、剣、釜をカムチャダールの要塞に持ち帰り、プリカース員のイヴァン・エニセイスコイに引き渡しました。また自らの署名付きでこれらの島々すべての地図を渡しましたが、それには松前島<sup>マトマイ</sup>[北海道]<sup>65</sup>の地図さえも含まれていました。

1714 年 10 月 13 日、プリカース員のヴァシーリー・コレソフ、イヴァン・エニセイスコイによってアナドゥイルスクから派遣された下級勤務員のプロコペイ・トレチャコフ、エリセイ・ボシェホノフはこの報告を携えてヤクーツクの貴方のもとに送られました。そして 1714 年 10 月同日、陛下の勅令にもとづきアナドゥイルスク要塞から県知事マトヴェイ・ペトロヴィチ・ガガーリン公爵のもとへこの報告を携えてフォードル・タタリノフが送られました(略)<sup>66</sup>

原本では陸軍大尉 P.タタリノフの署名がここにある。

<sup>62</sup> P.タタリノフがアナドゥイルスク要塞のプリカース員の職に就任したこと、プリカース員 A.ペトロフによる新しいオリュトルスク要塞の建設に関するテキストは省略されている。

<sup>63</sup> カムチャツカで I.エニセイスコイと V.コレソフが集めたヤサクと金銭の国庫金の数量に関する情報は、省略されている。

<sup>64</sup> 史料⑤No.6(本史料集 No.7)を参照。

<sup>65</sup> I.P.コズイレフスキーにより 1713 年に編纂されたが現存しない『マトマイまでの全諸島の地図』のことを述べている。日本の学者秋月俊幸の見解によれば、地図に示された情報は遭難した日本人漂流民ではなく現地住民から I.P.コズイレフスキーが収集したものであり、このことはクリル諸島の発見に関するロシア人の先取性をより説得的に証明するものである。この他に I.P.コズイレフスキーの大きな功績は、北海道に至るまでのクリル諸島全島に関する十分正確な情報を初めて入手したことにある(Гольденберг Л.А. Изучение карт Сибири XVII-XVIII вв. в Японии // Вопросы истории, 1981, No.8, с.163-168)。

<sup>66</sup> F.タタリノフに対する俸禄の支払いに関するテキストは省略されている。

注記④1715年2月7日にフォードル・エルモラーエフがこの報告を提出した。

(4)Памятники Сибирской истории XVIII в. СПб., 1885, кн.2, с.43-47.

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

7. Ia.A.エリチンからピョートル一世官房への報告。1713年にコサックの一団を率いて I.P.コズィレフスキーと P.P.コズィレフスキーがクリル列島へ航海したことについて。(⑤No.6)

1715年3月5日以後<sup>67</sup>

1713年にカムチャツカのプリカース員ヴァシーレイ・コリャソフ[コレソフ]はヤクーツクに対して報告書を作成しました<sup>68</sup>。報告書とともに彼はイヴァンとピョートルのコズィレフスキー兄弟、フォードル・ブロニコフ、アガピト・レキヒンとその仲間 30 人のカムチャツカ・コサックたちの署名入り出張記録 doezd を送ってきました。イヴァンとその仲間たちはカムチャツカから、その東部の島々が日本国へと隣接する諸島へ向かいました。カムチャツカの地から最初の島までは帆船で 1 日、2 番目の島へは櫂船で半日、3 番目の島へは帆船で 1 日、4 番目の島へは帆船で半日を要しました。この第 4 島には多くの住人がおり、人数が多いため島を歩き回らず、戦闘もしませんでした。彼ら異族人は弓や投石器といった武器を持っています。彼らはクリルの言葉で貧民 iarygie と呼ばれています。クリルの人びとはカムチャダールの言葉を喋り、カムチャツカの通訳がロシア語に訳しています。そしてこれらの貧民たちとその住む島々は東から西に向かって数多く存在し、ここには毎年日本人たちが松前の町から交易のためにやって来ています。日本人たちは日本の麻<sup>どんす</sup>緞子、南京木綿、長い仕立物、綿入れ、銅製及び鑄鉄製の釜、銀の象眼が施された刀、陶製の茶碗、米を持ちこみ、クリルの人びとからはキツネ、ラッコ、ビーバー[の皮]を持っていきます。彼らコサックたちは約 4 週間かけて多くの島々をくまなく調査し、それらの島々で多数の住人を見出し、そのうちの 2 人と日本製の衣服、釜、刀、陶磁器を持ち帰りました。この住民は体毛で覆われており、自らイラクサで衣服を作り、染め、染料もこの島で作っています。この異族人たちの話しによると、日本の最初の町である松前<sup>マトマイ</sup>までは 7 日では行くことができないとのこと。彼らの近くには 70 以上の島が存在し、その最後の島から日本の町である松前までは船で 3、4 日かかり、またこれらの島々を出発して 5 日かかってカムチャツカに到着し

<sup>67</sup> プリカース員 V.コレソフ、I.エニセイコイ、A.ペトロフの殺害、及び 1715 年 3 月 15 日にアナディルスクからヤクーツクに送られた国庫金の喪失に関して陸軍大尉 P.I.タタリノフが行った通知に基づいて日付がつけられている(Сгибнев А.С. Исторический очерк главнейших событий в Камчатке // Морской Сборник, 1869, No.3, с.93 を見よ)。

<sup>68</sup> 史料⑤No.4(本史料集 No.6)を参照。

た、と異郷人は語っていました。

2 人の捕虜と衣服、釜、刀、陶磁器はカムチャツカでプリカース員ヴァシーレイ・コレソフが彼らから受け取りました。

ヴァシーレイが陸下のために集めたヤサク税とすべての国庫金を持ってヤクーツクに出発したところ、敵対的な異族人であるオリュタル人と裏切り者のユカギール人が彼、ヴァシーレイと下級勤務員 100 人を皆殺しにし、国庫金の一つ残らず奪い取りました。殺された者の中には、イヴァン・エニセイスコイ、アフアナシー・ペトロフの 2 人のプリカース員も含まれていました。

ヤコヴ・エリチン本人自筆の署名

(3)ЦГАДА, ф.9, отд.II, д.43, л.375-376. 写し

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

## 8. シベリア県知事 M.P.ガガーリン公爵から Ia.A.エリチンへの命令。大カムチャツカ遠征隊<sup>69</sup>の

<sup>69</sup> ビョートル一世の指示に基づき、シベリア県知事 M.P.ガガーリンにより組織された遠征隊は、「大カムチャツカ遠征隊」の名称で歴史に名前を残している(Сгибнев А.С. Большой Камчатский наряд (Экспедиция Ельчина) // Морской сборник, 1868, No.12, с.131)。遠征を指揮したのはヤクーツクの地方長官 Ia.A.エリチンであった。地理的な状況、住民、国庫にかくも不可欠な「毛皮の姿をした金」が豊富な極東の資源に関してコサックの異境探検家(V.V.アトラソフや I.P.コズィレフスキー等)から得られた情報が不十分であったために遠征隊が組織された。遠征隊の任務は 1716 年 7 月 12 日に出された M.P.ガガーリンの命令に明示されている(本史料集 No.8 を参照せよ)。遠征には巨額の資金が投入された。Ia.A.エリチンの隊に加わったのは、陸軍大尉 P.アブシトフと P.タタリノフ、スウェーデン人捕虜で海軍将校の A.モリク、それに K.ソコロフと N.M.トレスカのカムチャツカ航海に参加した航海者、舵手、船大工も加わった(本史料集 No.5 を参照せよ)。1718 年には I.ブティン、K.モシュコフ、S.セレブレニコフ、S.タラソフが乗組員に加わった(ЛОА АН СССР, ф.21, оп.4, д.34, л.37)。このほか遠征隊には製図工、アナドゥイルスクの竜騎兵部隊、モスクワとトボリスクから 200 人の下級勤務員、エニセイスク、イリムスク、イルクーツクその他の要塞から 200 名が加わった(史料⑤ No.8, No.9(本史料集 No.9)を参照)。1718 年初頭にヤクーツクで遠征隊の準備は完了した。オホーツク海に注ぐ河川についての必要な情報がツングース人から収集され、全ての乗組員には 3 年分の給金が前払いされ、ヤクーツク[プリカース]所 palata からは武器、船舶のための装備、食糧、資金を受け取った。全ての積荷はヤクーツクからオホーツクまで通行困難な場所を通過して運ぶことになっていた。しかしながら遠征隊は、誤せられた任務の遂行に本腰を入れて取りかかれなかった。1718 年 7 月、新しいヤクーツクの地方長官 I.V.ラキーティンの密告と関連して、遠征隊の実状について自ら説明するべく Ia.A.エリチンはトボリスクの M.P.ガガーリンのもとへ出かねばならず、彼の代わりに P.アブシトフが残った(ЛОА АН СССР, ф.21, оп.4, д.34, л.318)。1719 年になってやっと P.アブシトフは川伝いにオホーツクに到達することができた。オホーツクでは 1717 年に A.モリクが遠征に必要な 4 隻の船の建造に取りかかっていたが、それらは結局完成せずに終わっていた。遠征の遂行に関して数多くの困難が生じた結果、1719 年に大カムチャツカ遠征隊の活動は停止された。P.アブシトフは 1719 年 6 月にオホーツクで亡くなった。隊は離散し、準備されていた木材と物資は、1723 年のオホーツク大洪水で流失した。東部と北部の沿岸に派遣された部隊は氷原以外に何も見なかった。遠征隊の一部、すなわち 1718 年にウダ要塞に派遣されていた小士族フィリケエフと舵手のタタリノフに率いられた 17 人のコサックだけが、シャンタル諸島を見てまわり、大シャンタル島で越冬し、1721 年にヤクーツク[地方長官]所 kantseliaria に自分たちの遠征に関する報告を提出することができた(Сгибнев А.С. Большой Камчатский наряд, с.131-139)。Ia.A.エリチンの遠征隊は課せられた任務を遂行することはできなかったが、遠征の準備の過程で河川伝いにヤクーツクからオホーツクへ向かう経路が発見され確認された。その経路はレナ川を下降し、その後アルダン川、マヤ川、ユドマ川をユドムスキー・クレストまで上り、連水陸路でウラク川に移り、その川を通過してオホーツクへ辿り着き、その後海路を通じてカムチャツカへ向かうというものである(ЦГАДА, ф.9, отд.II, д.43, л.372-373)。この経路は、以前に利用していたヤクーツクからヴェルホヤンスク、インディギルスク、アラゼイスク、コルィマの諸要塞に至るルートよりもはる

任務とメンバーについて(要旨)。(⑤No.7)

1716年7月12日

カラマ川とカムチャツカ川が注ぐ北海[北氷洋]の沿岸、さらにヴォストーチノエ海[太平洋]の沿岸にも向かい、カムチャツカ岬近くの島々を金や銀、銅、その他の貴重な鉱物、染料、真珠を探しながら綿密に調査するよう命令されている。

日本人と遭遇した際には日本のことについて尋ね、もし可能ならば誰か有能な者を通商のために派遣すること。

大規模な遠征隊をアナドゥイリ岬へ派遣するか、もしくは自身がそこへ行き(略)、そしてその岬からも、アナドゥイリ岬の向かいにありその岬から見える大きな島にも必ず隊を派遣するか、もしくは全員を引き連れて行くこと。そしてその島とアナドゥイリ岬に要塞を作り、そこへ多数を移住させるよう命令されている。

遠征隊の人数、俸禄、遠征隊のメンバーへの食糧が決定されている。

懐柔策と話し合いにより現地の住民をロシア臣民とし、ヤサク税の支払いに同意させ、オホーツク、タウイスク、ウダ、アナドゥイルスク、カムチャツカの諸要塞でヤサク税を集めるよう推奨されている。

(1)ЛОА АН СССР, ф.21, оп.4, д.34, л.304-308. 写し

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

9. 大カムチャツカ遠征隊長 Ia.A.エリチンからヤクーツク地方長官 I.V.ラキーティンへの通知。

遠征の全必需品の確保について。(⑤No.9)

1717年9月6日

No.100

全大ロシアおよび小ロシアの専制君主であられる偉大なる君主ピョートル・アレクセエヴィチ大公[ピョートル一世]から、郡長<sup>ラントラート</sup>イヴァン・ヴァシリエヴィチ[ラキーティン]殿への勅令にかんして。

---

かに距離が短く、より安全であった。『ヤクーツクとカムチャツカ岬の地図、カムチャツカ岬への古い通路と新しい通路』と呼ばれた地図に両方の経路が記されたが、これは Ia.A.エリチンにより元老院に提出された(ЦГАДА, ф.9, отд.II, д.43, л.372-373. Атлас географических открытий в XVIII в., Москва, 1964, no.56)。まさにこの経路を I.M.エヴレイノフと F.F.ルージン及び V.I.ペーリングによる二度の遠征隊が通過した。元老院からシベリア県知事宛の 1727年5月3日付けの命令は、新しい経路を「整備」するよう命じたが(ЦГАДА, ф.248, кн.666, л.25)、新しい経路は以前同様「整備されない」ままにおかれ、第二次カムチャツカ遠征隊にとってもこの経路の通過は困難であった(史料⑤No.105, 109, 111を参照)。

大君の勅令にもとづき、またシベリア県知事マトヴェイ・ペトロヴィチ・ガガーリン公爵により署名がなされた諸条項にしたがい、私は、新たな陸地と島々を探し出し、敵対的な異郷人を皇帝陛下の最も強力なる専制の庇護の下へ引き入れ、ヤサク税を納めさせるべく、士官と下級勤務員を引き連れ、北海[北氷洋]ならびにヴォストーチノエ海[太平洋]沿岸へと、カムチャツカまで行くよう命令を受けた。また、交易を求めるため日本国へ人を派遣するように命じられた。さらに、私はカムチャツカとアナドゥイルスクの諸要塞、そしてオホーツク、タウヤ、ウダの要塞、ロシア人ならびに異郷人の、あらゆる...<sup>70</sup>の管理を命じられた。一方、ヤクーツクからこれらの要塞へ人を派遣することは命じられておらず、ヤクーツク要塞でも管理すべしと命じられている。この任務に向けて、ラマ[オホーツク]要塞およびウダ要塞において、もしくは私が適当と判断した場所において航海用の船舶を建造するよう命じられた。そのうえで、本遠征に必要となるあらゆる食糧を調達し、航海者、船大工 26 名、鍛冶工、羅針盤をヤクーツクの貴殿のもとで確保しなくてはならない。本年 1717 年 8 月 21 日、かつて大君の勅令にもとづき、私のもとで航海者や下級勤務員たちとともにカムチャツカへの道を調査すべく<sup>71</sup>、海上に派遣された下級勤務員コジマ・ソコロフおよびカムチャダール・コサクがヤクーツクに到着した。彼らは多くの島々に行ったことがあるので、大君の勅令によれば、私とともに大君への勤務に就かなければならない。彼らの名前は本状の以下にあるとおりである。彼ら航海者と下級勤務員に対する大君からの金銭および食糧の俸給そして 1 人あたり 1 年分の塩を大君の勅令にもとづき今後、一定の年数にわたり彼らに与える必要があるならば、何年間にわたり彼らに支給するのか彼らに通知することについて、また彼らの俸給額にもとづき(第二の)俸給を送付することにかんして、大君の勅令にしたがい、貴殿がとり行うべし。

航海者と下級勤務員の一覧。

水兵 — ヤコヴレフの息子、アンドレイ・ブッシュ

舵手 — ヤコヴ・ネヴェイツィン、モイセエフの息子ニキフォル・トレスカ<sup>72</sup>。

大工 — キリロ・プロスキフ、ヴァルフオロメイ・フョードロフ、イヴァン・カルゴポロフ。

五十人隊長 — ミハイロ・クリヴォノソフ。

兵卒 — イヴァン・ブルナトフ。計 28 名<sup>73</sup>。

(1)ЛЮА АН СССР, ф.21, оп.4, д.34, л.311 об.-312.写し

<sup>70</sup> 一語判断不能。

<sup>71</sup> 史料⑤No.3(本史料集 No.5)を参照。

<sup>72</sup> トレスカ、ニキフォル・パヴロヴィチ——著名なロシア人航海士、1716～1717 年、Z.ソコロフとともにオホーツク～ポリシェツク航路の定期便の礎を築いた。一連の遠征に参加した。1729 年、A.F.シエストコフの分遣隊のメンバーとして、オホーツクから海路でタウイスク要塞まで、のちには陸路でアナドゥイルスクまで踏破した(史料集③c.280 より)。

<sup>73</sup> 署名はない。

10. ロシア帝室付きフランス全権公使 J.ド・カムブレドンの報告書より。太平洋への航路を探索する目的でオビ川河口より遠征隊が派遣されたことについて。(⑤No.14)

1721年12月

(略)<sup>74</sup>ツァーリ[ピョートル一世]はスウェーデンと講和した現在、ペルシアや東インドとの間に確固たる通商関係を樹立することに全精力を傾けております(略)<sup>75</sup>

東インドとの交易は、世界を一周せずにインドへ到達できる航路を発見した場合のみ、利益があがるものとなります。

オビ川河口を經由してこの航路を探し出すことが期待されております。このオビ川は長大な川で、タターリアとシベリア、そしてツァーリの支配下にある国を流れ、そこではトボル川、イルトゥイシ川と呼ばれ、北緯 68 度付近で氷海[北氷洋]へと注ぎます。

最近、ツァーリは、氷海が一年の一定の時期にこの方面[オビ川]から航海可能となるのか、かの地[オビ川河口]に港はあるのか、あるいは港を建設できないのか調査させるため、航海術、地理学、天文学に精通した人材を派遣しました。港がある場合、あるいは港を建設できる場合、この海の航海に適当な船を建造すべし、とツァーリは命じられました。日本の沿岸に到着するためには世界一周航海をせざるをえないイギリス人とオランダ人が航海に1年半も要するというのに、この海が航海可能であるならば、せいぜい2か月で日本沿岸に到着できるでしょう。オビ川河口に建設された港からは、モスクワ、アルハンゲリスク、ペテルブルグへ交易品を海路で、もしくは冬季は橇を使って陸路でまったく安全、容易かつ安価に輸送できます。

この沿岸の調査に派遣された人びとは現在、すでに帰還したか、あるいは少なくとも報告書を送付したと思われる(略)<sup>76</sup>

(7)Сборник имп. Русского исторического о-ва. СПб., 1884, т.40, с.17-18.

<sup>74</sup> ロシアとペルシアがカスピ海経由で通商関係を結ぶ可能性にかんするテキストが省略されている。

<sup>75</sup> 同上。

<sup>76</sup> 今回の公刊の主題とは無関係な、ペテルブルグでのさまざまな出来事にかんするテキストが省略されている。

ピョートル一世の命令を受けて1720年から1721年に着手された、オビ川河口からの遠征にかんする一次史料は保存されていない。間接的な史料から、遠征参加者のうちのひとり、商人 P.メルレルによりオビ川河口とタズ湾が記録され、地図に記入されたことが明らかになっている。

この航海自体は失敗に終わった。オビ川河口を出るやいなや、一隻の船が氷に閉じ込められ、もう一隻は行方不明となった(Андреев А.И. Очерки по источниковедению Сибири. М.-Л., 1965, вып.2, XVIII в., с.25)。

(斉藤由佳・小野寺歌子 訳)

11. I.M.エヴレイノフ<sup>77</sup>により編纂された、シベリア、カムチャツカ、クリル列島にある町と各地点の所在地を表した目録(要旨)。(⑤No.15)

1722年11月30日

目録。本カタログはシベリア地方、カムチャツカの地、およびボリシヤ川から先の大洋[太平洋]に浮かぶ島々でこの他にも知られている土地の位置、町々を描いたものであるが、緯度は赤道を南部の境界とし、経度は知られているトボリスクを走る経線を西部の境界とし、何度離れているか計算している。土地がトボリスクの町から東へどれだけ離れて位置しているのか、ここでは簡潔にせねばならないため、アメリカとアジアがつながっているのかどうかを調べよという陛下がわれわれに課した勅令にしたがって調査した町や場所がどれほどの距離離れているのか、記録しながらこの目録は作成された。われわれはこの指示にしたがい、われわれが幼少の頃から神の恩恵と我らが偉大なる皇帝陛下の命令によって習得した可能なかぎりの科学力、すなわち四分儀<sup>78</sup>という名の naritsaemyi 観測装置を使って、その日の太陽の子午線高度、および太陽の赤緯を測定するという手法を用いて、以下に記したすべての町の緯度 elevatsiia を確定し、さらに地点間の距離も測定した。

【この報告書の表題の後には、カムチャツカとクリル列島への遠征時に I.M.エヴレイノフと F.F.ルージンが、測地用の装置を使って定めた 47 地点の座標およびそれらの相互の距離に関する一覧表が続く。】

(3)ЦГАДА, ф.9, отд.1, д.66, No.21, л.2. 原本

(渡邊 潤・寺山恭輔 訳)

<sup>77</sup> エヴレイノフ、イヴァン・ミハイロヴィチ(?~1724年)——ロシア人測地学者。ピョートル一世の命令で1720~1721年、(F.F.ルージンとともに)カムチャツカとクリル列島を調査した。この遠征の結果、(シムシル島までの)クリル列島北部の地図が作製され、クリル列島には日本人がいないという結論がもたらされた。その他、彼ら測地学者たちは初めてシベリアとカムチャツカ 33 地点の位置 koordinata を測定した。それは当時としては特別な学問的・実用的意味を持っていた(史料集③c.275より)。

<sup>78</sup> 【編訳者補注：18世紀末頃まで子午線観測に用いた器械。全円を4等分した扇形が目盛環で、直角を挟む2辺中の1辺は水平に、他の1辺は鉛直になるようにし、望遠鏡およびこれを支持する腕は扇形の直角頂を中心として回転し、その位置によって天体の高度を知り得るもの】

12. ピョートル一世から海軍参議会への勅令。第一次カムチャツカ遠征隊の組織について<sup>79</sup>。(⑤)

No.16)

1724年12月23日

シベリア派遣について

1. シベリアにかつていたことがあるか、シベリアからやってきた測地学者を探し出すこと。	元老院の証明書に従い、シベリア県に測地学者イヴァン・ザハロフ、ピョートル・チチャゴフ、イヴァン・エヴレイノフ(死亡)、フォードル・ルージン、ピョートル・スコベリツィン、イヴァン・スヴィストゥノフ、ドミトレイ・バスカコフ、ヴァシーレイ・シェティロフ、グリゴレイ・ブティロフが派遣された。
2. 海軍中尉、海軍少尉の中から、この測地学者と共にシベリア、カムチャツカに派遣するにふさわしい者を探し出すこと。	海軍中将シヴェルスとシャウトベナフト shautbenakht[海軍少将]シニャヴィンの考えによれば、海軍からは中尉としてスタンベルフ、ザヴェレフ、あるいはコセンコフ、少尉としてチリコフ <sup>81</sup> またはラプテフがこの遠征にふさわしい。彼らの指揮官として佐官の中からベーリングかフォン・ヴェルト <sup>82</sup> を選ぶのがよい。ベーリング <sup>83</sup> は東インドに航海したことがあるため迂回路を知っており、フォン・ヴェルトも航海士だったためである。

<sup>79</sup> ここに掲載される文書は、第一次カムチャツカ遠征の組織に関する公的文書のうち、知られている最も初期のもので、2つの部分から成る。左側の欄には、おそらく1724年12月23日までに執筆されたカムチャツカへの遠征隊派遣に関するピョートル一世の海軍参議会に対する勅令のテキストが掲載されていたものと思われるが、今のところ公文書館で見えされていない。右側の欄には、海軍参議会からの返答が掲載されている。かくしてここに提示されている文書は海軍参議会がピョートル一世に提示したもので、彼がそれに目を通して自ら書き込みを行ったものである。

文書の第5項の由来は完全には明らかになっていない。内容からみて、これは第3項目についてのピョートル一世のコメントであり、後になって書き足された可能性がある。

この文書は体裁からしてピョートル一世の覚え書きである(Зап. Гидрографического департамента Морского министерства, СПб., 1851. ч.IX, с.642)とも、調査資料である(Греков В.И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг. М., 1960, с. 22)とも、いかようにもとれる。しかしソビエトの歴史家の大部分は、この文書がピョートル一世の勅令だと考えている(Лебедев Д.М., Есаков В.А. Русские географические открытия и исследования. М., 1971, с. 191; Кушнарв Е.Г. В поисках пролива. Л., 1976, с.14 и др.)。この文書が1725~1730年のカムチャツカ遠征隊の組織についての、ピョートル一世の最初の公的な指令、および海軍参議会の提案に対する彼のコメントを含んでいる以上、これを勅令であると断定するのが最も正しいように思われる。



3. 徒弟や職人の中から、当地の例にしたがって、大型船に付き添う甲板付きの小船艇を建造できる者を探し出すこと。彼らとともに、工具を携えた船大工4名——若者が望ましい——、補給兵曹1名、水兵8名も派遣すること。

4. 同様の比率で、ここから1.5 セット<sup>80</sup>の帆 парус、滑車 blok、組み合わせ滑車 shkhiv、ロープその他、しかるべき装備のついた4丁のファルコネット銃[小口径砲]、縫帆手1、2名を割り当てること。

5. 仮に艦隊の中でこれらの航海士が見つからない場合には、日本までの北方海路を熟知した者2名を派遣するよう書簡でオランダに要請すること。その書簡は通常郵便で届くよう手配すること。

小船艇[建造]の徒弟フョードル・コズロフがいるが、彼は設計図にしたがって甲板付き、あるいはそれなしの小船艇を作ることができる。

北米にいたことのある航海士や副航海士がおおいに必要である<sup>84</sup>。

索具を送ること。

2セットにする。その他はすべて良い<sup>85</sup>。

海軍中将シヴェルスは、艦隊の中に航海士 shturman が見つかるのであれば、直ちに派遣すると書簡で述べた<sup>86</sup>。

<sup>80</sup> 原典で強調されている。

<sup>81</sup> チリコフ、アレクセイ・イリイチ(1703～1748年)——傑出したロシア人航海者、ペテルブルグ海洋アカデミー卒業生(1721年)。1728年、パケットボート聖ガヴリール号で、カムチャツカ川河口から北氷洋へと、のちにベーリングの名がつけられる海峡を通過して、航海を行った。もし、V.I.ベーリングが自分の助手[チリコフ]の意見に耳を貸していたならば、この海洋遠征の結末は一層意義深いものになっていたであろう。チリコフはシベリア・太平洋遠征隊の活動に、はかりしれない貢献をなした。1741年のパケットボート聖パーヴェル号での歴史的航海においてはアメリカの北西部沿岸を記述し、アレウト列島の一連の島を発見した。1742年6月、アットゥ島に達した。海軍大将 N.F.ゴロヴィンへ上申書を提出し、その中でアメリカ北西部沿岸やアレウト列島の調査の続行を主張したが、支配層から支持を得られなかった。1746年、ペテルブルグに戻ったのち、海洋アカデミー校長に任命された。

M.V.ロモノーソフの見解によれば、チリコフは第二次カムチャツカ遠征の主要な活動家であった。チリコフの指揮下、士官グループによって作成されたカムチャツカ遠征の総括地図は大きな学術的意義を持っている(史料集③c.280-281より)。

<sup>82</sup> 正しくは、フォン・ヴェルデン。

<sup>83</sup> ベーリング、ヴィトウス・ヨンセン[正しくはヨナッセン](あるいはイヴァン・イヴァノヴィチ)——デンマーク人。1703年からロシア海軍艦隊士官。1724年までバルト海やアゾフ海で勤務した。1725～1730年、第一次カムチャツカ遠征を率いたが、その指示書はピョートル一世が作成した。遠征隊は東方からカムチャツカとチュコトカを回り、北緯67度18分まで達した。

1733～1741年、(A.I.チリコフとともに)第二次カムチャツカ遠征、大北方遠征あるいはシベリア・太平洋遠征として知られる遠征を指揮した。遠征隊はシベリアと極東の大部分の調査と、地図作製に関連する壮大な仕事を成し遂げた。分遣隊の一隊は日本への航路を切り開こうとした。一連の研究者の意見によれば、シベリア・太平洋遠征の成果の学術的意義ははまだ本格的に評価されていない。たとえば、M.I.ペロフはつぎのように書いている。「第二次カムチャツカ遠征は多くの遺産を残したが、それはまったく研究されておらず、考慮すらされていない」(Географический сборник, вып.3, М.-Л., 1954, т.11, с.33を参照)。

1741年7月17日に北アメリカ沿岸に到着したベーリングは、帰航の途についた。そして、のちに彼の名がつけられた島で越冬中に亡くなった(史料集③c.273より)。

<sup>84</sup> ピョートル一世の自筆のコメント。

<sup>85</sup> ピョートル一世の自筆のコメント。

<sup>86</sup> 署名なし。

(2)ЦГАВМФ, ф.223, оп.1, д.29, л.110-111. 写し  
Зап. Гидрографического департамента Морского министерства. СПб., 1851, ч.IX,  
с.642-644; Golder F. A., Bering's Voyages, New York, 1922, vol.1, p.7; Вахтин В. Русские  
труженики моря. СПб.,1890, с.96-97として公刊された。

(森谷順・寺山恭輔 訳)

13. I.P.コズィレフスキーからヤクーツク地方長官所への報告。カムチャツカとクリル列島にお  
ける自身の活動について。(⑤No.17)

1725年1月4日以前<sup>87</sup>

No.74

ヤクーツク地方長官所管理者諸氏、書記ヤコヴ・アンドレエヴィチと所員へ  
報告

去る 1713 年、派遣に関する陛下の勅令に従い、私は下記のように修道士になる前<sup>88</sup>、カムチャ  
ツカ岬から海峡を隔てたところにある島々や新しい陸地、あらゆる民族、日本国を調査すべく兵  
士たちとともに、船乗り、錨、ロープ、小型の道具類の無い小さい船に分乗し、カムチャツカか  
ら派遣された<sup>89</sup>。私はカムチャツカ岬に近い島々を訪れたが、そこでは異郷人が勝手気ままに生  
活していた。彼らとの話し合いはうまくいかず、われわれは彼らと戦ったが、彼らは戦闘に関し  
ては大変残酷に振る舞い、鎧に身を包み三方から攻撃してくる。彼らは剣と槍、弓矢を持ってい  
た。私は神の慈悲を願いつつ、彼らと戦い、陛下からもたらされた幸運によってこの異郷人たち  
を捕虜として捕え、彼らの絹や中国製絹織物[山丹錦]、イラクサでできた衣服、金、剣を奪った。  
捕虜の中に遠方の島、すなわちウイトゥルプ[イトゥルプ、エトロフ]島から来ていたシタナイと  
いう名の異郷人がいた。彼は遠方にある大きな島々について、「異郷人たちがマトマン[<sup>マトマイ</sup>松前：北  
海道]島からクナシリ島に来て、絹製品や南京木綿、中国製絹織物、刀、釜、タバコ、下塗りをし  
た様々な食器を商品として持ってくる」と述べた。クナシリの人びとが<sup>マトマイ</sup>松前に属しているのかど  
うかについて、私はこのウイトゥルプの異郷人[シタナイ]に尋ねなかった。また彼らはウイトゥ

<sup>87</sup> 遠征隊のメンバーに I.P.コズィレフスキーを加えてはどうかとの提案を含むシベリア県知事 M.V.ドルゴル  
コフ公爵から V.I.ベーリング宛の手紙に基づいて日付をつけている。この報告はその手紙に添付されていた  
(ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.87, л.57об.-58)。ベーリングは手紙を 1725 年 12 月 20 日に受け取った。

<sup>88</sup> I.P.コズィレフスキーは 1716 年に剃髪して修道士となり、イグナチーと名乗った。クリル列島における遠  
征すべてを彼は修道士になる前に行い、本名で歴史に名を残したが、1725 年の文書でしかも修道士イグナチー  
と署名されているとはいえ、本書の表題にはコズィレフスキーのイニシャルと姓をそのまま用いている。

<sup>89</sup> 史料⑤No.4(本史料集 No.6)を参照のこと。

ルプ島からクナシリ島を訪れクナシリ島の人びとと交易し、ラッコ、キツネ、鷲、鷲の羽との交換で、彼らからこれらの商品を購入している。われわれイトゥルプの間はこれらの品々をもってラッコとキツネ、ラッコの羽を買うために島々を巡りながらカメンスキー<sup>90</sup>の地まででかける[と彼は述べた]<sup>91</sup>。

松前島にはニフオン<sup>フトマン</sup>ト[日本島]という大きな土地があるが、この島には多くの人が住んでいる。この遠征時、われわれのところには異郷人がいた。彼らはカムチャツカの地へ海を渡ろうとして大型木造船 busa がこわれ、その船から私は3人を捕虜とした。そのうちで私とともにいる一人にサク<sup>フトマン</sup><sup>92</sup>という名の者がおり、このサクが一人のイトゥルプの異郷人との会話からマトマンの町について聞き出した。「松前はわれわれの国の町である。そして松前から海峡を越えて最初の町がツイナル[津軽か]、2番目がナイブ[南部か]、3番目シャンダイ[仙台か]、4番目の国がユド[江戸か]と呼ばれる国、5番目の町がイン[伊勢か]、6番目がトマク、7番目がキナクネ[紀国か]である。われわれの国では金、銀、銅、多くの緞子、様々な絹製品、南京木綿、様々な綿製品が生産されており、また穀物やあらゆる農作物<sup>93</sup>や野菜、タバコを栽培し、われわれはこの国の人びとのことをニフオングイン[日本人]と呼んでいる」。私はこの島々で異郷人と戦ったが、彼らは以下に述べる島々について知っており、私にそれらの島の名前を教えてくれた。カムチャツカの地から最初の島がショムチュ<sup>94</sup>[シムシュ]、2番目がパラムシル、3番目がウヤフクバ[アライド]、4番目がサリニキ[シリシキ]、5番目がククミシャ[アヴォシ]、6番目がムシャまたはアニクタン[オネコタン]、7番目がアラウムクタン[ハリムコタン]、8番目がシンスクタン[シャシコタン]、9番目がイクルマ[エカルマ]、10番目がマシャウチュ[チリンコタン]、11番目がイガントウ、12番目がショコキ[ライコキ]、13番目がモトゴ[マトウア]、14番目がシャショヴォ[ラスシェア]、15番目がウシシル、16番目がキトゥイ[クトゥイ]、17番目がシムイシエル[シムシル]、18番目がチルブ[チルポイ]である。これらの島ではイラクサを使った品物が作られ、ラッコ、キツネの猟が行われているが、すべての島が当てはまるわけではない。19番目の島がイトゥルプ[エトロフ]で上述した捕虜の異郷人シタナイはここで生活していた。20番目がウルブ、21番目がクナシル[クナシリ]、22番目がマトマン島——マトマイ町、23番目の島——ニフオンの地でそこには国家が存在

<sup>90</sup> カムチャツカのこと。

<sup>91</sup> 原文ではこうなっている。

<sup>92</sup> 日本人サク(サン、サナ、サンニ、サニマ)は1710年の嵐の際にカムチャツカの南西岸で難破した、日本の首飾りをつけた捕虜であるが、I.P.コズイレフスキーがクリル列島へ遠征した際にその遠征隊で通訳を務めた。1714年にはペテルブルグに送られ、日本へのますます高まる関心と、それとの友好的な通商関係を樹立したいとの意向を背景に詳細に尋問された(ЦГАДА, ф.9, орг. II, д.43, л.370-371)。この日本人のその後の運命は定かではない。

<sup>93</sup> [編訳者補注 : zemskoi plod を zemlianyi plod の意味であろうと解釈した]

<sup>94</sup> 報告書にある島の名前のいくつかは、若干の誤りを含んでいる。

する<sup>95</sup>。上記の島々へ海を渡っていくことは、晩秋の時期をすぎると大型船や船乗り、羅針盤、錨、道具類、食糧、武器類もなく、少人数のためどうあがいても無理であった。私はカムチャツカに帰還し、報告の際にプリカース員である貴族のヴァシーリー・コレソフ、イヴァン・エニセイスコイに上記の戦利品の金、衣服、剣、さらに近くの島で捕らえた2人の捕虜について申告した。シタナイという名の3人目のイトゥルプの異郷人、難破船から捕虜にしたサクという名の異郷人、上記の私の探索、金やその他のものについては、ヤクーツクの地方長官所で遺漏なく包み隠さず申告した。上述の島々と勝手気ままに暮らしている異郷人を通じて松前町<sup>マトマイ</sup>とこの日本の地<sup>ニフオン</sup>、この国に探索のために行くのに、ここからどのような航路をたどり、どのような時期に、どのような船で行くべきなのか、必要な食糧と武器類兵士はどれほどか、このことについて私は今、この報告書の中で述べないが、それについてはモスクワで陛下と、最高評定者 vyshniaia sudia に対して報告するつもりだ。この評定者の参議会が上記の陛下の勅令を送ってきたからだ。

去る 1720 年、私はカムチャツカからヤクーツクに行き、カムチャツカの新しい荒野で自分の教会を作ることに對して主教座下より祝福を受けるため、また私が陛下の国庫に納めた物、すなわちクロテン、キツネ、ラッコの毛皮の代償として家財道具、すなわち教会で必要なあらゆる物品、荒野での建設資材を賦与して下さるよう陛下に嘆願するため、そしてトボリスクの県庁において上述の島々や、誰にも支配されずに生活している異郷人、マトマイの町、国家[日本]について申告すべくヤクーツクからトボリスクに行こうとした。このとき、ヤクーツク救世主修道院の掌院フェオファンは私を執拗にヤクーツクに引き止め、トボリスクに行くことを許さず、1721 年には私をボクロフスキー修道院の建設者に任命し、1722 年に掌院はヤクーツクからトボリスクに移る際には、救世主修道院の建設者として、また宗務院の宗教問題を統括する寺院番頭として私を意に反して強引に残したが、彼がこのように私を引き止めたことについては、ヤクーツクの地方長官所宛の私の報告書の中で明らかにした。現在私は上述の島々や、誰にも属していない異郷人、松前<sup>マトマイ</sup>の町、国家[日本]について陛下に自分の職務を報告することを望む。

それ故に陛下の勅令により、私は自分で費用を負担するので、厳重な拘束下にヤクーツクからモスクワの上述の参議会まで私を送り、そこで私にかんする保証状 poruchnaia zapis' を集めるこ

<sup>95</sup> К.Т.Челюбкинの見解によれば、『カムチャダール岬と海洋諸島の地図』は、『アボンスキー[日本]国の叙述』と同様に、1726年6月6日付でI.P.コズィレフスキーがV.I.ペーリングに行った報告の一部をなす。この地図はヤクーツクでペーリングに渡された(Черевко К.Е. Игнатий Козыревский – автор «Описания Апонского государства» // Проблемы Дальнего Востока, 1975, No.2, с.137-139)。

地図の上にロシアの異境探検家が記したテキストは、クリル列島に関する最初の記述である。日本の研究者秋月俊幸はI.P.コズィレフスキーの仕事を高く評価した。「当時の日本にはクリル列島に関する情報はほぼ皆無であった。さらに、日本ではクリル列島の各島について記述する状況になかった当時、I.P.コズィレフスキーのクリル列島に関する報告は本当に大きな意義を有していた」(次の文献を参照せよ: Черевко К.Е. Экономическое освоение Сахалина: история и современность. – Проблемы Дальнего Востока, 1979, No.4, с.128)。I.P.コズィレフスキーが作成した地図は、18世紀前半のロシアおよび世界の地図作成において、日本とクリル列島を描く上で相当な影響を及ぼした。

とを命じていただけるよう願う。

このことについてカムチャツカ荒野の建設者、修道士イグナチェイが報告する。

彼自筆の原本による

(2)ИГГВМФ, ф.216, оп.1, д.87, л.59-60. 受信簿中の写し

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

14. F.F.ルージンの陳述書。1720～1721 年に I.M.エヴレイノフと共同で行ったカムチャツカと  
クリル列島への遠征について。(⑤No.27)

1725年11月27日

No.66

測地学者フョードル・ルージンのカムチャツカまでの通行に関する

陳述書

去る 1720 年 2 月初旬、私はキレンガに到着し、ヤクーツクに向かう道は冬の間は閉ざされるためそこで春を迎え、5 月初旬キレンガから水路経由でヤクーツクに向かった。12 日を要した。ヤクーツクでは 6 月 12 日まで出発に手間取り、ヤクーツクからラマまでは陸上を国の資金で購入した馬に腹帯をつけそれに乗って進み、オホーツク要塞には 8 月 22 日に到着した。オホーツクの要塞からはカルバス船 karbus<sup>96</sup>で 9 月初旬海路カムチャツカ<sup>97</sup>に向かい、9 日間でカムチャツカに到着し、その後徒歩及びスキーでイチャ川に沿って進み、山を越え、3 週間かけてヴェルフネイ[上方の意、ヴェルフネカムチャツク]要塞に到着した。ヴェルフネイ要塞からカムチャツカ川を使って 12 日でニジネイ[下方の意、ニジネカムチャツク]要塞に行き、そこで越冬した。ニジネイ要塞からヴェルフネイ要塞まで<sup>98</sup>犬ぞりで 5 日かけて戻った。ヴェルフネイ要塞からポリ

<sup>96</sup> 【編訳者補注：またはカルバス船 karbas。一本マストの中型の櫓船をさす】

<sup>97</sup> I.M.エヴレイノフと F.F.ルージンは、1716～17 年に Z.ソコロフと N.M.トレスカがカムチャツカへの最初の遠征を行ったロジヤー船ヴォストーク号に乗ってオホーツクを出港した。

<sup>98</sup> ニジネカムチャツク要塞とヴェルフネカムチャツク要塞は 1704～1706 年にそれまでの越冬所に建設された。同時に、ブイストラヤ川がポリシャヤ川に流れ込む地点にヤサク税徴収のための越冬所が置かれ、ここが後にポリシェレツク要塞となった。大規模な要塞の他に、カムチャツカには越冬所と小規模な要塞が存在した。「(略)それぞれの部族は大部分がとくに、川、山、沼に囲まれた土地で地面から 1 サージェン、ときにはそれ以上の高さをもつ柱の上に建てられ、長い草で覆われ、尖塔形の屋根に似た塔の形をしたいわゆるバラガン[小屋]で生活している(略)。一部族からなるこのような住居はすべて、カムチャダール要塞と名づけられている。この名称の由来は、カムチャツカにきたことのないものにとって、塔の形を有するバラガンが多数あるため、常に遠くからは要塞に違いないと思われたからである(略)」(Колониальная политика царизма на Камчатке и Чукотке в XVIII в. Л., 1935, с.193)。これらの居住地はすべて、固定した場所に定着するまでは何度も位置を変えた。ニジネカムチャツク、ヴェルフネカムチャツク、ポリシェレツク要塞(今日のニジネカムチャツク村、ヴェルフネカムチャツク市、ポリシェレツク市)は、より頑丈に構築され、高い木製の柵で囲まれていたが、その内部にあったのは、ヤサク用と役所用の家屋、倉庫、罪人と人質を収容するための「納屋 kazenka」、小礼拝堂(ポリシェレツク要塞)、住宅用の建造物である。1726 年にニジネカムチャツク

シェレツク要塞までは雪解け間近の道を犬ぞりで約1週間かけて行き、ボリシェレツク要塞から島々に向けて出発したのはさる1721年5月22日のことであった<sup>99</sup>。6月下旬にボリシェレツク要塞に戻った後、ボリシェレツクからラマに向かったのは7月12日で、7月下旬に到着した。ラマから[ユドムスキー・]クレストまでは馬、トナカイに乗り、岩場や山を通り抜けて8月8日にクレストに到着した。ここではユドマ川で筏用の木を伐りだしユドマ川、マヤ川、アルダン川を伝って進んだが、上述のマヤ川を除き他の川では浅瀬がなかったので、その浅瀬で筏から荷を下ろして川岸に運び、アルダンで荷馬車を待った。そして9月17日<sup>100</sup>アルダンからヤクーツクに到着し、11月19日ヤクーツクから交代用の馬に乗ったり、必要に迫られて現地住民の保有する馬 zemcheskie に乗ったりしながらロシア人の村まで行った。そこからは橇を使ってキレンガ、イリムスク、エニセイスク、トムスクを経由し、1722年4月上旬にタラに到着した。

ルージン直筆の原本

ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.87, л.52 об.-53. 日誌中の写し

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

---

要塞には40、ヴェルフネカムチャツクには11、ボリシェレツクには17の小屋 *dvor* があった。これらの要塞にはコサックの守備隊が配備されており、彼らは現地で所帯を持っていた。1723年にニジネカムチャツク要塞には80人、ボリシェレツクには40人のコサックが住んでいた(Сгибнев А.С. Исторический очерк главнейших событий в Камчатке // Морской сборник, 1869, No.4, с.65-142)。

<sup>99</sup> I.M.エヴレイノフとF.F.ルージンの遠征隊は、ヴォストーク号で1721年5月22日にボリシェレツクを出航した。遠征メンバーには測地学者以外に、K.ソコロフ、N.M.トレスカと共に航海した航海者Z.モシコフ、A.ブッシュ、G.ベレズィン、兵士、竜騎兵、コサックがいた。遠征隊の航海ルートは今日に至るまで正確には特定されていないが、これはこの問題について学者間に見解の相違があるからである。A.ブッシュとG.ベレズィンの証言に基づき、A.S.ズギブネフは航海者達が第五の島に到達し、そこで嵐の過ぎ去るのを待つために停泊したと考えている。停泊地での3日目に双方のロープが切れ、船は岸から離れ7日間海を漂流して第二の島(バラムシル)に漂着した。ここで錨の代わりに、大砲と鉄敷を放り出したが、それを引き上げる際に最後のロープが切れた。破れた帆で順風を受けて、航海者達はボリシヤ川の河口まで辿り着くことができた。ここでK.モシコフが木製の錨を造り、それに船にあった鉄製のフライパンを打ちつけ、そして船はオホーツクへ出航した(Сгибнев А.С. Попытки русских к заведению торговых сношений с Японией // Морской сборник, 1869, No.1, с.41-42)。O.A.エフデーエフ(Евтеев О. А. Первые русские геодезисты на Тихом океане. М., 1950. с.59-60)その他の考えでは、測地学者はクリル諸島の第6島(ライコケ)まで到達し、シムシル島の岸で嵐に会った。

航海の結果、I.M.エヴレイノフとF.F.ルージンはカムチャツカとクリル列島の地図、それを解説した目録(本史料集No.11を参照)を編纂した。記述のあらゆる不十分さにもかかわらずこの地図は、道具の助けを借り、算術的計算を基礎に置いて作成されたクリル諸島の最初の姿である。早くも18世紀に第二次カムチャツカ遠征のための地図を編纂する際に、I.K.キリーロフとI.N.デリルによりこの地図は何度も使用された(史料集②c.140)。

<sup>100</sup>測地学者たちはすでに1721年9月3日にヤクーツクにいたこと(史料⑤No.13文書を参照)から、F.F.ルージンが間違えたのは明らかである。

15. I.P.コズィレフスキーが作成した『カムチャツカ岬と海洋諸島の<sup>チエルチョージ</sup>地 図』のテキスト<sup>101</sup>。(⑤)

No.30)[巻末図版 2 を参照]

1726 年 6 月 2 日～6 日<sup>102</sup>

さる[1]717 年、誓約にもとづき、修道士である私は何も無い土地で、祈りの場を持たない寄る辺なき者、老齢者、老衰者、そして負傷した下級勤務員を救済する避難所のために、自身の従僕とポグロムの民たち pogromnymi lyudimi[捕われの者]と一緒に新たに自身の労働と資金を捧げ、カムチャツカの地のこの荒野に修道院およびキエフ聖ペテロ修道院にある至聖生神女のための教会を建立することを望みました。それゆえ、その建立にむけて、府主教様宛の請願をたずさえてトボリスクにて祝福を頂くために、また表明と嘆願を行うために、私は出発しました。さる 1720 年 9 月、私はヤクーツクに到着いたしました。ヤクーツク救世主修道院の尊敬すべき掌院フェオファン神父が私を引きとめ、私が何度懇願しても離してくれませんでした。これにつきましては、町長であられる大膳職、地方長官イヴァン・イヴァノヴィチ・ボルエクトフがヤクーツク地方長官所に滞在中、私自身の報告書において詳細に申し上げております。この報告書の中で、私は以前行いました報告と通知に言及いたしました。同様に、私の誓約やトボリスクへの請願について、とりわけ私の最高宗務院への参上を許可しないことについて申し上げました。また、出納官 rentmeister イヴァン・シャンギンの報告に対しては、ヤクーツク地方長官所での私への尋問の中で鉄が産出する新たな優良鉄鋸床、刀剣用の鋼その他を説明いたしました。

【地図には川が表記されている】

キギル、ナパナ、ウトカラ、クウイウラン、ハリユゾヴァ、ムロシエシュナ、ソボシュナ、イチャ、アグルコミナ、クルトゴロヴァ、コンパコヴァ、ヴォロフスカヤ、コル、ネムトゥイク、クウイクチク、ウッタ、ポリシャヤ・レカ[大きな川の意味]( [その左岸の支流付近に書き込み] [複数の]温泉)、オパラ、ゴルウイギナ、アムシロヴァすなわちショホドゥイ、ヤヴィナすなわちショホジャホイトゥイ、オーゼルナヤ( [支流付近に書き込み] [複数の]大きな温泉)、ピドプ、アパリュチ、アシャチャすなわちムルウイ、マルコヴァ、アカリナ、アヴァチャ、ロムティナ、カラフトウイリ、カラチェヴァ、オストロヴヌウイエ、ジュパノヴァ、ベリョゾヴイエ、シエミヤチク、シプウイ、オーゼルナヤ、クロノツカヤ、チャムジャ、カムチャツカ。[カムチャツカ川の右岸の支流は] クウイトウイルギナ、シャピナ、フェドトフシナ、コルバチク。[同川の左岸の

<sup>101</sup> 本史料集 No.13 の注 95 を参照。

<sup>102</sup> I.P.コズィレフスキーより VI.ペーリングに宛てた報告書にもとづき日付を決定した。Z.E.チエレフコの見解によれば、『カムチャツカ岬と海洋諸島の地図』はこの報告書の一部をなしている(Черевко К.Е. Игнатий Козыревский – автор «Описания Апонского государства» // Проблемы Дальнего Востока, 1975, No.2, с.137-139)。

支流は] コズイレフスカヤとエロフカ。

【カムチャツカ西岸沿いに書き込まれたテキスト(北から南へ)】

【イチャ川、アグルコミナ川、クルトゴロヴァ川、コンパコヴァ川への[書き込み]】 さる 1714 年、これらの河岸でヤサク税の支払いを要求し、税を徴収した。1715 年、最良の異郷人、すなわちウィチャ[イチャ]川からコンパク族、アグルコミナ川からクウインシャ族を連行し、カルウイムチュ族から人質を取った。さる 1710 年、反逆者、殺戮者であるこれらの異郷人に軍を送ったが、鎮圧できなかった。本件については小士族フィラト・チリコフが知っている。1712 年にはホリュゾバ[ハリユゾヴァ要塞]の徴税人である五十人隊長ミハイル・シェフルディンとその仲間に対してヤサク税を支払わず、さる 1707 年より自分勝手に暮らしており、多くの下級勤務員を殺した。

【ヴォロフスカヤ川、コル川、デムティク川、クウイクチク川への[書き込み]】 1712 年、ヴォロフスカヤ川とクウイクチク川の住民に対し、ヤサク税を支払うよう交渉し、人質を取り、ポリシェレツク要塞に収監した。

【ポリシャヤ川、オパラ川、ゴルウイギナ川、アムシロヴァ(ショホドゥイ)川、ヤヴィナ(ショホジャホイトゥイ)川、オーゼルナヤ川、ピドブ川への[書き込み]】 さる 1711 年以来、1712 年、1713 年に、下級勤務員と信頼しうる、ヤサク税を納入するカムチャダール人をともない、陸路、海路をへてカムチャツカ岬に遠征し、新たに税を徴収し国庫に納めた。これまでロシア人はこの地に来ていない。私はこの近隣の島々にも行ってみた。

【ポリシャヤ川への[書き込み]】 戦いに備えて、下級勤務員とともにこのポリシャヤ川の岸に要塞と徴税用の越冬小屋を築いた。戦いで人質を獲得し、永年に渡って税を納めさせるようにした。さる 1719 年より、ラマ[オホーツク]からの海路ができ、ポリシャヤ川の岸に船着場を設けた。

【アムシロヴァ(ショホドゥイ)川、ヤヴィナ(ショホジャホイトゥイ)川への[書き込み]】 異郷人の難破した大型木造船からシリユケヤ、ティスキ、サナ<sup>108</sup>の 3 名をさまざまな川で上記したこれらの年に捕らえた。彼らのうち 1 名のために身代金を支払った。

【ロパトカ岬の南端】 岬は約 10 露里少々であろう。ロパトカ自体の幅は約 400 サージェン。

【ロパトカ岬の南】 南。

【ロパトカ岬の横への[書き込み]】 第 1 の海峡。軽装の船だと朝出て昼食までに自力で素早く往復できる。また、異郷人はつぎように云った。この海峡については、だいたい前方に同じくら

<sup>108</sup> [訳者補注：この 3 名、および後出の 2 名の計 5 名にかんする研究を、Z.E.チェレフコがまとめている。それによると、彼らの名キスチ、キタラ、シリユケイ、ティスキ、サンはそれぞれキシチ、キタロウ、シラキヤカシルヘイ、ティスケカチョウスケ、サンエモンである可能性が高い([http://russia-japan.nm.ru/hyoryumin\\_cherevko\\_01.htm](http://russia-japan.nm.ru/hyoryumin_cherevko_01.htm))]



いの幅の海峡がいくつかある。ただイトウルプ[エトロフ]島までに大きな海峡が3つある。これらの海峡は本状に添付された地図に署名をしたうえで明記してある。

〔カムチャツカ東岸に沿って書き込まれたテキスト(北から南へ)〕

〔シェミヤチク川、ベリョゾヴィエ川の横への[書き込み]〕これらの川の間、大型木造船を残し、搭載艇で日本人が上陸したが、このとき敵対的な異郷人が彼らを捕虜にし、1人を殺した。

〔入江の南〕カリゲルスカヤ湾。さる1710年4月、この岬に大型木造船が難破して、何もなのまま放置された。というのは、船に積まれていたものはすべて、彼ら異郷人自身が海へ投げ捨てたからだ。それから4か月間漂流した。3月の時点ではまだ海上に漂流中の船を目撃していた。

〔用紙の端近く〕東

〔アヴァチャ湾およびその南への[書き込み]〕さる1715年、この湾岸および岬方面にてヤサク税を新たに徴収し、部隊を送ってアヴァチャ川とムルウイ川付近の異郷人を鎮圧し、下級勤務員および毛皮採集者と一緒に行動して、最良のクニャゼツであるアヴァチャのリクシュカとその仲間を人質にした。この徴収については、私の署名が付されたヤサク税徴収簿が証明している。この帳簿は白樺の表皮に記入され、ヤクーツク地方長官所にある。

〔マルコヴァ川、アシャチャ(ムルウイ)川への[書き込み]〕かつてこの岬付近で木造大型船が難破した。カムチャツカのプリカース員、小士族ティモフェイ・コベレフが、この船から異郷人ひとりを取り去るに連行した。船に何が積まれていたのかは定かではない。異郷人の小屋に船の木材があるのだけを確認した。

〔アシャチャ(ムルウイ)川、アパリュチ川への[書き込み]〕前述の年、すなわち1715年、ヤサク税の徴収を目的に、フォードル・バルダコフを下級勤務員とともに、アヴァチャからカムチャツカ岬および付近の島々へ海路バイダーラで派遣した。さる1713年、私はこれらの土地から、赤キツネの毛皮11枚とラッコ皮2枚を新たに徴収し、至福なる永遠に記憶にとどめるべき[亡き]皇帝陛下の国庫に納めた。

〔3つの島が記されている——1つ目はジュパノヴァ川河口、2つ目はカラチェヴァ川とオストロヴヌウイエ川の河口、3つ目はアヴァチャ湾に面している〕

〔半島への書き込み(北から南へ)〕

〔カムチャツカ川の下流沿岸、エロフカ川の河口[カムチャツカ川との合流点]から下流について、カムチャツカ川の左岸に〕ニージェイ・カムチャダリスキー[ニジネカムチャツク]要塞。

〔右岸の下流に〕教会。〔そのさらに下流に〕小礼拝堂と僧房。当初は私の庵だった。〔これらの書き込みのすぐそばに〕半焼けの火山が燃えている。カーメニ[岩の意。火山名か]。

〔カムチャツカ川中流の右岸に(上流へ)〕コルバチク[川]、フェドトフシナ[川]、2つの越冬小

屋があった。シャピナ[川]、クウイトウイルギナ[川]。

【カムチャツカ川の左岸、コルバチク川とフェドトフシナ川の河口[カムチャツカ川との合流点]の間に]かつてヤクーツクの町からコーチ船に乗って海路カムチャツカに到着した人びとがいた。彼らはカムチャダール人たちのもとで人質となった、とカムチャダール人が云った。現在はこれらの老人たちからヤサク税を取りたてている。コーチ船は2隻だったと云った。越冬小屋は現在もあるようだ。

【コズイレフスカヤ川の横に] 通称コズイレフスカヤ川[コズイレフスキーの川の意]。最初に異郷人にヤサク税の支払いを求めたのが私の父、ピョートル・コズイレフスコイ[コズイレフスキー]である。

【カムチャツカ川上流の左岸に] ヴェルフネイ要塞。アヴァチャおよびペンジナ[オホーツク]海の人質はこの要塞に留め置かれている。

【ここから先へ長くのびた文字列で、道が示されている] アグルコミナ川へ。

【ヴェルフネイ要塞の上流でカムチャツカ川左岸に注ぐ小さな川が描かれているが、名前は記されていない。この小川の上流はコンパコヴァ川に接近しており、ここに書き込みがある] この川に沿って、夏と冬にヴォロフスカヤ川とコンパコヴァ川へ出る道。

【さらに上流に、ボリシャヤ川まで長くのびた文字列の書き込みがある] ヴェルフネイ[要塞]からボリシャヤ川への冬および夏の道。

【カムチャツカ川の上流域および[カムチャツカ]半島東岸の空白] シブン[岬]。これらの自然境界で下級勤務員が2人の日本人、すなわちキスト[キスチ]とキタル[キタロウ]を捕らえた。当時、私は航海中で、4本の錨を海から引きあげ、陸上の適所に置いた。これらが今どこにあるのか、異郷人が発見して持ち去ったのか、分からない。

【ボリシャヤ川の中流沿岸] ボリシェレツク要塞。またその建設について、ヤサク税の徴収について、新規課税帳について、私の署名が付されて報告され、まさしくヤクーツク地方長官所で明らかになっている。

【アヴァチャ湾に注ぐアヴァチャ川の付近] アヴァチャ湾付近にて、さる1707年にアヴァチャ川沿岸やその他の場所でヤサク税徴収人アフオナシイ・ボボフツォフとその仲間が殺害された。1708年には、出撃や突撃の際に、要塞付近で多数の下級勤務員が窮地に追い込まれた。1712年2月には、出征したダニル・アンツィフェロフとその仲間たち全員が殺害された。

【オパラ川とゴルウイギナ川の間] 河口付近の海上で酒と高価な食器を積載した大型木造船が難破した。ヴォロディメル[ヴラディミル]・アトラソフが異郷人1名をヤクーツクに連行した。

【ロバトカ付近] 湖、その周囲に高い岩と小川。

【地図には火山が記されている。ムロシェシュナ川とソボシュナ川の水源地に】山頂に火山。【ボリシャヤ川左岸の支流とオパラ川の間】ボリシェレツカヤ火山。【カムチャツカ南部にある湖の北に】ヴイソーカヤ火山。【クロノツカヤ川の水源地、そしてその北側に描かれているが名前が記されていないもう一つの川の水源地の間】高いクロノツカヤ火山。

【チャムジャ川とクロノツカヤ川の河口の間に、海岸に沿って書き込み】海沿いに柱 stolby。

#### 海洋諸島の地図【への書き込み】

第1島シムチュ[シムシュ]島——この島にはクリルという名の異郷人が住んでいる。彼らは遠方の島々へ往来している。現地の風習に従い、彼らは頭髪を後頭部まで剃り、膝を曲げてお辞儀をする。遠方の島々からも、人びとがラッコ皮やキツネ皮、鷺や鷺の羽根を買い付けに来る。

【第1島と第2島との】海峡は、およそ2露里、もしくはわずかにそれに満たないくらいである。

ウヤフクバ[アライド]島は大きな、そして高い火山である。天候が穏やかなときにはボリシャヤ川の河口から見える。人は住んでいない。第1島や他の島から人が狩猟にやって来るだけである。カムチャツカ岬の異郷人もやって来て、陸上の実りすなわちサラナ[マルタゴンリリー][の根]や根菜を掘り出す。また鳥の狩猟を行ない、越冬する。海獣の猟もする。

第2島ブルムシル[パラムシル]島——第1島と同じ異郷人が住んでいる。言語や信仰も共通で、イラクサの織物を作り、麻緞子や綿織物をいくらか買っている。遠方の島々に通い、また遠方の島々からも絹や綿の織物を持って異郷人がやって来る。鍋釜類や刀剣も持ってくる。刀剣には銅製の円盤がついており、先端は鍛えられた銀が周囲に巻きつけられている。また下塗りをした多種多様な食器も持ってくる。クリル人は戦闘に長けている。3つの武装で闘う。すなわち、弓矢、槍と刀を帯び、甲冑を身につけている。ムシャ[アニクタン]島へと向かうこの島の船着場付近で、異郷人は激しい攻撃を仕掛けてきて話し合いに応じなかった。12艘の[異郷人の]バイダーラが逃走した。残るバイダーラは下級勤務員たちと激しく戦い、私にも迫り、[われわれの]バイダーラ5艘を退けた。他の者はわれわれが来る1年前に去っていた。さる1713年9月、この島からボリシャヤ川に帰還した。

軽装のバイダーラならばこの島へは急げば半日ぐらいで着く。荷を積み、妻子を乗せている場合は、穏やかな日和ならば1日の行程である。

小島シリンキ[サリニキ]島——人は住んでいない。(大きな火山があるので、人は)海獣とラッコ、また陸上の実りと鳥を捕るためのみ島にやって来る。

第3島ムシャ島とはオンニクタン[アニクタン、オネコタン]島のことである。第2島と同じ異郷人、つまりクリル人が住んでいる。この島も同様に大きい。またイラクサの織物を作り、ラッ

コヤキツネの毛皮猟をする。クロテンはこれら3つの島にはいない。これらの島々からは付属する島々へ、毛皮猟に行く。同様に、遠方の島々やカムチャツカの地にもラッコやキツネの皮そしてその他のものを買うに行く。カムチャツカ岬の異郷人と交易したり、結婚したりしているので、多くの者がポリシャヤ川流域の言葉を知っている。

この島には積荷がある場合でも半日で移動できる。

小島ククミヴァ[ククミシャ、アヴォシ]島——人は住んでいない。毛皮猟のために人が来る。また大きな火山にも来る。この島には私が派遣した下級勤務員がいたが、[離反したので]行方を追跡したところ、彼らが戦いをしかけてきたが、[敗れ]他の島からムシャ島へ逃亡した。ある者はばらばらに島づたいに、またある者は岩や山、森へ逃亡した。

アラウマクタン[アラウムクタン、ハリムコタン]島——噴火中で、人は住んでいない。

この島も上と同様である。

シヤスクタン[シヤスクト、スニスクタン、シャシコタン]島——遠方の島々から自分たちの者を迎えたり、送り出したりするので、この島には人が少し住んでいる。海峡は広い。軽装で春に、船で半日でなんとか漕ぎ渡れるが、荷を積み、妻子を乗せた場合は、ショコキ[ライコキ]島に着くのに丸一日かかる。

イカルマ[イクルマ、現在のエカルマ]は小島で、シリンキ島同様、毛皮猟と陸上の果実を求めて人がやって来る。

イガイトゥ[イガントゥ]小島——無人島。

ショコキ島、モトゴ[マトウア]島、シャショヴォ[ラスシュア]島、ウシシリ島

これらの島の間の海峡は広くない。異郷人は軽装のバイダラで近道を通って半日もかからずに渡る。積荷があれば半日ももう少し遅くまでかかるが、もっと早く着くこともある。ただ、小船で渡るのは難しい。潮が引いたときや満ちたときに海峡の潮の流れは大変速く、しばしば渦潮が生じる。異郷人が云うには、この渦潮で多くの者が溺れる。風が吹くときには海へ押し流されて命を落とす。そのため、ここを航行できるのは早春の潮の流れが穏やかなときで、晩夏には一部の、異郷人が使う小型のバイダラでは航行できない。滞在中に秋が来たり、風が強くなったりして留まっている場合を除いて、人は住んでいない。

捕虜となった島の異郷人が語るには、日本人が大型船で大きな陸地へ往来し、町に石を運び、土を掘っているそうだ。どんな石なのか、カムチャツカ土語で何というのか通訳は知らない。石をまったく見たことがないからである。どこからどこの町へその石を運んでいるのか、これについては思慮が及ばず質問しなかった。なぜなら私はどんな鉱石も見たことがなく、鉄鉱石以外は知らないからである。カムチャツカを出た今になって、鉄鉱石なるものを知り、ヤクーツクのポ

クロフスキー修道院の上流にある支流、ボトマ川の岸で新たに探し出した。さる 1723 年、100 プードあたり 36 ルーブルで、至福なる、永遠に記念すべき皇帝陛下の国庫から請け負った。このことについてはヤクーツク地方長官所でも了解している。

マシャウチュ[チリンコタン]島——シヤスクト島と第 3 島[オネコタン]から毛皮猟と陸上の実りの採集を目的に人が来る。狩猟中に風が強くなり、秋が来た場合、この島で越冬する。

キトゥイ[ケトイ]島——この島にはアシが生育している。水が引いて干上がることがある。私は異郷人からアシの矢を手に入れた。

シムシル島——この島には第 2 島、第 3 島と同様のクリル人が住んでいる。面積はこれらの島々よりも小さいが住民は多い。言葉と信仰も同様で、クリル族の最後の島である。この島からイトゥルブ島までは上述の海峡よりも少し広い小さな海峡がある。積荷がある場合や妻たちが乗っている場合は一日漕ぐが、軽装ならばもう少し早く渡れる。

チルクイ[チルポイ]島——大きな火山が海峡に面して聳えている。シムシル島、イトゥルブ[エトロフ]島から毛皮猟のために人が来る。海獣や鳥も狩る。話によると、この島で大型木造船が難破したが、身代金と引き換えに乗組員を松前<sup>マトマイ</sup>に返した。

イトゥルブ島——グイフ・クリル人<sup>104</sup>と名乗る異郷人が住んでいる。松前<sup>マトマイ</sup>と日本の言葉ではエゾで、紀伊国<sup>キノクニ</sup>[和歌山県]町出身のサンという名の捕虜はこのように呼んでいる。彼は私と一緒に島々を訪れた。私は、この島で生まれたシタナイという名の者を他の異郷人たちとともに第 2 島で捕虜にした。彼はつぎのように云っている。この島には大勢の人が住んでいる。独自の言語と信仰を持つ。あらゆる獣、森の熊、その他がいる。どの森も大きく、川があり、その河口は海洋船の避泊地になる。上述の島々には、この島に至るまで、大きな森も川も、大型船舶用の良好な避泊地もない。戦いにおいては残虐である。前述の島々と同様、3 つの武装で戦う。ただ、より残虐で戦いに長けている。前述の者たちよりも話し合いには応じる。

この海峡は広くなく、第 2 海峡と同じくらいである。

ウルブ[ウルップ]島——イトゥルブ島と同様のグイフ・クリル人が住む。頭髪を剃り、膝を曲げてお辞儀をする。信仰、風習、言語も同様である。イラクサを織り、絹や綿の織物はクナシル[クナシリ]島で購入する。信仰にしたがい、さまざまな飾り付けがついた服を着用している。カムチャツカ方面へも買い付けた商品を持って出向く。第 1 島、第 2 島に大型バイダーラでやって来て、ラッコ皮、キツネ皮、その他の物品を買い、鷺や羽根も買う。

クナシル島——イトゥルブ島やウルブ島と同様の異郷人が住む。信仰も同様だが、言語が共通なのか、もしくは独自のものであるのかについては分からなかった。松前の町がある松前島[北海

104 [訳者補注：クリル列島民のうち、カムチャツカ半島から遠方にある島々に居住する者]

道]に行き来し、松前島からも彼らのもとへ町の商品を持って来て売っている。この島はイトウルプ島やウルプ島より大きく、住民も多い。このクナシル人が松前の町に属しているのかいないのか、はっきりとは分からなかった。イトウルプ人とウルプ人は自由勝手に暮らし、従属せず、自由に交易している。クナシル島と松前島間の海峡の広さについては覚えておらず報告できない。

これら 3 つの島では、彼らのもとで多数のカムチャダール[カムチャツカ]出身者が奴隷として暮らしている。松前の町にもカムチャツカ出身者の男女がいるそうである。上述のシタナイは自分たちの言葉で、松前の町の支配者をマトマ・ウイトンと、そして日本の総支配者をカムイと呼んでいる。このカムイは松前の支配者にわれわれと自由に交易するよう命じているが、あなたたちのいうところのヤサク税をわれわれから徴収しない、とのことである。というのは、今回の遠征で、私は第 1 島、第 2 島、またカムチャダール岬で上述の自由勝手なクリル人をいつくしみ、愛想良く振る舞うことで、そのほかの者に対しては武力をもって、新たにヤサク税納入者とし、至福なる、永遠に記念すべき皇帝陛下の国庫へ赤キツネ皮 11 枚と、ラッコ皮 2 枚を集めたからである。この徴収についてはヤクーツク地方長官所に報告してある。

厳重な警備。松前島——この島の端、海峡に面して松前の町がある。捕虜となった異郷人キスチ、シリユケイ、サン、その他の者の陳述書によれば、最近新しく建設されたそうである。その住民はなんらかの罪を犯した者で、日本島から松前の町に流刑として送られてくる。松前の町の住民はあらゆる武器を警備用に保有し、町には大砲、銃、あらゆる弾薬がある。松前島と日本島との間の海峡には、双方の土地から岬が出ており、横風が吹き、満ち潮あるいは引き潮になると、彼らの大型木造船は航行が大変困難になり、ときには難破する。岬に面した場所は狭く、岩場になっているらしいからだ。上述の陳述書の中で、このように前述のキスチは半紙に松前島をカムチャツカのそばに示しながら、以下のように云った。彼らがエゾと呼んでいる異郷人が松前島内や他の島から魚、鯨の脂、海獣の皮を持参して松前の町にやって来て、松前の町の住民と交際し、彼らと自分たちの言葉で話し、松前から彼らのもとへ行くそうである。また、われわれ日本人は、松前以遠の北方の島々へは行き来していない、とのことだった。

#### 島のこの端にも警備

松前島から海峡を越えると、対岸には彼らの言語でいうところのツイナドゥ[津軽]という名の町がある。これは、日本国家に属する独自の領地[藩のことか]である。大陸から、また西側にある中国[秋田のことか]の町、その他の領地や町からこの町へ商取引にやって来る。国家[江戸]までは海路または陸路で、半月かかる。

海岸付近に同様の、従属している独自の領地であるナンブ[南部]という名の町がある。この町の海洋大型木造船は彼らがフネイと呼ぶ国家から松前やその他の町々へ往来している。この町は

海峡の中にあるので、通過することはない。

シェンダイ[仙台]という名の大きな町もやはり独自の領地である。領主は日本の皇帝の親族である。この町から国家へ向かう海上に島がある。人びとはそこへ祈禱を目的に集まり、金、銀その他を奉納する。その資産は多いという。これを盗む者がいれば、これに対して迅速に対処する。すなわち血管をきつく締め上げ、体を干上がらせる。軽率に振る舞い、立ったまま奉納した者は咎められる。そのため、祈禱用の特別な衣装を身に着け、船に戻るとこの衣装を脱ぎ、付着した埃を振り落とし、別の服に着替える。

この日本島の民は牛を食用として殺さず、牛肉を食べない。また刀以外の武器を携帯することは許されず、貴人にも、また海上を航行する商業従事者にも同様に禁じられている。兵役には成人した者が選抜され、特別な町で慣例にしたがい訓練を受け、それから国家に召される。戦闘はたいへん下手で臆病である。私が捕虜とした者たちは人の血を見ると卒倒したり、手で目を覆ったりする。他の同胞もみなそうだと云っている。

国家へと向かう大きな湾の近くに、衛兵が詰める島がある。海洋船はここを避けて通れない。警備はしっかりしていて、入国者や出国者を厳重に検問する。まず、乗船者、武器、積荷を記録し、武器その他が発見された場合は、残らず没収する。商業従事者には命令が与えられる。上述の祈禱所がこの島にあるのか、もしくは別の島にあるのか、また海に近いかどうかについてもはっきりとは分からなかった。また、陸上の街道沿いには多くの衛兵が立っている。国家の近くでは商業従事者やその他のあらゆる人びとが厳重に検査される。

長年、日本島では大領主たちとその他の領主たちとの間、また日本とウザカ[大坂]の間で戦争については語られていない。それらの間には平和があり、交易をしているだけである。南部はウザカ人の支配下にあり、東部と北部は日本人の支配下にある。すべての領主がこれらの大国家の臣民であるのか、それとも全員ではないのか、十分に知ることはできなかった。なぜなら、私や下級勤務員が捕らえた日本人はロシア語に十分に慣れておらず、私は重要な会談や振る舞いには通じておらず、そして何よりも、これまでに外国政府の者と会ったことがなく、その習慣も知らず、今日においても国の高官に対し、いかにふるまうべきなのか、決まり事を知らないからである。

別の日本人捕虜はつぎのとおり述べている。日本島民のもとには独自の領主があわせて 70 名ほどいる。各自が石造りの町とその付近に小さな町をもっている。なかでも、日本島には偉大な支配者が住み、たとえていうならば、われわれのところのローマ教皇のような人で、ファンノ・ソマ *fanno soma* と呼ばれており、この人に対しては、彼らの大皇帝や大領主そしてすべての民がお辞儀をし、われわれが神にするように敬意を表す。このファンノ・ソマが彼らの神なのかど

うかについては十分に知ることができず、また質問のやり方もわからなかった。捕虜にした異郷人は身分の高い者ではなく、ただ大型木造船の持ち主に雇われ仕事をしているだけであった。

紀伊国の町から国家へやってきたのは、商売、すなわち材木を商っていた前述の異郷人キスチ、キタラ、シリユケイ、ティスキ、サンの総勢 14 名だった。材木を売り、酒、タバコ、エンドウ豆を買い、帰路についたが、故郷に到着する 3 日前に風で海に流された。一方、主人は国家から山を越えて自分の町へ帰ってしまった。陸地から離れ、大海原で波にもまれ始めると、彼らは帆柱を切り倒し、索具を使って帆を下ろし、錨を錨索もろとも失った。これらの人びとは雇われ者であった。

独自の所領——紀伊国の町。領主はウザカ人の皇帝で、近親者である。この町では金が産出し、木材も十分にあり、造船も行われている。他の所領も資源に富んでいる。さる 1710 年 4 月、カムチャダールの地のボプロバヤ川のカリゲルスカヤ[カリギルスカヤ]湾でこの町の住民の大型木造船が座礁した。彼らは 4 か月漂流していたと云った。

海岸付近の独自の湾にイシ[伊勢か]と呼ばれる大きな町がある。これは独自の所領で、領主はウアル・ソマという名で、日本のクボ・ソマ[公方様]に似ている。そしてこれらの町[キノクニとイシ]の間にはイマヌ[熊野あるいは大和か]という町がある。

日本国[江戸]からウザカ国までは山を越えたならば 1 か月半、海路では 2、3 か月だが、1 か月で着くことがある。それは海路がいつも一緒というわけではないからである。

ウザカ国の皇帝の名はクボ・ノカミ・テンカである。この国家には他の[日本島の]国からも、中国[あるいは秋田のことか]からも人が来る。というのも、上述の捕虜、キスチはウザカ国にたびたび行ったことがあり、他国の商業従事者や彼らの海洋船を見たからである。彼が云うには、ウザカにはありとあらゆる物がふんだんにあるそうである。すなわち銀、銅が産出し、それに絹も生産され、ありとあらゆる高価で良質の製品が作られている。

彼らの土地の高い山には、たとえばわが国の大修道院のようなものがあり、そこには彼らが信仰する数多くの教会や家屋があり、信者である修道士が数え切れないほどいる。この人たちには彼らの皇帝から俸給が支給され、また誰もが祈禱代を払っている。

彼らのところでは穀物が年 3 回収穫できる。野菜やその他のあらゆる作物が一年中収穫できる。タバコを栽培し、その収穫は多く、それを加工する。絹や木綿の織物を作る。男も女房も機を織り、織物から市場向けの服を作っている。

国家は大きな湾の、川の上にあり、彼らの言葉でエド[江戸]という。全体で日本国と呼ばれ、人びとは日本人と呼ばれている。海岸から川を少し上ったところにあり、海洋船は近づかず、河口に停泊し、商品はその目的のために造られた特別小型船で運送し、冬がないので、南はウザカ



へ、北はカムチャツカ方面や松前、その他の町の方面へと、年中受け入れや送り出しがある。石造りの町はこの国家には2つあり、城壁と塔には大砲が設置され、警備は厳重で、あらゆる火器がある。人びとは自分たちの皇帝を見ることはない。皇帝が外出する際には、人びとは地面にひれ伏し、顔を上げて見ることはできない。またお互い、他人がいる前で皇帝の名を声に出して言う勇気もない。この皇帝の名はクボ・ソマ・テンカである。他の領主たちも国家の彼のもとで暮らしている。自分たちの領地や町には、統治のために自分たちのもとから代官を派遣している。日本島の周囲は彼らの大型木造船で海路、急いで行ったとしても1年でようやく回るそうである。

この地図に記されたことは、そのすべてをまず異郷人キスチただ1人が語り、自分たちの土地全体の地図を彼らの読み書き言葉で署名したうえで渡した。彼の仲間がこのことを知り、彼らの間で大喧嘩となった。これにくわえて、修道士である私がこの地図に直筆で説明を入れている。その後、この異郷人はこれ以上語らず、書いて明かさなかった。皇帝たちの名前を、始めのうちこのキスチは秘密とされる慣習にもとづいて語り、それを明らかにした。そののち、他の仲間もやはり語った。

地図の原本にはつぎのように署名が入れられている：

本地図に、カムチャダールに新たに建設された修道院の建設者、修道士イグナチイ・コズイレフスキーが署名した。

(3)ЦГАДА, ф.199, д.533, №.8, л.6 об.-11. 写し

Огрызко И. И. Открытие Курильских островов // Учен. зап. ЛГУ, 1953, №.157; Языки и история народностей Крайнего Севера СССР. Л., 1953, с. 200-207; 史料③№.98 として公刊されている。

(齊藤由佳・小野寺歌子 訳)

## 16. 元老院よりオホーツク港長官 G.G.スコルニャコフ=ピーサレフ<sup>105</sup>への通達より。オホーツク

<sup>105</sup> スコルニャコフ、ピーサレフ、グリゴリー・グリゴリエヴィチ(1686~1747年)——ロシア人政治家、学者、ピョートル一世の盟友、陸軍少将。ドヴィナ川、ドニエプル川、ロヴァチ川などで一連の治水施設の建設を指揮した。プスコフ、ノヴゴロド、ヤロスラヴリで学校を管理した。1719年より、ペテルブルグ海洋アカデミーを指導し、のちに元老院検事総長となる。力学にかんするロシア初の著作『静力学、あるいは力学』(1722年)の著者。1727年、A.D.メンシコフに対する陰謀に加わった嫌疑で免職され、シベリアへ流された。1731年、オホーツク管理所総指揮官に任命される。沿岸での農耕、オホーツクでの停泊地と造船所の建設、オホーツクとカムチャツカとの間の海路を経由した定期便の確立などの任務が彼に課された。強情な性格で知られ、V.I.ペーリングや彼の助手たちを密告し、彼らもスコルニャコフ、ピーサレフに対して同様の手段で報いている。1743年、かつての官等と権利を回復し、ペテルブルグへ戻り、シベリア・太平洋遠征隊の活動を中断させる原因となった(史料集③c.278より)。

への農民の移住、農業の振興、オホーツクにおける船着場と造船所の建設、造船の組織化、極東における毛皮事業と商業の振興、クリル列島の調査、その他の問題について。(⑤No.67)

1731年7月30日

皇帝陛下の勅令<sup>106</sup>にしたがい、なんじはオホーツクに赴き以下の項目にもとづき実行すべし。

1. オホーツクに到着後、この地に対して完全な指揮をとるべし。そしてこの地が新天地として十分に秩序立てられ、国家に利益をもたらすように、この地の住民を増やし、耕作を行ない、小型船用の造船所と船着場を建設し、国庫へ納入される毛皮や商品を携えた商人たちを、[オホーツクから]カムチャツカへ、あるいはカムチャツカからオホーツクへ輸送する海洋船を数隻建造すべし。
2. イリムスク郡あるいは他の土地から猟師である農民を 50 家族、ツングース人を少なくとも約 30 人程度を、オホーツク付近そしてユドマ川とウラク川の間にある「クレスト[十字路の意]」と呼ばれる自然境界への道に、そしてウダ川畔またはカムチャダール[カムチャツカ]の諸要塞にも、その土地にどれだけ必要なか勘察したうえで移住させるべし。彼らには支度金として当座の必要のために一家族あたり約 10 ルーブル、そして約 2 年間分の穀物を支給すべし。
3. 新たな生活に取りかかるべく、この入植者に対して租税と荷役の負担義務を約 4 年間免除すべし。国庫金を輸送する下級勤務員が移動する際に彼らを召集する必要が生じ、また馬が必要な場合は、人びとが強制によってではなく、自発的に荷役をするように、しかるべき料金を決定すべし。
4. ヤクーツクに居住を命じられた 1,500 人のうち下級勤務員と猟師、あるいは選抜された者 300 人程度をオホーツクに住まわせるべし。ヤクーツクとの間で毎年人員が入れ替われば、その移動だけで費用が使い果たされてしまうからである。この者たちがオホーツクに到着したならば、このようにして人員が充足されている間は彼らの中から交代で人員を出すことによって、オホーツクにてウダ要塞およびカムチャダール[カムチャツカ]の要塞を維持できるだろう(略)<sup>107</sup>
6. 流刑囚の中から、船大工親方を 20 人ほど集めて同地へ移住させるべし。建造される船の各

<sup>106</sup> 1731年5月10日付の元老院命令により、G.G.スコルニャコフ・ピーサレフはオホーツク港長官に任命された(ПСЗРИ, т.VIII, No.5753)。命令の文書はわずかに修正が加えられたうえで、ここに公刊された通達の第1項に収められている。

<sup>107</sup> この部分および以下では、入植者によるヤクーツクからオホーツクまでの道路の整備、ヤクーツクからオホーツクへの食糧運搬の組織化、カムチャツカからヤクーツクへの国庫金の輸送組織化、船による商品の輸送料金の決定およびその他の問題にかんするテキストが省略されている。

部の寸法を示すため、平底帆船と小船艇 korabel'nye boty を建造できる船大工親方あるいは親方補佐、そしてそれを補助する造船作業の監督者と熟練した大工4人ほどを、海軍工廠より派遣するよう命じられている。

7. タールの蒸留用には、ウダ川沿いではマツ材が、カムチャツカではカラマツ材が豊富で、海軍佐官ベーリングが滞在中、彼の隊員たちは船用のタールをカラマツから蒸留して採取していた。それゆえ、ヤクーツクからタールをむだに運ばなくても済むように、シベリア出身者を2人ほど派遣するよう命じられている。
8. 造船やその他の作業に用いる鉄を製造するために、エカチェリブルグの精錬所から2、3人を送るよう命じられている。この地には鉄鉱石が豊富にあるそうなので、トボリスクからむだに鉄を運ばなくても済むよう、彼らは小さな溶鉱炉を手作りし、だぼやその他の用具だけでなく、たとえ小型でも錨も鍛造すべし。
9. 移民や下級勤務員による繁殖目的で、馬すなわち牝馬と牡馬を、またかの地には有角獣や小動物がいないのでこれらも送るよう命じられている。これらの放牧や飼育はツングース人にあたらせるべし。
10. あらゆる穀物の種や繊維用の麻をヤクーツクから送り、オホーツクやウダの要塞付近、そしてカムチャツカで耕作を開始する入植民らに無償で分け与えるべし。作物が実ったあかつきには、種は返却してもらうか、あるいは完全に譲渡してしまうべし。というのは、かの地のみならず当地においても、農民が入植する新しい土地では通常、種は無償で分け与えられるからである。
12. なんじ、ピーサレフは、カムチャツカのプリカース員、また任務を遂行し、要塞を維持するためにオホーツクから派遣される士官と下級勤務員をよくよく監督し、かの地の住民に対して誠実に振る舞わせるべし。オホーツクは、ヤクーツクからカムチャツカへと渡航するための至近の港なのだから、苦情が発生したり、なんらかの不誠実や不当な仕打ちを耳にしたりしたならば、できるかぎり沈静化を図り、国法にもとづいて罰金を科すべし。
13. 自分たちの生活のためによりよく励み、家畜を増やし、穀物を増産し、民を慰撫するように、要塞をできるだけ適切に管理すべく、現在のように1年交代ではなく、数年間あるいは罪を犯さず、嫌疑をもたれないかぎり要塞の司令官に就かせるべし(略)
18. なんじ、ピーサレフは、ヤクーツクからオホーツクへ向かうのだから、水路を進む際には通行の難所、とくにユドマ川とウラク川の間は連水陸路を移動しなくてはならないのだが、低地で距離もさほどなく、オホーツクまで水路で連絡できないかとも言われているので、精力的に観察すべし。これが困難、あるいはまったく不可能であるならば、せめて道路を整備す

- べし。なんじ、ピーサレフはこうしたすべてにかんして最善を尽くすべし。遠隔地ゆえに観察できないならば、行動の予定や計画について副知事とシベリア庁に報告すべし(略)。
20. なんじ、ピーサレフ、ならびに職人と下級勤務員はオホーツクに到着後、下級勤務員と商人のために、カムチャツカや他の場所へ通常、移動するための船を4隻ないし6隻、ただちに建造すべし。
  21. 航海士3名程度と水兵6名程度を派遣すべしとの指令が海軍工廠より下りている。これらの者たちにコサックの若者を加え、かの地にて自分たちの航海士や水兵を養成するべく、航海術をほどこすべし。
  22. 人口を増加させるために、数年間、国庫からの給養を受けてオホーツクとカムチャツカに居住することを命じられている人びとが、なんじらのもとへ送られることになっている。これについてはなんじらに対する命令においても記されるだろう。なんじらはこれらの人びとを各人の適性におうじて勤務や手工業、労役、耕作などに用い、自身の判断にもとづきオホーツクかカムチャツカに住まわせるべし。ただし、無駄に給養することにならぬよう、なんじらはこれらの者たちが高齢者や不具者ではなく、勤務や労役に適している者となるように、検査すべし。また、何人が派遣されることになるのか、どんな仕事に用いられることになるのかシベリア庁に報告すべし。
  23. カムチャツカの諸要塞での教会の建立について、現地住民を改宗させるための司祭と下級聖職者ならびにその扶持料の決定について、そしてまたかの地の住民たちは信仰やキリスト教の掟をまったく知らないので、司祭たちをできるかぎり熟達した者とし、彼らがどの要塞においても人質やその他の獵師たちを説き伏せて読み書きを学ばせ、キリスト教の掟を教えられるように彼らに特権を付与することについて、これらすべてを最高宗務院へ報告すべし。なんじピーサレフはオホーツクで、読み書きだけでなく、算数や航海術を教えるための学校を設けるべし。生徒たちには給養のために少額の俸給を与えるべし。これにより勤務を理解する者たちが育成され、無学のままとはならないだろう(略)
  24. この新しいオホーツク港(あるいは、皇帝陛下の勅令によりこの港の名前が決定されることになる)が認知されるように、商人たちがこれを体験する目的で、商人に対して10年間程度オホーツクでの関税およびヤクーツク経由で通行する場合の関税を免除したうえで、オホーツクに赴いて自由に取引を行なうことを許可すべし。このことを広く人びとに公表すべし。今までこうしたことはなかったのだから、損失は出ないであろうと考えられる。ただし、現在は支払っているのだから、ヴェルホトゥーリエでの通行税だけは支払わなければならない。特別の会社が創設されたならば、人びとはオホーツク港の存在を知り、喜んでこの会社へ参

加するだろう。会社が存在するなかで[会社に傘下しない他の者が]商業活動を行なったとしても、自由な商業活動に対して会社が苦情を述べることはない。会社は多額の資金や特別の機関を手段として、より富があり豊かであると考えられる場所で自身の成功を追求するのであって、ロシア商人が通常商っているような小物からではないからだ。本件については、商業を目的にカムチャツカへ行きたいと望む商人たちが足止めされることなくそこへ向かえるよう、モスクワやシベリア県で広く一般に公表するよう指示されている。また本件については、シベリア県知事にも勅令を送るよう命令が下りている。

29. ウダ川河口の向かい側にあるシャンタル諸島、そしてカムチャツカ岬から日本へ伸びる島々<sup>108</sup>(かつて数年間、ヤサク税が徴収され、カムチャツカへ送られていたが、現在は人口が少ないために免除されている)<sup>109</sup>へなんじは人を派遣し、住民からできるかぎりヤサク税を集めるべし。ヤサク税を徴収する目的で派遣される者たちには、住民をできるかぎりいつくしみ、住民たちに自発的で自由な交易を始めさせるよう、よくよく申し渡すべし。
30. なんじらは、シェスタコフとともに派遣された陸軍大尉パヴルツキー<sup>110</sup>と彼に帯同された者たちを部隊として配下にすべし。シェスタコフはチュクチ人に殺害されたが、陸軍大尉パヴルツキーがこのチュクチ人を攻撃すべきか否かについてはまったく決定されていない。攻撃すべきであるならば、陸路ではなく海上から攻め込む必要がある。帰還するならば、今後このチュクチ人がヤサク税を納入するロシア帝国臣民のユカギール人とコリヤーク人を絶えず強奪するようになるだろう。なんじらは現地の動向を見ながら、海軍佐官ベーリングが賛成しているように、チュクチ人たちを威嚇すべく、アリユトラ[オリュトルスカヤ]川の岸にある旧要塞を上述の部隊で復旧し、猟師たちを残すのが望ましくないか検討すべし。以上について検討したのち、なんじらはシベリア庁へただちに報告すべし。
31. 海軍佐官ベーリングは自身の滞在中に、漂流してきた日本人たちが海岸付近にさらにいたと報告し、この日本人たちを探し出し、発見した場合や今後、日本人が漂着した場合には、略奪したり怒らせたりせず、日本の故郷に送り届け、これによって友好を築く機会をつくり、自由な交易を行う手段を模索すべし、との命令を出した。これとともに、日本との間にある

<sup>108</sup> すなわちクリル列島。

<sup>109</sup> 史料にはこのように書かれている。

<sup>110</sup> パヴルツキー、ドミートリー・イヴァノヴィチ(?~1747年)——トボリスク龍騎兵連隊陸軍大尉。A.F.シェスタコフとともに、ヴォストーチヌイ洋[東方洋]での新たな土地の調査と、ロシア領としての確立を目的とする遠征隊を指揮した。1731年、アナドゥイルスク要塞からチュコトカの北部へ遠征した。その結果、チュコト半島の地理、また北緯64度に位置する陸地(「大 陸」<sup>ヴァランヤヤ・ゴリヤ</sup>)にかんする情報が得られた。1744年、部隊とともにニジネコリムスク要塞からアナドゥイリへと進み、メチグメンスキー湾とコリュチンスキー湾に滞在した。1746年にはチャウン川を訪れた。1747年、チュクチ人との小戦闘で死亡した。

パヴルツキーの指示にしたがい、グヴォズデフとフォードロフ、そしてf.a.ゲンスの航海が遂行された(史料集③c.278より)。

島々について、そこにどのような民が暮らし、何が豊富なのか調査するよう命じるべし。しかるべき手続きを踏めば、これらすべてはたやすく明らかになるだろう。なんじらはこの調査のために、必要な数の人員を船に乗せ、現地の慣例にもとづき物資を供給して派遣できるだろう。派遣された者によって何がなされたのか、その全容をまとめた報告書をシベリア庁に提出すべし(略)

(5)ПСЗРИ, т.VIII, No.5813.

一部が、史料③No.24 として公刊されている。

(前田ひろみ・小野寺歌子 訳)

17. アメリカとカムチャツカの間横たわる新しい陸地を探索するために、海軍准将ベーリングを派遣することについて。(②No.6)

1732年5月2日

本年4月17日に女帝陛下自ら署名された勅令にしたがい、海軍准将ベーリングを再びカムチャツカへ派遣すること、彼が提出した諸点、提言にもとづき現地で船を建造し、その他国益、利益の増大のために様々な任務を行うことについて、彼の提言にもとづき元老院で検討して決議することも命じられたが、この彼の提言にもとづき元老院でその決定がなされ、その内容はこの彼の提言の中に書き加えられた。

1. 彼は東方では海は波が高く、通称カラギンスキー島の岸边にはカムチャツカの地には生育していない松の大木が打ち上げられていることを発見したという。したがってアメリカやアメリカとの間に横たわっている他の陸地はカムチャツカからの距離はそれほど遠くなく、彼の考えではおよそ150または200マイルであるとみなしているが、もし本当にそうであるならば、現地で発見する土地[の住民]と交易を確立し、ロシア帝国に利益をもたらすことが可能になるだろう。そのために元老院は、彼が建造を命じられた海洋船でアメリカとカムチャツカの間横たわる土地、またカムチャツカ半島の岬から日本に続く島々、特にシントル[シャンタル]諸島を探索するために出発するよう命令したが、このことは1731年に出された以前の命令にも言及されている。現地にでかけ、国家に対する利益、効用を考慮して実際に交易を確立し、あるいはこの支配下にもないところがあればヤサク税を取り立てるのである。ただすでにヨーロッパの君主、中国の皇帝 bogdy sha や日本の王 khan の領土であるようなアメリカやアジアの土地には、疑念を起こさせたり、自分たちが到着することによって彼ら

には今のところ知られていないカムチャツカの海岸までの航路を開かないためにも、ましてや現地には現在人が少ないためこれが原因で[われわれに]不可欠な港を占拠されることがなきよう、立ち入らないように最大限用心すること。

2. ベーリングはまたオホーツクまたはカムチャツカからアムール川の河口か、さらに遠くの日本の島々までの航路を探索することは利益をもたらさないわけではない、と提言した。というのも、ここで広大な領土を発見しそれらと一定の貿易を行うという希望があるからだ。また日本人と貿易を行う可能性があるならば、ロシア帝国にすくなからぬ利益を将来もたらす可能性があり、現地に船がなくても出会う日本の船の中から取り上げる *pobirat'* が可能だろう、と。日本の島々や日本との貿易については上述した第一点の通り、どの日本人とも親切に接すること、中国の領土には決して手を触れてはならず、このことについてはすでに上で確認された。また、いかなる日本の船も奪ってはならず、もしそのようなことをすれば、自発的に貿易をするなどということはできるはずはないだろう。ましてやそのことから、商売をととも必要としているこのような民族との間で明白な不同意、摩擦が生まれまいだろう。上に述べたことを彼、ベーリングに対し、秘密命令として出すべし。本派遣について、そして不愉快な事件が起きないように予防すべく禁止したことについて外務参議会が知っておくように、また中国の宮廷への対応や使節の協定にしたがって同参議会が判断しないよう、同参議会にも命令を送るべし。このことは同参議会からベーリングにも伝えること。

(5)ПСЗРИ, т.VIII, No.6042.

(寺山恭輔 訳)

#### 18. 海軍総監、海軍中将 N.F.ゴロヴィン伯爵からアンナ・イオアノヴナ[イヴァノヴナ]女帝への 上申書。ロシア海軍の今後の発展、および V.I.ベーリングの遠征に対する支援について<sup>111</sup>。(⑤)

<sup>111</sup> この公刊された N.F.ゴロヴィンの政府への上申書は、ロシア国家が直面する最重要問題の解決案である。この史料を分析すると、第二次カムチャツカ遠征が学術調査的方策であったのみならず、政治的性格を持った方策であったことがあらためて確認できる。N.F.ゴロヴィンのこの構想は、彼の愛国心、そしてロシアの将来とその威信に対する気遣いに貫かれている。海軍中将[N.F.ゴロヴィン]は、西ヨーロッパ諸国が参加する、ますます激化する植民地戦争の時代に、ロシアがその海軍力を強化すべくあらゆる可能な手段をとるよう提案している。N.F.ゴロヴィンの構想の中で、ロシア極東の国境を防衛すべく、太平洋艦隊を創設する必要がはじめて提起された。N.F.ゴロヴィンのこの構想は実現しなかったが、当時の先進的な学界の見解を反映したものであったがゆえに、第二次カムチャツカ遠征の活動計画の作成に多大な影響を与えた。バルト艦隊司令官である海軍中将 g.ゴルドンや同艦隊司令官である海軍准将 I.A.ブランツが、N.F.ゴロヴィンの構想を支持した。女帝に宛てた N.F.ゴロヴィンの上申書と類似した彼らの意見書が、やはり 1732 年 10 月、元老院に提出された(史料⑤No.83 を参照)。

ロシア太平洋艦隊の創設、極東にかんする調査の活発化にかんするその他の構想も知られている。これらの問題と関連して、政府に提出された最も興味深い重要な報告の作成者は、海軍参議会議員である海軍中将 g.サンデルスと元老院書記官長 I.Z.キリーロフであった(Дивин В. А. Великий русский мореплаватель А.

1732年10月12日

全ロシアの専制者であられる女帝陛下への  
最も恭順なる上申書

ロシア帝国の国益の増大と拡大に対して陛下が偉大なる母のごとき熱意をいかに持たれておられるのか、すべてのロシアの民のあらゆる幸福と満足を陛下がいかに慈悲深く切にお望みになられているのか、陛下の忠義な臣民ひとりひとりに自身の奉仕に対していかなる報いがあるのか、このことは世界中によく知れ渡っております。この栄光と賛辞のための十分な言葉も、まわりくどい美辞麗句も私はこれ以上見い出せないで、陛下の栄光と賛辞にふさわしい言葉を書き加えることは大国の大人物に譲ることにいたします。私は陛下の忠実なる全臣民の中でも陛下から格別のご慈悲を頂いております。それゆえ、このご慈悲が私を奮い立たせ、またどのような方法によってこのような私への大きなご慈悲に対して陛下とわが祖国にしかるべき勤務ができるのか、あらゆる手段をもって模索するという進むべき道をお示しになりました。私は今後、ロシア海軍がバルト海において陛下と隣接して住む特権保持者たちと永遠に比肩できるように、陛下の艦隊が[バルト海]以外の海で永遠の栄光を得て、艦隊において海軍の実務経験を十分に積んだ海軍士官を増やすにはどのような方法が有効なのか、陛下に対して以下を提議することで、私の微力と熱意を示させていただきます。私はこの陛下からの格別のお引き立てに対してしかるべき功勞をなさないままとはいたしません。

1. 陛下は絶えざる熱意と不断の努力をもって、陸軍をかくも優れた、秩序立った状態に編成されました。実際、すでに陸軍がかくも優れた状態に整備されているがゆえに、今日、ロシアの国益に敵意を抱く者でさえも、陸軍の優れた状態を認めざるをえません。
2. 同様に、陛下は変わらぬ母のごときお心遣いで、艦隊と工廠を審議する目的で盤石な海軍委員会を結成するようご命令なされました<sup>112</sup>。同委員会は艦隊や工廠を改善し、国家の賊たち

И. Чириков. М., 1953, с. 66-74; Греков В. И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг. М., 1960. с. 63-64; Андреев А.И. Экспедиция В.И. Беринга // Изв. ВГО, 1943, т.75, вып.2, с.12-13)。

<sup>112</sup> 艦隊を「しかるべき状態」にするための海軍委員会は1732年1月、ピョートル一世の死後、衰退していたロシア海軍の改革を準備する目的で創設された。副宰相 vitse-kantsler A.I.オステルマンが委員長を務め、委員には、海軍中將 N.F.ゴロヴィン、海軍中將 N.A.シニャヴィン、海軍少將 V.A.ドミトリエフ＝マモノフ、海軍少將 P.P.ブレダグが入った。同委員会が活動中、おもな討議は海軍参議会議員の V.A.ドミトリエフ＝マモノフと N.A.シニャヴィンが提案した改革案を巡って行われた。艦隊の指揮を集権化する問題にかんして、後者はピョートル一世の方針を維持することを目指し、海軍参議会の構成員のうち、支部の長官やその他の海軍関連官庁運営機関の指導者を解任し、より多くの実戦部隊の指揮官を加えることを提案した。しかしながら、V.A.ドミトリエフ＝マモノフの案が元老院の承認を受け採用され、この案にしたがい、戦闘や戦略上の準備、艦隊勤務にかんする問題は艦隊司令官やその参謀に委ねられ、海軍総本部の管轄から外された。海軍参議会の常任構成員が任命された。それは議長1名と遠征総長官4名からなり、彼らに艦隊の建造、物資と技術の供給と人員構成にかんする運営上の問題がすべて委ねられた。艦隊に対するこのような運営体制が



113により失われたものを再度回復し、最高の状態にする任務を帯びています。事実、委員会は失ったものをすでに数多く見つけ出し、またそれ以外につきましてもできるかぎり改善いたしました。今日においても、日々、改善に励んでおります。委員会に帰するこれらの改善は、まもなく陛下に報告される予定です。ところで、戦時、また敵軍が陛下の艦を襲撃した場合、自衛にとどまらず、陛下の領土を防衛し守備するうえで陛下の頼りになりうる、ロシア海軍の若い士官と水兵を訓練する通年の海軍の実務体験を導入する良策を謹んで上奏いたします。まことに遺憾ながら、現在わが軍はそのような状態にはないとお見受けいたします。

3. このたび陛下は、新たな陸地およびアメリカや日本の島々への航路を探索し、そしてオビ川からオホーツクまで、さらにオホーツク以遠のシベリア沿岸を記述する目的で、海軍准将ベーリング殿と彼に同行する士官数名、職人、水兵を、数隻の海洋船を建造するために必要な資材とともにシベリアのカムチャツカへ陸路で派遣するよう命令なされました。この派遣に向けて、海軍本部が何をなすべきかについての意見書<sup>114</sup>、および本航海におけるこれら士官へのしかるべき指示書<sup>115</sup>を海軍参議会で作成するよう命じられました。この陛下の勅令にしたがい、海軍参議会よりこの意見書と指示がそれぞれ別に作成され、元老院にすでに提出され、元老院よりただちに発令されるものと期待しております。シベリアとかの地の何もない土地を通過するこの行程を、これだけの人員、食糧、資材を運搬するのは非常に困難で、陛下の国庫に損失を与えるでしょう。というのは、ときには水路を、ときには陸路を移動しなくてはならず、また馬で通行できるときもあれば、人びとが自分たちですべての資材や食糧、荷物その他を運搬しなければならない場所もあります。また、夏は徒歩でも乗り物を使っても通行できず、冬季用の道路ができるのを待たなければならないからです。一方、別の場所では冬季用の道路は徒歩でも乗り物を使っても通行できず、夏が来るのを待たなければなりません。このような困難ゆえに、ベーリングがすべての人員と資材とともにカムチャツカに到着するまでには少なくとも2年が経っており、そこへ到着後、彼は建材を準備し、造船に着手せねばなりません。船が完成するまでに最低でも2年かかるとみておかなければなりません。ベーリングと彼の船の出航準備が整ったならば、彼は最低でもまる1年間、陸地と島々を探索しなくてはなりません。何かを探索したとき、報告書の原本とともにサンク・ペテルブルフ[サンクトペテルブルグ]の陛下へ人を送る際にも、この急使は最低8か月かけてカム

---

1757年まで続いた(Чубинский В. Историческое обозрение устройства управления морским ведомством в России. СПб., 1869, с.58)。

<sup>113</sup> ピョートル一世の後継者たちの治世にロシア海軍が瀕した衰退に大きな責任のある、政府やその他の国家机关の政治家たちをさしていると思われる。

<sup>114</sup> 史料⑤No.84を参照。

<sup>115</sup> 史料⑤No.85 および ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.1, л.102-110 を参照。

チャツカからサンク・ペテルブルフまで移動します。これらを合計すると5年8か月の歳月がかかります。実際に、この地方の沿岸の記述と新たな陸地や島々の探索は大いに必要ですし、陛下の栄光にとりましても非常に有益な事業であります。版図を拡大するため、また今後のこれらの地方における航行にかんする知識のため、国家にとってきわめて有用なその他の理由のため、そして上述の重要性のために、このたび海軍准将ベーリング殿はシベリア経由で陸路カムチャツカへ赴かねばならないのです。

しかしながら、現在、私はきたる春、当地[サンクトペテルブルグ]からカムチャツカへ海路で、ロシア軍のフリゲート艦2隻を輸送船とともに、検討のうえであらゆる食糧の備蓄を1年分ないしはそれ以上積載して派遣するという別の方法を、恐れ多くも陛下に上申する必要があると考えております。これらの船は当地から大海洋[大西洋]経由でホーン岬を回り、南海[インド洋]へ向かい、日本列島の間を抜けてカムチャツカに到着するでしょう。これらの船はこの航路を11か月間でないしはそれよりも早く進むことができるでしょう。というのは、オランダ船が毎年、日本列島まで18か月か16か月で往復しているからです。この航路は優秀な航海士や海軍士官であれば誰にでもよく知られていて、この航海において海上では海賊以外何者も恐れる必要はありません。というのは、陛下のフリゲート艦には各艦に少なくとも40門の大砲が装備され、定員の倍の尉官と下士官が配備され、さらにあらゆる種類の装具が十分に備え付けられるはずだからです。こうして、フリゲート艦はつねに良好な状態で自衛し、かつしかるべき反撃を加えることができるでしょう。定められた食糧にくわえて、これらのフリゲート艦には、定員分以外に300人分の2年分の航海用食糧を積載できます。遠征先にいる他の民、すなわち日本人や中国人は大砲を搭載したこのような艦船を保有しておりません。これらのフリゲート艦がカムチャツカに到着したならば、海軍准将ベーリングとその部隊に資材や十分な装具、その他必要な物資を供給できるでしょう。また、これらの船が到着後は、彼らは危険なしにどこへでも赴き、あらゆる陸地と島々を探索できるようにますますなるでしょう。これらの船が無事帰還したならば、2隻のフリゲート艦を当地からカムチャツカへ毎年派遣し、帰還者は新たに陸地、島、海峡、港、湾などを探索し、海軍の実務体験を積む目的で当地にとどまらせ、何か命令が下されるでしょう。ここからつぎのような国益が生まれるでしょう。

1. この方法により、大変すばらしい訓練となる機会が絶えず見出され、若い士官や水兵を教育する道が開かれます。彼らはこれらの海洋について、往来中のさまざまな体験をとおして海洋の状態および羅針盤の偏差とその変化、さまざまな海流や風向きの変化、そして優秀な海軍士官が知っておかなくてはならないすべてを習得するようになるでしょう。こうして、彼ら士官や水兵はこのような一度の航海で、当地周辺の海での10年間の経験よりも多くを学

ぶことができるでしょう。

2. アメリカの探索には、以下のような大きな国益が見込まれます。というのは、かの地には、銀や金のきわめて豊富な鉱床がありますが、これについてはスペイン、イギリス、ポルトガルの諸王国がどのような利益を得ているのか、また諸王国にとってこの鉱物資源の取引やアメリカへの航海がどれ程の重要性を持っているのか、いまだよく伝えられていないからです（周知のこともあります）。今日、この商業から得られる上述の利益にかんする明白かつ信頼に足る証拠から判断すると、前述のフリゲート艦によってロシア側からそれらに匹敵する探索が行なわれ、その探索からさらなる利益、そしてつぎの探索の機会が出現するでしょう。何よりも、さまざまな民との実際の商取引が確立し、たとえば日本人と交渉を開始し、この交易に必要な協定を結ぶことができるでしょう。日本付近にいくつかの湾や港を探し出し、そこに小さな堡壘を築き、ロシア国人を数名移住させ、軍隊を駐屯させることもできるでしょう。この派遣には陛下に大きな利益をもたらす、その他の多くの利点があるでしょう。以下に、そのいくつかの例を申し上げます。
3. このフリゲート艦 2 隻の派遣によって陛下が得る最大の利益は、陛下の臣民が海軍の実務経験を継続的に積むようになり、そこから陛下の艦隊が優秀かつ熟練した人材をつねに確保するようになることです。海軍大将もしくは司令官は、有事の際に彼らとともに間違いなく敵に立ち向かうでしょう。それは現状とはまったく異なります。
4. 航路や土地が未体験であるがゆえに、水兵もしくはフリゲート艦の乗組員の中から、航海中に病気を患い、これが原因で死に至る者が出たならば、死亡者のかわりにカムチャツカあるいはシベリアにてかの地の民の若者から数人を、これら 2 隻のフリゲート艦の水兵に採用することが容易に可能です。彼らは 6 か月間で水兵の任務を学ぶことができます。また何よりも、フリゲート艦が当地[サンクトペテルブルグ]に帰還したのちには、この民をキリスト教信仰に引き入れることができるでしょう。
5. このフリゲート艦 2 隻の派遣が陛下に多大な出費を強いるというわけではありません。というのは、現在でも陛下の艦船はどの港においても恒常的に修理を受けて維持されております。士官と水兵は俸給で給養され、軍服と食糧を受け取っています。当フリゲート艦の物資はすべて整っています。陸路用の食糧に海路用の食糧を追加することがわずかな違いとなるでしょう。その支給は 1 人あたり月およそ 150 コペイカの負担となるでしょう。
6. 今日、陛下の賢明なる統治と最高権力によって、遠方の地、そして陛下の領地と隣接するすべての地方との間で平和と平穏が保たれているがゆえに、作戦行動がないので、軍艦は当地の港で朽ちかけ、いかなる国益のためにも用いられておりません。一方、士官や兵士は俸給、

軍服、食糧をきちんと受領しておりますが、海軍の実務にかんする技能や知識はそのかなりの部分を忘れて失い、また死亡者も多く、欠員となった地位に採用を行なったとしても、その者は海軍の実務についてほとんど知識がなく、まったくどこにも任務を帯びて航海に出たことがないのです。この間に、隣接する地、つまりデンマーク王国とスウェーデン王国は商業を航海によって継続的に拡大し、若い士官と兵卒を東インドやその他の遠方の地へ訓練を目的に毎年派遣しております。このような方法で、彼らは優秀で熟練した士官と水兵を常時確保しておりますし、今後も確保しつづけるでしょう。それとは逆に、陛下の臣民は海上作戦の訓練や任務もないので、まさしく訓練を行うべきときである若者時代を逃し、そのため、持っているわずかな知識もすべて失っています。したがって、今後、彼らから航海術における成果をまったく期待できません。

7. フリゲート艦がエクヴィノキュツィアリス ekvinokyutsialis 線<sup>116</sup>を通過できるように、当地から適時、すなわち7月に派遣し、出発させなければなりません。いくつかの航海上の理由ゆえに、この時期に決定されます。それらの理由については、フリゲート艦の派遣が必要とみなされたならば、説明されるでしょう。
8. ここで申し上げた方法がすみやかに採用されず、遂行されなければ、たった1年遅れるだけでも、多くの士官から好機が失われることとなります。現在のよう好機は今後、二度と来ないかもしれません。どこかの地方と戦争をするかもしれません。あるいは一手段として陛下と同盟関係にある大国へ大艦隊を派遣せねばならなくなるかもしれないからです。そうならしまったならば、この有益な事業に取り組むことは困難になるでしょう。
9. 以上の恭順なる上申を、陛下の高遠なる慈悲深きご判断にゆだねたく存じます。本件が試行される場合、どこへ航路をとるべきか、薪、新鮮な水その他の必要におうじてどこに寄港すべきなのか、またこれらのフリゲート艦で派遣される士官にどのような指示を与えなくてはならないのか、陛下がお求めになられましたならば、これらが提示され、作成されるでしょう。
10. 陛下が、これらのフリゲート艦に航路を提示し、陛下の御名の栄光を広め、そして前述しましたロシア国家全体の利益を得るために最善であるのご判断なされた場合、陛下への勤務において御意を遂行する士官が他にいなければ、私がこの航海に赴き、その指揮官となることを恐れ多くも申し上げます。しかしながら、私を補佐すべく、私が必要と判断する数名の士官や海軍下級勤務員を私とともに派遣しなくてはなりません。一部を陛下の艦隊より、また他のものとして知識があり、この地域に滞在経験のある者を、イギリス、オランダ、その他

---

<sup>116</sup> 赤道。

の地から、来年までに陛下への勤務に就かせなくてはなりません。航海術にかんして優れた者がいなくとも、私は航路を発見する方法をもちろん知っておりますが、かかる航海に赴いたことがない者は困難や危険が伴わずには済まないからです。

何よりも、陛下の艦隊を立て直し、そのうえで優秀な海軍士官や水兵を養成し増やすためには、私の意見が非常に不可欠かつ重要なものであると確信し、この私見を謹んで上申いたします。陛下への勤務に対する私の熱意ゆえに、私による以上の深甚なる上申が今後、より一層の利益と国富を永遠にもたらすことを望みます。

以上を陛下の最も恭順なる僕ゴロヴィンがご報告申し上げます。

サンクトペテルブルフ[サンクトペテルブルグ]

(3)ЦГАДА, ф.24, оп.1, д.8, л.1-8. 原本

(斉藤由佳・小野寺歌子 訳)

19. 1732 年における艦隊司令官の意見書。艦隊と海軍工廠の維持、V.I.ベーリングの遠征が直面する困難について。(③No.124)

1732 年 10 月

それゆえ、新たな陸地およびアメリカや日本の島々への航路を探索し、オビ川からオホーツクまで、そしてそれ以遠のシベリア沿岸を記述する目的で、同行する数名の海軍士官や職人、水兵、そして海洋船を建造するために必要な資材とともにシベリアのカムチャツカへ陸路でおもむくように命じられた海軍准将ベーリングには、以下のような困難が生じるかもしれません。

1. シベリアとかの地の何もない土地を経由する行程を、これだけの人員や食糧、資材を運搬するのは非常に困難で、国庫に損失を与えるでしょう。というのは、ときには水路を、ときには陸路を移動しなければならず、また馬で通行できるときもあれば、人びとが自分たちですべての資材、食糧、荷物などを運ばなければならない場所もあります。また、夏は徒歩でも乗り物でも通行が不可能で、冬季用の道路ができるのを待たなければなりません。別の場所では、冬季用の道路は徒歩でも乗り物でも通行が不可能になり、夏が来るのを待たなければなりません。こうした困難ゆえに、ベーリングがすべての人員や資材とともにカムチャツカに到着するまでに、少なくとも 2 年が経っているでしょう。
2. カムチャツカに到着したならば、ベーリングは木材を調達し、造船に取りかからなければなりません。それらの船が建造されるまで、少なくとも 2 年はみておかなければなりません。

ベーリングとその船の出発準備が整ったならば、少なくともまる1年は陸地や島々を探索しに行かなくてはなりません。そして、何かを探し出したときに、報告書の原本とともに急使をサンクトペテルブルフ[ペテルブルグ]へ派遣したときには、この急使のカムチャツカからの道のりは少なくとも8か月は要するでしょうから、合計で5年8か月の年月が経っております。

しかしながら、かくも大きな困難が存在するとはいえ、上述の沿岸の記述および新たな陸地や島々の探索は、国益のため、そして今後の当該地域における航行にかんする知識のためにも、きわめて必要であります。そのため、現在このベーリングは海軍参議会の意見および元老院に提出された、同参議会作成の指示にもとづいて、上述の陸路を進まなければなりません。ただし、陸路では上述した一連の移動にけっして少なくない時間がかかりますので、検討の結果、今後、よりよい成果をあげるためには、以下のような別の方法が存在すると判断いたしました。

1. きたる春に、当地よりカムチャツカへ海路で2隻のフリゲート艦を輸送船とともに、検討のうえであらゆる食糧の備蓄を1年分、あるいはそれ以上積載して派遣するならば、これらの船は当地から大海洋[大西洋]を経由し、ホーン岬を回って南海へ向かい、日本列島の間を抜けてカムチャツカまでも到達するでしょう。そうすれば、これらのフリゲート艦は11か月で、あるいはそれよりも早くこの航路を進むことができるでしょう。というのは、オランダ船は毎年、日本列島まで18か月か16か月で往復しているからです。この航路は、優秀な航海士や海軍士官であれば誰にでもよく知られており、この航海においてこれらの海洋上では海賊を除いて他に恐れる必要はありません。というのも、フリゲート艦には各艦に少なくとも大砲40門が装備され、定員の倍の尉官と下士官が配備され、さらに、あらゆる種類の装具が十分に備え付けられるはずだからです。これらのフリゲート艦は、あらかじめ決定された食糧にくわえて、定員分以外に300人分の2年分の食糧を積載できます。遠征先にいる他の民、すなわち日本人や中国人は大砲を搭載したそうした艦船を持っていません。
2. これらのフリゲート艦がカムチャツカに到着したならば、海軍准将ベーリングとその部隊らに資材や十分な装具、その他の最も必要な物資を供給できるでしょう。さらに、これらの船が到着後は、ベーリングらはより一層まったく恐れることもなく、どこへでも出かけ、あらゆる陸地や島々を探索できるようになるでしょう。
3. そしてこれらの船が無事に再度帰還したならば、毎年当地からカムチャツカへ向け、それらのフリゲート艦を2隻ずつ派遣しなければなりません。到着した者は、新たに陸地や島、航路、港湾を探索し、さらには海軍の実務体験を目的に当地にとどまらせなくてはなりません。ここから、つぎの国益が生じると考えられます。

1. この方法によって、非常に素晴らしい訓練となる機会が絶えず見出され、若い士官や水兵を訓練する道が開かれます。若い士官や水兵は上記の海洋について、往復の航海中に起こるさまざまな出来事とおして、その状態について知ることになります。同様に、コンパスの偏差や変化、さまざまな潮流、風向の変化、そして優秀な海軍士官ならば知っておかなければならないすべてを習得するでしょう。士官や水兵らはこのような一度の航海で、当地の近海での10年間よりもっと多くを体得できるように思われます。
2. アメリカの調査においては以下のような莫大な利益が見込まれます。というのも、アメリカには銀や金などの非常に豊かな鉱床がありますが、スペインやイギリス、ポルトガルの諸王国がどのような利益を得ているのか、これらの諸王国にとってその商取引やアメリカへの航海がどれほど重要であるのかいまだよく伝えられていないからです(周知のこともあります)。[今日、]この商業から得られる上述の利益にかんする明白かつ確実な証拠にもとづくならば、上記のフリゲート艦によって、ロシア側からそれと同様の探索が行われ、そこからなお一層の利益やさらなる探索のための機会が現れる可能性があります。とりわけ、さまざまな民と実際の商取引が確立し、たとえば日本人と協議に入り、そうした交易にかんするしかるべき協定を結ぶことが可能となるでしょう。また、日本付近に二、三の港湾を探し出し、そこに小さな堡壘を築き、ロシア国人を数名移住させ、軍隊を駐留させることもできるでしょう。本派遣には大きな利益をもたらす別の利点があるでしょう。これについては、以下に二、三の例を挙げます。
3. このフリゲート艦の航海から得られる最大の利益は、臣民が海軍の実務経験を継続的に積むようになり、そこから艦隊は優秀かつ熟練した人材をつねに確保するようになることです。艦隊が戦時には彼らとともに敵に立ち向かっていくことには疑いの余地はありません。
4. 航路や土地が未体験であるゆえに、水兵やフリゲート艦の乗組員の中から、航海中に病気になり、その病気が原因で死亡者が出たならば、死亡者のかわりにカムチャツカあるいはシベリアでかの地の民の若者から数人を同フリゲート艦2隻の水兵に採用することが容易に可能です。彼らは6か月で水兵の任務を学ぶことができます。また何よりも、これらのフリゲート艦が当地へ帰還後、この民をキリスト教へ入信させることもできます。
5. 同フリゲート艦2隻の派遣は莫大な出費とはなりません。というのは、現在でもすべての港に停泊している艦船はたえず修理を受けて維持され、士官や水兵たちは俸給で給養され、軍服や食糧も受け取っているからです。同フリゲート艦用の物資はすべて準備が整っています。陸上用の食糧に加えて航海用の食糧を加えることがわずかな違いとなるでしょう。この支給はひとりあたりおよそ150コペイカの負担となる見込みです。

6. さらに現在、すべての遠隔地や隣接地域と友好関係にあり、作戦行動がないので、軍艦は当地の港湾で朽ち、いかなる国益のためにも用いられておりません。一方、士官や兵士は俸給や軍服、食糧をきちんと受け取っていますが、海軍の実務にかんする技能や知識はその多くの部分を忘れて失っております。しかも彼らのうち多くがこの世を去り、欠員となった地位に採用を行なったとしても、彼らは海軍の実務についてほとんど知識がなく、まったくどこにも任務を帯びて航海に出たことがありません。その一方で、この間に、隣接する地、すなわちデンマーク王国やスウェーデン王国は、航海によってたえず商取引を拡大し、若い士官や兵卒を東インドや他の遠方へ毎年、訓練を目的に派遣しています。そうした方法によって、彼らは優秀で熟練した士官や水兵をつねに有し、また今後も確保するでしょう。それに反して、ロシア帝国国民は海上作戦の訓練や任務もないので、まさしく訓練を行う時期である若者時代を逃し、それゆえ、持っている乏しい知識もすべて失っています。したがって今後、彼らからは航海術におけるいかなる成果も期待できません。
7. また、すみやかにこの方法が実行されなければ、たった1年の遅れのために、多くの士官から好機が失われることになり、現在のような好機は今後、二度と来ないかもしれません。たとえば誰かと戦争をしたり、あるいは一手段として同盟国へ大艦隊を派遣しなければならなくなったりしたら、本事業に取り組むことは一層困難になるでしょう。
8. 本派遣が実際に決定される場合、上述のフリゲート艦が赤道を通過できるように、フリゲート艦を当地から派遣し、出発させなくてはならない適時は7月です。この時期は(二、三の航海上の理由から)決定されます。どのような航路を取らなければならないのか、上述のフリゲート艦が、薪や新鮮な水その他の生じうる不足のためにどこに寄港しなければならないのか、また、同フリゲート艦で派遣される士官にどのような指示を与えなければならないのか、これらすべてが、フリゲート艦が派遣される際に提示され、[指示書が]作成されるでしょう。
9. 派遣にあたっては、...<sup>117</sup>から、優秀で航海術に熟達した人を、彼が必要と判断した数人の士官や海軍下級勤務員を彼の補佐役としてつけたうえで、採用しなければなりません。一部をロシアの艦隊から集め、その他にこれらの地を知り、滞在したことがある者を、イギリスやオランダその他から来年までにロシア国家への勤務に就かせなくてはなりません。というのは、航海術にかんして優れた者がいなくとも上記の航路を探索することはできますが、このような航海にそのような者がいなければ、困難や危険が伴わずには済まないからです。

したがって、以上の見解は、第一に、艦隊の改善のため、そして海軍の優秀な士官や水兵を養成し、増やすため、そして何よりも国家により一層の利益と富を永遠にもたらすために、非常に

---

<sup>117</sup> 史料の中では削除されている。



不可欠かつ重要なものであります。

(3)ЦГАДА, ф.Сенат, кн.1089, лл.548-552. 写し

(小野寺歌子・畠山禎 訳)

20. VI.ベーリングに対する元老院命令より。第二次カムチャツカ遠征の組織と任務について。(⑤  
No.87)

1732年12月28日

海軍准将V.ベーリングのヴォストーチヌイ洋における航海にかんする、ベーリングに与えられた皇帝陛下ご承認の規定

元老院は、カムチャツカ遠征にかんする海軍参議会の報告書と意見書<sup>118</sup>の抜粋を審理し、かの地の地図を検討し、本遠征隊が真に皇帝陛下に利益をもたらし、ロシア帝国に栄光をもたらすように(かの遠隔地と北シベリアの地は、現在まで未知の土地と考えられている)派遣されうるのか十分に審議したうえで決議し、ご承認を得るべく陛下に以下を慎んでご報告申し上げます。

1. 1732年4月17日に発布された皇帝陛下の勅令<sup>119</sup>にもとづき、海軍准将ベーリングを再度カムチャツカへ派遣することが命じられた。したがって、この者から提出された、かの地における船の建造および国益と皇帝陛下の利益を増大させるその他の任務、そしてこの任務に必要な勤務員と資材にかんする条項と提議<sup>120</sup>にもとづき、どこから何を送るべきか元老院にて

<sup>118</sup> 史料⑤No.84 および ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.1, л.70-85 を参照。

<sup>119</sup> 史料⑤No.77 を参照。

<sup>120</sup> 史料⑤No.64, 65 を参照。第二次カムチャツカ遠征隊が結成される過程で、VI.ベーリングは、史料集[⑤]に収められた文書(史料⑤No.64, 65 を参照)以外にも、いくつかの提議を作成し、それを1732年9月から1733年1月までの間に元老院へ提出している。これらの提議は遠征の旅程や装備、人員にかんする問題に言及している。

ベーリングが1732年9月19日に作成した提議(Экспедиция Беринга.М.,1941, с.199-201)には、今回の遠征の規模が彼にとってはきわめて小さく、その課題の遂行も簡単に思われるとあった。遠征の旅程について彼は、オビ川からカムチャツカまでの北方の海岸全体を、比較的少人数の乗組員による1隻の船で回ることもできると考えていた。3隻の船(うち2隻がアメリカ沿岸の航海、1隻が日本へ向かう)の建造のために、ベーリングは全員で164名の隊員で十分だと考えた。

少しあとの1732年9月末に作成された提議(там же, с.201-203)はかなり詳細なものである。この遠征の課題達成のために不可欠な船の数が5隻まで増やされ、それにもなつて参加者の人数も279人に増加している。ベーリングはこの人数に職人、オホーツク要塞の下級勤務員、イリムスク要塞から移住した農民、つまり遠征の通常作業を担わなければならない人びとをまったく含めていない。遠征隊員の増加は、ベーリングに海軍参議会に対し遠征隊の補給問題を提議させることを余儀なくした。

ベーリングは1733年1月に元老院へ提出した提議(там же, с.203-205)の中で、遠征隊の隊員補充や装備、荷物の輸送、船の建造にかかわる問題についてさらに詳しく取り上げている。

すべての提議で述べられたベーリングの見解は、1732年12月28日付の元老院命令および1733年2月の海軍参議会の指示(史料⑤No.87(本史料集No.20)、95、96(本史料集No.22)を参照)の作成に際し、考慮されている。

審議し、決定すべし。さらに、提供が可能であるならば、その要請にもとづき、シベリア県知事とその次官、そしてイルクーツク副知事は、このベーリングを支援すべし。一方、オホーツクに任ぜられていたグリゴリー・スコルニャコフH<sup>121</sup>ピーサレフを前任地<sup>121</sup>へ異動させるべし。彼、ベーリングおよび彼の要請により彼と同行する海軍士官その他の派遣にかんするこの皇帝陛下の勅令にしたがい、このとき海軍参議会ならびにその他のしかるべきところへ、命令が発せられ、彼、ベーリングにも特別に命令が出された<sup>122</sup>。この特別命令の中には、すでに 1731 年においてカムチャツカやオホーツクおよびその周辺においてピーサレフに対して遂行すべしと決定された内容が盛り込まれているが<sup>123</sup>、その後、6 月 12 日の元老院決議により、本遠征を最も上首尾に遂行すべく、科学アカデミーから天文観測を担当するアカデミー会員 1 名、すなわち教授を、同行の学生や天体観測用装置その他とともに派遣すべしとの命令が下された。この教授に、1727 年に陸軍大尉パヴルツキーを伴った分遣隊でカムチャツカへ派遣された試金業親方ガルデボリも同行させるべし。金属や鉱物が豊富に発見されるであろう場所で大規模な試掘を行い、時間をかけず実際に成果をあげられるように、エカチェリンブルグの精錬所から 2~3 名の鉱石の探査と試掘を習得した人員、必要な用具類ならびに物資を送るべし。これに対し、科学アカデミーは事由を述べたうえで、教授 1 名だけを派遣しないようにすると報告し、参加を希望する教授 2 名とその他の職人を任命し、さらに学生にも出発を要請した。元老院の決定により、モスクワのスラヴ・ラテン学校から 12 人の学生を、本遠征と関連する、彼らが修めるべき自然現象の学問や実務を見学させる目的で、科学アカデミーへ送ることが命じられた。そして 11 月 24 日、元老院の命令にもとづき、これら任命された教授たちが遠征で遂行すべき事柄を示したさまざまな指示書が、科学アカデミーから元老院へ提出された。一方、9 月 12 日、海軍准将ベーリングの派遣にあたり、航海その他にかんする十分な特別指示<sup>124</sup>を作成すること、また、ロシア人の海軍佐官の中から優秀な者をもう 1 名と下士官数名を派遣することが元老院で審議された<sup>125</sup>。この問題を協議すべく、元老院に海軍参議会の議員が召喚され、彼らの提議にもとづき、今回の遠征に関連するすべてが海軍参議会へ伝えられた。これに対し、海軍参議会は元老院に自身の判断と意見を報告し<sup>126</sup>、本遠征ではカムチャツカから日本やアメリカまでだけでなく、北方の地にてオビ、レナ、コルィマ川の河口から海洋へ、同様にアルハンゲリスク市からオビ川河口まで、

<sup>121</sup> 史料⑤No.77 を参照。

<sup>122</sup> 史料⑤No.78 を参照。

<sup>123</sup> 史料⑤No.67(本史料集 No.16)を参照。

<sup>124</sup> 史料⑤No.97 を参照。

<sup>125</sup> 史料⑤No.81 を参照。

<sup>126</sup> 史料⑤No.84 を参照。

海上でさまざまな観測と探索を行うことが有益であると主張した。海洋船すなわち3隻の小船艇と5隻のダブル・スループ船<sup>127</sup>を用意すべし。船には海軍准将ベーリングのほか、第一次遠征にも参加した海軍佐官シパンベルグ<sup>128</sup>と海軍大尉チリコフ、さらに海軍中尉1名、少尉3名、その他に下級勤務員と兵士157名を乗船させることが決定された。以上のような準備状況からすれば、完全かつ満足のゆく遠征が可能となる。一方で、ヴォストーチノエ海[太平洋]やカムチャツカ海[オホーツク海]方面の最初の船着場があるオホーツク、そしてまさしくカムチャツカでもふさわしい司令官が決定されていない。1732年5月2日付の元老院決議<sup>129</sup>第10項にもとづき、シベリア庁に対しシベリアあるいはカムチャツカに滞在する者の中から特別司令官を決定するよう命令が下った。この司令官に、上述の陸軍大尉パヴルツキーが推薦された。この者は、かつてヤサク税を納めていたがカムチャツカの人口が少ないために逃亡した異郷人、そしてその他のいまだ臣民となっていない異郷人を征服すべく、分遣隊とともに1727年からかの地に駐留している<sup>130</sup>。しかし今回の場合は、準備においても、かくも遠方にある新たな広大な土地における[カムチャツカ]内部の改善のためにも、任命される者あるいは以前の命令によりカムチャツカへと任命された者一人だけで任務を遂行することは不可能である。それゆえ、当地で適任者を選定し、司令官をオホーツクへ派遣し、かくも遠方であるがゆえに十分な俸給をこの者に支給し、カムチャツカとその全沿岸をこのオホーツク司令官の管轄下に置くべし。現在、全域がヤクーツク地方長官1人の管轄下にあるが、地図からも明らかなように、カムチャツカを除いても同地方長官には多くの管轄地域が残されているからである。以前の決定にもとづき、ピーサレフ、さらにベーリングに対して遂行を命じられていた、人びとの移送と入植、穀物と家畜の増産、ヤサク税と酒税の徴収その他の増加、さらにかの地の民の管理と彼らからのヤサク税の秩序立った徴収などにかんする事項は<sup>131</sup>、これらすべてについての彼[司令官]に宛てた完全な指示を元老院において作成すべ

<sup>127</sup> [編訳者補注：ダブル・スループ船 дубель-шлюп は18世紀に使われていた一本マストの軍用帆船のことをさす。また、『軍事百科辞典』によれば、ダブル・スループ船 дубель-шлюпка は18世紀後半に建造された艦船のことを指し、長さ25m、幅6mに達した。デッキ、20対までの櫂、着脱式の本マスト、7～15門の小型の大砲を有していた(Военный энциклопедический словарь. Изд. 2-е. М., 1986, с.245)]

<sup>128</sup> シパンベルグ、マルティン・ペトロヴィチ(?～1761年)——デンマーク出身。第一次、第二次カムチャツカ遠征隊の参加者。ヤクーツクからオホーツクまで貨物の輸送を指揮し、オホーツクからカムチャツカのボリシェレツクまで二度にわたり航海した。1728年の北氷洋への航海時にはバケットボート聖ガヴリール号に乗船した。シベリア・太平洋遠征の期間には分遣隊を指揮し、クリル列島を調査し、地図に書き込んだ。クリル列島の一連の島を記述し、それらのひとつに彼の名がつけられた。日本への航路を開いた。

冷酷、粗野であることで知られる。シベリアから独断で出発したかどで、陸軍中尉に降格した(1745年)。1749年、ふたたび裁判にかけられた。1751年、海軍大佐に昇進した(史料集③c.281より)。

<sup>129</sup> 史料⑤No.78を参照。

<sup>130</sup> 史料⑤No.37および史料集⑤の注No.25を参照。

<sup>131</sup> 史料⑤No.67(本史料集No.16)を参照。

し<sup>132</sup>。海軍准将ベーリングならびに他の者たちは、本航海で用いられるであろう。カムチャツカやオホーツクにかんしては、港で彼の出港のために必要なあらゆる物資の準備に従事し、かの地の民の統治に使える自由な時間は残されていないだろう。そのうえ、航海においてなんらかの必要が生じた場合には、航海者たちはオホーツク司令官を頼ることができるだろう。オホーツク司令官は、人員やその他を支援してくれるだろう。1731年の決定により<sup>133</sup>、ヤクーツクに配属されている下級勤務員 1,500 名のうち、オホーツクおよびカムチャツカの諸要塞に 300 名をかならず駐留させ、さらに農民を移住させて、耕作させ、ツングース人やヤクート人を移住させて家畜を飼育させるよう命じられているからである。さらに、罪を犯した流刑者や国家に対する債務不履行者も送られ、彼らによってこのオホーツク港、そしてそこから渡ることによってカムチャツカもしだいに人口が増加するだろう。

2. 海軍参議会は自身の判断について以下を提議した。至福なる永遠に記念すべきピョートル大帝がご自身でしたためられた海軍准将ベーリング宛の指示書<sup>134</sup>にしたがい、彼、ベーリングはこの[前回]の遠征に従事中、カムチャツカの地とアメリカが一つになる場所を探索した。ただし、このベーリングが報告するように、彼はこの指示書にもとづき陸地に沿ってカムチャツカから北と東の間を北緯 67 度まで進んだにすぎなかった。また、彼により作成されたこの遠征にかんする絵図で示されているように、この緯度まで陸地はアメリカ沿岸とは一つとならず、この緯度以北については、この地点から北と西の間へ、コルイマ川河口までがベーリングによって地図上に決定されたにすぎず、しかもベーリングはこれを従来の地図や報告にもとづいて位置付けたとのことだった。

- [3.]このように、陸地が一続きではないと本当に確認するには疑念が残り、信頼に足らない。さらに陸地付近の海上を進む航路についても、オビ川からレナ川まで、さらにその先が場所によってはこの海岸沿いを航行できるようであり、またいくつかの場所についてはまったく不明である。したがって、信頼に足る地図も報告書も何一つないので、これを確認することは不可能である。それゆえ、海軍参議会の見解では、カムチャツカの地とアメリカがつながっているのか、また北海[北氷洋]へ通じる海路があるのか真実を知るべく、24 本の櫂を持つ甲板付きのダブル・スループ船をトボリスク近郊のイルトゥイシ川畔で 1 隻、ヤクーツクのレナ川畔で 2 隻建造すべきである。かの地の航路や民を考慮するならば、この船が都合がよさそうだからである。これらの船には小口径砲を設置すべし。トボリスクで建造したダブル・スループ船でオビ川を河口まで下り、河口から海岸沿いを東に向かってエニセイ川河口まで

<sup>132</sup> 史料⑤No.97 を参照。

<sup>133</sup> 史料⑤No.67(本史料集 No.16)を参照。

<sup>134</sup> 史料⑤No.18 を参照。

進むべし。ヤクーツクからは1隻の船がレナ川をその河口まで下り、河口からは、オビ川河口から出発する船とは逆に、海岸沿いを西に向かってエニセイ川河口まで進むべし。ヤクーツクの河口[レナ川]から出発するもう1隻の船は、海岸沿いを東に向かってコルイマ川河口まで進み、そこからさらに海岸沿いを東に向かって航行し、地図の北緯73度地点に記された先端を回って、海岸沿いをアナドゥイリ川河口、カムチャツカ川河口まで進むべし。同様にこの北海沿岸のうち、アルハンゲリスク市からオビ川までの調査にも着手し、その目的で、かかるさまざまな遠征のせいであまりにも多くの時間をとられないように、必要な船をアルハンゲリスク市から派遣すべし。アルハンゲリスク市の先にある、プストオゼルス要塞があるペチョラ川までは、外国船がサケ *siomga* 漁のため自由に航行しているが、ペチョラ川の向こうにあるオビ川河口までは未知の土地で、とりわけノーヴァヤ・ゼムリヤと天然の海岸の間は地図には狭い海峡として記され、危険である。それゆえ、海軍参議会は十分検討したうえで、氷のために船が遭難せぬよう、軽量のダブル・スループ船あるいは望ましいと考えられる別の船を選定すべし。どのような船に決定したのか、元老院へ報告すべし(略)<sup>135</sup>

4. 地図ではこの北海のコルイマ川河口の対岸に島が記されている。その島については大きな陸地で、シベリア人が上陸し、人を目撃したことがあったといわれている。この件について、ベーリングとその同僚は、ヤクーツクにて実際に調査し、それが真実である場合、あるいは海上に派遣された船が別の島々や陸地を発見した場合、接岸し、できるだけ観察すべし。住民に出会ったならば、これをいつくしみ、くれぐれも敵意を抱かせるべからず。そして、それらの島々や陸地がどれくらいの大きさなのか、住民たちがどこへ赴き、何を手に入れて満足しているのか聞き出すべし。最も好ましくいつくしむ機会をうかがいながら、シベリアの慣習にもとづいて、シベリアのクニャジェツ[kniazhets クニャゼツ]やかの地の民にこのような最初の出会の際に渡されているようなささやかな贈り物を、彼らに渡すべし。彼らが自発的にロシアの臣民になることを希望したならば、受け入れて臣民とすべし。この者たちをできるかぎりいつくしみ、必要な場合にはこれを保護し、自分たちの間で何らかの負担を割り当て、ヤサク税を納めるようになった場合を除いて、けっして負担を課すべからず。ただ、その後そこに長くとどまらず、遅延によって自分たちの航行の好機を逃さぬように出発すべし。シベリアの海岸とアメリカの海岸が一緒になり、そのためにカムチャツカへと通り抜けられない場所に到着したならば、北方の土地へと導くこの海岸に沿ってできるかぎり進むべし。その途中で住民に遭遇した場合には上記と同様に接し、その際、陸地のもう一方の側にある南あるいは東の海がそこから遠いのかどうか聞き出すべし。その後、これまでそうして

<sup>135</sup> 北氷洋とそこに注ぐ河川の沿岸を探索するための、船の艤装にかんするテキストが省略されている。

きたように、そこに氷が張り始めるまで長くとどまらず、レナ川河口そしてヤクーツクへ帰還すべし。この遠征で北海の岸に沿って進み、思いがけずにヨーロッパの君主のどこかの領地にたどり着いてしまったときには、ベーリングおよびチリコフ宛の指示書に記されたとおりに行動すべし。アメリカの陸地と地続きではなかった場合は、けっして引き返さず、上述したように先端をまわり、カムチャツカに向かうべし。

5. カムチャツカからアメリカの海岸の探索に行くために、オホーツク付近にて1731年の決議<sup>136</sup>にもとづき船の建造が着手され、あるいはすでに完成しているならば<sup>137</sup>、これらの船がこの航海に相当であるのか検査し、その中から2隻を選ぶべし。ただし、船が未完成であるならば、完成させるべし。船の建造が未着手であったり、着手されていてもこの航海に不相当である場合には、海軍参議会の見解によれば、オホーツクでは木材が不足しているため、船を造るべからず。海軍准将ベーリングの提議にもとづき、カムチャツカ川は停泊に好都合で、木材も豊富なので、1隻に何らかの不運があった場合にはもう1隻がこれを救助し、連絡できるように、カムチャツカ川の沿岸でポケットボート2隻を建造すべし。予想に反して、オホーツクで1隻の船の建造が開始され、あるいは建造されていて、それが航海に相当である場合には、その船を完成させ、さらに別のポケットボートをカムチャツカで建造すべし。これらの船に大砲その他をしかるべく装備し、1隻に海軍准将ベーリング、もう1隻に海軍大尉チリコフが乗船し、互いに離れずに航行すべし。この航海では、最大限の熱意と勉勵をもって上述のアメリカ沿岸と島々を探索し、すべてを全員の合意にもとづき航海学に依拠して遂行し、そのために必要な協議には派遣された科学アカデミー教授を参加させるべし。アメリカまでのさまざまな航路にかんしては、科学アカデミーからの指示書にて示されているので<sup>138</sup>、この指示を彼ら、ベーリングならびにチリコフに伝えるべし。
6. 陸軍大尉パヴルツキーがカムチャツカからの最後の報告書において明らかにするとところによると、征服されていない異郷人を探索し、臣従させヤサク税を納めさせるべく、1725年にヤクーツクから小規模な分遣隊を率いて派遣され、チュコト岬から帰還した下級勤務員アフナーシー・メーリニコフが、つぎのとおり申告した。1730年4月、メーリニコフがチュコト岬に滞在中、彼、メーリニコフがいる前で岬に住むチュクチ人のところへ、海上の島から、口にセイウチの牙をはめた者が2人やってきた。この2人が彼、メーリニコフに口頭で云うには、彼らが住んでいる島の住居までは大チュコト岬から船で1日かかる。さらに、その島

<sup>136</sup> 史料⑤No.67(本史料集 No.16)を参照。

<sup>137</sup> 1738年7月4日、VI.ベーリングは元老院への報告書の中で、オホーツクではG.G.スコルニャコフ＝ビーサレフが「いまだに一隻の船も完成させていない」、またオホーツク港司令官[ビーサレフ]は建造中の平底帆船用の索具やその他の船の装備を所有していないと、記している(ЦГАДА, ф.248, кн.180, ч.1, л.204)。

<sup>138</sup> 史料⑤No.86を参照。

の先にある<sup>ボリシヤヤ・ゼムリヤ</sup>大 陸 と呼ばれる別の島までは、やはり船で1日かかる。そこにはクロテン、キツネ、ビーバー、クズリ、オオヤマネコ、野生のシカなどあらゆる獣が住み、また樹木の種類が豊富で、トナカイの遊牧をする異郷人や農耕を行なう異郷人の数も多いという。この話を完全に信用することはできないとはいえ、今回の航海中にチュクトカの民からこの話を聞き出したうえで、これらの島へ向かうべし。この話が真実ならば、アメリカへ向かう途上にあるはずだ。到達したならば、住民そしてその他のことについても第4項にしたがって行動すべし。その後、アメリカに向かって船を進め、同項にしたがい島や陸地を観察すべし。というのは、既知のカムチャツカ沿岸とアメリカ沿岸の間に陸地や島があるのか、それとも教授デリリ[デリリード]が作成した地図<sup>139</sup>にみるような、上述のチュクト岬から約45度分のイソパニア領のメキシコ州まで広がっている一つの海があるのかについては、パヴルツキーの情報以外には何もないからである。まさしくアメリカの海岸に到達したときには、1725年にピョートル大帝陛下から海軍准将ベーリングに与えられた以前の指示書<sup>140</sup>にもとづき、ヨーロッパ諸国の領土にあるどこかの町あるいは集落まで行くべし。あるいは、ヨーロッパ諸国の何らかの船を発見した場合には、その船からこの場所が何と呼ばれているのか聞き出し、それを書きとめ、自ら上陸して真実の情報を入手し、地図に記入して、カムチャツカ沿岸へ帰還すべし。同指示にしたがい他の新たな陸地や島を見分けて回るときは、誰かの手に落ちたり、まったく聞いたことがない、自分たちのところへの航路へと彼らが案内したりしないよう、あらゆる危険から身を守るようにすべし<sup>141</sup>。

7. 観測と日本までの航路の探索を行なうべく、海軍参議会の意見にしたがい、カムチャツカ川畔にて甲板付きの小船艇1隻、そして24本の櫂を持つ甲板付きのダブル・スループ船2隻

<sup>139</sup> 言及されている地図はI.N.デリリにより1731年に作成され、1732年の半ば頃に元老院にて検討され、審議された。デリリの地図とその付録である「アジアとアメリカの間の最短距離が示されたヴォストーチヌイ洋の新地図にかんする情報」という名の説明は第二次カムチャツカ遠征の歴史において大きな役割を果たした。これらの文書はそれ自体が、当時のロシアと西ヨーロッパにおけるアジアの東岸、アメリカの西岸およびアジアとアメリカの間に広がる陸地にかんして存在する調査を総括するものだった。地図の作製に際して、I.M.エヴレイノフとF.F.ルージンの遠征、第一次カムチャツカ遠征の資料、以前行なわれたオランダとポルトガル人の航海にかんする文書が利用された。残念なことに、I.N.デリリの地図には非常に多くの誤りや不正確があった。たとえば、カムチャツカから南東方面へは、地図上に伝説上の「ガラマンド」があたかもポルトガルの航海者ジョアオ・デ・ガマにより発見され、1649年に彼の同国人であるテクセイラ[デシエイラ]によって、ポルトガルの地図に記載されたかのように置かれていた。V.I.ベーリングにより1741年の航海の際に着手された、「ガラマンド」を発見する試みは大きな時間的損失をもたらし、これが遠征の運命にも悲劇的な結果をもたらした。I.N.デリリの地図の肯定的な側面は、この地図がほぼ正確な縮尺で距離を示していること、そしてアジアとアメリカの間の可能性のある航海のルートを示していることである。また、当時明らかにされていた北西アメリカと北東アジアの沿岸部の位置付けにかんする理解にとっても有益であった(Греков В. И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг. М., 1960, с.57-60)。

<sup>140</sup> 史料⑤No.18を参照。

<sup>141</sup> この項目は、史料集②212～213頁、およびA.V.エフィーモフ著『偉大なるロシア人の地理上の発見の歴史から』、モスクワ、1950年(Ефимов А. В. Из истории великих русских географических открытий. М., 1950)、252～253頁として公開されている。

を建造すべし。建造後、武器を装備し、海軍参議会がこの航海の適任者と考える海軍佐官シパンベルグは航海に出るべし。前回の遠征後に残された小船艇が、この航海に出航可能でかつ安全な状態にあると判明したならば、上述の小船艇を新造せず、この小船艇に上述のダブル・スループ船のみを建造して加えるべし。まず、カムチャツカの南岬から日本へと延びる列島に向かうべし。その列島のうちのいくつかの島はすでにロシア領となっている。それらの島に住む民からヤサク税が徴収されカムチャツカへ運ばれていたが、人口が少ないために逃亡されたかのように言われている。さらに、以前派遣された航海士エヴレエフ Jvleev<sup>142</sup>が、別の 6 島について記述し、目撃している<sup>143</sup>。これらの島すべて、そしてこれら以外に有人、無人の島を発見したときには、機会があるかぎり水路測量作業や観察を行うべし。さらにその先のまさしく日本方面に、日本の君主あるいはその他のアジアの領主の支配下にある島々や陸地が見つかったならば、同様に観察し、その島々や陸地に居住する民と、第 4 項にしたがい友好的な交流をするよう努めるべし。その一方で、住民の状況などをできるかぎり詳細に調査し、けっしてこれを攻撃したり敵対的な態度を取ったりするべからず。そこに少しの間滞在したのち、まさしく日本沿岸まで航行し、そこで同第 4 項にしたがい領土や港の情報を集め、友好を結ぶことができるか探るべし。海軍准将ベーリングは、彼自身のカムチャツカ滞在中、日本人漂流民が目撃され、その日本人たちを捜索するよう命令を出したと申し出た。それゆえ、すでにさる 1731 年の元老院決議にもとづき、このような日本人漂流民に敵意を抱かせ【ず】、保護し、隣人としての友情の印を渡して、故郷に送り届けるべし。彼、ベーリングの到着までに日本人漂流民を送還する機会がなければ、日本人が発見された際には、要望を満たし、航海に連れて行き、日本沿岸に到着したときには、わが国の海岸に漂着した人びとを運んできたこと、訪問の第一の理由を伝え、その後相手側が引き取るようならば漂流民を引き渡すべし。しかし、日本人は海で遭難した者を自分たちでは救助せず、救助された者を死者として扱うとよく言われているので、引き取りを拒否された場合には、彼らが故郷の自分たちの住居に帰れるように彼らをどこかの海岸へ下ろすべし。今後、このような漂着した日本人を海岸で捕えることがあったり、海上で遭難している日本船を遠征中に発見したりしても、この者たちに友好的にあらゆる援助の手をさしのべたうえで、救助された人びとやその船を、可能であるならば、自分たちの船で日本沿岸まで送り届け、上にも述べたように彼らを引き渡すか、人びとを海岸へ下ろすべし。これはわれわれの友好的な態度によって、彼らの古めかしいアジア的な人嫌いに打ち勝つためである。また、漂流民を多く送り届

<sup>142</sup> 正しくは I. M. エヴレイノフ Evreinov。

<sup>143</sup> 史料⑤No.27(本史料集 No.14)、本史料集 No.14 の注 No.99 を参照。【訳者補注：内容が重複する本史料集 No.22 では 6 島ではなく、16 島となっている】



けるほど、より多くの情報を得られるだろう。

8. ほかでもない日本沿岸や彼らの領土である島々に停泊中は、彼らに騙され、船を集められて攻撃されないよう、けっして長居せず、期待を持たせて引き留めようとする者を信じるべからず。ただし、彼らについてすべてを実際に十分に探り出すまでは、用件があると言い訳して断わり、退却すべし。また、こうした最初の危険に際しては、彼らのあらゆる嘘から身を守れるよう行動すべし。彼らのもとでいつもそうしているのだが、彼らは力づくで欺けないのであれば、追従し期待を持たせて、接近して服従させ、嘘を知恵だとみなしている。ベーリングは、航海中に窮乏したときには、遭遇した日本船から物資を強奪するように提議しているが、このようなことはけっして行ってはならず、上述でもすでに禁じたとおり、このような最初の邂逅では、船だけでなく、海岸の住民たちに対してもけっして敵意を見せるべからず。海上で少しでも敵意を示せば、陸上で友好関係を築くことは不可能になるからである。ただ、彼らから通訳を介して聞き出す必要が生じた場合は、愛想よく尋ね、それを記録すべし。また、通訳としてカムチャダール人の中から[クリル列島のうち、カムチャツカに近い]島々の民の言葉を知る者を用い、さらに遠方の島々の言葉を知る島民、そして日本の言葉を知る遠方の島々の者を採用すべし。必要な場合はそれらの者たちをつうじて知ることができると。通訳の労に対して検討のうえ、俸給や食糧を支給すべし。日本人漂流民も航海に同行している間は、通訳を行なうことが可能である。
9. シベリアではかつて、またカムチャツカでは現在においても、新たに臣民となった者のみならず、かつてかの地の民のクニャゼツだった者に対しても、彼らがヤサク税を納入したときには、皇帝陛下の御名でささやかな贈り物、すなわち赤色のラシャや数珠玉、針、錫[olovets あるいは鉛か]などの小物が下賜されてきたし、下賜されている。これは今回のようなかくも遠方への重要な遠征では大いに有意義に行わなくてはならない。またそれは、とりわけ新たな陸地や島の住民たちを懐柔するために必要である。ベーリングは、自身の滞在中、カムチャツカやその他の民にシャルという名前の中国製タバコ[あるいは磚茶のことか]をささやかな贈り物として渡したところ、彼らは彼に課された任務の遂行において大いに役立ち、それは高価な別の品物を買って渡しても果たされないほどであった、と報告した。したがって、シベリア岸からラシャや現地で喜ばれる小物類を、またシベリアから中国製シャルを総額2,000ルーブル相当程度購入し、彼ベーリングに持たせて送るべし。これらの物品の一部を、北海の観察のために派遣される士官たちに提供し、残りをオホーツクとカムチャツカへベーリングが持参し、かの地において海上ならびに陸上への派遣の際に、必要かつ不可欠と判断された場所では、クニャゼツや住民たちに従来習慣にしたがい贈り物として渡すべし。か

の地では貨幣はまったく流通しておらず、彼らはこれを必要とせず、入用なものはすべて獣と交換しているからである。何をどれだけどこへ渡し、どのような場合に支出したのか、これを記録するための特別支出簿を作成すべし。

10. おそらくカムチャツカ海にあると考えられる土地の探査にかんしては、遠方への遠征が準備されるまで、土地に詳しい海軍下級勤務員とシベリアの下級勤務員を乗せた 1、2 隻の特別船を派遣すべし。彼らはオホーツクよりウダ川までの海岸と海へ注ぐ河川、そしてこのウダ川を記述すべし。とくに、ウダ川に沿ってどれだけ船でさかのぼれるのか、ウダ川沿岸には森林そして耕作の適地が十分にあるのか記録すべし。というのは、ウダ川沿岸には海洋船用の木材が豊富で、土地も良好であると言われているからである(略) 地図に記されている、ウダ川河口の対岸にある無人のシェンタル[シャンタル]諸島にも行くべし。この諸島についてはクロテンが多数生息し、猟師すなわち毛皮採集者が捕獲を目的によくそこを訪れると報告されている。したがって、この諸島についても記述すべし。しかし、アムール川河口の対岸に存在し地図に記入され、人が住んでいる大きな島<sup>144</sup>については、上述の理由によりけっして立ち入るべからず。
11. 上述のすべての航海では、新たな陸地や島の付近で船の停泊および嵐や流氷に遭遇した際の避泊に適した場所をくまなく探索し、海洋船の修理に適したどのような樹木がどこに生えているのか調査すべし。これは、そのような通知があれば、次回の航海では、海洋船が避難や他の必要のために安心してこれらの場所に立ち寄ることができるようにするためである。また、可能な場所や機会に恵まれた場所では、上述の探鉱者にしかるべき警護をつけて自然のままの土地に下ろし、どこかで金属や鉱物が豊富に発見されないか調査するよう命じるべし。発見されたならば、採鉱し、少量の試料を作成すべし。その後、見込みや検査結果次第ではより大がかりな試掘を行ない、その場所を特別に記録すべし。そのような地下の鉱物資源がロシアの支配地で発見され、大規模な試掘によってそこから利益が見込まれるならば、時機をのがさず、帰還後すみやかにその件をオホーツク司令官に、また他の場所であれば別の司令官に申告すべし。そして彼らは特別船にて派遣された親方とその同行者のうちしかるべき人数を警護と作業のために派遣し、道具と食糧を送り、皇帝陛下の利益や利得、収益のために本任務に全力で取り組むべし。任務遂行後、元老院へ報告書と鉱石の試料を送付すべし(略)<sup>145</sup>
13. 遠征へ出航するにあたり、海軍准将ベーリングと上述の船のその他の司令官たちに対し、海

---

<sup>144</sup> サハリン島。

<sup>145</sup> バイカル湖地域の川の記述にかんするテキストが省略されている。

軍参議会から元老院へ提出された様式に類し、これに元老院での追加決議の内容が盛り込まれた特別指示書<sup>146</sup>を海軍参議会から各自に与えるべし。彼らはこれらの指示書を秘密として扱い、とくに航海中は厳重に保管すべし。一方で公表用に、アメリカへ向かうベーリングとチリコフ、日本へ向かうシパンベルグ、そしてレナ川から東方、カムチャツカへ向かうスルーブ船に対して、同参議会より特別指示書を与えるべし<sup>147</sup>。これらの指示書には、サンクトペテルブルグだけでなく、パリその他の科学アカデミーの要望と希望に沿って、至福なる永遠に記念すべきピョートル大帝が好奇心から、アメリカ沿岸とアジア沿岸が陸続きであるのかどうかを確かめるべくロシア側から派遣を行ったが、当時はこの遠征が実行されなかったことを明記すべし。そして現在、皇帝陛下はこれら科学アカデミーの要望に応えるべくこの者たちを派遣することを命じられた。そして、事実を明らかにしたのち帰還すること、もし航海中、ヨーロッパやアジアの大国の領土に到達したならば、あるいは海上でそれら外国船に遭遇したならば、それらに対し上述の件にかんして友好的に通知し示すよう求めること、また与えられたこの指示書を提示するよう彼らが求めた場合、それを非難する者はいないのだから、必要な場合、外国人に対し口頭で明言することを命じられた。ヨーロッパの大国も同様の調査を目的に船を派遣しているが、アメリカ沿岸とアジアがつながっているのかどうか、実際にはどの国もいまだ解明するに至っていない。任命された司令官たちのもとに、尉官や下士官、兵士、職人を何名帯同させるのか、この人数の中に、これまでにシベリアやカムチャツカに派遣された者を入れるのか、これについては海軍参議会が自身の裁量で決定し、下級勤務員や職人たちは、もしいるのであればシベリア人の中から選抜し、海軍からの護衛のかわりに、当地から派遣される者に兵士や鼓手を必要な人数だけシベリア守備隊から加えるべし。それから投擲手 12 名と伍長を選抜すべし。彼らは戦闘のためではなく、これまでの例でもそうだったように、素朴な原住民たちに彼らが一度も見たことも聞いたこともないものを披露するために、陸上ならびに海上を遠征中に、手投げおよび地上のロケットや榴弾を製作できるだろう。

14. 海軍参議会の意見にしたがい、大砲およびそれに属する物資を準備すべし。かの地で何が発見される可能性があるのか、これについて海軍准将ベーリングから海軍参議会へ報告させるべし。彼は現地に滞在したことがあり、何がどの程度あるのか、これに追加は必要か、どこでより適切に遂行できるのか教示できるからである。食糧について海軍参議会は、カムチャツカとオホーツクへ向かう上述の勤務員の分を、添付された目録にもとづきヤクーツクで準

<sup>146</sup> 史料⑤No.95、96(本史料集 No.22)を参照。

<sup>147</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.27, л.31-32 を参照。

備するよう提議している。本件についてはかの地に命令を送るべし。ヤクーツクから水路を用いて運送する目的でしかるべき数の船を建造し、この食糧の輸送に必要な物資を準備しなければならない。上述したすべての準備のために、海軍参議会の判断にもとづき、士官たちをかゝの地へすみやかに派遣しなくてはならない。士官たちは、かの地の司令官とともに迅速に任務を遂行するよう努力し、任務を遂行しつつ、食糧その他を上述の航海において少しの遅滞もなきよう、海軍准将ベーリングのオホーツク到着までに準備を整えるべく、できるだけすみやかに発送すべし。1731年の要旨 *spravka* にもとづき、下級勤務員にどれだけ年俸、穀物そして物資を支給すべきか決定されているので、このすべてをヤクーツクからクレストまで、春になり次第、事前に水路でヤクーツクの下級勤務員を用いて輸送させ、クレストの先は、かの地へ自分たちの人員が揃うまではオホーツクの下級勤務員がそこへ引き取りに行き、運ぶべし。以前のように、国有財産を携えて無駄に移動しないよう、そしてかくも遠方からヤクーツクまで俸給のためにはるばる赴かなくても済むように、船がヤクーツクへ帰還する際、徴収され国庫にある毛皮を監察官のもとその船でヤクーツクの下級勤務員とともに輸送すべし。本件については、本年5月2日にも海軍准将ベーリングの提議にもとづき確認されている<sup>148</sup>。よって、今回の遠征に用いる食糧およびすべての物資をヤクーツクからオホーツクまで発送する際には、以前の決定にしたがって遂行すべし。万全かつ迅速な準備のために、海軍参議会は自身の裁量にもとづき事前に士官を派遣すべし。

15. 本遠征は、最果ての地に向かうもので困難も多く、このような未知の土地に向かう未だかつてないものである。したがって、皇帝陛下は賞与を賜与し、本遠征の参加者全員に対して遠征に従事中は倍額の俸給を支給なされるだろう。現在までいかなる官位も持たず、長年にわたってカムチャツカやシベリアに1人で住んでいる、あるいは当地から派遣される測地学者たちについても同様である。すべての者が満足して熱心に任務に励むように、かつてシベリアやその他の遠隔地に滞在していた者には、その勤務に対し少尉の位を与え、新たに派遣される者は准尉として登録し、これらの階位にもとづき、新しい海軍定員表による俸給額にのっとり俸給を支給すべし。遠征に参加し、陛下の利益を手に入れて自身の任務を終え、帰還したときには、皇帝陛下からの慈悲深き褒賞をもって今一度希望を持たせるべし。生活必需品の入手も購入もできない遠隔地へあらかじめすべての準備を整えて万全の体制で出発できるように、決定された俸給を当地を出発する際に、当地ないしはモスクワにて1年分を前渡しし、トボリスクかヤクーツクではこれらの地で要望した者にさらに1年分を前渡しすべし。遠征に参加するこれから数年間の支給については、どのような方法でこの俸給を送付すべき

---

<sup>148</sup> 史料⑤No.78を参照。

か、本遠征隊の費用負担にて海軍准将ベーリングやその同僚たちの要望や提案にもとづきシベリア県知事とイルクーツク副知事が決定すべし。現時点でこれが正確にわからずには、かの地の実際の状態やカムチャツカでの収入を決定できないからである。

16. 元老院に提出された特別指示<sup>149</sup>にもとづき、天文学、自然学およびその他の観測をすべて担当する科学アカデミー教授リュードヴィヒ・デリリ・デ・リャ・クリュエル Liudvikh Kelil' de lia Oriuer の特別提案により、教授のもと測地学者すなわちセミヨン・ポポフとアンドレイ・クラシニコフが必要とされる場所へ向かう。この2人は数年前からサンクトペテルブルグの観測所で天体観測を学んだそうである。この2人にはあらゆる天文学の表をあらゆる指示書を添付したうえで与えるべし。この者たち、そしてその他の者も新たな地図の作成にかんしてはデリリ教授の見解に沿い、教授により確認がなされた装置を用い、あらゆる観測や行動にかんする回答を文書で出すべし。海軍准将ベーリングとともに滞在中は、会議および陛下のご利益にかかわるその他のこと、そして状況により彼、ベーリングが求めるときには彼を助けるべし。デリリ教授が彼ら測地学者たちと会話するためにフランス語かラテン語を解する優秀な通訳を、そして装置の整備や修理のために熟練した機械工を要望している件については、これを満たすべし。そして、この者たちを通訳のためだけに用いるのではなく、この遠征へ特別に派遣されているスラヴ・ラテン学校学生の教育にもあたらせるべし。装置を整備する機械工は科学アカデミーから派遣すべし。デリリ教授は自身の提議にもとづき、ベーリングがカムチャツカ到着後、海洋船の建造に従事している間、適当と考えられるシベリアのすべての場所へ人を派遣して天文観測を行うべし。ベーリングやこの遠征隊の他の士官たちが、滞在中、このような天体観測をどこかで誰かが行う場合は、これを支援し、必要な物資を与えるべし。さらに、特許状をあたえて、この者たちに住居や観測に適した場所、移動場所までの案内人を提供し、職人や役夫が必要な場所ではしかるべくこれを提供し、支援を行ない、また作業をより望ましく手早く行うべく隣接地の地理にかんする質問に対して彼に返答し、これについて意見を交換にすべし。季節の変化を観測する気圧計と温度計を教授から委ねられた者から、地方長官はそれらの記録を受け取り、それを自身の報告書とともに元老院へ送るべし。デリリ教授自身の観測結果は、教授自身より元老院へ送らせるべし。科学アカデミーから教授へ書簡を送る者はそれを元老院へ提出すべし。元老院から郵送し、書簡がシベリアの町に到着したならば、すみやかに教授の滞在地へと転送するようにすべし。サンクトペテルブルグからモスクワまで、そしてトボリスクまで、装置と書籍を運搬する荷馬車 10 台とその運賃を教授に支給し、トボリスクからは陸上を移動する場所では馬車を、

---

<sup>149</sup> 史料⑤No.86 を参照。

水上を移動する場所では船をシベリア知事の判断にもとづき提供すべし。教授の請願にもとづき、教授とその同行者が食糧を入手できず、またどこでも購入できない遠隔地に滞在し、そこに国庫の食糧がある場合は、そういった困窮に際して倉庫から本来の価格で必要な期間分を提供すべし。俸給は今回の決定にしたがい、任務を遂行する目的で今、2年分の前渡しを行ない、未払いの科学アカデミーの俸給については科学アカデミーの会計から支給すべし。上記の観測結果の報告、そして教授およびその同行者全員の行動については、まず元老院が把握しておかなければならない。したがってこの者たちの荷物の発送や書簡での通信は元老院の事務部をかならず通すことにし、シベリアにいる教授たちから書簡を受け取ったときには、それをロシア語に翻訳し、翻訳文は事務部に控えておき、原本は科学アカデミーに返却すべし。科学アカデミーではロシア語および他の言語で事前に書籍を作成し、出版命令が下されるまでは刊行すべきではないので、秘密にせよ公然にせよ、当地よりも先によその土地に知られることのないよう、けっして口外せず、手紙に書くべからず。本件にかんし、出発する教授たちそしてその同行者、さらに本事業に関係することになる科学アカデミーの教授やその他の者たちに対しても、これに反し、かかる情報がどこかで判明したときには、命令が定めるとおり、状況に応じて罰せられることを宣告し、誓約書をとるべし。

以上の内容にかんし、元老院は皇帝陛下のご承認をお願い申し上げます<sup>150</sup>。

決定：承認された。

(5)ПСЗРИ, т.VIII, No.6291.

(前田ひろみ・小野寺歌子 訳)

#### 21-1. 駐ロンドン・ロシア代表アンティオフ・カンテミールから皇帝アンナ・イオアノヴナへの功績調書。(②No.9)

1732年12月29日

No.64 秘密

最後にホラス・ウォルポールと面会した際に、彼の話から、皇帝陛下の宮廷に派遣されたフォーブズ閣下への最重要指令が民間の商取引にかんする皇帝陛下との協定締結だと知りました。(ウォルポール氏が私に明かしたように)この協定にもとづき、イギリス国民は自分たちの利益だけを追及し、陛下の軍隊用ラシヤをもっぱらイギリスから購入させようとするでしょう。というのは、

<sup>150</sup> 1732年12月28日、元老院の報告はアンナ・イオアノヴナ女帝に承認された。1732年12月31日、遠征の組織と実施に関連する課題を詳細に記した、海軍参議会に対する元老院の命令が発布された。

南方にある当地[ロンドン]の商会が、先月、捕鯨の停止を決定し、実際、すでにこの事業に使用されていた船の一部は売却済みで、さらに一部が売却中だからです。そこで私は、当地の宮廷が同協定にもとづき、皇帝陛下のアルハンゲリスク港付近にてこの捕鯨を開始する許可を皇帝陛下から得ようと努力するのではないかと考えております。当地では人手や捕鯨に必要なあらゆる設備の費用が高額となり、この商業が彼らにとって赤字であるがゆえに捕鯨を中止したにすぎないからです。一方、陛下の帝国内ではあらゆる設備を安価で入手可能です。それゆえ私は皇帝陛下に対し、最も恭しく以下をご報告申し上げることを自身の責務と考えます。私が当地に到着後、あるイギリス人——彼の希望で、その身の安全のために名前を陛下に明かすことはできません——が、本状に添付された計画書を私に提出しました。その中で彼は、陛下の臣民にこの漁業からの多大な利益を約束しています。この漁業の計画を、その作成者の手腕がわかるまで、私は陛下に申し上げませんでした。また、以前は無理だった、この事業に熟達した多くの者たちの当地からの派遣が現在は可能であることを、今、陛下にご報告するのが適切であると判断いたしました。さらに、陛下はこの計画の中で、この英国人がアルハンゲリスク港から日本、中国、アメリカまでの安全な航路をわずか1万2,000ポンド・スターリングの資金で発見すると約束していることもご覧になるでしょう。これが成功すれば、莫大な利益が帝国のものとなるでしょう。この人物は、きたる2月初旬に自費でサンクトペテルブルグの陛下のもとに向かう予定ですが、この用件につきまして、陛下が登用した<sup>コミッサール</sup>代理人が彼の計画を承認するまで陛下にいかなる要望も致しません。彼の計画の条件はきわめて穏当で、陛下の国庫にいかなる損失も与えないでしょう。私は、彼の通行に必要な旅券を与えることを約束しました。それがただ一つ、彼が私に要求したことでした。彼がそちらに到着しましたら、陛下の変わらぬご賢察で彼の提案が正当かどうかご判断ください。

フォーブズ閣下が陛下のもとへ出発することについて、私は何も申し上げられません。というのは、私は眼病のため先週は自宅からまったく外出できなかったからです。聞くところによれば、英国王陛下はできるだけ早い彼の出立を望んでおられます。ただ、彼の側では困難が生じており、この困難は彼に対する俸給が一切取り決められていないために、一層大きいのです。それゆえ、新たに彼に決定された全権公使の性格上、日8ポンドが彼に支給されるべきです。たとえば、特命公使の場合、[日]わずか5ポンドなのですから。いずれにせよ、私は明日、ウォルポール氏らと面会し、フォーブズ閣下をできるだけ早急に派遣できるように、彼らを通じて精一杯努力するつもりです。

(3)ЦГАДА, ф.Сношения России с Англией, 1732, д.545, лл.253-254. 写し

(渡邊聞・島山禎 訳)

21-2. 同文書の添付文書。エルトンの計画。アルハンゲリスクから新大陸周辺、日本、中国、インドおよびアメリカその他までの航路の調査について。

1732年

アルハンゲリスクから<sup>ヤポ</sup>日本、中国、インド、アメリカその他へと通じる海があり、この海を船で安全かつ首尾よく航行可能であることが実証されました。

ヨーロッパからロシアとタターリアの最北西にある海岸まで到達すること、それも陸路よりも海路でより首尾よく、安い費用で到達することが可能です。

この航海を他の海洋国家に閑知されないように成功させることができます。かかる遠征が実現し、遠征隊が派遣されたならば、どの国家もかの地で発見される土地への入植および移住者の送り込みを阻止できません。

本事業の費用は1万2,000ポンド・スターリングを超えないでしょう。

アルハンゲリスクはロシア全国において唯一の大規模な港です。一方、デンマーク人がバルト海の要衝を押さえております。それゆえ、アルハンゲリスクをロシア国の商業の中心地とすることが可能です。

バルト海にある他の港からよりも、アルハンゲリスクから出発するほうが、日本、中国、インド、アメリカなどとの商取引には好都合で、危険や障害も小さくてすみます。また、これらの海域の調査によれば、アルハンゲリスクから捕鯨に出発することには大きな利益が伴います。

そして最後に、ロシア人がいずれ支配者になれるかもしれないこれらすべての商業活動、すなわち日本、中国、インドとの交易、イスパニア人との交易、捕鯨などをつうじて、現在のところはほとんどまったく欠けておりますが、他のいかなる民も誇ることができない優秀な水兵の供給源を確保しかつ確立できます。捕鯨の必需品すべてがこの事業の参加者たちに供給されることはいうまでもありません。今回の航海で調査されることになる未知の海域には多くの鯨が生息していると、非常に明確な根拠により結論づけることができます。というのは、このような気候で鯨が生息することが知られているからです。またこれらの海域では、鯨はいつも穏やかで静かに生息しているので、仕留めるのは簡単です。現在は捕鯨が開始されたばかりなので、捕鯨をまったく知らない者でも、採用されたならば、非常に容易に鯨を捕獲できます。

このように、本事業はその成否にかかわらず、この航海で捕獲された多数の鯨の骨だけで自分たちの投資を取り戻すことができるでしょう。

容易に証明できますように、本事業は、今回の航海の主要な計画を少しも妨げずに実行できま



す<sup>151</sup>。

(3)ЦГАДА, ф.Сношения России с Англией, 1732, д.545, лл.255-256. 18世紀の翻訳

(渡邊開・畠山禎 訳)

22. 海軍参議会から M.P.シパンベルグへの指示。第二次カムチャツカ遠征および日本調査のための造船について。(⑤No.96)

1733年2月28日

国家海軍参議会から海軍佐官シパンベルグ宛の

指示

女帝陛下の勅令により、国益にとって有益な手段を探るべくカムチャツカ遠征を今また復活させ、これにかの海軍准将ベーリング<sup>152</sup>を、貴官を含めその他の士官及び下級勤務員らとともに派遣することが命じられたが、実際にこの遠征がどのように派遣されるのかについては、この上なく慈愛に満ちた女帝陛下により検討がなされ、女帝陛下御自身の御手によって署名された。これに加えて、海軍参議会も関与しているこの女帝陛下の尊い御計画の遂行に、女帝は満足なされた。この遠征の実際の派遣に関する女帝陛下の勅令に従って、上記のベーリング海軍准将に対しては海軍参議会より十分な指示が与えられた<sup>153</sup>。女帝陛下の勅令を実行するために、貴官には以下の内容をもつ詳細な指示を実行せねばならない。

1. 海軍参議会にて海軍准将ベーリング、そして貴官も同席して行われた会議、元老院において検討された予算にしたがい、この遠征に装備させるべき大砲、砲兵隊やその他の備品、物資をシベリアの町々や現地の工場にて、さらにはこの遠征に参加する将来の勤務員を満足させるための食糧その他を現地でどれだけ用意し、その食糧を保管するための倉庫を建設せねばならないのか、これについての情報を海軍准将ベーリングに伝えるよう貴官は決定されている。というのも、準備と遂行にかんしては、シベリア県知事とその他現地の司令官への元老院による命令書によって確定されたからである<sup>154</sup>。さらに、あらゆる面での補助[的な活動]、貴官の配下の者たちや馬の必要とするもの、食糧その他、遠征を実行に移すまで女帝陛下の利益にかかわることを、時機を逸することなく満足いくように実行するよう命じられた。

<sup>151</sup> この文書ファイルの中には、一枚先につきの折り込みがある。「エルトン計画の原本は、N.N.バントゥイシュ=カメンスキーの1813年5月26日付書簡に添付されて、一等文官に発送された」。ここで言及されているバントゥイシュ=カメンスキーの書簡は、国立中央古文書史料館では発見されていない。

<sup>152</sup> 史料⑤No.77、80を参照。

<sup>153</sup> 史料⑤No.95を参照。

<sup>154</sup> 史料⑤No.93を参照。

元老院からの命令書に沿い、あらかじめ現地に緊急に赴き、遠征の出発までにすべきことすべてを準備し、現地の指揮官らと共にしっかりと努力することが現在貴官に求められている<sup>155</sup>。そのために、当地で貴官に与えられた部隊の部下らと共にシベリアの町々に急いで出かけ、現地では元老院の命令書に基づいて、大砲や大砲用品、その他の用品、物資、食糧その他の準備や、それらの必要な地点への発送に取り掛かること。その上さらに、定められた時間までにすべての準備を終え、上記遠征を遂行するためのいかなる不足や中断も生じないように、海軍准将が定めることを、絶えず一生懸命努力して実行すること。

2. 当地からトボリスクまでの移動にあたり、貴官に対してここ軍事全権部 *kontora generala-kriks-kamisar*<sup>156</sup>より 100 ルーブルが支払われる。それは、規定 *reglament*[海軍規定のことか]に従って記録し、ここからの駅馬車運賃の支払いや、その他道中生じる必要経費の支払いに当てること。その資金なくしては、少なくとも[トボリスクまで]辿り着けないだろう。もし、それで残額が出た場合は、ベーリング海軍准将がシベリアの町に着いた際、彼にそのことを報告してもらいたい。
3. 貴官の部隊に委ねられた下級勤務員の中に、造船業親方 1 名と親方補助 1 名をこちらから派遣している。それは、果たしてカムチャツカとアメリカは繋がっているのかどうか、北海を通過できるのかどうかということに関する本当の情報を得るよう、女帝陛下が御命じになられたからであり、また、それぞれ 24 の櫂を持つ甲板のあるダブル・スループ船をトボリスクのイルトゥイシ川には 1 隻、ヤクーツクのレナ川には 2 隻造るためでもある。そのために上述の親方と職人にはこちらから、これらの船の寸法を書いた設計図が与えられたが、貴官は彼らと指定の場所に到着したら、しかるべき材料が準備される間、彼らにはそれらのスループ船を作るためのしかるべき材木を用意しそれらの船のかわりに置き、これらの木材が現地で伐採される最高の品質であり、耐久性と強度に富んでいるようしっかりと見極め、ここで普通に行われているように乾燥させて建造用に使うよう、厳しく吟味するよう命じて、それらの船の建造に取りかかること。その材木を準備する際の役夫、また建造のために必要な数の職人を現地の司令官に要求すること。彼らにはその要求に応じるよう命じた。これらの木材の準備と造船をベーリング海軍准将から命令されたように行うこと。ダブル・スループ船と呼ばれている前述の船を造るよう命じられてはいるが、ベーリング准将がトボリスクに到着したら、これらの場所の状況、いかなる航路をとるべきなのか、最良の可能性を探るよう

<sup>155</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.1, л.452 を参照。

<sup>156</sup> 【編訳者補注：軍への物品や金銭の給与、軍隊維持のための出費、物資や設備の備蓄の構築等に従事した軍中央の機関。その長を陸軍中將に相当する軍事全権が努めた(Военный энциклопедический словарь. Изд.2-е. М., 1986, с.185,375)】

命じてあり、すべての尉官らと共に協議し、どこに船を送るのがより便利で安全なのか、上述の場所かより便利な場所を決定すること。

4. 船上からの沿岸観測や日本への航路探索のためにカムチャツカ川に甲板付の小船艇1隻とそれぞれ24の櫂を有する甲板付のダブル・スループ船を2隻造り、指定された航海に出よう女帝陛下が貴官に命じられた。もし、前回の遠征で残った小船艇が発見され、それが航海可能で安全だとわかったら、そのときには新たに指定された小船艇を造らず、古いものに加えて前述のダブル・スループ船を造ること。その造船のためにオホーツクにあらかじめ滞在している造船業の親方と親方補助は木材を準備すること。そしてもし時期が来たら、ベーリング海軍准将には指示の中で説明されている通り、すぐに建造すべし<sup>157</sup>。そしてオホーツクに隊とともに着いた際、ベーリングには海軍佐官チリコフ及び貴官とともに、どのような船がこの遠征に相応しく安全であるかを検討することが命じられている。前述の船を建造するよう決められてはいるが、もし、他の船が相応しいとの結論に達したら、全般的な判断によってより必要でより満足できるような場所で建造し、大砲を装備し、最高になるようにとの判断から、その他のことも改善すること。貴官らの監督下にある船に派遣するため、上述のベーリング海軍准将に対し、当地で彼の配下にある海軍勤務員と職人の中から規定の定員、または他の将校を含めた最善の判断にもとづき、必要な人数を決定し、その他貴官の要望をすべて満たすよう、命じられている。それはこの遠征が派遣されるまで何の不足もないよう、そして遠征が中断しないようするためであり、そのために航海に必要なものを満足するまですべてベーリング海軍准将に要求すること。
5. 上記のすべてに十分だと判断したならば、第一にこれらの船でカムチャツカの南岬から日本までの間に存在する島々へ行くべし。その幾つかはすでにロシアの支配下にあり、この島々の住民からはカムチャツカヘヤサク税が支払われたが、人口が少ないゆえに取り逃しているところもある。同様に以前派遣された航海士エヴレイフ<sup>158</sup>はその他16の島々<sup>159</sup>を観察し、記録した。それら全てと、この他にもさらに発見した有人無人の島々について、出来る限り水路測定作業をし、よく観察すべし。さらに日本本土に行くまでの島や、日本のハーン専制君主や他のアジアの支配者の支配下にある土地を発見したならば、それらを観察し、住民を発見した際には、彼らを丁寧扱い、怒らせることは決して行ってはならず、如何なる者をも攻撃せず、敵意を見せてもいけない。それらの島々や領土がどれほどの大きさなのか、彼らがどこへ行くのか、どのように食事をとっているのかを尋ね、より親しくなる機会を伺い、

<sup>157</sup> 史料⑤No.95を参照。

<sup>158</sup> エヴレイノフ I.M.Evreinov。

<sup>159</sup> 史料⑤No.27(本史料集 No.14)、本史料集 No.14の注99を参照。

現地の慣習に従い、初対面のときに渡される小さな贈り物を与えること。贈答品として必要なものはベーリング海軍准将に要求すること。彼には貴官にそれらを渡すよう命じてある。しかし、何をどれだけどこにどんな状況で送ったのか、貴官の特別支出簿に記載すること。もし、自ら臣民になりたいと願ひ出る者があつたならば、それを認め、彼らを取りわけ丁寧に扱い、必要ならば保護し、決して負担をかけないこと。そのようにした場合のみ彼らは自分たちの間で割り当ててヤサク税を支払うだろう。しかし、それが済んだら、遅れて航行に都合のよい時間を失うということがないよう、ぐずぐずせずに出発し日本の海岸まで到達すること。

6. 指示された日本の海岸へ到着したならば、その土地の統治や港について、またそこで友好的に交流できるのかどうかを偵察すること。なぜならベーリング海軍准将はカムチャツカに滞在した際に日本人漂流民と出会つたので、彼らを探し出すようにと命じている。そのために去る 1731 年、元老院の決議により、このような日本人漂流民の機嫌を損なわないばかりか、肉体的にも何ら害を与えることなく、隣人の友情の証を示しつつ、前に彼らがそこから漂流した地点まで送り届けること。貴官の到着までに、漂流した日本人を送り届けるということがなかつたならば、これら発見された日本人を丁寧に扱いつつ船にともに乗せて送り届け、日本の岸に着いたら初めに、われわれの岸に流れ着いた彼らの同胞を連れてきたという理由を説明し、日本側が受け入れるようであれば、彼らを引き渡すこと。日本人は海に消えた者を自ら助けようとはせず、助けあげられた者は死んだものと見なしていると言われてるように、もし受け取りを拒否する場合には、彼らが自分で家に辿り着けるように岸へ下ろすこと。もし将来、ロシアの海岸でこのような漂流日本人を救出したり、今度の航海中に海で沈みかけている日本船を発見したりすることがあれば、友好的にあらゆる援助を施し、その後で助けた人びとや彼らの船を、可能ならば自分たちの船に乗せて日本の岸辺へ行つたとき、上に述べたとおり引き渡すか下船させること。それは親切によって、彼らの根深いアジア的な閉鎖性を克服し、頻繁に送り届けることでより多くの情報を入手できるようになるためである。
7. ほかでもない日本沿岸や彼らの領土である島々に停泊中は、彼らに騙され、船を集められて攻撃されないよう、けつして長居せず、期待を持たせて引き留めようとする者を信じるべからず。ただし、彼らについてすべてを実際に十分に探り出すまでは、用件があると言い訳して断わり、退却すべし。最初に危険な目にあつたとき、彼らにとっていつものことだがあらゆる欺きに対して慎重に振舞うこと。力で無理ならば、お世辞や約束によって近づき、自分たちの手に捕え、知恵を使って[彼らは]騙すのである。こちらに向かつてくる日本船があれば

ばそれらを決して拿捕 pobirat<sup>160</sup>せず、初対面の際には船に対してだけでなく岸にいる人びとに対しても決して悪意を見せてはならない。海上でわずかな悪意を示しただけでもその土地における友好関係を勝ち取ることが出来なくなるため、それらのことを禁じるのである。もしも通訳を通じて彼らについて詳しく知ることが必要ならば、丁寧に尋ねて記録すること。ベーリング海軍准将には、通訳を要求し、島々の言葉を知っているカムチャダール人を、さらには遠方の島々の言葉を知っている島人、日本語を知っている遠方の島々の人びとを採用すること。彼らを通じて必要に迫られれば理解することが可能となるのである。その貢献に対しては、検討の上、彼らに報酬と食糧を与えること。さらに、遭難した日本人は航海を共にする間、通訳をすることができる。

8. 上記の航海では陸や島々に沿って、停泊するため、また海が荒れたときや氷が出たときに避難するための適当な場所や、船を修理するのに適切などのような樹林がどこに生育しているのかについてより熱心に観察することが求められている。そのような情報を持つことで、今後はそのような場所へ船が避難したり、その他の必要のために安心して寄航したりすることが出来るからである。同様に、もし可能で機会も許すならば、ベーリング海軍准将に要求して適切な探鉱者<sup>160</sup>を警備を付けて上陸させ、どこかで金属や鉱物が豊富に見つからないかどうか調査するよう命じること。もし、存在したならば、鉱石を採り、小さなサンプルを作り delat' malyia、その後見込みや証拠次第では大きなサンプルを作り、その場所を特に記録してベーリング海軍准将に報告すること。
9. この指示に従った上記の航海で貴官がいかに行動したのかについて、もとの場所に帰還したらあらゆることに関して十分な情報、地図、詳細な日誌を作成し、ベーリング海軍准将への報告に添付すること。彼には、自分の航海について報告するとともに、これらの報告を持った士官、さらに貴官とともに航海する下級勤務員の中から適切な人物をよりよい理解のためにこちらへ派遣するように命じてある。もし、思いがけず、そのとき何らかの理由でベーリング准将が不在の場合は、彼を待たずに自分の部隊の中から相応しい者を、上記の報告、地図、日誌とともに遅滞なく当地へ送ること。
10. もしも予想に反して、何らかの出来事によって、この指示に従った観察、記述など全てを一夏で実行する時間が足りなくなる場合、その航路、すべての状況について報告し、自らは命令を待たずに仕事を続け、終わり次第、次の夏に記録を提出すること。航海中の全てに関しては海軍規定に従って日誌をつけ、詳細で信頼できる地図を作成できるよう、方位や、機会が許すならば沿岸や島々、航海学の規定にもとづいた水路の記述も添付すること。

<sup>160</sup> 史料⑤No.146(本史料集 No.37)、147 を参照。

11. 特別の指示にもとづき、天文学や自然学その他の見地のあらゆる観察を吸収しているリュドゥヴィヒ・デリリ・デ・リヤ・クリュエル科学アカデミー教授が元老院に提出した特別の提案<sup>161</sup>にしたがい、貴官が出航するまでにこの指示に関することがあれば、最善になるよう考えて振舞うこと。このことについて貴官に知らせるようベーリング海軍准将には命じている。
12. 貴官が現地の海上その他の場所にいる際に、何らかの必要に迫られたら、それについてベーリング海軍准将に報告し、全て彼に要求すること。彼が不在の場合、それらをオホーツク司令官に要請すること。彼には援助し、必要を満たすよう命じた。
13. この遠征隊の派遣において女帝陛下の利益になるその他全てのことに關しては、女帝陛下の忠実な善き僕、信頼しうる海軍士官として誠実に行動すべし。遠征中での滞在に加え、そのような行いに対しても、2 倍の俸給額が与えられることになっている。女帝陛下の利益を図り使命を全うして戻ってきた折には、さらに女帝陛下の最も名誉ある勲章をもって労われるであろう。女帝陛下の勅令や執務規定、そしてこの指令に背いて行動する場合、それに対する責任を負うことになる。この指令の内容は外部に漏らさないこと。公開用にはこの指令に添付して特別な指示を貴官に伝える(略)<sup>162</sup>
14. 国家事業に關連することは秘密裏に行うので、本件の報告書を除き、この問題については私的な書簡でも、派遣者への書簡でも決して述べてはならない。もし誰かから何らかの点でその事業に対する妨害があるならば、委ねられた事業については基本的なことについて述べるにとどめ、何が事業にとって障害になっているのかについて、どこに出すかは自分で決めて自由に書いてよい。また事業と関係ない秘密にしておくべき事態が生じた場合にも、派遣者への報告書の中にはいかなる嫌疑を受けようとも書いてはならない。信頼する者にそのことを自由に書いてよいが、自分が委ねられた事業については、犯罪を厳しく罰せられるということを肝に銘じて、上述した通りにのみ行動すること。貴官より送られた全ての者に指示書にてこの命令を記すこと。

サンクトペテルブルグで国家海軍参議会より、1733年2月28日に出された。

ナウム・セニャヴィン

ゴロヴィン

公爵ミハイル・ゴリツィン

<sup>161</sup> 史料⑤No.86 を参照。

<sup>162</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.27, л.31-32 を参照。

ブレダリ

ヴァシーレイ・ドミトリエフ＝マモノフ

ザハレイ・ミシュコフ

T. トラン

公爵ヴァシーレイ・ウルソフ

アレクサンドル・ゴロヴィン

イヴァン・コズロフ

書記長 ヴァシーレイ・ミハイロフ・ニキティン

事務官 フョードル・ネリュボフ

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.27, л.21-30. 原本

Экспедиция Беринга, с.173-186<sup>163</sup>として公刊されている。

(伊豆田あかり・寺山恭輔 訳)

23. Ia.ゲンスから下級勤務員 I.コロデズニコフ<sup>164</sup>と同ラザレフへの指示。クリル列島におけるヤサク税の徴収手順について。(⑤No.74)

1734年4月4日

航海士ヤコヴ・ゲンスが、下級勤務員イヴァン・コロデズニコフとその仲間に、以下に列挙したとおりに行動するよう与えた派遣隊に対する指示。

1. ボリシェレツク要塞からクリル列島へ向かい、この島々に到着したら、去る 1730 年にヴァシリー・シェスタコフと派遣隊のその他の者によって新たに臣従した人びとから、本年 1734 年のヤサク税をその稼ぎにしたがって徴収すること。その際、彼らの名前を記録しておくこと。
2. クリル列島の異郷人がヤサク税の支払いをしに集まり始めたら、ヤサク税は良質のラッコ、ラッコの子どもの毛皮で受け取ってそれを記録し、支払いに対しては自筆の支払い証を彼ら

<sup>163</sup> この指示の原本テキストは独立した文書として初めて掲載される。この指示は VI.ベーリングの公式報告書の中で指示の各項目に対する返答と共に、1741 年に作成された文書集『ベーリングの遠征』に掲載された。

<sup>164</sup> I.コロズデニコフは、1734 年 3 月 22 日に Ia.ゲンスが受け取った、出張捜査部 Pokhodnaia rozysknaia kantseliariia 長官 V.F.メルリンの命令に基づいて、ヤサク税徴収のためにクリル列島に派遣されていた(ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.3, л.16 об.)。

に渡し、規定以上のヤサク税 chashchina<sup>165</sup>を決して徴収しないこと。徴収した場合は厳しい罰金を科す。というのも、規定以上の徴収は少佐殿[メルリン]には全く命じられていないからである。女帝陛下の専制権の庇護のもと、慈悲と好意をもって異郷人にヤサク税を支払うよう呼びかけること。まさにどの異郷人がヤサク税を支払うのか、誰が何を供出するのかといったことについて、航海士ヤコヴ・ゲンスの署名入りの帳簿が君に与えられる。

3. 君、ラザレフは、これらの島々やそこを往復する際の途上においても、ヤサク税を支払う異郷人を侮辱したり困窮させたり絶対しないこと。君たちに同行する下級勤務員たちにもそうさせないようにすること。またさいころやカードで遊ばぬこと。もし同行する下級勤務員たちがこのような秩序を乱す行いをする場合は、君たちが彼らの行いを鎮めること。
4. 君、ラザレフは、これらの島でヤサク税を徴収したら、小船艇ガヴリール号でポリシェレツクにヤサク税を携えて出頭すること。以前から支払っていた者と新しく支払う者からどれほどのヤサク税が集められたのかについて[記録し]、実施に際して君が自ら記入した帳簿を他の全ての目録とともに航海士ヤコヴ・ゲンス殿に提出すること。
5. まさにどの通訳や下級勤務員たちが君たちに与えられるかについては、この指示書に目録が添付されている。

#### 目録

書記官補アンドレイ・シェルギン、下級勤務員としてはセミヨン・エムシャノフ、ニキフォル・サラマトフ、通訳にはチェカヴァ、アレクセイ・イレメエフ、コジマ・コプィチェフ<sup>166</sup>。

注記：1734年4月4日、この指示の原本 *belaia* をイヴァン・コロデズニコフが受け取り、自身で確認の署名をしました。

(2)ЦГАВМФ, ф.26. оп.1, д.3, л.16. 写し

(森谷順・寺山恭輔 訳)

<sup>165</sup> 【編訳者補注：(異郷人から)定められた量を超えて徴収されたヤサク税のことをさす]

<sup>166</sup> 署名なし。



24. VI.ペーリングから元老院への報告より。オホーツクからカムチャツカまでの航路発見に対する、航海者ニキフォル・トレスカへの報賞について。(③No.37)

1738年4月26日

(略)1728年2月12日、ヤクーツクで任務を帯びていた上述の航海者トレスカとその仲間たちは逃亡下級勤務員に登録されました。[省略された冒頭部分で言及された]同命令によれば、航海者だったトレスカとその仲間は、1728年以降、逃亡下級勤務員として登録されました。彼らはヤクーツクの下級勤務員と同額の金銭俸給でヤクーツクにて任務に就くように命じられました。命令では、彼、トレスカは逃亡下級勤務員に登録されておりますが、彼は逃亡者ではなく、またヤクーツクの町でコサックの任務に就いていたのでもなく、海軍の任務に就いていたのです。1725年、われわれが前回の遠征を遂行中、前述の航海者トレスカはヤクーツク<sup>ウオニツォト</sup>地方長官所によって、プリカース員ステファン・トリフォノフとともにオホーツクから海路カムチャツカに派遣され、1727年、そこからオホーツクへ帰還し、その後、遠征終了まで、つまりわれわれがオホーツクからサンクトペテルブルグに向けて出発する1729年8月まで、つねにわれらが遠征隊に同行し、彼に課せられた任務を遂行しておりました。これについては私、そして私のみならず先の遠征に加わった全隊員が、彼、トレスカが上述の数年間カムチャツカに滞在し、オホーツクに同行し任務に就いていたと証言できます。ヤクーツク[地方長官]所でも周知のことです。彼、トレスカは前シベリア県知事ガガーリン公爵からも上述の俸給で採用されていたとはいえ、ただ彼はコサックの任務ではなく、他の航海者とともに海軍の任務を帯び、不可欠な探索に就いていました。すなわち、ラマ[オホーツク]海およびペンジナ海を経由してカムチャツカ岬に至る直行航路の探索です。当時はこの航路の探索が大いに要請されており、彼はそれを発見したのです。当地では有名ですが、彼、トレスカはかの地に航海士たちが派遣される前に、プリカース員コズィマ・ソコロフと一緒に海路カムチャツカへ出発し、他の者に航路を示した最初の人物なのです。上述の1732年5月15日付元老院命令によれば、航海者は解職されずに他の海軍下級勤務員とともにわれらが遠征隊に加わるよう命じられています。それゆえ、私の考えでは、上述の数年間について、彼、トレスカに、その功勞に対して陛下が賜与するしかるべき金銭や穀物の給与を、俸給にもとづく満額を与えるべきです。彼は下級勤務員やコサックの任務に就いていたのではなく、海軍の任務を帯び、上述のとおり逃亡もしていませんので、下級勤務員の俸給にもとづくべきではありません。ところで、カムチャツカに駐在する陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊の下級勤務員の中には、ヤクーツク地方長官所から送られないために長期間、俸給を受け取っておらず、窮乏に耐えているのみならず、すでに餓死した者が数人いると、私に送られてきた彼すなわちパヴルツキー

の報告書の中で伝えられています(略) 上述の航海者ニキフォル・トレスカは死にこそしませんでした。極度の欠乏と飢えに耐え、多額の負債を抱えていました。それでも逃亡もせず、つねに任務を離れなかったのです。したがって、彼、トレスカに以前の俸給にもとづいた満額、つまり年あたり金銭 40 ルーブル、食費 5 ルーブル、穀物給与としてライ麦 5 チェトヴェルチと塩 2 プードを支給すべきです。

(略)上述のトレスカがカムチャツカに赴いたときに、彼、プティン<sup>167</sup>はオホーツクにおりました。彼、プティンの功労も大きく、彼は逃亡しておりません。したがって、彼、プティンにかんしてもご審議していただくことをご提案いたします。過去の功績に対し、どのような俸給にもとづき金銭および穀物の給与を彼に支給し、また今後もどのような俸給にもとづき付与すると命令が出されるのか、これについても陛下の勅令によってヤクーツク地方長官所に確認していただければ幸いです。私の考えでは、彼、プティンにも、上述した過去の功労に対し過去数年間分のしかるべき金銭給与を、シベリア県庁にその情報があるならば、以前彼に決定されていた俸給にもとづいて支給すべきです。

ところで本年 1738 年 3 月 22 日、上述の海軍佐官シパンベルフ[シパンベルグ]は報告にて私につぎのとおり説明しました。現在、遠征隊に参加している航海者ニキフォル・トレスカは、かの地にてカムチャツカ、さらにはクリル列島第 18 島【ウルップ】までの航海にかなりの時間をかけたそうです。それゆえ、島と島間の水が深い場所、またカムチャツカ周辺の海洋にある沿岸、陸地、入江、湾について知らないはずはないそうです。海上で暴風に遭遇したときでさえも、彼は舵を操ることができるそうで、したがって、このような場所でこそ、彼、トレスカが必要とされ、つねに彼[シパンベルグ]のもとにいるべきであり、彼の航海に帯同されることが求められたそうです。この彼の要望にしたがって、前述の航海者トレスカは海軍佐官シパンベルフの遠征隊員に任命されました。命令を受け取る前に、私はすでにこのような遠洋への必要不可欠な遠征のため、彼、トレスカに対し、本年 1738 年初頭から年 22 ルーブル 50 コペイカの給与を決定しました。ただ、前述した海軍佐官シパンベルフは、この 4 月 19 日の報告で私に対して、彼、トレスカはこのような少額の給与ゆえに、遠洋への重要な旅の間、衣服や履物に少なからぬ不便を感じ始めるだろうと述べ、このトレスカに、彼が航海中、上述の入用のために以前の彼の俸給にもとづく金銭給与、年 45 ルーブルを与えるよう要望しております。彼、トレスカのこれまでの俸給や俸給の追加支払いにかんするこの私の提議について、希望に反して元老院から決定がまったくなされない場合は、彼、シパンベルフのもとで航海中、私が上に述べた決定に加えて、俸給の

<sup>167</sup> プティン、イヴァン——ロシア人航海士。Ia.A.エリチンの遠征に参加した。VI.ペーリングの遠征に参加し、Z.モシュコフと共同でオホーツクからカムチャツカへ貨物を輸送した。プティンが 1751 年、アトフ島を訪れたという憶測がなされている(史料集③c.274 より)。

半額が与えられるでしょう。これについては請求の手続きがとられるでしょうし、彼、シパンベルフがこれに責任を負い、支払わねばなりません。彼、シパンベルフのこの要望と責務にしたがい、前述の航海者トレスカに対し、上述の遠征中、俸給の満額である年 45 ルーブルを決定しました。さる 1712 年、前シベリア県知事ガガーリン公爵からの命令と決定にしたがい、航海に従事する任務を与えられた元水兵ブッシュには、年 15 ルーブルと穀物給与 7 チェトヴェルチが支給されることになりました。しかし彼は 1727 年以降これを受領しておらず、さらにオホーツク司令官により老齢のため退役させられおります。すでに彼には 1736 年、ヤクーツク地方長官所に正当な俸給を請願するために、ヤクーツクに行くことが許可されました。

W.ベーリング

(3)ЦГАДА, ф.Сенат, кн.180, лл.209-212 об. 原本

(斉藤由佳・畠山禎 訳)

25. M.P.シパンベルグから海軍参議会への上申書。カムチャツカおよび日本の沿岸への航海に向けた遠征の準備完了について。(5)№.108)

1738 年 6 月 16 日

No.138

海軍参議会宛の上申書

われわれに委任された遠征について進行中の準備、1737 年春に航海に乗り出したいとの希望、さらに遠征の利益を損ない、遠征を妨害するグリゴリー・スコルニャコフ＝ピーサレフのさまざまな行い、彼が元老院で行った無益な密告その他について、1736 年 9 月 12 日付で海軍参議会宛に私が書いた上申書<sup>168</sup>に対して、海軍参議会において去る 1737 年 4 月 18 日付で女帝陛下の勅令が成立し、同年 5 月 5 日に私宛にも通知されました。陛下のこの勅令を私は 1738 年 3 月 17 日にオホーツクで受け取りましたが、この陛下の勅令に従って私は任務を遂行いたします。われわれが任命された遠征においては一心不乱に、勤勉、熱心かつ絶え間ない努力を、初めから、そして今も将来も保ち続けるつもりです。去る 1737 年春、私が予定されていた航海に出なかったこと、それにはいかなる理由があったのか、これらについて 1738 年 1 月 5 日付で私が海軍参議会宛に提出した上申書<sup>169</sup>の中で説明しております。また、サンクトペテルブルグからの私の出発、シベリア県の町々における私の滞在、私に対する元老院による栄えある命令、海軍参議会による

<sup>168</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.92, л.98-102 を参照。

<sup>169</sup> 同上, д.96, л.1-4 を参照のこと。

指令<sup>170</sup>の遂行に関して、私がどのように実行したのか、女帝陛下の利益にとって私がどのような配慮を行ったのか等について、付随する事情も含めて海軍参議会には私が頻繁に上申書を提出しました。1738年1月5日付の上申書では、短い抜粋をオホーツクから海軍参議会に送りました<sup>171</sup>。その後、私は任命された航海を準備する上で何をすべきなのか、海軍准将ベーリング閣下に求めました。

今春初めより、私の航海のために建造され、修理された3隻の船、すなわち二檣帆船のアルハンゲル[大天使]・ミハイル号、ダブル・スループ船ナジェージダ号、そして小船艇ガヴリール号は、隙間を埋められ、表面を削られ、タールを塗られ、その他の細かい作業も施され、しかるべき索類も装備されました。それからオホータ川の河口にある停泊地へ、二檣帆船とダブル・スループ船ナジェージダ号は5月25日に、カヴリール号は6月4日に運び出され、遠征を待っています。6月2日に海軍中尉のヴァリトンは、ウラクにある筏を組む場所[plodbishche=plotbishche]からウラク川を通して、われわれの監督のもとに現地で新しく造られた船にわれわれの遠征のために必要な航海用の食糧、その他の物資を載せてオホーツクにやってきました。そしてこれらの食糧や物資は上述の3隻の船に積み込まれ、私の部隊に割り当てられた艦隊、海軍工廠、シベリアの下級勤務員をそれらの船に割り振りました。このように、私が任命された航海に向け、倦むことのない働きと熱心な努力を注いで私はしかるべく行動しました。オホーツクでは航海に向けてあらゆる準備を整えて停泊しており、最初の好天を待っています。好天に恵まれれば、神の御加護のもとわれわれに委ねられた航海に出ます。私の部隊にどの位の艦隊、海軍工廠、そしてその他の下級勤務員たちが何人いるのかといったことについてはリスト<sup>172</sup>を添付しています。航海中に海で女王陛下の国家的利益になるものを見出すことがあれば、状況説明も含めてすべての真実を海軍参議会に今後は報告することにいたしますし、上述のことにつきましても海軍参議会に忠実に報告いたします。

(2) ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.96, л.143 об.-144. 発信書類簿内の記録

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

<sup>170</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

<sup>171</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.96, л.8-33 を参照。

<sup>172</sup> Там же, л.5.

26. M.P.シパンベルグから海軍参議会への上申書。クリル列島への最初の航海について。

(⑤No.110)

1738年9月1日

No.195

国家海軍参議会への上申書

私が委ねられている航海についての女帝陛下の勅令にしたがい、海軍参議会に謹んで御報告差し上げます。

1. 上記航海のために、われわれが努力と不断の労働によって準備した3隻の海洋船、すなわち二橋帆船アルハンゲル・ミマイル号、ダブル・スループ船ナジェージダ号、小船艇ガヴリール号に乗り組み、去る1738年6月18日の未明午前5時過ぎに、オホーツク河口から無事に航しました。
2. ボリシェレツクへの途上、海を流れてきた多くの巨大な氷がわれわれの進行を妨げましたが、7月4日の晩にボリシェレツクの河口に私は到着しました。小船艇ガヴリール号とダブル・スループ船ナジェージダ号は、霧の出ていた間と好天時 *velikaia pogoda*、われわれから後れを取り、ボリシェレツクから約200露里の位置にいましたが、7月7日に到着しました。
3. ボリシャヤ川に到着後、われわれの仲間のうち現地にいた勤務員、すなわち測地学者1名、副航海士1名、水兵3名、通訳2名を部隊に加え、その分の量の航海用食糧としてわれわれが用意したものを積み込みました。7月15日、ボリシェレツク河口から、神のご加護の下に、指示された針路に向けて無事に航しました。
4. 途中、どのような障害のためか不明ですが、7月19日の夜に小船艇ガヴリール号の海軍少尉シヘリテング<sup>173</sup>が緯度およそ50度付近で、7月24日の夜にダブル・スループ船ナジェージダ号の海軍中尉ヴァリトンが緯度およそ48度付近で、私から遅れてしまいました<sup>174</sup>。私は

<sup>173</sup> 正確な姓の表記は、シェリティンク Шельтинг А.Е.(Общий морской список. СПб., 1885, ч.II, с. 485-486)である。

シェリティンク、アレクセイ・エレザロヴィチ(1717~1772年)——シベリア・太平洋遠征隊の参加者。1733年よりM.P.シパンベルグの分遣隊にて海軍少尉として勤務した。小型船を指揮し、オホーツク海、ベーリング海、日本海を航海した。航海日誌をつけ、その記録内容の正確さがベーリングとチリコフの遠征史研究者より指摘されている。1741~1742年、シパンベルグ分遣隊による日本沿岸への航海に参加した。(M.S.グヴォズデフやV.A.ルティシェフとともに)ウダ川河口を記述し、シヤンタル諸島の位置を決定した。のちに、七年戦争に従軍した。1766年、陸軍少将に昇進し、アルハンゲリリスク港総司令官に任命された。アルハンゲリリスク港では、V.Ia.チチャゴフの遠征を準備した。1768年、出納長官 *xeneral-kaznachei* に、1722年、レヴェリ(タリン)港総司令官に任命された(史料集③c.281より)。

<sup>174</sup> M.P.シパンベルグから遅れたものの、V.ヴァリトンはクリル列島に添って南への航海を続けた。1738年8月11日北緯43度19分の地点まで到達し、「北北西から西微北の方角へ陸地を見たが、それは7つの島々からなっているように思われ、最北の島は非常に高い山々からなっていた(ЦГАВМФ, ф.913, оп.1. д.38, л. 164 об.)」。この土地は、松前島の北端であった。日本に留まることなく、V.ヴァリトンは引き返し、1738年8月24日には既にボリシェレツクに戻った。この航海で彼はクリル列島の26島を地図上に書き加えた。航海士L.カジメロフとの意見の対立から航海日誌と地図をV.ヴァリトンは自ら英語で記入し、1740年8月にV.ベー

かなりの間彼らを待ち、信号も出しましたが、彼らを捜し出すことはできず、その後、きわめて慈悲深き神のご加護を祈りつつ、私は、指示されている通りの航海に単独で乗り出し、45度地点まで到達しました<sup>175</sup>。島やその他航海中にわれわれが獲得したものについては、海軍参議会に謹んで本文書に地図 chertezh<sup>176</sup>を添付いたします。

- [5.]夜は長くて非常に暗いものになり、霧は常に濃く湿っぽく、海には急流があり、風は強くて海流は早く、天気は好天と悪天が頻繁に変わるなど、他の海ではお目にかかれないような様々な理由のため、この緯度より以南に単独で進むことはあえてしませんでした。しかし島々と海峡の間で水と水が流れに逆らってぶつかり合う場合には、水のざわめき、大きな騒音、恐ろしいほどの揺れ、高波をもたらします。そしてそのようなときには、誰彼と話をしても聞き取れずません。錨をおろすにも海は深く、適当地盤は見当たりません。
6. われわれに命じられたこの航海もはるか遠く、他国の海にまで到達しましたが、この航路はロシア国人の中ではわれわれを除けば誰も到達したことがありませんし、おそらく、私に委ねられた本年 1738 年夏の航海について、多くの問題のために与えられた指令にしたがって完了することは実際上不可能でしょう。その上計算したところ、われわれのメンバーに食糧用として用意した乾パンはあと 8 日分しか残っておりません。なぜならわれわれの要求に反し、わが乗組員には乾パンが不十分にしか供給されなかったためであり、越冬地までそれらが乗組員の食糧になるよう、残りの乾パンをできるだけ節約せねばなりません。このため私はこの地点から引き返しましたが、冬を越せる適当で安全な場所をあらかじめ船のために探しておくためでもありました。引き返す際には、以前見た島々の他には何も見えなかった

---

リングに提出した。1740 年 11 月、航海日誌は S.ヴァクセリに「点検のため」に送られ、地図の方はペテルブルグのアンナ・イオアナ・ヴナ[女帝、在位 1730~1740 年、ピョートル大帝の姪]の官房へと送られた。しかし、1741 年 4 月、V.ペーリングは海軍参議会に、「S.ヴァクセリは英語もロシア語もよくわからないし、われわれの乗組員の中には日誌をロシア語に翻訳できるほど英語を十分に理解する者もないので、ヴァリトンによって書かれたこの航海日誌は、点検されようがない」と報告せねばならなかった。航海日誌は、1741 年 12 月に海軍参議会が受け取り、1742 年初頭に翻訳された(ЦГАБМФ, ф.212, оп.11, д.774, л.324, об. -325, 330-331, 347-349)。

<sup>175</sup> 1738 年にアルハンゲル・ミハイル号が北緯 45 度地点に到達したとの M.P.シパンベルグによる主張は、すでに 1741 年には追加的な確認作業が必要となった。遠征隊の航海士 M.ペトロフは、1738~1739 年の航海日誌を清書する際に、特に彼、M.ペトロフが航海日誌を改ざんさせられたと証言することで、M.P.シパンベルグの「秘密」を暴露した。1738 年に M.P.シパンベルグは北緯 46 度と 47 度の間で停止し、そこから引き返したのだと証言した。真実をはっきりさせるため、1738 年の航海日誌(船上でこれを記入したのは M.ペトロフ自身であり、M.P.シパンベルグは別に自分で記録をとっていた)について遠征隊の将校達、すなわち海軍少尉シェリディング、航海士 L.カジメロフと I.ヴェレシャーギンが証言した。日誌には「度・分で示される緯度、方角、距離」を確定する上で多くの間違いがあった。日誌の中で見つかった相違点について 1741 年 1 月、抄録が作られ、将校達の上申書とともに海軍参議会へと送られた。抄録には、二橋帆船アルハンゲル・ミハイル号の日誌草稿と 1738 年 8 月 3 日付メモが添えられていた。これら全ての書類を検査して、海軍参議会は M.ペトロフの密告が虚偽であると結論づけた。その決定により、日本沿岸に向かった 1738 年の第一回遠征の際、M.P.シパンベルグは北緯 45 度地点、つまり希望島(イトウルブ島)のある緯度まで到達したことが確認された(ЦГАБМФ, ф.212, оп.11, д.774, л.35-42)。

<sup>176</sup> 文書ファイル中には欠落している。

ので、東の方角へ向きをかえ、われわれがゴグランとクラスナヤ・ゴルカ<sup>177</sup>と名付けた島の間を通過して進みました。それらの島々から緯度 49 度上の東微南、距離 16 分で、7 月 24 日午後 3 時頃、われわれから南南東、距離 10 マイル、さらに北東微東、距離約 8 マイルの位置で、陸地<sup>178</sup>を発見しました。この陸地上陸しようと考えていたところ嵐となって船が大きく揺れ、船には真水がたったの 5 樽しか残っていませんでした。

[7.]このため、あえて単独で先へ進もうとはせずに方向転換し、クリル人が猟のために住んでいる第一島と第二島の間を北北東の方角に進みましたが、彼らのトヨンが仲間とともに、彼らがバイダーラとよぶ小舟に乗ってわれわれの船へやってきたので、私はできる限り彼に親切に接し、タバコと南京木綿を贈り、酒を飲ませ、彼とその仲間たちをできるだけ食事でもてなしました。その間、通訳を通じた会話の中で、彼らの仲間達のこと、どこに住んでいるのか、どの島に住んでいるのか、何の猟をしているのか、何を食べているのか、というようなことを訊きましたが、彼は危険を感じたかのようにあまり答えませんでした。その後で彼にはこの先南にどんな土地があるのかわからないのか、海が荒れて波によってそこから何らかの痕跡、すなわち木やベリーその他が流れ着かないかといったことについて、聞いたことがないか尋ねました。それについて彼は、南方で天候が大荒れになるとき、彼らは湾でロシアの人びとがセイヨウクルミと呼ぶベリーを見つけ、自ら食べるということですし、木材も流れ着き今も一本眼前にあると答えました。私は一緒にいた乗組員と歩いていきその木を見ましたが、クルミの木のようなものでした。その木から三つの木片を削り取りましたが、それらは今私の手元にあります。上述の兆候から判断すると、私達の目撃したのは大陸で、そこからこれらの痕跡が流れ着いている可能性があります。なぜならば、私が歩き回った他の島々には森がなかったからです。

しかし、上で言及したわれわれが目にした土地について、本物で実在するものとして海軍参議会に対して報告することは、私自らその場に行ったこともないので、今のところできませんし、そこには来年の夏、氷が消えて海が姿を現したら真っ先に向かうべきです。神がお守りくださる限り、敬虔なよき僕として与えられた指示通りに遂行するよう、私が命じられたことその他についてはいかなる遅滞なく証明するよう努めますし、このことやその他あらゆることについては、帰還した暁に、調査書類の原本を作成後、すべてを海軍参議会に実際に報告するつもりです。ましてや、急使のかわりに私が報告書を持参して出頭するよう、海軍参議会が女帝陛下の勅令をもってご命令なされるのであれば、私は手紙では何もお知らせ

---

<sup>177</sup> オネコタン島とハリムコタン島。

<sup>178</sup> シウチイ島[ラスシュア島]。

せず、口頭で報告できますし、そのために、おそらく多くの書類も持参することになるでしょう。

8. 上述の場所から戻ってきたとき、われわれの航海で取り残された船は見当たらず、私は8月18日にはポリシャヤ川に無事にたどり着きました。小船艇ガヴリール号はわれわれより先に、8月6日にポリシャヤ川に着いていました。ダブル・スループ船ナジェージダ号は8月24日につつがなく到着しました。船が冬に避難するのに適当で安全な停泊地として、ポリシャヤ川上流で河口から約3露里のところにあるチェカヴィナ川を探し出しました。この場所の他には、船が冬の間避難するのによりふさわしい場所を見つけることはできませんでした。
9. われわれの航海中、海では敵や仲間の船、その他の船にもまったく出くわしませんでした。来る1739年の夏には、きわめて慈悲深き神のご加護を頼んで、与えられた指令に従って私に委ねられた航海を実際に完了するよう希望しています。というのも、5月初旬には私が当地から航海に乗り出すことはすでに可能で、そのために航海用の食糧が4か月分私の手元に残っているからです。海軍参議会に謹んで提案したいことがございます。われわれがポリシャヤ川に到着した際、去る1737年にオホーツク管理所 pravlenie からカムチャツカへ派遣されたファルトゥナ号を、ポリシャヤ川の浅瀬で見かけましたが、いかなる事情かわかりませんが、同船は砂の上に壊れてうち捨てられていました<sup>179</sup>。その船の木材はのろしの薪としてあちこちで燃やされていました。オホーツク管理所では海を使って輸送をするために他の船を建造することはなく、われわれの本年1738年の航海について文書による報告を海上ルートで送付する手段はありません。また、海軍准将ペーリングと海軍佐官チニコフの航海用のパケットボートを建造するのに、昨冬カムチャダールの要塞で準備されたタールがポリシェレツクにあります。それらのパケットボートの建造にはそのタールがなくはなりません。というのも、オホーツクではそのタールの蒸留に都合のよい木材を準備したり、手に入れたりする場所がどこにもないからです。この船を建造することで、この航海が継続され、無駄な支出をすることなく、女帝陛下にはより多くの利益がもたらされるのですが、建造は明らかに中断しております。その上、カムチャダールの要塞とクリル列島で徴収されたヤサク税収入、すなわち毛皮類ですが、全てポリシェレツク要塞にむなしく放置されています。この

<sup>179</sup> ファルトゥナ号は1737年10月4日にオホーツクを出港した。I.スヴィストゥノフ少尉とE.ロディチェフ副航海士に率いられた一団は、ポリシャヤ川とカムチャツカ、アヴァチャ湾についての記述と、それらの地点での灯台建設に従事することになっていた。しかし過載のために、はやくも航海の初日から浸水し、300ブードの食糧と遠征用の装備を海に捨てざるをえなかった。1737年10月14日までにファルトゥナ号はポリシャヤ川の河口に近づいたが、暴風のために船は大きく破損してしまった。操縦不能となって、ファルトゥナ号は岸に捨てられた。その際、「右側面が波で破壊され、多くの弾薬箱が流されてしまった」。船は修理不能と判断されたので、10月20日までに船から全ての積荷と索具が運び出され、遠征隊自体はポリシェレツク要塞へと向かった(ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.24, л.1254-1255)。



8月25日に、陸軍中佐メルリンと陸軍少佐ドミトレイ・パヴルツコイ[パヴルツキー]は、私に送ってよこした覚書の中で次のように説明しています。シベリア県とイルクーツク<sup>プロヴァンツィヤ</sup>地区<sup>地</sup>区<sup>区</sup>政庁から発送された女帝陛下の勅令と、女帝陛下の名の下に元老院から出された勅令の写しは、カムチャツカにおいて、背信とニジネカムチャダールスク要塞と神聖なる教会の焼き打ち、下級勤務員やその妻子に対する暴力、破廉恥な暴言、侮辱と破壊、ヤサクの超過徴収とゆすり行為、監察官、異郷人管理人<sup>ズカ-レンシク</sup>、徴収人 zborshchik、その他の下級勤務員による異郷人からの別の形の賄賂といった問題について早急に調査、捜査、解決するよう命じていました<sup>180</sup>。この女帝陛下の勅令により、カムチャダールの要塞では命じられたとおり調査、捜査が行われ、それにしたがって要約報告が作られ判決には署名がされ、犯した罪に従って管刑その他の体刑が執行されました。調査資料の原本は去る1735年7月21日にシベリア県庁に発送されましたが、まだ片付いていない問題の資料は、現在それらの問題が最終段階にあり、それらが終わり次第発送[されます]。

[10.]問題のファルトゥナ号はオホーツクからボリシェレツクまで海上を輸送中でしたが、去る1737年10月、オホーツクからボリシェレツクの河口に到着したときに、跡形もなく完全に壊れてしまい、現在彼らと彼らの部隊の兵士は、下級勤務員や調査された捜査書類、女帝陛下の国庫に規定以上に徴収されたヤサク税ともどもボリシェレツクからオホーツクへ移動する手段が全くありません。彼等のところには兵士も下級勤務員もおりますが、彼らのための食糧はなく何も与えられません。この覚書の中で彼らは、部隊、捜査資料、国庫に規定以上に徴収されたヤサク税とともに、ボリシェレツクからオホーツクに運ぶこと、海を渡るその輸送のために彼らに船を提供するよう頼み、もし現在前もって船を出すようにと命令されるならば、今年中にオホーツクから再度戻って来られると述べています。カムチャツカを一時点、離れることに対して彼らが女王陛下によっていかなる罰金も課されないよう、兵士達が食糧なしで冬の間に致命的な飢餓の状態におちいらないようにするため、また上述した喫緊の必要を満たすため、尉官・下士官ら部隊全体と同意した上で私は、自分たちの小船艇ガヴリール号の部隊を派遣しました<sup>181</sup>。この船には副航海士1名、補給兵曹1名、下級勤務員8名を配属しましたが、オホーツクに到達し、もしわれわれの将来の航海のために補給するだ

<sup>180</sup> ヤクーツク連隊 polk の陸軍少佐 V.F.メルリンは、1731～32年のカムチャダール人の蜂起と関連して、トボリスク県庁の命令 ukaz により組織された出張捜査部 pokhodnaia rozyskaia kantsliariia の長に任命された。この出張捜査部のメンバーには、D.I.パヴルツキー(メルリンの補佐)、尉官、ヤクーツク連隊の兵士、下級勤務員29人、コサック30人、役人 kantseliarist リトヴィノフ、それに「死刑執行人 zaplechnyi master」がいた。1733年9月、出張捜査部は、カムチャツカに到着したが、その目的は過剰徴収に責任のあったヤサク税徴収人を罰すること、ヤサク税徴収に秩序をもたらし、現地住民を慰撫するための一連の行政的手段を実行することにあった。その課題を遂行し、隊は1739年秋にオホーツクに帰還した(Сгибнев А.С. Исторический очерк главнейших событий в Камчатке, с.131-133)(史料集⑤c.292、prim.48より)。

<sup>181</sup> 史料⑤No.112(本史料集 No.27)を参照。

けの食糧の用意があるなら、それを積み込んで、ただし食糧を無駄に何袋も持ち出さないようにし、この 1738 年秋にポリシヤヤ川に必ず戻ってくるよう命じました。上記の通り、海軍参議会に謹んでご報告いたします。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.96, л.166-168. 発信書類簿内の記録

(森谷順・寺山恭輔 訳)

27. M.P.シパンベルグから海軍参議会への報告。ポリシェレツクからオホーツクへの航海における小船艇聖ガヴリール号の失敗について。日本への新たな遠征の準備について。(⑤No.112)

1738 年 12 月 1 日

No.234

海軍参議会への報告

さる 1738 年 8 月 28 日、オホーツク港には海洋輸送船がないため、任務に就いている尉官と下士官を含む私の部隊全員の合意にもとづき、部隊からイヴァン・ヴェレシヤギン副航海士が指揮する小船艇ガヴリール号が 9 月 3 日、ポリシェレツクの[ポリシヤヤ川]河口からオホーツクに向けて派遣されました。しかし、ヴェレシヤギンの 9 月 10 日付報告によりますと、航海中、向い風のために 9 月 3 日から 9 月 9 日まで霧の中を漂浮し、同日夜に同小船艇はクルトゴール要塞の対岸にあるカムチャツカの地で浅瀬に乗り上げてしまいました。無傷で被害はありませんでした。そのため、われわれのもとから派遣した下級勤務員が来年の春に水に下ろすべく、船を台に据え付けました。そして警備のためにそこに下士官と下級勤務員 8 人を残しました。

皇帝陛下の海軍操典や勅令、また、海軍中尉ヴァリトンと他の尉官、下士官に対するわれわれの命令にしたがい、上述の副航海士ヴェレシヤギンと補給兵曹サヴァ・ガニョコフが引き起こした船の座礁について取調べが行なわれました。その結果、判明したことについては、改めてわれわれから海軍参議会へご報告申し上げます。上記の障害により、当方から海軍参議会および海軍准将ベーリングへお送りした、本 1738 年におけるわれわれの航海にかんする報告の送付が遅れておりますが、海軍参議会から私に与えられた指示書にもとづき、私がお送りした報告書は未開封のまま、アナトウイルスク[アナドゥイルスク]経由の陸路でヤクーツクの下級勤務員の急使を用いて再度お送りいたします。

海洋船、すなわち二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号とダブル・スループ船ナジェージュダ号は、わが部隊のもとでチェカヴィナ川付近にある越冬用の港に保管されております。この場所に、わ

われわれは食糧と物資の積荷を置く倉庫 2 棟、火薬庫、警備担当士官用の宿舎、下級勤務員用の宿舎を建築し、パンを焼くためのかまどと航海用食糧の乾パンを焼くためのかまどを 6 基設けました。そこには警備のために下級勤務員を 37 人残しました。残る全員はポリシェレツクに無事に駐留しています。水桶を適当な数だけ作り、運ぶために、ヴェルフネイ・カムチャダーリスコイ [ヴェルフネカムチャツク] 要塞へわれわれのもとから人を派遣しました。ポリシェレツク付近は樽に適した木材がなく、船樽は海軍参議会のものが 2 樽、シベリアの大工が作ったものがやはり 2 樽あるだけだからです。

今夏のわれわれによる航海にかんしては、さる 9 月 1 日、われわれが発見した日本の島々の地図を添付した報告をもってすでに申し上げました<sup>182</sup>。ただ、その島々の周囲は岩の海岸と切り立った崖で、潮の流れが速く、波が高く、碇泊するのに適した砂地がなく、水深も深いです。大型船で島々に近づいたならば、そこから離れるのにはかなり苦勞するでしょう。われわれの船には島に上陸するための特別に軽量の船がありません。それゆえ検討の結果、ポリシェレツク付近で船首材を含めて長さ 50 フィート、幅 11 フィート、乾舷深 4~5 フィート、16 オールの搭載艇<sup>183</sup>の建造を命じました。その木材として私の部隊の下級勤務員たちが、ポリシェレツク要塞付近のポリシャヤ川とブイストラヤ川沿いでココルニク kokornik [マメ科の植物。別の種類の樹木のことか] やその他あらゆる白樺材も調達してきました。その搭載艇は現在すでに仕上げの段階で、国庫金からいっさいの支出もなく完成する予定です。また、島の異郷人たちが所有しているような、彼らのことばでバイダーラと呼ばれる 10 オールのボート 4 艘も完成する予定です。このボートは上記の理由のため、われわれのもとから派遣された兵士や下級勤務員がそれらの島へ上陸するのに好都合です。これらの民をいつくしむために、つぎの航海には、ポリシェレツクの下級勤務員の中でヤサク税徴収のために何度も島を訪れ、異郷での対応をよく知る者を 10 人程度私の部隊に加え、上述の船で、きわめて慈悲深き神のご加護を得て、解氷後、私に任された航海に一つの落度もなく出発する所存です。以上、謹んで海軍参議会へご報告申し上げます。

<sup>182</sup> 地図は、おそらく M. P. シパンベルグの報告書の原本に添付されたようである。史料集⑤では、この報告書は発信書類簿にもついで収録されている(史料⑤No.110(本史料集 No.26)を参照)。

1738 年、クリル列島沿岸を航海中、M.P.シパンベルグは島の数を実際よりも多く数えている。それはおそらく、別の方角から目の前に現れた同一の島を新しい島と勘違いしたためであると思われる。シパンベルグが作成した地図には、航海中に彼が目撃したのものとして 31 の島の名前があげられている(ЦГАВМФ, ф.1331, оп.4, д.64)。これらの島の名前を現在のものと照合する試みを、A.P.ソコロフと Yu.Z.エフレーモフが行っている(詳しくは、Соколов А. П. Северная экспедиция 1733-1743гг. // Зап. Гидрографического департамента. 1851, ч.IX, с.347; Ефремов Ю. К. К истории названий Большой и Малой Курильских гряд // Вопросы географии, 1951, с6.24, с.433-439; Греков В. И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг. М.,1960, с.101, 354 を参照)。

<sup>183</sup> 1739 年にポリシェレツクで建造された、16 オールのスループ船ポリシェレツク号(長さ 17.5 メートル、幅 3.9 メートル、船倉の深さ 1.6 メートル)を指す。1744 年にポリシャヤ川の流域で放棄された。いくつかの史料では小船艇とよんでいる(Егерман Э. Путь до Япон // Зап. по гидрографии, 1914, т. XXXVIII, вып. 3, с.453; Веселаго Ф. Ф. Список русских военных судов с 1668 по 1860 год. СПб., 1782, с. 708-709 を参照)。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.96, л.209. 発信書類簿中の記録

(前田ひろみ・小野寺歌子 訳)

28. M.P.シパンベルグから V.ヴァリトンへの指令。クリル列島の住人に与えるための贈り物をダブル・スループ船ナジェージダ号に提供することについて。(5)No.114)

1739年5月16日

No.149

海軍中尉ヴァリトン宛の指令

元老院において決定された陛下の勅令に従い、われわれの部隊には大陸やカムチャツカ岬から東にある島々その他に住むかの地の民を慰撫するための贈り物が支給されたが、それらをささやかな贈り物として与え、親しくするよう命ぜられている。そのため、この勅令に従いわれわれは監察官 komissar イヴァシキンに対して、贈り物のうち彼が受領したものの中からダブル・スループ船ナジェージダ号に提供するよう指示した。貴官は以下に記した目録にしたがって彼、イヴァシキンよりそれを受領し、目録 rospiska とともに保管すべし。もしも予想に反して、何らかの障害が原因で、そんなことになってほしくないのだが、貴官がわれわれと離れ離れとなり、その後日本の島々あるは陸地を見つけることになれば、それらを調査し、もしそこに住人がいたならば彼らと親しく接し、激怒させたり、攻撃したり悪意を示してはならず、それらの島々や陸地がどれぐらいの大きさなのか、彼らはどこに行ったのか、何を食しているのかを尋ねるために訪問し、より親密になる機会をとらえて、現地の慣習に則って小さな贈り物を与え、何をどれほど、誰に、どのような機会に渡したのかについて、貴官は特別の支出内訳帳を携帯し、われわれの部隊に帰還した際に、報告書の中でわれわれに説明すること。贈り物となる品物のリストは前の文書第 148 号<sup>184</sup>を参照のこと。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.98, л.40 об. 発信書類簿内の記録

(渡邊聞・寺山恭輔 訳)

<sup>184</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.98, л.40 об.を参照のこと。

29. 航海士 M.ペトロフから M.P.シパンベルグへの報告。シコタン島の調査について。(⑤No.115)

1739年7月6日

海軍佐官マルティン・ペトロヴィチ・シパンベルグ殿への

報告

本年7月5日、貴殿の命令にしたがい、私は通訳とともに搭載艇に乗ってフィグールヌイ島へ行き、貴殿が発見された入江を視察し、方位を測定しました。この場所は、碇泊地として都合のよいところです。それゆえに、二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号の投錨地点から、私は上記の搭載艇に乗ってこの入江まで行きましたが、船から羅針盤で南と東の方角に4露里離れ、30、25、20、15サージェンの水深があり、低質は灰色の細かい砂からなり、入江のすぐ近くには背の高い岩からなる崖が両側に迫っていました。二つの崖の間は1と1:4露里の幅があり、この幅の左側から約1:3露里のところには、水面下に岩が横たわっていますが、その上では白波だけが寄せては返すだけで、岩自体を見ることはできません。私が午後第2時[1時~2時までのこと]に船で進んでいたこのとき、水は例の入江から引いてなく、この岩から約40サージェンのところを進みましたが、深さは5サージェン以上で水底には石が転がり、この岩から入江に入るとき、深さは12、10、7、6サージェンと浅くなり、入江は羅針盤で東南東の方角に長さ2露里、幅1露里で広がっています。そこから羅針盤で南南東の方角に1:2露里、そこから羅針盤で南の方角に1:2露里進むと、深さは5、4、3 1:2サージェンと変化します。この入江の底質は約半分が砂、残る南半分は黒い泥で覆われており、私の意見ではこの入江は北風のために、多くの船にとって投錨地として望ましいとはいえないでしょう。

岸に沿って進み、この入江に右から入る際に崖のそばには、好ましい小さめの谷川の水が流れていて、同じように右側には二つちょっとした谷川、左側には、入江の南側に向きをかえながら小さい川が流れ込んでいました。入り江そのものの中には峡谷があり、そこから川が流れ出ていますが、とても浅い川なので、私達の搭載艇でその川に入ろうとあがきましたが、あまりに浅くて無理でした。この入り江にはどの方角にも低地は少なく、山、小丘、谷間、峡谷ばかりで、それらは森で覆われていました。モミ、ナナカマド、ハンノキ、ヤナギ、ゴボウの草[trava lapushnika ハアザミのことか]、スゲその他の植物、オオバコが生育しており、様々なsavany[サラナ sarana、マルタンゴリリーののことか]やその他の花がかなり咲いていました。また、入江の中ほどの右側には掘立小屋 barabor が5つ立っていますが、これらはカムチャダールやクリルの民のところではよく見られ、彼らが利用しています。私に同行していたわれわれの通訳たちは、これら掘立小屋の特徴や掘立小屋の中の配置から、クリルの住民と似た住居を【発見しました】。しかし、それらの掘立小屋には誰もおらず、この入り江でわれわれは誰も見かけませんでした。通訳たちが自

分たちのクリル語で大声を出したのですが、この島では人間を誰も見ませんでした。ただ、右側で黄色い犬を一匹、左側でクロアカギツネを見ただけです。その後、この入江から数露里、絶壁付近を西へと進んで、羅針盤で南へ向きを変え、1:2 露里進むと、幅 1:2 露里の小さな入江がありました。この入江の端には東のほうから川が流れていて、貴下の部隊はそこから船上の貴下のために水を汲みました。上述の掘立小屋からアシの箴<sup>おき</sup>bierdo、クリル風にはラプキ lapki を持ち帰りました。

以上の点について謹んで御報告いたします。

航海士 マトフェイ[マトヴェイ]・ペトロフ  
フィグールヌイ島とツイトロンヌイ島<sup>185</sup>の間にて。

(2) ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, л.35. л.398-399. 原本

(森谷順・寺山恭輔 訳)

---

<sup>185</sup> イトゥルプ[エトロフ]島。

30. 二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号の航海日誌より。日本沿岸への航海について<sup>186</sup>。

(⑤No.116)

1739年5月22日～8月13日

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年5月22日(火)
午後	1					
	2					
	3					
	4				南西	トッブスル[marsel' 第二接檣帆]風[風力6～7(秒速約17メートル)]、曇りときどき晴れ。
	5					出航準備完了
	6				南南西	霧
	7					

<sup>186</sup> 1738～39年にクリル列島と日本に向った際の航海の日誌は、1739年11月18日、M.P.シパンベルグによりオホーツクから送られ、1740年2月から3月にかけてペテルブルグで受領された。二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号による両航海の当直日誌を記したのは、遠征の航海士M.ペトロフだった。M.P.シパンベルグはM.ペトロフを完全に信頼せず、日誌に存在しうる計算間違いや誤記に対する責任を逃れようと、日誌と同時に送られた報告書の中でつぎのように書いている。「少しでも早く送り届けるために、私は日誌に署名いたしました。正確な日誌を作成したという航海士マトヴェイ・ペトロフから……私に宛てた報告書は提出いたしませんでしたし、私はこれに署名いたしませんでした(略) 今回私が送った日誌の中に、私が予測していない何らかの不備がございましたら、ご要望があれば、今後それを訂正可能です」(ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.774, л.1)。海軍参議会はこのとき、カムチャツカ遠征にかかわる諸問題の解決に事実上、関与していなかったため、M.P.シパンベルグから送られたすべての文書を帝室官房に委ねた。帝室官房の依頼で、軍事全権 general-kriep-komissar F.I.ソイモノフが遠征の日誌と地図の点検を行った。これらの文書を点検する過程で、ソイモノフは船の位置や航路を決定する際に犯された一連の誤り、そして計算ミスを明らかにした。しかし、日誌は全体的に肯定的に評価され、1738～39年にM.P.シパンベルグによりなされた発見の重要性は疑う余地なく認められた。

M.P.シパンベルグによる航海の日誌の原本は残されていない。国立中央海軍史料館 ЦГАВМФにはこれらの日誌の写しがいくつか存在する。それらは1754年に作成され、その記述の完成度において違いがある。副航海士A.アリストフにより作成された写し(ЦГВМФ, ф.913, оп.1, д.34, л.2-84)は、1738年と39年における二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号の航海の当直日誌である。航海士V.メルトヴィツキーによる当直日誌の写しにおける記入(там же, л.85-196)は、1739年1月1日から始まり、1739年8月30日に二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号がオホーツクに帰還したときに終わっている。この写しがとくに興味深いのは、M.P.シパンベルグの部隊による1739年冬の沿岸滞在や船の修理、航海準備にかんする詳細な情報を含んでいる点である。この日誌の第二部は1739年5月22日に二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号がボリシェレツクから出航した日から始まっており、A.アリストフによって作成された写しと基本的に一致する。

二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号の当直日誌の第3の写し(там же, д.37, л.1-136)はきわめて杜撰に作成され、初めと終わりが欠けている。写し自体も信頼できない。

本史料集⑤には、士官学校生徒S.ゴリツォフにより作成された当直日誌の写しが所収されている。それはもっとも充実しており、1760年代における当直日誌の検証作業の過程で付された多くの傍注があり、報告書とともに1739年のM.P.シパンベルグによる日本への航海をあますことなく描写している。

	8					号音を鳴らし、大砲を発射する。
	9					
	10					
	11					
	12					
午 前	1				南微西	
	2				南東	
	3				南東	号音を鳴らし、大砲を発射する。
	4				東南東	トップスル風、曇り。第4時 <sup>187</sup> のはじまり
	5					に本船および僚船に出航の合図があり、われわれはただちにポリシェレツク川河口
	6					から出発し、水深7と1:2サージェンで投
	7					錨した。第5時、錨を上げ、タッキング帆
	8					走し、ポリシャヤ川から来る僚船を待つ。 ...サージェン <sup>188</sup> の深さまで進む。第8時の
	9					おわりに水深11サージェン、底質が灰色
	10					の砂の地点で豊帆し、投錨した。
	11					ポリシェレツク川河口からダブル・スルー
	12				西微南	ブ船ナジェージダ号とポリシェレツク号 が出航。われわれは錨を上げ、前檣帆、 topsel' [後檣縦帆などの上部に張る帆]、 後檣縦帆で帆走。小船艇カヴリール号も後 続するので手信号を発した(略)

注記：ポリシャヤ川河口の手前で<sup>189</sup>。

<sup>187</sup> [訳者補注: 3時から4時までの間をさす。以下、同様]

<sup>188</sup> 数は記入されていない。

<sup>189</sup> この文書中の注は、のちにおそらく海軍大佐 A.I.ナガエフによって記されたものである。



	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年6月16日(土)	
午後	1	1	1:2	南東微東	南南西	微風、濃霧。海面に40ヴェドロ樽大の亀1匹を見た。	
	2				静穏	1時間おきに大砲を発射し、頻繁に太鼓を打った。海面にネズミイルカが顔を出した。	
	3	2		東微南	南	第4時のおわりに、方向転換のため2門の大砲を発射する。さらに小船艇カヴリール号が帰還するように発射した。	
	4	2				南	
	5	1		西微南	南	濃霧、太鼓を頻繁に打ち、1時間ごとに大砲を発射する。	
	6			西微南	南	太鼓を打ち、大砲を発射した。これに対してダブル・スループ船から応答があった。	
	7	2		同上	南微東		
	8	2		同上	南微東	同様に太鼓を打ち、大砲を発射したが、ダブル・スループ船からの応答はなし。	
	9					静穏	同様に太鼓を打ち、大砲を発射したがダブル・スループ船からの応答はなし。
	10					静穏	
	11					静穏	大砲を一発射つ。それから応答し、太鼓を打った。
	12					静穏	小船艇カヴリール号からは応答なし、また久しく確認できず。これより前に多くの箇所記録したとおり。
午前	1	1		南	北	微風、曇天。topsel' 1枚を展帆。頻繁に太鼓を打ち大砲を発射。ダブル・スループ船からはまたも応答なし。	
	2	2	1:2	同上	北	ブラムスル[上檣帆]風[風力1~6(秒速約11	

						メートル)。太鼓を打つが僚船からの応答はなし。
	3	3		同上	北	霧が晴れ、ダブル・スloop船が見えた。小船艇カヴリール号は見えない。
	4	3		同上	北	濃霧。僚船は見えない。東と南南西の方角に濃霧、それから陸地が見える。白いかもめが飛んでいるのと、小さなカモ1羽を見る。
	5					
	6	2	1:2	東微南	北微西	
	7	3		西微北	北微東	
	8	3		西微北	同上	第9時～午後第1時までタッキング帆走。
	9	4		西微北		
	10	1	1:2	東微北		トップスル風。雨、ときどき雨。第11時のおわりに雨。水深と底質を測量するため、私は再度ポリシェレツク号を島に送った。水深 35 サージェン。底質は石。
		1	1:2	西微北		
	11	1	1:2	西微北		
		1	1:2	東微北		
	12	1	1:2	西微北		
		1	1:2	東微北	同上	

注記：海面に大きな亀を見た。初めて日本の陸地を見た。

いつ、どんな岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。

第6時のはじまりに、陸地を確認。その北端は東微北、距離 20 露里、南端は南微南微西、距離 15 露里。第8時のはじめ、最初の3つの分立岩を西南西、距離 15 露里、大きな岬を西微南、距離 15 露里、その岬の端を西微北 1:2 西、距離 18 露里に確認。岬あるいは島を西北西、距離 14 露里、その先端を北西 1:2 西、距離 14 露里に、陸地の一端あるいは島を北西微北、距離 15 露里、その先端を北北西 3:4 西、距離 15 露里に確認。これらの間には海峡あるいは入江、あるいは集落がある場合は港湾があるように思われた。

注記：この方位は...<sup>190</sup>17日に測定するまさしく日本の島嶼や岬をさしている。

<sup>190</sup> 一語判読不能。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年6月17日(日)
午後	1	4	1:2	東微北	北	後檣縦帆と支索帆を下ろした。
	2	4	1:2			前檣帆を下ろした。ダブル・スループ船ナ ジェージダ号が見えなくなった。
	3	2	1:2	東微北	北微西	ポリシェレツク号が戻り、つぎのように報 告した。近くに岸があり、その岸にはたく さんの人がいて、周辺をたくさんの小型船 が帆走していた。小船艇カヴリール号くら いの大きさの大型船1隻が岸を離れポリ シェレツク号に接近したが、ポリシェレツ ク号が東に向くと、日本船は陸に戻って いった。
	4	2		西微北		
	5	4	1:2			リフ・トプスル風[風力8~10(秒速28メー トル)。縮帆した第二接檣帆だけで航行すべ き風]、雨。主檣帆と後檣縦帆を展帆。
	6	2	1:2	東微北		主檣帆と後檣縦帆を展帆。
	7	2	1:2			強風、後檣縦帆を下げる。
	8	2	1:2			上記の時間に豪雨、深夜まで続く。
	9	2	1:2			
	10	2	1:2			
	11	2	1:2			
	12	2	1:2	同上	同上	
午前	1	3	1:2	西微北		突風。霧と海霧は少ない。
	2	3	1:2	西微北		
	3	3	1:2	東北東		
	4	3	1:4	北		ポリシェレツク号は後方にいるが、他の船 はだいぶ前から見えない。このことについ ては、上述したとおり。
	5	4		西		旗を揚げ、海岸付近を1露里ほど航行する。

	6	4	1:2	南西		
	7	2	1:2	南西微西		第7時半に、入江に赤い帆を持つ小型船1隻を目撃する。
		2		南東		
	8	2	1:2	東		北東から本船に向ってくる船1隻を確認。
	9	2	1:2	東南東	北北東	トップスル風。曇。本船のそばを通過して日本の大型木造船が南へ帆走していった。
		3	1:4	南		
	10	7		南		われわれもその船のあとを航行した。主檣に帆を張り、全帆展帆し、主檣帆の縮帆部を広げた。前檣帆を下げた。
	11	7		南		トップスル風。曇りときどき晴れ。前記の
	12	7		南	同上	大型木造船はわれわれの前方1と1:2露里を走行。

注記：シパンベルフ[シパンベルグ]はダブル・スループ船ナジェージダ号を確認できない。日本の船を確認。

いつ、どんな岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。
午後第4時のおわりに、以前確認した陸地を確認。その南端は南南西、距離1と1:2オランダ・マイル、北端は北微西、2オランダ・マイル。午前第6時、前述の陸地の一端が北東微東、距離25分、その反対側の端を南西微西に確認。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年6月18日(月)
午後	1	6		南	北東	ブルムスル風、曇り、船首三角帆を下ろす。
	2	5	1:2			主檣帆を絞り、ダブル・スループ船ボリシェレツク号とともにあとを追った。西に陸地が間近に見え、帆走、あるいは停泊している小型の木造船あるいは日本船がさまざまな位置で確認された。海岸は岩で、この岩場は豊かな森林で覆われているが、樹木の種類は不明である。また、4か所で
	3	5		南西		
	4	4		西南西		
	5	3	1:2	同上	同上	

	6					住居を確認した。その近くにはその種類は
	7					定かではないが、作物が植えられているの
	8					が見えた。第5時のおわりに、われわれは
	9					水深 24 サージェン、床質は砂礫の地点に
	10					投錨した。対岸には、彼らの村落あるいは
	11					石造および木造の住居を確認した。その近
	12					辺にたくさんの作物が見えた。第6時のほ
						じめにその住居から2艘の小舟がわれわれ
						のほうへ近づいてきた。それらの舟の船尾
						には欄干がついており、オールで漕ぐが、
						船上でなく魚のように尾部で操っている。
						ガレー船のように船首がとがっていて、船
						尾は丸みをおびている。1 艘には 12 人、
						もう 1 艘には 7 人が乗っていた。中国人の
						服に似た服を着ており、われわれから 40
						サージェン程のところまで来ると、オール
						で止まった。われわれはこちらへ来るよう
						手招きしたが、彼らはわれわれのほうから
						岸へ来るよう手を振り、2 つのアームが付
						いた小さな錨を舟に上げ、それで岸のほう
						を指し示した。彼らは何語で何を話してい
						るのか、風のせいで、またわれわれと一緒
						にいたクリル人通訳から遠かったので、聞
						き取ることができなかった。15 分程たっ
						て、彼らは陸に戻った。陸にはたくさんの
						人が見え、また住居もわれわれが数えたと
						ころ、40 軒程あった。彼らの耕地も確認し
						た。そこでは、土地の区画ごとに作物が
						育っていた。われわれは彼らの住居から十
						分な距離をおいて位置をとり、それから投
						錨した。

午前	1					
	2				北北東	
	3	2	1:2	東		
	4	2	3:4	同上	同上	午前第2時のおわりに信号があった——大櫓の横静索に灯火をつるし、出航の太鼓を打った。
	5	2	3:4	同上		
	6	2	3:4	同上		
	7	3	1:2	同上		
	8	3	1:2	東	同上	トップスル風、曇り。後櫓縦帆、主櫓帆、前櫓帆を展帆。
	9	4		西北西		
	10	4				トップスル風、霧がち。
	11	4				
	12	4		同上	同上	後櫓縦帆、主櫓帆を展帆。

注記：日本の近くに投錨。シパンベルフのもとへ2艘の小舟に乗った5人の日本人が来る。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年6月22日(金)
午後	1					
	2	4		北東	東南東	微風、静穏、霧。第2時のはじめに錨をあげ、針路を進んだ。ダブル・スループ船はわれわれの船の北東にいた。ポリシェレツク号のために加減をしながら帆を張った。
	3	3	1:2		霧少し晴れる	
	4	3	1:2			
	5	3		北北東	霧	太鼓を打つ。
	6	3			霧晴れる	ポリシェレツク号のために上櫓帆を取帆索と絞帆索に縛る。

	7	2		北東微北	東南東	水深 23、22 さらに 20 サージェン、床質は灰色の粗砂。
	8	2	1:2			
	9	1	1:2	北東微北		左舷開きで旋回、同様にダブル・スループ船ナジェージダ号とポリシェレツク号が
		1	1:2	南		後続。水深 21、20 サージェン、床質は灰色の粗砂。
	10	2				22、23 サージェン、底質は同様。
	11	2				
	12	2				26 サージェン。
	1	1	3:4	北東	南東微東	微風、雨、一晩中雨、水深 25、26、27、
	2	1	1:4			24、23 サージェン。海床は細かい砂礫と小石。
	3	1		北東微北	東南東	
	4	1		同上	同上	第 4 時のおわりに前方に岬を確認。水深 23
	5					サージェンまで進み投錨した。床質は黒
	6				雨	く粗い軟泥。われわれと一緒に航海してい
	7				雨	るダブル・スループ船ナジェージダ号とボ
	8					リシェレツク号も上述の岬の近くに投錨
	9				同上	した。午前第 5 時、日本人が漁船でやって
	10				同上	きて、われわれの船に横付けし、その舟か
	11				同上	ら日本人を数人、われわれの船に乗せた。
	12				同上	彼らはわれわれのもとにヒラメと、さらに
						ヨーロッパでもアジアでも見たことがな
						い 4 種の魚を持ってきた。また日本人は米、
						幅広で大きい葉タバコ、大根、きゅうり、
						その他こまごましたものを持ってきて、こ
						れらの品の一部を売った(略)

注記：シパンベルフのもとで、ダブル・スループ船ナジェージダ号とポリシェレツク号が航行。シパンベルフのもとへ日本人が漁船でヒラメや米、タバコ、大根、きゅうりを持ってやってきた。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月3日(火)	
午後	1	2	3:4	西微南	南微東	風が弱まり、主檣帆を下ろした。	
	2	3	1:4	南西微西		主檣帆を取帆索に縛った。	
	3	2				きわめて弱い風。8名と補給兵曹、そして	
	4	1	1:2		同上	試金業親方シモン・ガルデボリと採鉱夫カルギンを乗せた搭載艇を派遣した。ダブル・スループ船ボリシェレツク号は曳船となり、水を補給する目的で陸まで漕いだ。水深60、45、34サーゼン。	
	5	2	1:2		南南東		
	6	1	1:2	同上			
	7				静穏	水深32サーゼン、底質は灰色の細かい砂と粗石、霧は少し晴れた。	
	8	2			静穏		
	9	1	西北西		南西	水深32サーゼンの位置に投錨、底質は	
	10	2	1:2		西	南南西	貝殻石灰石と小石。フィグルノヴォ[フィグルヌイ]島[シコタン島]の近くで、ダブル・スループ船ボリシェレツク号は、われわれのために、また上述の親方ガルデボリが乗っている搭載艇のために、73樽分の水を求めて派遣される。彼らが接岸した前述の島は絶壁と岩ばかりで、水は入手できなかった。同島に樹木はほとんどなく、岩だらけの不便な土地で、島のすぐそばは水深が深い。霧、太鼓を打つ。
	11	2	1:2				
	12	2	1:2	同上	同上		
午前	1	3	1:4	西	西微西		
	2	2	1:2				
	3	2	1:2			ダブル・スループ船で大砲1門が発射され、われわれも同じく大砲1発で応答し、絶えず太鼓を打ったが、ダブル・スループ船か	
	4	4		西			



	5	1	1:2	南西微西	南南東	らは太鼓の音が聞こえなかった。濃霧。 微風、主檣帆以外の帆をすべて張る。
	6		3:4	東微南	南微東	大砲を1発発射する。ダブル・スループ船から同じく1発の応答があった。第5時のおわりに旋回のため大砲を2発撃ち、太鼓を打ち、旋回した。これに対してダブル・スループ船から大砲1発の応答があった。
	7	2		東		太鼓ではないが、第7時に応答した。第7時のおわりに霧のため大砲を1発発射する。即座に1発の応答があり、第8時のはじめ、ポリシェレツク号が見えなかったので方向転換した。霧は晴れた。
	8	2	1:2	東		
	9	3	1:2	西微南	南	
	10	3		西南西	南微東	すべての帆を張る。微風、快晴で晴天。
	11	4	3:4	東微南		ダブル・スループ船ナジェーダ号は後続しているが、ポリシェレツク号は確認できず。
	12	2	1:2	同上	同上	

いつ、どんな岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。

午後第5時のおわりに島を確認。その南端は南微東、距離3分、同島の低地もしくは谷は南西へ距離3と1:2分、同島の西端は南西微西、[距離]3分にある。第2の島は北端が北微西、[距離]7分、同島の高い丘は羅針盤で北西1:2西、[距離]10分の位置にある。

午後第7時にフィグールノヴォ島付近、距[離]4分の位置に投錨。ここから、フィグールノヴォ島の東の岬は羅針盤で南南東1:2西、西の岬は西微南、[距離]2分。ツイドロンノイ[ツイドロンヌイ][イトウルプ]島は羅針盤で北微西、[距離]10分、セストリュイ島の南岬は北微西、[距離]6分、第2の島は北微東、[距離]5分。

午前、まず第9時に、ツイドロンノヴォ[ツイドロンヌイ]島の西の岬が西微南、[距離]6分の位置に確認された。第2に西北西、第3に東北西、[距離]4分、第4に北北西、[距離]8分。トリ・セストリュイ島は、南の岬が北北東、[距離]8分に、北東微北、[距離]10分、北の岬が北、距離10分にある。フィグールノヴォ島は北の岬が東南東、[距離]8分、南の岬が南南東、[距離]12分、そして第5にツイドロンノヴォ島が西南西、距離15分に確認された。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月4日(水)
午後	1			南南東	静穏	<p>快晴、ポリシェレツク号は確認できなかった。水補給のため、試金業親方シモン・ガルデポリ乗船の搭載艇をフィグールヌイ島に派遣した。ポリシェレツク号のために大砲を1発射ったが、この発砲により砲台が破損した。</p>
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
午前	1			東東		<p>搭載艇を岸に呼び戻すために、大砲を発射し、船尾には旗信号を掲げた。搭載艇からは火打ち石銃1発の応答があった。</p> <p>搭載艇が戻った。1樽分の水を運んできて、つぎのとおり報告を行った。島には白樺、エゾマツの樹木があり、スイカズラ、ビャクシンに似ているが別の種類のもの、<sup>ヘナウド</sup>甘い草、サラナ[マルタゴンリリー]、クロスグリ、その他、分からなくてここに記載できない植物がある。また同船でエゾマツの乾いた薪を運んできて、その島には川が2つあるとのことである。天気は快晴、星がよくみえる。</p> <p>南と東の間の微風。</p> <p>ダブル・スループ船ポリシェレツク号のために大砲を一発射つ。</p>
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
						水補給のため、14樽がダブル・スループ船

	7			南		ナジェージダ号に渡された。このダブル・スループ船を陸近くに送り、小型搭載艇も援助のために派遣された。
	8		1:2	南		
	9					濃霧
	10		3:4	南西		南と西の間の微風、快晴、太陽の周りに赤や深紅の環ができた。
	11			南西		
	12					

いつ、どんな岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。	
午前0時、フィグールノヴォ島の南の岬が南微西1:2西、距離5分、北の岬が東微北1:2東、距離5分(略)	

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月5日(木)
午前	5				南南西	この時間に前記のフィグールノヴォ島から補給兵曹アンチプ・カルトゥノフ乗船の搭載艇が戻り、海岸から緑の小枝がついたぶどうの枝とさまざまな花を持ち帰り、つぎのとおり報告した。ダブル・スループ船ナジェージダ号からは島に7人ほどの人と犬1匹が見え、人びとはその犬を捕まえようとしていたけれども、捕まえることができなかった。クリル式に折れ曲がったオールも見え、進水用のコロも折れ曲がっていてカムチャツカ風に見える。 第8時にダブル・スループ船ナジェージダ号がフィグールノヴォ島から戻ってき
	6				南西	
	7				南	
	8				南南東	
	9					
	10					
	11					

						<p>て、本船の近くに投錨し、本船の搭載艇でナジェージダ号から本船まで水の入った樽を運んだ。ダブル・スループ船から本船の搭載艇で水 12 樽がすべて運ばれた。</p> <p>午前第 9 時に本船の樽の件でフィグールヌイ島[史料にはこのように書かれている]に残っていた、ダブル・スループ船の船載ボート艇から小銃が発射され、それに対してわれわれは大砲 1 発で応答した。同じく第 9 時にこの船載ボートから小銃の合図があり、われわれは大砲 1 発で応答し、太鼓を打ち続けた。第 9 時のおわりにこの船載ボートが本船に漕ぎ寄り、2 樽分の水を運んできた。</p>
--	--	--	--	--	--	--

注記：フィグールヌイ島で水を汲み、人びとと 1 匹の犬を目撃した。ぶどうの枝を取ってくる。

いつ、岸あるいは島、あるいはその他の特徴的な場所が見えたのか。					
<p>午前第 6 時、霧が少しだけ晴れ、フィグールノヴォ島の入江から最初の岬を南、距離 2 露里に、また水を汲んだ川を羅針盤で南東微東、距離 4 露里に確認した。午後第 12 時、霧が晴れ、われわれから最初にあった北の岬を羅針盤で東北東、距離 5 分、2 番目にあった北の岬を羅針盤で東微北、距離 4 分、3 番目にあったフィグールヌイ島の入江につながる大きな海峡を羅針盤で南東 1:2 東、われわれからの距離 1 と 1:2 分、水を汲んだ小さな海峡をわれわれの位置から羅針盤で南東微南、距離 2 分、同島の南の岬を南西微南 1:2 西、距離 4 分に確認した。</p>					

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月6日(金)	
午後	1					水深30サージェン、底質は石と砂に投錨。濃霧、ときどき晴れ。本船よりこの二檣帆船の航海士マトヴェイ・ベトロフのもと、補給兵曹、漕ぎ手4名、クリル人通訳2人、この2人のクリル人との通訳を行なうコサック大尉であるポリシェレツクの出納官の息子ザハル・ドロヴォセコフを乗せ、本船の搭載艇で出発した。この航海士ベトロフは、フィグールヌイ島の入江を視察し、その水深を測定し、入江が有事の際に待避港として適しているのか調査するように命じられた。	
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7	1	3:4		西	南	第4時のはじめに錨をあげ、topsel、前檣帆、後檣縦帆を張った。風はトップスルで霧がかかっている。ダブル・スループ船ナジェージダ号が後続。
	8	3	1:4				
	9	3	3:4		西微南		
	10	3					
	11	2					
	12	1	3:4		西南西	南微東	太鼓の号音に返答がないため、本船より第一大砲を発射し、太鼓を打った。その発射に対してもダブル・スループ船から返答はなし。霧が深い、ブルムスル風。霧雨。
1	2						
2	2						
3	2						

午 前	4	2				
	5	2	1:2			
	6	2	1:2			
	7	3	1:2			
	8	2	1:2	西南西		この時刻の半ばに右舷開きで旋回し、ダブル・スループ船ナジェージダ号のために大砲2発を射ち、太鼓を打つ。ダブル・スループ船から大砲1発の応砲。
		1	1:4	東南東		
	9	2			東	
	10	2				
	11	3				海でチョウザメのようなものを目撃。その数多数(略)
	12	3		同上	同上	1739年7月7日(土)
	12				同上	正午にゼリョーノイ[ゼリョーヌイ、緑]島へ、観測を目的に陸軍第二少尉スヴィストゥノフと航海士ペトロフが器具を携行して派遣される。

ゼリョーノイ島への航路あるいは経路、またその付近と投錨地

船は島から約3露里の位置に投錨した。この島に接近するにつれて水深は5、6、6と1:2、5、4と1:2、5、3と2サージェン、海岸に最接近した約半露里では3サージェンだった。ついに搭載艇で岸に到着したが、島には人も住居も森も確認されず、ただ草原があるばかりだった。

いつ、岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。

午後第3時、東方に低い陸地を確認。その東端は南東微東、距離9分、南端は南微東、距離10分。午後第6時の半ば、前述した陸地の位置は東端が東南東、[距離]8分、南端は南、[距離]9分。午後第7時の半ば、上記の島の岬は羅針盤で東、[距離]5分、別の岬は南微東、[距離]5分。午前第8時、陸地を羅針盤で南西、[距離]1分に確認。この陸地は西北西と東南東に位置する。午前第11時、これまでに目撃した同島の東端を東微北、[距離]3分に確認。

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月8日(日)
午後	1				南東	ブルムスル風、霧。
	2	2		南西		第2時の半ばに出帆し、針路をとる。水深は5、6、5サージェン。
	3	3		西南西	霧	4と1:2、5、6、7サージェン。
		2		西		
	4	2		南西	霧	7サージェン。
	5	4		南南西	霧	
	6	2		南南西	同上	第6時の半ば、前方に陸地を認め、水深18サージェン、底質は石と砂に投錨、錨綱の1:4を下ろす。
	7					
	8				南東微東	
	9					軽風、曇天、霧深く、雨のような海霧。
	10					
	11				東南東	
12				同上		
午前	1					
	2					
	3					
	4					
	5				東南東	
	6					
	7	2	1:2	西南西	東南東	2点鐘 <sup>191</sup> のはじめに錨を上げ、前方に陸地と低い岬を確認。
	8	1				第8時、1点鐘の半ばに、水深11サージェン、上記の底質に投錨。第8時のおわりに
	9					試金業親方、シモン・ゴルデボリ[ガルデボ
	10					

<sup>191</sup> 【編訳者補注：30分ごとに打つ当直の鐘】





	12				同上	り、クリルの民と話す。この者たちは、雄鶏の前にひざまずき、両手を組んで一方の手を他方に曲げながら、額に近づけ、深くお辞儀をした。それはまるで何か贈り物もらったときにお辞儀をするかのようだった。海軍佐官マルティン・ペトロヴィチ・シパンベルフ閣下はウォッカをふるまい、中国やロシアのタバコ、銭、手織り色木綿、南京玉、珊瑚[あるいはガラス]玉を与えて、彼らを満足させ、この異郷人たちは自分たちの村へ帰った。	
午前	1	1	1:2	北北	東	霧と霧雨	
	2						
	3						
	4						
	5	4	1:2	北西 北西微西 西北西	北東	錨を上げ出帆、ダブル・スループ船ナジェージダ号が後続。	
	6						
	7						
	8	3	1:2	南西南 1:2 西   西南西	東北東	後檣縦帆、前檣帆、支索帆を張る。 第6時のおわりに水深8と1:2サージェン、底質は灰色の細かい砂に投錨。風が強烈、豪雨、錨がもたず、そのため別の錨と左舷主錨をおろす。その長さは、右舷副錨 toia が 1:2、左舷主錨が 1:3。	
	9						
	10						
	11					東微北	風が強く、曇天。霧、豪雨。
	12				東 同上		

注記：ゼリョーヌィ島から外見がクリル人に似ていて、彼らと同じ言葉話す8人の住民が連れてこられた。

いつ、どんな岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。
午後第1時、ムクシル島を確認。その西端は西微北、[距離]20分、南端は西微南、[距離]20分、中央は西北西、[距離]16分。西端は南西微西、[距離]1分、東端は東微北1:2東、[距離]2分、村の位置は南南西、[距離]1:2分(略)

	時刻	ノット	半ノット	針路	風向	1739年7月23日(月)
午後	1	3	1:4	同上	同上	船首三角帆を張る。
	2	3	3:4			船首三角帆を下ろす。
	3	3	1:4			
	4	2	1:2			
	5	2				
	6	2	1:2			主檣帆を収帆索で縛り、topsel'を半中檣に
	7					下ろした。大雨。ダブル・スループ船ナ
	8					ジェージダ号を召集するために、本船の船
	9					尾に旗信号を掲げた。ナジェージダ号が接
	10					近したとき、海軍佐官シパンベルフ閣下
	11					は、乗組員全員の健康状態が良好か尋ね、
	12					ダブル・スループ船ナジェージダ号の海軍
午前	1		1:2	北	西北西	少尉シェリティングは、全員健康だが、た
	2		1:2	北	同上	だ8名が病気で甲板にも上がれず、甲板に
	3				静穏	出ている者でもかろうじて立っている状
	4				霧	態の者がいると答えた。これに対し海軍佐
	5	5			静穏	官シパンベルフ殿は、彼すなわちシェリ
	6	6	1:2	北北西	霧	ティングに、武器を整備し、戦闘準備を整
				静穏	え、あらゆる危機に備えておくよう命じ	
					た。というのも、近くには松前島 <sup>マトマン</sup> があり、	
					またそこの住民は武装し、多数であるとの	
					ことだからだ。また彼、シェリティングが	

						本船の近く待機し、けっして離れないようにと命じた。第 12 時の半ば、南東に星が見えた。星が一つ流れ、約 2、3 サージェン飛んだ。一条の光あるいは明かりだけを発し、それは本船や帆をすべて照らし出し、とても輝いていた。
7	7				静穏	霧。本船の病人は、10 名のままで変わらない。微風と静穏、後檣縦帆、topsel、前檣
8	8	1:2	北西	南		帆を張り、オールで漕いだ。海面はおだやか。
9	9	1:2	北西微西	南西		
10	10	1:4				
11	11	3:4				
12	12	1:2	同上	同上		微風、陽光がまぶしく暖かい。A[U「羅針盤で」の意か]南西微南、10 露里程の位置に船 1 隻を確認。

いつ、岸あるいは島、あるいは他の特徴的な場所が見えたのか。
午後第 5 時、前方、西微南微西、[距離]18 分に陸地を発見。右側の西北西、[距離] <sup>192</sup> 分、微北西 <sup>193</sup> 、[距離]9 分に丘を確認。上述の陸地は松前島。同島を午後第 7 時に南微西、[距離]18 分、南南西、[距離]10 分、西南西、[距離]16 分、西微南、[距離]14 分、西北西、[距離]16 分に確認。午前第 10 時、上述の陸地を南西微西微西南西、距離およそ 7 分に確認(略)

艦隊長である海軍佐官 K.<sup>194</sup>シパンベルフの署名が付された、航海日誌の原本。

海軍兵学校生ステパン・ゴリツォフが原本から解読した。

(2) ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.38, л.31об-134. 認証済みの写し

(斉藤由佳・小野寺歌子 訳)

<sup>192</sup> 数は記入されていない。

<sup>193</sup> 【編訳者補注：史料にはこのように書かれている】

<sup>194</sup> 史料にはこのように書かれている。

31. V.ヴァリトンからVI.ベーリングへの報告。小船艇聖ガヴリール号による日本沿岸への航海について。小船艇聖ガヴリール号とスルーブ船ボリシェレツク号の乗組員名簿<sup>195</sup>。(⑤No.117)

1739年8月25日

尊敬すべき海軍准将イヴァン・イヴァノヴィチ・ベーリング殿への

報告

さる1739年5月22日、海軍佐官シパンベルフ[シパンベルグ]殿は、冬季のわれわれの停泊地があるボリシャヤ川の河口から、彼すなわち佐官殿の指揮下にある船4隻とともに出港しました。私はその中のダブル・スルーブ船ナジェージダ号に乗っておりました。南方の外海に出ると、南1:4西に航路をとり、5月25日、クリル列島第1島に到着し、そこに5月30日まで船の修繕のため停泊しました。その地において5月29日第9時、シパンベルフ佐官殿の命令により、私が小船艇聖ガヴリール号とその乗組員を指揮し、ダブル・スルーブ船ナジェージダ号とその乗組員は海軍少尉シヘリテング[シェリテイング]に任されることになり、5月30日に私とシヘリテング少尉は任務を交代しました。同日の午前第9時に錨が上げられ、彼すなわちシパンベルフ佐官殿の指揮のもと全船が出帆しました。各船は南と東の間のさまざまな方角に航路をとりながら、6月14日までは互いに離れずあとをついて行きました。われわれの観測では位置は北緯39度29分でした。6月14日午後第1時、われわれの小船艇の前檣帆と船首三角帆の動索の滑車が破損したため、滑車を交換中、われわれの船は非常に低速で進みました。夜になり、他の船とともに風上に位置していたために、シパンベルフ佐官殿はわれわれの船の修復を待たず先に行かれました。

われわれは滑車を修理したあとで、先行の船を捜して西南西に進みましたが、発見できませんでした。それゆえ、いたずらに時を過ぎさずに、シパンベルフ佐官殿を日本で探し出すことを期待して、日本沿岸に向かって西南西1:2南へ進みました。そして6月16日、神のご加護と女帝陛下が賜ったご幸運により、日本の海岸とおぼしき陸地を発見いたしました。その南の岬は羅針盤で南南西に、北の岬は北北西に位置していました<sup>196</sup>。太陽の高度から北緯38度29分と確認されました。17日、海岸に接近すると、旗を掲げていない日本の船が39隻、岸からこちらに向かって来るのが見えました。いずれの船もわれわれのガレー船と同規模かあるいはもっと大型で、どの船にも帆が一本ずつあり、青と白の縞やまったく無地の南京木綿<sup>スグニアセール</sup>からできた四角の帆でした。それらの船のあとにつづいて、われわれはそれらの船の港を探し出すために海岸に沿って進みましたが、船はそれぞれの村に分かれ港には停泊しませんでした。18日、われわれは、水深30サー

<sup>195</sup> 日本沿岸への航海についての、V.ヴァリトンからM.P.シパンベルグへの1739年9月1日付報告書の原本は、ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.782, л.366-371を参照。

<sup>196</sup> 本州。

ジェン、底質は粗い砂の位置に停泊していた彼らの船の近くに投錨しました。6月19日早朝、われわれの船に日本の船が接近して来ました。それは同様の構造をしたやや小型の船で18人が乗っていました。日本語の通訳がいなかったので、彼らとはまったく会話ができませんでしたが、手振りで互いに意志を伝え合うと、彼らがわれわれを岸へ招いていることがわかりました。そのため、私は船載ボートを下ろし、航海士カジメロフと補給兵曹チェルカシェニン、それから小船艇に水を運ぶための兵卒6名を派遣しました。日本人が友好的に彼らを待遇してくれるように、彼らには私からいくつかの贈り物をもたせました。その日のうちにカジメロフ航海士は陸から無事に戻り、樽一杯半の水を持ち帰りました。のちの書面での報告によりますと、カジメロフ航海士は私の命令にしたがい船載ボートで岸に向かって近づこうとしたところ、陸まで150漕ぎほどのところで、数隻の小型船が岸を離れ、彼らのほうへやって来たそうです。船にはそれぞれ50人ないしはそれ以上が乗っていて、われわれのガウンに似た、中国風の長い衣服を身につけていました。船の漕ぎ手たちはいずれもみな裸で、腰だけを布でつつんでいました。彼らはわれわれの漕ぎ手がかるうじて漕げるくらいまで近寄って、互いに船を押し付け合い、と同時に彼らは船から金を見せてきました。そこから判断すると、彼らはかなりの量の金を所有しています。カジメロフ航海士が船載ボートを岸に着けようとしたところ、彼らの船は後に残りました。そのとき、岸に大勢の男たちとその土地の住民らしい姿が見え、私にはたいへん喜んでいて、彼らの習慣にしたがってお辞儀をしているように感じられました。住民たちは船載ボートに空樽が2つあるのを見るとそれを持ち上げて一軒の家まで運んでいき、水を樽に一杯半入れて、ふたたび船載ボートまで運んでくれました。彼すなわち航海士はその間、水をくれた家を訪れましたが、家屋の入口では主人が正装で恭しく出迎え、彼を部屋の中へ招き入れ、彼と同伴の者たちを着席させて陶磁器の茶碗でブドウ酒をふるまってくれたということです。また、陶磁器の皿に盛った肴——シロップ漬けの干しアンズの類と、切ったダイコン——を勧めました。つづいて、タバコと中国のパイプを勧め、彼すなわちカジメロフ航海士はその家にしばらくいたのち、主人に礼を言って、別の家に行きましたが、つぎの家の主人も同様に彼を迎え入れ、自分のそばに座らせ、最初の家と同様に食事を出してブドウ酒をふるまい、米の粥を運んできました。彼すなわちカジメロフ航海士は家の主人たちと水を運んでくれた者たちに、贈り物の中からビーズ3フントと珊瑚珠[あるいはガラス玉]85粒を贈りました。2軒目のその家にしばらくいたあとで、航海士は外へ出て村の中を歩きました。村には1,500戸ほどの家屋があり、建物は木造で石造の御殿もあり、海岸沿いにおよそ3露里にわたって建てられていたということです。村の住民は家屋を美しく整え、陶磁器の鉢に花を植えていました。また、品物を並べた商店もあり、木綿や絹の縞柄の生地が売られていましたが、錦は見なかったということです。もしかするとあったのかもしれませんが、急い

でいたので探す時間はなかったそうです。家畜は馬と牛、鶏を飼い、穀類は米とエンドウマメ以外はどうかやらないようです。果物や野菜では、ブドウとダイダイ、干しアンズ、ダイコンを栽培しています。カジメロフ航海士は、刀を帯びた者を2人、海岸で見かけたとのこと。そのうちの1人は、刀を2本持っていました。そのため、彼は海岸で長居せず、船載ボートに戻ると岸を離れ、本船に向かって漕いだそうです。すると、その後を追って多数の船が岸を離れました。その中の1隻が近づいてきて船載ボートの曳綱をとり、船載ボートを本船まで曳航し始めました。他の船はすべて見物にあとをついて来ました。船載ボートを本船まで曳航してくれた船には身分の高い者が乗っており、私は彼にその好意に対しロシアの貨幣を贈りました。そして他の日本人たちには、友好を示すために、衣服、すなわちラシヤの胴着と金ボタンのついた厚地の錦でできた赤い長上着、リス皮の裏地がついた麻のガウン、赤いラシヤのズボン、ドイツ製の梳毛糸の帽子、中国製絹織物 *tanza* のシャツを贈りました。彼らカジメロフたちとともに、身分の高い日本人も上述したような小型船でわれわれの船までやってきました。すでに書いたように、われわれはその日本人を地方長官とみなしておりましたが、それは岸から100隻以上の船を従えていたからです。各船には15人ずつ乗り込み、彼らは武器をまったく持たず、船に重さ約1フントの石をたくさん積んでいるだけでした。私は気持ちよく彼とそのもとにいる者たちを受け入れ、ウォッカとカムチャツカのブドウ酒[薬草やベリーから造った飲物]をふるまい、日本人はそれを拒否せずに飲みました。その身分の高い日本人はおよそ0.25ヴェドロの白ブドウ酒を持ってきていて、同様に私たちに勧めました。ただし、会話はできませんでした。人びとは好意的に見えましたが、そこに長く留まることはできませんでした。われわれの船の周りをおびた数多くの船が取り囲み、そのうえ、海岸からさらに多くの船が際限なくやって来たからです。そのため、錨を上げようとしたところ、その身分の高い日本人はわれわれに友好的に別れを告げて、自分の船に戻り岸へ帰ったのです。われわれは彼らの習慣にしたがってお辞儀をして彼に敬意を表し、船を出しました。南南東と南南西の間を、航路を変えながら進み、その後はずっと西に向かって進みました。

6月20日、島に到着したので水を調達する目的で錨を下ろしましたが、海岸は波が大変高かったため、船載ボートをつける場所が見つかりませんでした。6月21日、錨を上げ、いくつかの島の間を通りぬけ日本の海岸まで進むと、2隻の小型船に遭遇しました。船がわれわれのもとへ漕いで近づいて来ると、彼らの言葉を知らないために彼らと話す者がいなかったため、その人びとに身振り手振りの会話をつうじて、われわれの船が薪と水を必要としていることを伝えました。彼らはすぐにそれを理解すると、友好的な人びとだったので、まったくいやな素振りもせず岸まで漕いで行き、薪と水を運んできてくれました。そのお礼として私は彼らにビーズ1フントと紙袋一袋分の針を贈りました。その場所は錨を下ろせないほど深かったため、彼らはわれわれを

港へ招きました。風が弱かったため、2隻の船がわれわれの船を曳航しました。ところが、港までたどり着く前に、帯刀した15人が乗った船に出会いました。彼らは2隻の船の人びとにわれわれの船を曳航するのを止めるよう命じ、われわれに海岸から離れるよう手を振って合図しました。私は、逆らっていると思われないよう用心しながら、海岸から向きを変え、北緯34度30分の位置から外洋に出て、東微南から南東の間に航路をとりました。

6月22日、われわれは島に接近しました。水深12サージェンの位置に投錨し、水を探すため船載ボートを派遣しましたが、岸から水のあるところまでは離れていたため水を手に入れることができませんでした。上陸したのは医師助手ディヤギレフだけで、陸からさまざまな野草を持ち帰り、島で白い麻の服を着た日本人住民と家畜、つまり栗毛と薄栗毛の馬と黒牛を見たと報告しました。彼すなわちディヤギレフはクルミ科の、ただし名前は分からない木の枝、さらに松の枝、そして真珠貝を2個持ち帰りました。そのことから、この島には真珠が多いことがうかがい知れます。貝は彼自身が海岸で拾ったものです。野草と木の枝、貝を本状に添付いたします。6月23日、この島の住民が海岸に出てきてわれわれに向かって叫びました。岸へ呼んでいるのが分かりましたが、波が高くて船載ボートを送ることができず、それにくわえてその場所は岩が多かったので、船を停泊させるには不都合でした。

6月24日、錨を上げて帰国の途につきました。ただし、東方に他に陸地がないか確認すべく、さらに東へ進み続け、北と東の間に航路をとりましたが、陸地は見つからず、やがてアヴァチャ入江付近に到着し、船の位置は北緯52度28分になりました。そして、そこからロパトカ岬とクリル列島第1島の間を通過し、ポリシャヤ川まで進みました。7月23日、以前われわれの停泊地があったポリシャヤ川河口に入り、そこで残りの船を引き連れた海軍佐官シパンベルフ殿を待つために投錨しました。7月26日午後第5時、ポリシャヤ川河口に小船艇ポリシェレツク号が到着し、投錨しました。この船には掌帆兵曹ヴァシーレイ・エルトが乗り込んでおり、彼が私に文書で報告したところでは、彼、エルトの船は、日本から戻る途中の7月3日、霧の夜に彼すなわちエルトがみたところクィノスィル[クナシリカ]島付近で海軍佐官シパンベルフ殿の船から遅れてしまい、7月3日からこの7月26日まで佐官殿を搜索しましたが、合流できなかったそうです。掌帆兵曹エルトに私の指揮下に入るように命じ、私は彼の船とともにポリシャヤ川に停泊して、8月7日まで海軍佐官シパンベルフ殿と他の船の到着を待つことにしましたが、船は現れませんでした。

このわれわれの待機については、すでに秋が近づき、小船艇ガヴリール号も小船艇ポリシェレツク号も食糧の備蓄がきたる9月17日までしかないこと、現地では通常秋に北西風が吹くことが多く、オホーツクへの航海には向い風になってしまうこと、さらに小船艇ガヴリール号の索具

の状態があまり良くなく、予備もないこと、そしてこの船で向い風の中をペンゼナ[ペンジナ]海[オホーツク海]を横断することは、危険であることを考慮いたしました。本件については、閣下が誰かに索具と船の検分をご命令なされるようお願い申し上げます。また、本年 1739 年にわれわれの停泊地であるポリシャヤ川を出航後、船がはぐれた際にわれわれがどのように行動すべきかについて周知されておらず、集合地点も示されておりました。海軍佐官シパンベルフ殿の捜索にかんしてわれわれは依るべき指針を持ちませんでした。したがって、私は自分のもとにあった船すなわち小船艇ガヴリール号と小船艇ポリシェレツク号とともに、やむなくポリシャヤ川から直接オホーツクへ向かいました。というのも、海軍佐官シパンベルフ殿がすでにオホーツクに到着されていると願ったからです。さらに、さる 1738 年に、われわれがポリシャヤ川にいたり、海軍佐官シパンベルグ殿は尉官と下士官から同意と誓約書をとって、調査任務を帯びていた陸軍中佐メルリンおよびヤサク徴税員と徴収したヤサク税、商人たちとその商品を送り届ける目的で、小船艇ガヴリール号をポリシャヤ川からオホーツクまで派遣することを決定しました<sup>197</sup>。そしてさる 9 月、小船艇ガヴリール号は出港しましたが、船はポリシャヤ川を出港後すぐに暴風に見舞われ、岸に打ち上げられて航行不能となり、陸軍中佐メルリンらはそこで越冬することになりました。したがって今回、海軍佐官シパンベルフ殿がまだポリシャヤ川に到着しておらず、またただちに到着する見込みはなく<sup>198</sup>、そして秋になると時期を逸してしまうと認識するに至り、上に述べたような理由や索具の劣化その他から、不必要に秋に航海を行うべきではないと判断しました。陸軍中佐メルリン殿と陸軍少佐パヴルツコイ[パヴルツキー]は覚書で、またヤサク徴税員や商人たちは報告書で、今のうちにポリシャヤ川からオホーツクまで自分たちを移送するよう要望してきました。そのため、私は彼らの要望に沿い、ヤサク税と商品を船に積み、8 月 7 日午前第 7 時、ポリシャヤ川から出帆しました。そして、8 月 22 日午前第 5 時、神のご加護により無事にオホーツクに到着し、小船艇ポリシェレツク号は午前第 6 時、私の乗った小船艇ガヴリール号は午後第 4 時に、オホーツク川河口に入りました。しかし、彼、海軍佐官シパンベルフ殿がオホーツクに到着していないために、佐官殿とお会いできず、今回の航海の調査結果について誰にもご報告できませんでした。それゆえ、本状をもって閣下に謹んでご報告申し上げ、私と各船はここで海軍佐官シパンベルフ殿の到着を待つべきか、あるいは閣下に今、報告書を提出したのち、私に出航と捜索をご命令なさるかご決定をお願いいたします。後者の場合には、上に述べました私の指揮下にある各船に対する食糧その他の支給についてお力添えをお願い申し上げます。両船に乗船している下級勤務員の名前について、本状に名簿を添付いたします。

<sup>197</sup> 史料⑤No.112(本史料集 No.27)を参照。

<sup>198</sup> 史料にはこのように書かれている。



海軍中尉ヴァリトンの署名が付された原本の報告

W.ペーリング

私の指揮下、乗船中である艦隊および海軍工廠の下級勤務員およびシベリアのさまざまな官位の官吏の名簿

小船艇ガヴリール号

医師助手見習いイヴァン・デヤギレフ、航海士レフ・カジメロフ、海軍砲兵隊少尉補ユリヤ・アリトランデン、補給兵曹グリゴレイ・チェルカシェニン、二等砲手イリヤ・デルガチェフ、  
一等水兵——アレクセイ・ロパトキン、セミヨン・ヴェルポフ

水兵——ピョートル・ザヴィヤロフ、カルプ・ヴォロホフ、帆布工ステパン・クロチキン、コーキング工エイグナチェイ・ノソフ

シベリア守備隊下士官ヴァシーレイ・デェフチャレフ

兵士——グリゴレイ・クルテウイシェフ、ヤコヴ・ブハリン、フョードル・ダラフェエフ、イヴァン・ベドリン、エゴル・ベズメノフ、ヤコヴ・ペルミャコフ、カルプ・パシェンノイ、グリゴレイ・ウシャコフ、レオンチイ・ヴァジェニン、イヴァン・マリツォフ、イヴァン・ベジン(1739年7月18日死亡)、アフオナセイ・アニシモフ

ヤクート連隊——オスタフェイ・ボヤルキン、グリゴレイ・カイゴロドフ、ドミトリー・アモソフ、エピファン・ザハロフ、ドミトレイ・ヴォログディン、ヴァシーレイ・アバラコフ、コジマ・チェルニャエフ、プロコフェイ・アレクセエフ、ティモフェイ・イヴァチェフ

大工——ドミトレイ・シャンドウロフ、ヤコヴ・パシェンノイ

ボリシャヤ川の沿岸で遊牧するカムチャツカ原住民の言葉の通訳アレクセイ・ゴルロフは、ボリシャヤ川で下船。

計 36 名

小船艇ボリシェレツク号

掌帆兵曹として補給兵曹ヴァシーレイ・エルト

一等水兵——ラヴレンティイ・スメタニン、ガヴリロ・ベリャエフ

シベリア守備隊兵士——アントン・シャログラゾフ、イヴァン・コズロフ、イヴァン・チカチェフ、エリザル・ズウイコフ、イヴァン・ソコロフ

ヤクート連隊——アンドレイ・テェブニン(1739年7月16日死亡)

以上の下級勤務員以外に、掌帆兵曹ヴァシーレイ・エルトが私に文書で報告したところでは、彼、エルトが海軍佐官シパンベルグ殿と別れる前の7月3日に、二檣帆船ミハイル号から小船艇ボリシェレツク号へ水を求めて2名が派遣されました。彼らもこの小船艇ボリシェレツク号に残り、彼すなわちエルトは私のもとへ到着するまでその者たちを自分の船に乗せていました。その2名とは、報告によるとコーキング工イヴァン・オスタニンとヤクート連隊兵士イヴァン・シトニコフです。

以上、死亡者と通訳を除いて計46名であります。

以上の下級勤務員には、1739年8月22日分までの航海食糧の配給が行われましたが、1739年分の金銭給与の支給は行われておりません。

海軍中尉ヴァリトンの署名が付された原本の名簿

書記ニキフォル・ザハロフ

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.44, л.136-141. 認証済みの写し

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

## 32. M.P.シパンベルグからV.I.ペーリングへの報告。日本への航海について<sup>199200</sup>。(5)No.118)

<sup>199</sup> M.P.シパンベルグの日本航海にかんする報告書は、V.I.ペーリングによって1739年9月10日、海軍参議会へ送付され、1740年1月8日ペテルブルグで受領された。まさしくこの日、M.P.シパンベルグの報告書と、これより先に発送されたV.ヴァリトンの報告書(史料⑤No.117(本史料集 No.31)参照)が「皇帝直属官房へ提出された」(Материалы для истории русского флота. СПб., 1880, ч.VIII, с.707)。これらの報告書が審議された結果、M.P.シパンベルグのペテルブルグへの即時出発にかんする勅令が官房から出された(史料⑤No.122、および本史料集の次注を参照)。

<sup>200</sup> M.P.シパンベルグのペテルブルグ召還にかんする問題は、当時、宮廷を舞台に貴族グループの間で繰り広げられていた権力闘争との密接な関係の中で検討されなくてはならない。官房大臣 Zabinet-Ministr A. P. ヴォルィンスキーとその支持者F.I.ソイモノフはV.I.ペーリングによる任務遂行の緩慢さと得られた成果に見合わない遠征への多額の支出を強く批判し、M.P.シパンベルグを第二次カムチャツカ遠征隊の指揮官に任命し、これによってV.I.ペーリングの庇護者たち——副宰相 vitse-kantseler A.I.オステルマンおよび海軍参議会議長 N.F.ゴロヴィンに打撃を与えることを計画した。

M.P.シパンベルグは1740年4月、ヤクーツクから首都へ向かった。1740年の2月から3月にかけて、ペテルブルグにて彼の1739年11月19日付報告書(史料⑤No.121(本史料集 No.33)参照)、地図、航海日誌が受領された。これらの受領された文書に対する、経験豊富な水路学者、地図作成者としてのF.I.ソイモノフによって行なわれた至急の検証作業の結果、多くの問題点が明るみに出たが、この事情は以前採択された決定に影響は与えなかった。

M.P.シパンベルグの遠征隊長への任命にかんする元老院命令の草案、および彼に対する新たな指令書が急遽、作成された。しかし、宮廷での政争は急変した。4月12日、A.P.ヴォルィンスキーとその側近が逮捕された。シパンベルグの出迎えに兵站长 kaptenarmus A. ドゥルコルトが1月24日付命令を取り消す4月14日付最高秘密会議命令を帯びて派遣された。ドゥルコルトとシパンベルグの会見はレナ川にて7月8日行なわれた。1740年8月13日、M.P.シパンベルグはオホーツクに戻った(Экспедиция Беринга. М., 1941、

1739年9月8日

海軍准将イヴァン・イヴァノヴィチ・バーリング閣下への

報告

女帝陛下の勅令、そして私に委ねられた航海について、与えられた指示にしたがい、准将閣下に以下のとおりご報告申し上げます。

1. 上述の航海遠征への私の派遣にかんし、さる1738年にわれわれ一行が航海中に何が発見され、どのような島がどれだけ発見されたのか、および私がボリシヤ川の沿岸に到着後、1738年8月18日から本1739年5月21日までに何が遂行され、そして私による派遣がどのようなものであったのか、閣下に謹んでご報告申し上げます<sup>201</sup>。

本年1739年5月21日、神のご加護により、私の指揮下、4隻の海洋船でボリシヤ川河口より出航いたしました。クリル列島で日本語およびその他の島民の言葉を話す通訳を帯同し、6月1日、このクリル列島から自分たちの航路を進みました。このクリル列島からは全般的な航路を南西微西に取りました。同6月16日、神のご加護と女帝陛下が賜った幸福により、日本の陸地の沿岸を発見しました。われわれからの位置は、羅針盤で北端が東微北、南端が南および南微西、距離は北端が10露里、南端が15露里でした。6月22日、日本沿岸付近をタッキング帆走[向かい風を斜めに受けてジグザグに前進する]し、北緯37度付近に到達し、そこでかなりの数の集落と多数の住民を確認しました。その沿岸には湾があり、それらは大型船が安全に停泊できます。耕地があり、そこでは穀物が播種されております。また日本人住民の中から、多くの者がわれわれの船を訪れました。この場所から、われわれによって発見された数多くの島にも行きました。

7月24日、北緯41度25分付近で、松前島<sup>マトマテ</sup>に接近しました。その位置はわれわれから羅針盤

---

c.259-269, 411-412; Гольденберг Л. А. Федор Иванович Соймонов(1692-1780). М., 1966, с.106-107; Греков В. И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг. М., 1960, с.106を参照)。

ソイモノフ、フョードル・イヴァノヴィチ(1692～1780年)——ピョートル一世の盟友、著名な水路学者、地図作製者。1757～1763年、シベリア県知事。モスクワ航海学校を終え、その後外国に留学する。1719～1720年、カスピ海の南岸と西岸の水路測量に参加した。この遠征そしてA.ベコヴィチとチェルカスキーの遠征の情報は、カスピ海の地図を作成する可能性をソイモノフに与え、この地図は1731年に刊行された。地図とともに、カスピ海にかんする記述も出版された。1727年からバルト海にて勤務した。1734年、バルト海の地図帳が刊行された。1730年、海軍参議会の検事に、のちに元老院検事総長、海軍参議会の軍事全権および副議長に任命された。この間、白海の地図やバルト海の地図帳、『航海の利益と安全のために問答形式で作成された、航海術のうち航海士が備える技能の要綱』を出版した。

1740～1742年、ピロンの派閥によって断罪されたA.P.ヴォルインスキーへの裁判にともない、流刑(最後の期間にはオホーツクに滞在した)に服した。恩赦後(1753年以降)、再開された第二次カムチャツカ(ネルチンスク)遠征を指揮した。1757年、三等文官に昇進して、海軍に召還されたV.A.ミヤトレフにかわり、シベリア県知事に任命された。北氷洋や太平洋の調査を目的とするいくつかの遠征の主導者であり、ロシア東方辺境の経済や文化の発展問題に多大な関心を払った。アレウト列島へ航海を行ったロシア人毛皮採集者を援助した。シベリアの地理や歴史にかんする一連の作業を著わしている。ネルチンスクに航海学校を設立した。1763年、モスクワの元老院支部に転任させられた。シベリアの統治にかんする、エカチェリーナ二世の特別任務を遂行した。1766年、二等官で退官した(史料集③c.279より)。

<sup>201</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.98, л.41об.·43を参照。

で北北西、距離 26 分、南西、距離 2 分、西微北、距離 6 分、北、距離 4 分、南西微西微南南西、距離 6 分、南南東、距離 28 分でした。7 月 25 日、上述の松前島より方向を転換し、ポリシヤヤ川河口へ向かいました。全般的には航路を北東微東 1:2 東に取りました。日本の海岸でも松前島の近海でも、滞在中は日本の船を多数見かけましたが、それらの船の構造、日本の住民およびその習慣、そしてわれわれの見聞の内容については、のちほど閣下にくわしくご報告申し上げます<sup>202</sup>。われわれにより海軍少尉アレクセイ・シヘリティング[シェリティング]に委ねられたダブル・スループ船ナジェージダ号は、7 月 31 日、北緯 44 度 24 分を航行しておりましたが、フィグーヌ島付近で、広範囲で発生した濃霧と激しい嵐のために、右側で私から離れてしまいました。われわれは風下、左側におりましたが、彼の船は島に座礁することを恐れて、カムチャツカのロパトカ岬へ流れたと考えられます。彼がポリシヤヤ川に到着したか、あるいはすでにオホーツクに向っていると願っております。

以上、閣下に謹んでご報告申し上げます。

海軍佐官 M. スパングベルグ[シパンベルグ]より

艦船書記 ラマン・カルーギン

付記：1739 年 9 月 8 日提出

(2) ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.44, л.150. 原本

(前田ひろみ・島山禎 訳)

33. M.P. シパンベルグから海軍参議会への報告より。1739 年の日本沿岸航海について<sup>203</sup>。(⑤ No.121)

1739 年 11 月 19 日

No.233

海軍参議会宛 忠実なる報告

(略)<sup>204</sup>全能の神の助けを請い、私はポリシェレツクの河口から二檣帆船アルハンゲル・ミハイロ号に乗り、前述の小船艇<sup>205</sup>とダブル・スループ船<sup>206</sup>、そして新しく造船されたスループ船ポリシェレツク号とともに 5 月 21 日、私に定められた航海へ首尾良く出発しました。

<sup>202</sup> 史料⑤No.121(本史料集 No.33)を参照。

<sup>203</sup> 日本への航海に関して M.P.シパンベルグが V.I.ペーリングに宛てた 1740 年 1 月 21 日付の真正な原本の報告書。ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.782, л.341-350 を参照せよ。

<sup>204</sup> 1738 年の遠征とスループ船ポリシェレツク号の建造にかんするテキストが省略されている。

<sup>205</sup> 小船艇聖ガヴリール号。

<sup>206</sup> ダブル・スループ船ナジェージダ号。

このポリシェレツクの河口から航路に従い、クリル列島に到着しました。到着後、クリル列島で通訳として3人を捕らえ、彼ら通訳を引き連れ6月1日、このクリル列島から既定の航海へ乗り出し、さまざまな針路をとりました。その途上の6月15日、北緯39度22分の地点で小船艇ガヴリール号の海軍中尉ヴァリトンが、何の理由もなくまったく無断で私から離れて行きました<sup>207</sup>、というも、カムチャツカからその地点に至るまでにも彼、ヴァリトンは幾度も遅れて、私は大変苦勞して彼をしたがえて航行していたからです。そして、幾日にもわたって彼を捜し、彼に聞こえるのを願って何度も大砲を発射しましたが、探し出すことはできず、彼からの反応は何ら聞こえませんでした。このため私は3隻のみで航海しましたが、海を進んで行くと、全能の神の憐れみと女王陛下が賜った幸運のためか、6月16日に日本の地の海岸を見出しました。それはわれわれから羅針盤で北の岬が東微北、南の岬が南、南微西の方角にあり、距離は北が10、南が15露里のところがありました。その岸に近づいたわれわれは帆を立ててタッキング帆走を行いました。岸辺がどのような状態で、海岸付近の水深がどれほどなのか、岸辺の底質は何かをより詳細に見るため、私は上記のスループ船ポリシェレツク号を派遣しました。その船には、掌帆兵曹としてヴァシーレイ・エルト補給兵曹が任じられていましたが、彼は岸辺に行った後、われわれの船に戻り私に報告書を提出しました。彼が言うには、エルトはその船でまさに日本の地へ2露里たらずの所まで近づきましたが、岸そのものにはたどり着けませんでした。その地の入江から大きな日本の帆船30隻が現われ、うち1隻がエルトにとっても近いところまでやって来たためです。そのためエルトは向きを変え、その岸辺から再度われわれの船の方へ戻ってきました。それらの日本船は南方に留まっており、他にもその入江から岸に沿って北方へ多数のバイダーラが漕ぎ出しました。われわれはそのとき吹いていた向かい風と濃い霧のため、日本の岸から離れずにタッキング帆走していました。18日からは天気が回復したので、われわれは日本領の岸辺近くまで行き、約150露里にわたり南微西、南南西の方角に航路をとりました。その航行中、われわれは日本の沿岸のさまざまな場所の海上に小舟や帆走し錨を下ろして停泊する日本の大型木造船を多数確認しました。これらの海岸のある場所は岩だらけで、その岩には深い森が茂っていましたが、木の種類を確認することはできませんでした。同18日、日本の地の沿岸にわれわれは居住地を発見しました。4つの大きな村があり、その土地における建造物は石造りで、居住地の周囲は見事に穀物畑が広がり、その穀草の近くにはロシアの土地と同様に子馬を放牧する耕地が、数デシャチーナか数チェトヴェルチ割り当てられているのが見えました。その居住地付近にわれわれは錨を下ろして停泊し、そこで夜を過ごしました。われわれの船が錨を下ろして停泊しているとき、こちら側に日本の岸辺から2隻の舟lotkiが近づいて来ましたが、1隻には12人、もう

---

<sup>207</sup> 史料⑤No.117を参照。

1 隻には 7 人の日本人が乗っていました。それらはわれわれのところまでは来ず、距離にして約 40 サージェンのところでオールを使って静止していたので、われわれは彼らがこちらの船に来るようにわからせるべく手を振りましたが彼らはやって来ず、逆に同じようにわれわれに手を振り、自分の船の四爪錨を出して岸を指し示し、われわれの中の誰かが岸へ上陸することを明らかに欲しました。強風のため、彼らがどのような言語で話しているのかを聞き取ることは出来ませんでした。彼らは 15 分程われわれと対峙してから向きを変え、ふたたび岸へ向かって漕いで行きました。彼らの舟の船尾には欄干があり、彼らはそこで立ったままオールを漕いでいましたが、まるで魚が尾を操るかのようでした。そのとき岸边に大勢の人びとが見え、夜になると岸には灯りが見えました。そのため、彼らの中から誰かをわれわれの船に呼び寄せられればと願いつつ、われわれは岸に近いところでタッキング帆走したのですが、彼らはすぐにわれわれの船に近づこうとはしませんでした。そうこうしているうちに 6 月 20 日、その海岸線付近をタッキング帆走しつつ、われわれは北緯 38 度 3 分の位置に達し、そこでタッキング帆走している際に日本船 19 隻を確認しました。船首からみると構造はガレー船に似ていましたが、その船尾には垂れ下がり [舵床] がついており、そこにはそれぞれ 10 人かそれ以上の人びとがいました。その地点の水深はせいぜい 14 サージェンでした。われわれが岸边に沿って東南東から北東、北東微東までも住居や人びとを多数見ていたため、これらの船はわれわれに対する見張りとして沿岸に沿って航行するよう指示されたことは明らかでした。そのときわれわれの船は日本の入江の中にいたため、彼らがわれわれの船に不意に襲いかかることを懸念し、その場から向きを変えて離れました。同日、1 隻の日本の小舟が海岸からわれわれの方、ダブル・スループ船ナジェージュダ号の近くへ漕ぎ寄って来ましたが、まったく対話のないまま、方向転換し岸へと引き返して行きました。そこからわれわれは 6 月 22 日にはおよそ北緯 37 度のあたりまで到達し、岸まで 1 露里足らずのところまで近づき、3 隻の船で水深 23 サージェンのところに投錨しました。このとき、日本の岸から小舟に乗って日本人の漁夫たちがわれわれのほうへ近づいてきましたが、その多くがわれわれの船に乗り込み、<sup>かほい</sup>鱈やその他大小の魚を運んできました。彼らにわれわれはワインをふるまいました。そしてわれわれは、より多くの日本人に会えることを望みました。そのため、われわれが持っていたすべてのロシアの旗や船首旗で二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号を色とりどりに飾りました。日本人は彼らに対するわれわれの友好的かつ好意的な挨拶をそこに見て、小舟に乗って岸から近づいてくるようになりました。こうして多くの日本の住民がわれわれの船に訪れ、米、塩漬けのきゅうり、新鮮で大きなダイコン、葉タバコ、大きな葉やその他の野菜、さまざまな品物を運んできたので、その中からわれわれは必要な物を選びましたが、それらを彼らは贈り物としてくれたので、できるかぎり友好的に愛想よくそれらを受け取り、彼らをもてなしたところ、彼らはわ

れわれのもてなしと贈りものを各人がきわめて礼儀正しく受け取り、受け取ったものは両手で自分の胸に押し当てました。われわれのクリル人の通訳は彼ら日本人と会話することができませんでしたが、日本人が自分たちのしきたりに従って感謝を示しながら受け取ったということを十分観察し理解することができ、われわれの乗組員の下級勤務員とともに、自発的に喜んで物と物を交換することで交易を行いました。真夜中過ぎの5時に始まって、われわれの船が錨を引き上げ、帆走し始めた午後の3時に至るまで、細々とした日本の品物を携えた日本人が数人ずつわれわれの船に滞在しました。しかしわれわれが帆走しているにもかかわらず、彼らはまだわれわれの船にやってきては木綿の捺染布地その他を取り引きし、われわれから受け取ったロシアの品物や衣服に対しては、値段を交渉して金貨を支払いました。その金貨は平行四辺形、四角形という日本的な特徴をしていますが、ロシア製の金貨に比べると軽く、ロシアの金貨7枚に対して日本の金貨10枚が相当しました。受け取った金貨のうち2枚は赤と青の木綿の生地のできた捺染布地それぞれ1反、合わせて2反に対してのものであり、この海軍参議会に宛てた私の忠実なる報告に添付してお知らせいたします。われわれの船室に入った日本人の中には数人の明らかに位の高い人物もおり、私は彼らにロシアの硬貨を贈りました。日本人たちは硬貨に描かれている人物を見て、それを指差しながらわれわれに尋ねたので、われわれは彼らに「これは我が国の偉大な人物、女帝陛下です」と説明すると、彼らは硬貨を受け取りそれに口づけして、それを頭の上のせ、非常に丁寧に地面につくまで3回頭を下げました。

日本人たちは先端の尖った小舟に乗ってやって来ましたが、その船尾は丸みを帯び、上から約4フィートにわたって少し尖った板が下へと伸びていて、船の長さは約4サーゼンで、多くの小舟の船首には青銅が嵌め込まれていました。より大型の小舟も小舟と同様に造られており、舵があり、曲がった櫂が2本ずつ備わり、オール受けに櫂を置き、立ったまま斜めに漕ぎますが、rukoviatki[柄、取っ手 rukoiatki のことか]はロープで固定されています。これらの船には銅が打ち付けられており、四爪錨は4つ角で鉄製です。甲板があり、そこには水を貯蔵する箱が作られ、釜戸が置かれていましたが、そこには粥を煮るための釜があり、海上で夜を明かします。上記のような船が突然、二橋帆船の周りに79隻現れ、それぞれの船に10人、12人あるいはそれ以上乗っていました。彼らの人数の多さと大胆さ smel'stvo を見たために、部下である部隊を岸に派遣することなどできず、日本人が不意に襲ってくるのではないかと、海軍参議会が私に出した指示の第7項目<sup>208</sup>に述べられているように甘言に騙されぬようにとの警戒から、少なからぬ懸念と慎重さを抱いたのでした。また前述したように、そのとき小艇ガヴリール号は私のそばにはいませんでした。

<sup>208</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

これらの日本人の背丈は中くらいか低い方です。彼らの衣服はタタール人のものに非常によく似ています。素足で歩き、ズボンの類は誰も着用していません。髪の毛は頭の半分から額にかけて刈り込まれ、糊付けされ、後方でまとめて結わえられ、その部分が上に突き出しています。彼らの帽子は大きく、草で編まれた平らなものであり、顎鬚の下で結んでそれを被るものもいれば、その帽子を被らず頭に頭巾を被るものもいます。無袖外套の代わりに木綿でできた蠟引き布を持っています。それを私の報告書に添付して国家海軍参議会に謹んで提出いたします。肌については白い人も中にはいますが、日本人のほとんどは浅黒く、目は小さく、髪は黒く、顎鬚は剃っています。さらにこれらの日本人の他に、われわれの船に近づいてきた2艘の小舟に6人が乗っていましたが、その服装や風情から高貴な父親の子どもたちであるように見えました。彼らの手には日よけの扇があり、どのような母親から生まれたのかは不明ですが、見た目には色白かったです。この日本人たちは小奇麗で belye 若い人びとで、われわれの二檣帆船を近くからぐるっと見て回り、マストを立てて帆を張り、岸へ急いで戻りましたが、その船の漕ぎ手は7人でした。同日、われわれの船近くを2隻の日本の小舟が通り過ぎましたが、帆を降ろして魚を捕り、われわれのほうに近づき、船に短時間いて、ふたたび魚を捕りに行きました。日本人が漁をするのを見たわれわれもまたこのとき、自分たちの船から搭載艇を出しましたが、そこには3人の下級勤務員と1人の通訳が漁のために乗り込みました。その通訳はクリルでの例にならって魚をナイフで突き刺し、われわれのもとに曳いて運んでくると、滑車でこちらの船に引き上げましたが、引き上げられたとき、その魚はまだ生きていました。知識がなくその魚の名前を記録することはできませんでしたが、ただ大型で平たく、目は丸く、頭の近くに2つの大きなヒレがあり、上と下の側面には丸い vymki [くぼみ vyemki のことか] があります。その魚の重さは9ブード以上あり、体は白く、鱗は硬く、あばたがあり sshchedrovaia、とげがあります。われわれが航海した北緯43度から37度にかけての場所ではこのように、われわれの海では見たことのないさまざまな種類の魚がたくさん飛び跳ねているのを見ました。

そこから離れて航行し、7月3日にわれわれは北緯44度24分の地点で日本の陸地に連なる島々にまで到達し、それらのうちの一つをフィグールノイ [フィグールヌイ] 島、もう一つをトリョフセストル島、3つ目をツイドロノイ [ツィンドロンヌイ] 島と名付けましたが、それらがどの方位に位置するののかについては一つのグループとして日誌と地図に記載してあります<sup>209</sup>。

<sup>209</sup> M.P. シパンベルグは航海からの帰還後に地図を作成した。その複写は現在、国立中央海軍史料館 ЦГАВМФ に保管されている(もう一つの複写は ЦГВИА, ф.ВУА, д.23745 に存在するが、M.P.シパンベルグの地図の原本は残っていない)。M.P.シパンベルグは自らの地図を「[オホーツクの] 港から [ポリシェレツクの] カムチャツカ要塞まで、またポリシャヤ川からクリル列島、日本の島々を通り抜けて日本の本土までの新しい地図」と命名した[巻末図版 4-1、4-2 を参照]。地図にはオホーツク地方、カムチャツカの西部沿岸、クリル列島、日本列島の北部が描かれ、オホーツクからポリシェレツク、ポリシェレツクから日本までの航路が示されている。縮尺は10センチが28マイル[当時のいわゆる地理マイル、約1,855メートルをさすもの



その島々の間を航海していた同7月3日の霧深い夜に、スループ船ボリシェレツク号に乗船していた前述の補給兵曹エルトが私から離れてしまったので、私は一昼夜以上にわたり海上で彼を探し、信号として何度も大砲を打ち、太鼓を打ち鳴らしましたが、その3日の内にエルトを見つけることはできませんでした。4日、私は上記のフィグールノイ島へ、そこで金属や鉱物を探索すべく、試金業親方のゴルデボル[ガルデボル]に4人の下級勤務員、補給兵曹1人、通訳1人をつけ計7名を乗せて搭載艇を派遣しました。その島から彼らは、ネズのようなスイカズラや甘い草 *slatkaia trava* [ハナウドの一種]、緑色の実がついた葡萄の枝やさまざまな種類の花を数本持ち帰りました。彼らはその島でまた、小さな川のいくつかで貝殻を発見しましたが、その中には真珠がありました。私は貝殻の一つを、この国家海軍参議会への私の報告に添付して謹んで申告いたします。このフィグールノイ島では白樺やハンノキ、エゾマツやトドマツがかなり繁茂した大きな森が存在し、必要ならばそれを使って小さな船を造ることができます。同日、島々の間を巡る現地の航路にしたがって、われわれは水汲み用の簡便な樽を持たせてダブル・スループ船ナジェージダ号を送ったところ、それに水を汲んで満足してふたたびわれわれの船へ戻ってきました。

同7月6日にわれわれは、ダブル・スループ船ナジェージダ号が水を汲んだ入江やそこにある小川を調査、記録すべく航海士マトヴェイ・ペトロフを派遣しました。ペトロフはそこから戻ると私に報告書を提出しました。それによれば、フィグールノイ島には入江があり、その水深は6から12サーゼンで羅針盤で東南東の方角に位置し、全長2露里、幅1露里で底質はところどころに砂、黒い軟泥で覆われており、北風が吹いているために錨を下ろして停泊するには都合が良いとのこと。海岸に沿って右側から入ると懸崖に近い場所の岸边には快い小さな谷川が流れ、その右手にはさらに小さな谷川が2本流れ、左側、すなわち南側に向きを変えると小さな川が流れこみ、峡谷がありますが、その峡谷からも小川が流れ出ているものの、とても浅く水が引いた流れに搭載艇で進入することは不可能です。この入江のどこを見ても低地がなく、山々やすでに言及した峡谷があるばかりで、そこには大きな森、さまざまな草、甘い香りのユリが生えています。その入江の近くには、現地の慣習で人が住む5軒の掘立小屋がありましたが、その中に人を見つけることはできず、その小屋から川の上流へと逃げていったことが明らかでした。その場所で1匹の犬と1匹のクロアカキツネを見かけましたが、その場所から判断すると人が多数住んでいる可能性があります。私が考えるに、この入江はまずわれわれの港として、そしてわれわれの船がなんら心配なく待避するのに便利です。

この場所の周囲には島や人間がかなり存在し、その島々には森、新鮮な水、獣、魚、多数の木

---

と思われる]を表す(ЦГАВМФ, ф.1331, оп.4, д.64)。

の実が存在します。部外者や隊員による妨害で今回の航海では現在少なからぬ中断が生じてしまったのですが、そのような妨害がまったくなくなるとすれば、もし命じられるならば、神の憐れみと女帝陛下より賜った幸運により北緯43度から46度まで位置する大小の島々をロシアに臣従させることが可能であり、46度から最後の島[クリル列島最北端の島のことか]については、何も心配することなく、いち早く臣従させることが可能であると期待しております。

われわれは前述の島々の間を、西の方向へタッキング帆走しました。6月7日に<sup>210</sup>濃い霧の中、その島々に到着しましたが、その霧が晴れたときに緑のなめらかな低地を見出し、そこに木はなく草だけが生えていたので、それをゼリョーヌイ島と名づけました。このとき晴れて穏やかな天気だったので、四分儀 kvadrant[kvadrant]を使ってその場所の緯度を測定し、信頼しうる観察記録を得るべく、そこへ航海士、少尉、測地作業責任者を搭載艇で派遣しました。彼らは道具を使い、その島が北緯43度15分に位置すると測定しました。

同月8日、われわれはその地でヌツカム島と呼ばれる島に到着し、そこに居住地があることを発見し、その反対側に錨を下ろしました。その住居地から5人が乗った1艘のバイダーラがわれわれの船に近づきわれわれを岸へ招きましたが、彼ら自身がわれわれの船まで来ようとはしませんでした。そのため、彼らの要請にしたがって、私は海軍少尉シヘリティング[シェリティング]と兵士、通訳合わせて12人に、彼らの機嫌を取るための贈り物をいくつか持たせて搭載艇で岸の方へ送りました。シヘリティングはバイダーラに乗せてその住人8人をこちらの船に連れてきましたが、彼らは姿からクリルの人びとに似ていました。彼らは長い衣服を着ており、ズボンの類は着ておらず、素足で歩き、衣服には色とりどりの緞子の切れ端が縫い付けられていました。足や体全体が体毛で覆われ、顎鬚は大きく細長く、黒々としており、非常に年老いた者は顎鬚にも、体毛にも白髪がみえます。また銀の耳飾りをしている者もいます。彼らの小舟はわれわれのクリル列島の人びとのものと同様のバイダーラです。ここの住民たちの言語はクリル語に似ています。

彼らは通訳を介した会話で自分たちのことについて、これらの島々のうち日本のハーンが支配しているのは松前島<sup>マトクマイ</sup>のみであり、その他の島々は支配されていないと語りました。彼らはまた彼らの周辺に横たわっている島々についてコンパスを使って説明しました。最初がヌツィアム島、2番目にセツフ島、3番目にアキシ島、4番目にクッシュル島、5番目にトロチ島、6番目にエルム島、7番目にクラカ島、8番目にウソル島、9番目にトヴァ<sup>マトクマン</sup>または松前島、10番目にサムル島、11番目にイニユドゥまたはエイドゥ島、12番目にオサガ島であり、これらの島々はすべて松前島<sup>マトクマイ</sup>とさまざまな物を大量に取引しているということです。これらの島々の住人の数は

---

<sup>210</sup> 文書中の誤り、正しくは7月。

多く、われわれは与えられた指示書どおりに、彼らの機嫌を取るために、手織麻布、ビーズ、珊瑚珠 korol'ki、中国のシャール[磚茶あるいはタバコのことか]などの贈り物を渡し、ワインでもてなしたところ、彼らはみな恭しく受け取り、両手を握り締め、額まで持ち上げて、深くおじぎをしました。彼らはまた 1 匹の雄鶏の前で跪き、それを見ながら両手を上へ挙げました。そして、われわれのもとから立ち去り際、前と同様に深くわれわれにおじぎをしました。

その場所から私は松<sup>マトクマイ</sup>前島へ向かう航路に出ました。そこへ行く途中、頻りに方向を変える風や向かい風、濃い霧や雨、絶え間なく頻りに現われる浅瀬がわれわれの行く手を阻みましたが、その後、その濃い霧の下でわれわれはほとんど陸地に近いところまで漕ぎ寄り、約 4 サージェンの位置にいましたが、それでも陸地は見えなかったのに、不意に陸地が近づいたため大きな恐怖を感じざるを得ず、それがために航行には多大の労力を注ぎ、奔走し、ひどい湿気にも耐えました。そのため、われわれの部隊の中で多くの勤務員が病気になりました。その島々の間や狭いところを航海し、われわれはそこを「忍耐の入江」と呼びました。7 月 17 日までわれわれはその最も狭い場所にいました。

24 日、われわれは松<sup>マトクマイ</sup>前島に到着しました。そして、その島に帆走してくる日本の大型木造船とその島から日本へ向かう船を多数目撃しました。それらの船の構造は長く、約 7~9 サージェンで、幅 3 サージェン強、船首は尖っており、マストは 1 本、甲板には傾斜がつき、船尾は丸みを帯び、約 4 フィートにわたって板が後ろへ伸びていました。船には銅が打ち付けられ、船室があり、非常に大きな白い亜麻布でできた帆が 1 本垂直に張られています。帆の縁の近くに黒い円の印がついている船もあります。これらの船は 8 から 12 ノットの速さで進みましたが、われわれも彼らと一緒に航行しました。そのうちの多くは日本へ向かいましたが、松<sup>マトマン</sup>前の海峡へ向かうと思われるものもあり、すべてが積荷を運んでいました。この松<sup>マトクマイ</sup>前島には stromy[大風、暴風 shtorm か]があり、海の荒れや流れは大きく激しいです。そしてこの場所でわれわれは海に浮かんでいたクルミを発見し、船に拾い上げました。そのとき、わが部隊には 20 人以上の病人がおり、すべての勤務員は大きな困難を抱え、どうにかこうにか船の状況を改善する状態で、不足も感じたので 7 月 25 日、私はその場を引き返しフィグールノイ島へ戻る進路をとりました。

その途上にあつた 7 月 31 日、北緯 44 度 24 分の地点まで来たところで、ひどい時化と濃霧のため、海軍少尉アレクセイ・シヘリテング[シェリティング]の乗ったダブル・スループ船ナジェージダ号が私から離れてしまいました。そのため、われわれが何度も大砲を打ったところ、右側からシヘリテングによって大砲による応答が幾度もありました。われわれは風下である左側にいましたが、そのときの風向きは変わりやすく、シヘリテングは島々から不安を感じ、カムチャツカのロバトカ[岬]へと船を移動させた svalila evo ことは明らかでした。彼がポリシャヤ川に到着し

たか、あるいはそのときオホーツクに向かって航海していることを願いつつ、その日から私は 1 隻で航海し、8 月 10 日にクリル列島の 1 番目と 2 番目の島にたどり着きました。日本語の通訳のためにその島々から私が連行した異郷人のトヨン[族長]を彼らの居住地に戻し、彼らにはその大きな働きに対してトヨンには贈り物の中からいくつかの品物を、異郷人たちには現金で俸給を与えました。このクリル列島で私は、上述のとおり私から離れ離れになった私の部隊、すなわち小船艇ガヴリール号とポリシェレツク号を見つけ出すことを願いましたが、スループ船ポリシェレツク号には食糧を供給し、近くの島々に住む人びとに女帝陛下の臣民になり、またヤサク税を払うよう呼びかけるべく派遣し、小船艇ガヴリール号は食糧を調達すべくオホーツクへ送り、自らはポリシャヤ川へ行って[海水を]煮て塩を作り、将来、勤務員の食糧として魚を準備する[塩漬けにする]という目論見がありました。ただ、海軍中尉ヴァリトンだけはこの私の目論見に反駁し provergnul、それによって中断させ、女帝陛下の利益を少なからず損なったのです。

このクリル列島から航海に出て、8 月 14 日にポリシェレツクの河口に到着しました。そして、その日から 19 日までダブル・スループ船ナジェージダ号を待ったのですが、最後まで待つことはできませんでした。そこで、二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号は 1 隻でオホーツク港へ向かい、29 日に到着して上首尾にオホータ川の河口に入港しました。一方、小船艇ガヴリール号と前述したとおり私が建造した 4 番目の船、スループ船ポリシェレツク号はオホーツク港に私よりも先に到着していました<sup>211</sup>。ダブル・スループ船ナジェージダ号は、どのような障害があったのかは分かりませんが、私がいた間にオホーツクに到着しませんでした。

小船艇ガヴリール号の指揮官、海軍中尉ヴァリトンは文書で私に、上述した 6 月 14 日、彼の小船艇ガヴリール号の前檣揚げ綱と船首三角帆の揚げ綱が滑車を破損したとかで、この滑車を直していた間、ガヴリール号がほとんど前進しなかったため、何とそのためにわれわれから離れ、取り残されて、われわれを見つけ出すことができなかつたと報告してきました。これはヴァリトンによるむなしく根拠のない言い訳です。なぜなら、この件や彼のその他の行為、部隊の不服従やその他の航海上の行為、またわれわれが指示してもいないのにポリシェレツクからオホーツクまで自分の些細な利益のために商人や他の客人を乗せて運んだこと、われわれの部隊のスループ船ポリシェレツク号を無理にヴァリトンが取り上げ、同船で商品や商人を運んだことなどは、国家海軍参議会が彼の報告書<sup>212</sup>からお知りになるでしょう。私はその報告書を本状に添付し、国家海軍参議会に提出しますので、ご審議いただきたく存じます。

オホーツク港に到着し、私は海軍准将ベーリング殿に対し口頭で、クリル列島へこれらの土地

<sup>211</sup> 史料⑤No.117(本史料集 No.31)を参照。

<sup>212</sup> 史料⑤No.117(本史料集 No.31)を参照。

の住民に女帝陛下の臣民になり、ヤサク税を女帝陛下の国庫に納めるよう促すためにスループ船  
ポリシェレツク号を派遣すべきであると提案しましたが、海軍准将殿はこれに対して私に、二年  
私は航海したが、これ以上の派遣命令は受けていないと答えました。私がオホーツクへ到着する  
と海軍准将は私の提案とは反対に、彼の部隊の尉官全員の合意のもと私に、上述した私の航海に  
かんしてよりよく明快に説明するため詳細な報告書、さらに航海日誌、地図を持って私自身がオ  
ホーツクからサンクトペテルブルグへ行き、サンクトペテルブルグに着いたら間をおかずにその  
航海日誌、地図、詳細な報告書を海軍参議会へ提出するようにと命じました。そのため、海軍准  
将の決定にしたがう私は9月10日にオホーツクからヤクーツクへ向かい、ヤクーツクには1739  
年10月4日に到着しました。その途上、航海日誌や地図を清書する場所はまったくなく、一方  
で私の部隊の勤務員、さらに航海士や測地学者も海軍准将ベーリングの決定によりオホーツクか  
らヤクーツクへ冬営のために派遣されていたので、私はヤクーツクに到着すると、航海士、測地  
学者とともに航海日誌、地図を清書するつもりでいました。そしてそれらの航海日誌、地図を書  
いたらヤクーツクからサンクトペテルブルグへ向かい、到着したらその航海日誌、地図さらに詳  
細な報告書とともに海軍参議会に出頭するつもりでした。ところが私が10月13日に海軍参議会  
から受け取った女帝陛下の勅令によれば、今や私自身が出頭するのではなく、海軍参議会が私に  
出した指示の第9項目にしたがって、私に定められた航海から帰り次第、サンクトペテルブルグ  
の海軍参議会へ発送すべく、私の航海すべてについての十分な内容の通知、地図、詳細な航海日  
誌をベーリング海軍准将へ宛てた私の報告書に添付して提出することが命じられていたのです。  
私はここヤクーツクで航海日誌と地図を作成し、私自身がサンクトペテルブルグへ行くつもりで  
したが、この女帝陛下の勅令にしたがって、これらの航海日誌、地図、私の全航海にかんする詳  
細な報告書は、私の部隊のうち兵士、すなわち艦隊所属のシモン・イヴァノフ、ヤクーツク連隊  
のヴァシリイ・スピリンに持たせて海軍参議会へ送られました。最大限に急がせるためと確実さ  
を求めて、彼らの他には私の部隊の下士官からは誰も派遣しませんでした。また、もしも今ここ  
ヤクーツクから、私のその航海日誌や地図、報告書をオホーツクの海軍准将ベーリングのもとへ  
送るとすれば、そこから海軍参議会への報告にはきわめて時間がかかることになるでしょう。既  
述の兵士イヴァノフとスピリンに持たせて航海日誌と地図を送り、ベーリング海軍准将の決定に  
したがって私はヤクーツクに留まり、部隊とともにそこで生活し海軍参議会による高度な決定を  
待っております。

海軍参議会の忠実な僕、海軍佐官 M. シパンベルグ

艦船書記ラマン・カルーギン

注記：1740年10月17日、官房より受領。

(2)ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.782, л.352-365. 原本

史料⑨No.2として公刊された。

(伊豆田あかり・寺山恭輔 訳)

34. 海軍参議会から M.P.シパンベルグへの命令と指示の草案。クリル列島の調査の継続と日本との交易関係の樹立について。(⑤No.124)

1740年4月以前<sup>213</sup>

海軍より海軍佐官シパンベルグへの命令

カムチャツカ遠征は2つの航海を遂行する。すなわち、第1の航海はアメリカもしくはアメリカに属する島々を探索すべくカムチャツカ川河口から東へと向う。第2の航海は日本または日本から分立する島々を発見できないか努力すべくオホーツクから南へ向かう。また同様に、これらの航路について共通して、かりに発見されたならば、それがどのような陸地あるいは島なのかについて知識を得ること、それらが無人なのか有人なのか、どのような人びとが住んでいるのか、誰の支配下にあるのか、何を所有しているのか、何を食べ、生活しているのか、商業、手工業その他について調査することを目的とする。それゆえ本件にかんして、第1の遠征任務が海軍准将ベーリングと海軍佐官チリコフに、第2の遠征任務が特別指示にもとづき貴下に委ねられた<sup>214</sup>。現在、二、三の訓令が与えられるため、海軍准将ベーリングは当方に出頭するよう命じられた。貴下にはかの地にある彼の部隊全体が委ねられる。それゆえ、本遠征を遂行するために、以下を実行すべし。両方の航路について、一方では海軍准将ベーリングへの指示<sup>215</sup>にもとづきカムチャツカより北東に横たわる陸地を調査し、他方で貴下への指示にしたがい、カムチャツカの南端から南へ向けて、日本列島までを(すでに貴下によりいくつかの島が発見されてはいるが)より詳細かつ入念に調査し、そして記録するよう全力を尽くすべし。これらの航海に備えて、ベーリングの報告にあるように、彼の航路のために、さる1739年6月30日まで PACKET BOAT 2隻が建造中であった。このうち1隻は12列外板張り、乾舷の下部には外板が張りめぐらされている。もう1隻は周囲が7列外板張り、この造船用の木材を調達中である。

食糧にかんする彼、ベーリングの報告によると、ウラク浮送場からオホーツクへ搬送された食糧は小麦粉1,205プード、穀粒147プード、ワイン110ヴェドロである。ウラク浮送場に残され

<sup>213</sup> A.P.ヴォルィンスキーと F.I.ソイモノフの解任時期から判断して、日付を決定した(本史料集 No.32 の注 No.200 を参照)。

<sup>214</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

<sup>215</sup> 史料⑤No.95 を参照。

たものが、小麦粉 901 プード、穀粒 286 プード、乾パン 134 プードである。ユドムスキー・クレストにあるものが、小麦粉 510 プード、穀粒 1,684 プード、牛のバター 143 プード。オホーツクへ搬送された分を除く合計は、小麦粉 1,412 [1,411 か] プード、穀粒 1,970 プード、乾パン 134 プード、牛のバター 143 プードである。ベーリングの要請におうじて、ヤクーツクから馬 300 頭と人員が到着し、また PACKET BOAT の建造用の木材がすべて浮送されたならば、1739 年夏にこれらの残る食糧をできるかぎりオホーツクへ輸送するよう努めるべし。同年夏にヤクーツク政庁からユドムスキー・クレストへ食糧が浮送されるのかについては、まったく連絡がないので、要請できないとのことである。

遠征に向けての至急の用件のために海軍中尉ラリオフとともに特別に派遣されていた海軍中尉トルブギン[トルブヒン]より<sup>216</sup>、イルクーツクから 1740 年 2 月 20 日に受信した 1739 年 12 月 14 日付報告書にはつぎのとおり記されていた。ヤクーツクの海軍中尉ラリオフからの連絡では、遠征隊の派遣が遅れないように、ヤクーツクへ以下のもの、すなわちベーリングおよびシバンベルフ[シバンベルグ]の部隊用の 1 年分の資金 2 万 0,165 ルーブル、役夫の給与 1 万 0,000 ルーブル、さまざまな購入その他に充てる 1 万 0,000 ルーブル、合計 4 万 0,165 ルーブルをすみかに送るべしと書いてあった。

食糧にかんしては、小麦粉を遠征用に 1 万 5,000 プード、輸送に従事する遠征参加者用に 2 万 0,000 プード、カムチャツカから到着したさまざまな部隊用に 5,000 プード、オホーツク管理所用に 1 万 0,000 プード、計 5 万 0,000 プード。また精製した大麻繊維を 498 プード、コーキング材を 200 プード、帆布用麻布 2 万 0,000 アルシン、役夫 252 名、紡績工 1 名。航海中の食糧として、エンドウ豆 526 プード、牛のバター 315 プード、塩 400 プード、ワイン 336 ヴェドロ 96 チャルカ。そして海軍准将[ベーリング]は、試金業親方のための 5 年分の俸給として 2,400 ルーブル、ウラク浮送場における遠征用食糧の受け取りと分配のために監察官を 2 名ほど要求している。

これについて彼、トルブギンはイルクーツク県庁に対し、上述の発送が提出された目録にしたがい少しも遅滞なく遂行されるべく、同庁が最大限の努力および配慮をするように求めた。1739 年 12 月 13 日、同庁から彼に宛てた覚書で以下が回答された。

1. 食糧、大麻繊維そしてエンドウ豆の収集と購入については、イリムスクの書記官や管理者カメニシコフ、および食糧や大麻が収集されるイリムスク管轄下にあるすべての要塞と村落のプリカース員に対し、ヴェルホレンスクの船着場やイリムスク管轄下にて、徴収された食糧をそして課税額におうじた本 1739 年分の食糧を食糧調達監督長 praviantmeister たちと一

---

<sup>216</sup> 海軍中尉の V.I.ラリオフと G.トルブヒンは、第二次カムチャツカ遠征隊の補給を監督する、前者はヤクーツク、後者はイルクーツクにおける海軍参議会の特別代表であった。

緒にすべて集め、収集後、言うまでもなく一切の遅延なく、いかなる口実も許さず、本 1740 年 1 月に至急、船着場へ搬送すべし、と強く確認がなされたうえで命令が出された。

2. バターの調達、役夫の派遣その他についても同様である。遂行すべしと命令され、命令によって確認されているので、その受領まですべてが遂行されると思う、と同庁によって回答がなされた。それゆえ、パケットボートが建造され、航海に十分な食糧が用意できたならば、海軍准将ベーリングがその航海において遂行すべしと命じられたように、指示と命令にもとづき<sup>217</sup>、海軍佐官チリコフと海軍中尉エンドウロフをただちにそれらのパケットボートで派遣すべし。そのため、彼、ベーリング宛の指示の完全な写しを本状に添付する<sup>218</sup>。

海軍佐官チリコフと海軍中尉エンドウロフを派遣後、君と同行する乗組員のための食糧が十分に残っているならば、つづいて貴下が海軍中尉のヴァリトンとチハチョフ<sup>219</sup>とともに、従来の船、すなわち小船艇ガヴリール号、二檣帆船とダブル・スループ船(そのダブル・スループ船が無事、海から帰還した場合)で出航し、特別の項目で命じられたように、自身の航海を本年 1740 年の遠征で確実に終えるように<sup>220</sup>全力を尽くすべし。

ダブル・スループ船が帰還しない場合、あるいはパケットボートで派遣された乗組員に供給したのちに、貴下らの船の乗組員に十分いきわたるだけの食糧が残らなかった場合は、上述の海軍中尉のヴァリトンとチハチョフ両名をとめない、2 隻の船、すなわち小船艇と二檣帆船で航海を行うべし。この目的で、貴下は船に必要な人数の乗組員をヤクーツクより集めなくてはならない。7 月初めにオホーツクから出航したとしても、この航海を行ない、そしてオホーツクに戻るための十分な時間を持つことができる。期待に反して、海軍佐官チリコフと海軍中尉エンドウロフを乗せたパケットボートをなんらかの事情で派遣できなくなった場合、つまりパケットボートが完成せず、また食糧や物資の輸送が完了せず、あるいは十分でない場合には、以下のとおり遂行すべし。(1)なぜこの造船がかくも長い時間にわたったのか、海軍佐官チリコフから回答書を徴収すべし。(2)なぜ食糧や物資が不足することになったのか、尉官全員と協議を行なわれたし。むろん、何らかの事情で船の派遣が不可能であるならば、協議にもとづき、翌 1741 年まで船の派遣を延期すべし。これらの件すべてについて、急使を用いて、女帝陛下の官房まですみやかにかつ詳細に報告すべし。きたる 1741 年の航海に向けた準備について、あらゆる手を尽くして今夏にすべてがオホーツクまで搬入されるよう、そしてきたる 1741 年に何らかの事情でこの航海を中止す

<sup>217</sup> 史料⑤No.95 を参照。

<sup>218</sup> 文書ファイル中には存在しない。

<sup>219</sup> 海軍少尉チハチョフは本人の希望により、1737 年 12 月 20 日付の海軍参議会決定にもとづき第二次カムチャツカ遠征に派遣された。同時に彼は派遣に出発するにあたり、海軍中尉に昇進した(Материалы для истории русского флота, ч.VIII, с.380)。

<sup>220</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。



ることがありえないように、何をどこから調達しなくてはならないのか、貴下はすみやかに報告すべし。しかるべき物資と食糧の搬送については、勅令によって官房からイルクーツクおよびヤクーツクへも、厳格に再確認されている。

時間を無駄にしないよう、また海軍佐官チリコフや海軍中尉エンドウロフとともにパケットボートに乗務すべき乗組員がオホーツクで無駄に穀物を食べないように、貴下は海軍佐官チリコフに同行すべき乗組員の中から必要な数の人員、そして食糧を集め、自身の航海を、貴下に与えられた指示にもとづき、以下の条項において命令されているとおり、本年 1741 年<sup>221</sup>中に完遂すべし。

1. 貴下によって探索された日本列島付近の島々、すなわちフィグールノイ[フィグールヌイ]島、ゼリョーノイ[ゼリョーヌイ]島および松前島<sup>マツマエ</sup>の先端あるいは島そのものへ行き、それらを入念に観察し、その後、日本列島まで進み、沿岸、錨地、湾の記録にかんして、記録に値するすべてについては、これらの島の沿岸でも内陸でも詳細かつ完全な情報や知識を入手するよう、そこで可能性が許すかぎり全力を尽くすべし。
2. 貴下が作成し、送付した地図<sup>222</sup>からは、以前の貴下の航路はカムチャツカの南端からクリル列島に沿って南下し、そこから貴下により発見された上記の島々および陸地へ進み、カムチャツカ岬からそこまでは南西に進んだことが見て取れた。したがって、その位置から判断するならば、オホーツク港からポリシェレツク川河口、あるいはカムチャツカの上述の南端へと航路を取るべからず。そうすることで航海の時間を無駄にするのではなく、貴下はオホータ川河口から西側の沿岸をこの沿岸の状態が導くように南下し、ウダ川河口まで到達し、その河口を通過してさらに沿岸を南へと自身の航海を続けるべし。そうすることで貴下の航路は、貴下から送られてきた地図にもとづく算定では、ポリシェレツク川河口やカムチャツカ岬の南端まで行き、そこからクリル列島に沿ってほぼ逆方向へ南と西の間を進むかなり遠回りになりそうな航路よりも、三分の一短くなるように思われる。
3. ウダ川河口から南のアムール川河口まで、そしてそこから南の、貴下により探索された松前<sup>マツマエ</sup>という名の岬までの沿岸は実際には解明されていない。しかしながら、貴下から送られてきた地図には、この土地が新旧の地理学的記述が付されたうえで位置付けられている。それゆえ、全沿岸についてその状態、入江や河川の位置、そしてその他、すなわち海岸の水深や位置も正確に記述すべく、貴下はウダ川河口から他の河川および日本列島まで海岸に沿って南下する航路をとるべし。沿岸について森林が多いのか岩が多いのか、山地なのか低地なのか、

<sup>221</sup> おそらく誤記である。正しくは 1740 年。

<sup>222</sup> 本史料集 No.33 の注 209 を参照。

- そして注記や記述に値するその他の事項をとくに調査すべし。航海中に島が確認された場合には、通過せずに観察し、記録し、算定や三角法を用いて緻密に観察し、情報を海岸に関連づけるべし。さらに全地点で、暴風時に海洋船の避泊地となりうる場所を注記すべし。そういった場所では、注記に値する外観を今後の知識やその土地の目印とするために記録すべし。
4. 貴下に対する指示の第 10 項にあるように<sup>223</sup>、航海の全期間をつうじて、海軍規定にもとづき航海日誌をつけるべし。日誌を記すにあたって、機会がある場所では航海術の原則にしたがって羅針盤の指す方位を利用し、また航海日誌にもとづいて詳細かつ正確な海図が作成できるようにすることを付記しておく。送付されてきた貴下の航海日誌<sup>224</sup>と地図の中には、しかるべき詳細な記述にはふさわしくない二、三の瑕疵や不完全な点が見受けられる。つまり、送付されてきた地図には、メルカトル図法で作成された地図のように赤道が引かれているが、証言によれば平面図である。というのは、他の緯度線のみならず、メルカトル図法では赤道よりも 2 倍長くすべきである 60 度の緯度線も、赤道と同じ長さで引かれているからである。1738 年と 39 年の両遠征にかんする航海日誌<sup>225</sup>についても、航海術にもとづいた記述はあるものの、不備がある。さらに記述について、以下のとおりにすべきであった。すなわち、島々の間ならびに沿岸の正確な距離が算出できるしかるべき交叉方位法で観測されていない。また、多くの場所で方位のみが記録されている。判断にもとづきそれにマイル数を付け加えるべきであるにもかかわらず、その記録もメモも残されていない。そしてまた、たとえ[マイル数を測定する]場所がなかったにせよ、方位が測定された場所だけでなく多くの場所で、水深が地図にも航海日誌にも記録されていない。日本列島近海そして湾内においても、しかるべき交叉方位法が採用されておらず、水深が示されていない。まったく記録されていないか、記録があっても、方位はもっぱら海上で測定され、海岸での方位はまったく記されていない。多くの日で、緯度と 1 日の総航行距離が表から算出されず、記入されていない。いくつかの日では、一日中南と西の間に航路を取ったにもかかわらず、基本的な航路は北と西の間として記入されているが、このようなことはありえない、など。さらに、航海術において第一かつ最重要の原則と考えられること、すなわち航海全体を決定付ける羅針盤の偏差が、航海日誌から明らかなどおり、秩序立てて正確に計測されていない。いくつかの位置では、太陽の出没方向角が観察されてはいるが、航海をつうじて発見された場所の緯度については出没方向角が観測されていない。羅針盤の偏差が地図に記入されていないのみならず、日誌にも書かれていない。したがって、この地図がどのような羅針盤の偏差によって作成されているの

<sup>223</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

<sup>224</sup> 史料⑤No.116(本史料集 No.30)を参照。

<sup>225</sup> 史料⑤No.116(本史料集 No.30)を参照。

か、当地で知ることはできない。さらに驚かすにはいられないのは、貴下と別れたあと、海軍中尉ヴァリトンが作成した航海日誌<sup>226</sup>を、貴下は送付しなかったことである。というのは、彼の報告書<sup>227</sup>からは、彼が日本列島の沿岸に滞在中の出来事が見出されるからである。すなわち、彼、ヴァリトンはまず6月16日に北緯38度29分の位置において陸地を確認し、その後6月17日に沿岸付近を航行し、この場所で日本の船を39隻目撃し、そこから彼、ヴァリトンは港を捜すため沿岸を航行し、6月18日に投錨し、6月19日に日本人たちが彼のもとを訪れ、彼と海岸との間を往復し、この場所で彼により派遣された補給兵曹が友好的に迎えられ、その村には1,500戸近くの住宅があった。これについては彼、ヴァリトンによって派遣された兵士が当地でまさしくこのことについて報告している。さらに彼、ヴァリトンは、その場所から先へと南南東と南南西の間を進み、さらに西へ航路を定め、6月20日に再度、島に到達し、投錨した。6月21日、さらに彼は島々の間を抜けて日本島に向かって進んだ。日本では日本人たちが彼、ヴァリトンに水をまた持ってきてくれた。その場所、すなわち[北緯34度34分から、彼、ヴァリトンは引き返した。以上のことから、彼が貴下よりも約4度も南下したことは明白であるが、彼、ヴァリトンの日誌なしにはこの報告だけで、十分には理解できない。それゆえヴァリトンに対し、より確かな判断のために、当方から送付する地図に、彼が貴下と別れた位置からの自身の全航路、そして彼らには何がどこで見えたのか、明確に記入するように命じ、そしてこの地図、および彼の船において彼らによって作成されていたこの遠征の航海日誌を、最初の機会に使者を用いて当地から送るべし。今後、貴下一人のみならず、航海日誌を記す義務を負った者はみな、日誌そして日誌にもとづき作成される地図にも署名するよう命ずる。

現在、この日誌にもとづき作成された地図の欠陥が発覚している。したがって、いくつかの場所については、とても正確なものとは認めがたい。もっともこれらすべては、今回は女帝陛下への勤務における貴下の勤勉さや示された熱意に免じて、いかなる罰にも処されない。また、貴下および陸軍少尉 polutchik[海軍中尉 leutenant の誤りか]ヴァリトンの功勞に対しても、褒賞が与えられないままとはならないだろう。しかしながら今後、貴下および貴下の部下が、沿岸についてどこでこれらが見えたのか記述を行なう際には、緻密な交叉方位法または観察を行うよう十分に確認すべし。探索において沿岸から沿岸までの距離は三角測量法にもとづいて測量するべからず。幾何学では、これら観察の測量地点間の距離が正確なものとみなされなくてはならないからである。ただし、その間の沿岸は見えるままを記録すべし。

<sup>226</sup> ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.38, л.135-211 を参照。

<sup>227</sup> 史料⑤No.117(本史料集 No.31)を参照。

航海中は障害あるいは遮蔽物がまったくないはずだからだ。霧の場合、あるいは夜間航行することになった場所、あるいは離岸を余儀なくされる場合を除き、通常の航海では観測だけが求められている。また、霧や夜間航行の場合、離岸せざるをえない場合には、このことを日誌のその時刻の部分に必ず記入しなければならない。

5. 観察すべき湾についても、2 か所での観察にもとづいて、記録すべし。しかし、時間と機会が許すならば、さらに水深を測り、湾口を観察すべし。これにくわえ、何らかの特徴にもとづいて注記すべきものを、精力的に観測し、観察しなければならない。本指示書にある地図作成のために何を記述しなくてはならないのか、航海日誌を記す義務のある尉官と下士官全員に周知させ、今後、このような誤りを犯すことに用心するよう署名をとるべし。
6. 海軍准将ペーリングに与えられた指示の項目<sup>228</sup>には、ウダ川の河口そしてウダ川について記録するように書かれているが、彼によってそれが遂行されたのか明らかではない。これは、多くの者にとって必要とみなされるべきものなのだから、これについて貴下は、彼に対する指示にしたがい以下のように遂行しなければならない。すなわち、危険だと判断されるのでなければ、配下にある航海士、または尉官、下士官のうち熟練した者1名を、搭載艇かボート lotka で直接オホーツクから海岸沿いに派遣すべし<sup>229</sup>。かかる小さな船でこの河口まで行くのが危険あるいは不可能であると判断する場合には、これを遂行すべき者を自身の船に乗せ、河口付近に到着したならば、しかるべき分量の食糧を供給したうえで、この者たちをこの搭載艇で送るべし。そして、ウダ川河口ならびにウダ川を、可能なかぎり、また時間が許すかぎり遡り、その水深や川岸の状態を記述するよう命じるべし。そして何よりも、川沿いにどのような樹木が生えているのか記述させるべし。というのは、この川沿いには、あらゆる建造に適した樹木が豊富に生えていることが知られているからである。同様に、ウダ島付近にどんな民が暮らしているのか注記するのも忘れるべからず(略)。ウダ川の見分および記述のために陸地に人員を派遣するのが望ましいと判断した場合には、貴下の判断に委ねる。ウダ川の上流の見分と記述は、海軍中尉ラリオフに命じられた。
7. クリル列島の地理にかんして、貴下から送付された地図によると、その付近であらゆる暴風時に対応可能な避泊地、そして安全である島々の間の湾と考えられるものが見出される。また、貴下から送付された日誌からは、この大いに不可欠な任務においてしかるべき観測が行なわれていないことが見出される。すなわち、(1)これらのうち多くについて、位置が日誌に記述されていないのみならず、地図にも示されていない。(2)それらの島々が関係付けられる

<sup>228</sup> 項目番号は示されていない。史料⑤No.87(本史料集 No.20)を参照。

<sup>229</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

べき、しかるべき方位が地図に示されていないだけでなく、日誌にも記載されていない。(3) 島と島間の水深が日誌に記入されているけれども、地図には示されていない。たとえば、1738年の日誌<sup>230</sup>によると、貴下はこれらの島の付近や島と島の間を30日間航行しているが、測鉛を使って水深を測定したのは9日間だけである。また1739年の日誌<sup>231</sup>によると、日本列島から出発して、列島を目撃し、島と島の間を10日間航行しているが、測鉛で水深を測定したのは6日間だけである。しかも、交叉方位法によるしかるべき計測がないのであれば、当地でこれらの島の位置関係を決定することはできない。それゆえ、上に述べたとおり、これらの島の位置が暴風時におけるより良好かつ最も対応可能な避泊地とみなすべきなのだから、この目的で貴下はこの島々について大縮尺で特別地図を作成すべきである。島々間の水深を決定し、いくつかの主要地点の入口および外観、たとえば何がどの方向から姿を見せるのかについても、誰でも暴風の際に安全かつ無事に入るのに役立つようにこのような注記を行なうべきである。通常の航海中に二度その付近へ行ったのだから、注記し、書きとめることが十分できたはずであり、そうすべきであった。しかし、貴下の日誌にはそれは見出されず、貴下によって発見されたフィグールノイ、ゼリョーノイなどと呼ばれる島々についても、島と島間の水深などにかんする観測はしたがってなされていない。それゆえ、今後、航海士の中から2名を特別船で派遣し<sup>232</sup>、今年の夏にクリル列島付近のこれらの必要な場所を見分し、大縮尺の特別地図をおよびこれに付されるすべての注記を作成するよう彼らに命じられたし。その際、どの島にどのような住民が暮らしているのか、樹木は豊富なのか、真水があるのかどうか注記されぬままにならないよう取り決めるべし。これにもとづいて、貴下が発見したゼリョーノイ島とフィグールノイ島は、暴風から安全な避泊地の位置にあるとみなされなければならないので、今回の遠征で再度観測し、クリル列島について記録されたとおりに特別地図に大縮尺で位置づけるべし。

8. 貴下の報告書<sup>233</sup>では、貴下が発見したゼリョーノイ島の住民が、クリル列島の住民に似ていると記されている。同報告には、同島付近で松前島の一端が発見され、同島の住民が日本人と交易を行っていることが示されている。貴下の配下には日本語通訳や言葉を介する者 *tolmach* がいないので、この目的でクリル語で話し、ゼリョーノイ島民と会話ができる者を帯同すべし。さらに、近くにいるがゆえに松前島民と会話することを知りうる者を、ゼリョーノイ島から連行すべし。また、松前人は日本人と交易を行っているため、日本人と会話がで

<sup>230</sup> ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.38, л.2-54.

<sup>231</sup> 史料⑤No.116(本史料集 No.30)を参照。

<sup>232</sup> 史料⑤No.150を参照。

<sup>233</sup> 史料⑤No.121(本史料集 No.33)を参照。

きると思われる。松前人のうち誰かが贈り物につられて貴下に同行したときには、貴下はこの者をつうじて、日本人と会話をする手段が得られる場合もあるだろう。予備の人員として、当地より貴下へロシア人2名が派遣される。彼らは当地に住んでいた日本人のもとで、日本人が生存中、書き取りによってこの言葉をいくらか学んでいるので、必要なときには通訳のかわりとして貴下に奉仕できるだろう。

9. 島々に暮らす日本人のみならず、まさしく日本の地の海岸に住む日本人や海上で出会う日本人に対しても、貴下はできるかぎり愛想良く、隣人としての好意と友情を示すように振る舞い、彼らに何らかの憎悪を抱かせ、冷淡な態度を取らせるどんな小さな原因も作らず、印を示さないようにされたし。必要な場合には、彼らにふさわしい品物で適当な贈り物を渡すべし。貴下はこの目的で十分な数の贈り物を持参すべし。ただし日本人が何らかの甘言や奸計で貴下とその船、あるいは貴下の部隊の一部をまんまと手中に落とすべく不意に秘密の方法を使わないように、このすべてにおいて、海軍参議会から貴下へ以前与えられた指示<sup>234</sup>にしたがい、つねに万全かつ絶えることのない警戒をしなくてはならない。それゆえ、貴下はできるかぎり、確実に、そして精力的な監視で絶えず用心させるべきである。しかしながら、日本のハーン自身が住む地はまさしくそれなのか、あるいは他に独立した島が存在するのか、それらにはどのような町や村落が存在するのか、人口はどれくらいか、そこでは何を産出するのか、あるいは何が作られているのか、その場所から日本のハーンが暮らす首都までどれくらいの距離があるのか、そこまで海路で、あるいは陸路で行かなくてはならないのか、何日間移動するのかについて、日本の沿岸に接近し、その地の住民に尋ねるための適切な方法を講じるよう努力すべし。
10. 貴下、そしてとりわけ陸軍少尉ヴァリトンは、昨夏すでに日本沿岸に滞在したのだから、かの地の住民は貴下たちを少なからず目撃し、場合によっては貴下たちがロシア国側からやって来たことも分かっている、おそらく彼ら日本人は、当時、貴下たちが沿岸を通過してどこからかどこかへ航行し、水や薪を補給するために彼らのもとへ立ち寄ったと考えるに至ったと思われる。しかしこの夏、貴下が海洋船で再度日本沿岸を訪れるならば、日本人たちはもはや貴下に対して何らかの疑念を抱き始め、何のために毎年やってくるのかと問いたすようになるに違いない。その場合には、貴下たちは彼らに対して穏和な態度で以下のとおり説明しなくてはならない。ロシア帝国領のシベリアの地はまさしく海洋にまで達し、この海を介して日本国の領土と隣接し、今となっては、海上を彼ら[日本]の沿岸まで移動する航行可能な路も発見されたのだから、ロシア国側からは、彼ら日本人と隣人としての友好関係を築

---

<sup>234</sup> 史料⑤No.96(本史料集 No.22)を参照。

き、両国の利益のために交易を行う希望があり、それによって両側の臣民に少なからぬ利益や利得がもたらされるだろう。それは、かかる友好的な交流や商業が古くからロシア帝国と中国の間で行なわれ、しかもそれが陸路をつうじて遠隔地間で行われているのと同様である、と。このことを彼ら日本人は間違いなく知っているはずである。もしかすると、彼ら日本人は、ロシア国側にあるような自分たちに必要な商品や品物を他の場所から高い値段で入手しているかもしれない。日本の地への交易がロシア国側から樹立された場合、彼らはこれらの商品を自国の商品や物品と交換することで、より安価かつ満足して入手可能である。この目的で、彼らのもとへ運ぶことができるように、どんな商品や品物がロシアから必要なのか、彼らが表明するようにすべし。彼らに見せるために貴下はシベリアよりこれらを集め、あらゆる種類の商品や物品、すなわちさまざまな色のラシャ、あらゆる種類の錦、ビーズ、珊瑚珠、そして貴下の認識にもとづき、日本人が必要とし、不足していると考えられる他の物品や小物を十分に持参し、すべてを彼らに提供すべし。彼らがこれらを彼らの商品と交換したい、あるいは金銭で買いたい場合は、正価に上乘せをしないで売却すべし。これを彼らの長に、今後彼らが自分たちのもとにロシアから多くの商品を輸入するよう贈るべし。このような方法やその他の適切な方法を用いて、貴下は彼ら日本人にロシア国側と友好を築かせるよう、また[日本人のもとへ]商人を派遣できるよう努力すべし。とくに彼らのもとへのロシア船の来航に対するあらゆる疑念を取り除き、今後はいよいよ彼らから疑いを持たれずに来航できるよう尽力すべし。

11. しかしながら貴下は、航海中に先年、貴下により発見されたその他の島々の民、また将来発見されうる、日本のハーンに属さない者を(この点について、貴下は各島で精力的に尋ね、正確に確認しなくてはならない)、礼儀正しくかつ愛想のよい振る舞いをもって、そして彼らの長に贈り物を渡すことで、彼らの態度をうかがいながら徐々にわれわれの側へ、さらには臣従へと傾かせるように努めるべし。貴下の説得にもとづき彼らが臣民となり、彼ら自身の慣例にしたがって臣従を保証する何らかの印を渡すときには、われわれの国庫に納入するどんな少額の税もヤサク税も、当方に報告せずには、また当方からの命令なしには、彼らに対して決して課すべからず。たとえ彼ら自身が当方に何らかのヤサク税の納入を進んで申し出てきたとしても、それを受け容れるべからず。彼らのもとに、わが国が必要とする何らかの商品や物品があれば、これらを商品との交換あるいは金銭で入手し、無償で奪うべからず。これは、ヤサク税を免除されることで、彼らがわが国の臣民であるという意識を強め、つねに臣民のままとしておけるように、またこうすることで、自由に暮らすその他の民がわれわれに臣従する端緒や意志が与えられるとの見地からである。さらに日本人もこれらの民に対

するこのようなわれわれの寛大な態度を知ったならば、この地方でこれらの民から税を集めて何らかの利益を得ようという意図をわれわれから探し、見出すことはできないのだから、疑念や羨望を抱くはずはないだろう。彼ら日本人が、われわれの側からのこの寛大なふるまいを見て、わが国の船が海上を渡って日本沿岸に来航するのは彼ら日本人との間で隣人としての友好や交易を樹立させるために他ならず、そしてそのことが最も主要な用件であると確信したならば、女帝陛下は日本とのこの交流から彼らとの自由な交易だけをお望みなことから、周知のとおり、彼ら日本人はロシアの商品や品物の一部を中国経由で入手し、逆に、ロシアで必要な彼らの物品がやはり中国の地経由で運ばれているので、この交易からは双方に大きな利益がもたらされるのだと、貴下は彼ら日本人に対してあらゆる機会に説明し、解説すべし。こうして、彼ら日本人もそこに双方にとってどのような障害が生じ、とりわけ余計な出費や商品の高値がいたずらに起きているのか、そしてこれらすべてをロシアから日本への直接交易の確立によって阻止できることを、おのずとよく考えることができるだろう。

注記：ソイモノフにより作成された指示の草案。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.44, л.109-123. 写し。

一部が、Экспедиция Беринга, М., 1941, с.260-267; 史料⑨№.3 として公刊されている。

(福嶋千穂・畠山禎 訳)

35. 海軍少尉 A.E.シェリティングから V.I.ベーリングへの報告。1739 年におけるダブル・スルーブ船ナジェージダ号による日本への航海について。(⑤№.125)

1740 年 7 月 18 日

No.2

尊敬する海軍准将ベーリング閣下宛の

報告

さる 1739 年、私が海軍佐官シパンベルフ[シパンベルグ]殿の指揮下にいた際、私は自身に委ねられた小船艇ガヴリール号、また彼、海軍佐官シパンベルフ殿は二檣帆船ミハイル号、海軍中尉ヴァリトンはダブル・スルーブ船ナジェージダ号、さらにポリシェレツク要塞で建造された小船艇ポリシェレツク号の計 4 隻で、われわれは 5 月 23 日、ポリシャヤ川河口より出航しました。私はクリル列島まで他の船に後続しました。同 5 月 30 日、私はクリル列島へ到着し、同 5 月 30 日午後第 11 時に、海軍中尉ヴァリトンからダブル・スルーブ船ナジェージダ号と彼のもとにいる乗組員を引き継ぎ、一方、海軍中尉ヴァリトンに小船艇ガヴリール号を引き渡すべしとの命令



を私は海軍佐官シパンベルフ殿から受け取りました<sup>235</sup>。ただ、この命令にしたがい、私も海軍中尉ヴァリントンもなんとか船を乗り換えることができただけで、乗組員や船に積まれていた物資、航海用食糧などを、規定[海軍規定のことか]で定められているとおりにお互いに委ねることはできませんでした。というのは、同日午前第 10 時に、彼、海軍佐官シパンベルフ殿が二檣帆船ミハイル号で大砲を発射し、中檣帆を張るべしと命令し、青旗の旗棹を掲げ、錨を上げてタッキング帆走を開始し、さらに、われわれに軍曹クズネツォフを派遣し、彼から口頭でわれわれに与えられた命令にしたがい、各自の船に乗り、佐官殿に後続すべしとの指令を伝えたからです。この指令にしたがい、また受け取った上述の命令にもとづき、私は何の理由もなく、引き渡しも行わずにダブル・スループ船へ、海軍中尉ヴァリントンは小船艇ガヴリール号へ移動せざるをえませんでした。

上述のクリル列島より、私は自身に与えられた命令にしたがい、自身に委ねられたダブル・スループ船で他の船とともに海軍佐官シパンベルフ殿に後続し、5 月 31 日より羅針盤で南微西 3 度 55 分西へと航行しました。しかし、6 月 9 日、海軍中尉ヴァリントンが指揮する小船艇ガヴリール号がわれわれから遅れました。一方、われわれは、その位置から再度上述の針路へ、確認された緯度 39 度 31 分まで、ガヴリール号を除く他の船とともに 6 月 12 日まで進みました。この位置から西 3 度 2 分南へと方向を転換し、約 70 オランダ・マイル離れました。そこで陸地を発見しましたので、その方向へタッキング帆走を開始しました。一昼夜、霧と雨が続きました。その後、霧は晴れました。後方に帆船が確認され、正体を知らないまま、6 時間この船を追跡し、僚船であるかのように思っていました。見知らぬ船だということが確認されましたので、再度引き返しました。

同日、海軍佐官シパンベルフ殿と合流し、口頭でこの件について彼に報告したところ、これに対して「私も多数の船を目撃し、やはり追跡したが、突きとめられなかった」と答えられました。こうした状態が 6 月 16 日まで続きました。われわれはこの陸地の付近をさらに 5 日間航行してから、二檣帆船のそばで、水深 14 と二分の一サージェン、底質は細かい灰色の砂に第 2 時頃より投錨しました。二檣帆船からは太鼓を載せた船載ボートにて小船艇ポリシェレツク号を捜索するための人員を派遣し、佐官殿の二檣帆船からはポリシェレツク号への合図として大砲を発射しました。しばらくして霧が晴れると、小船艇ポリシェレツク号を発見しました。われわれは錨をあげ、その後を追いました。その後、ふたたび霧につつまれました。こうした状態が 6 月 22 日まで続きました。われわれはその島の南東端へ近づき、水深 23 サージェン、底質は泥に錨を下ろしました。この位置に午前第 4 時から午後第 2 時まで停泊しました。その間、かの地の民が非常

<sup>235</sup> 史料⑤No.117(本史料集 No.31)を参照。

に多数、われわれの船にやってきました。彼らは自分たちについて、またその地について「日本」<sup>ニッポン</sup>だと言っていました。

午後第2時にわれわれは錨をあげ、再度、羅針盤で北東3度31分北へと進みました。そして、われわれは北緯42度56分まで航行し、島々に到着しました。深い霧の中、島と島の間を、大砲と太鼓の音を頼りに2昼夜、進みました。その後、しばらくして霧が晴れたので、7月3日午後第6時、海上が静穏のときに、小船艇ポリシェレツク号が二檣帆船により、水を補給するために派遣されました。しかし、着岸する前に風が出たので、また引き返しました。われわれは当時、二檣帆船とともに停泊中でしたが、小船艇ポリシェレツク号が到着すると、ただちにわれわれも錨をあげ、タッキング帆走を開始しました。島と島の間は強く、さらに霧も出てきました。一晩中太鼓を打ち、大砲を発射しながら進みました。われわれは二檣帆船の海軍佐官殿から応答——右舷での大砲の発射——を聞くと、ただちにその後を追い、太鼓の音が聞こえるところまで近づきました。その後も霧はなかなか晴れず、ポリシェレツク号の姿も見えませんでした。風はおさまりました。このとき、二檣帆船から水を探し出すために船載ボートが海岸へ送られ、船載ボートが戻って来るまでの間、海軍佐官殿の二檣帆船の大砲から小船艇ポリシェレツク号のために何度も発射しましたが、応答はなく、これ以降、ポリシェレツク号を確認できませんでした。島と島の間は朝まで、すなわち7月4日まで静穏でした。午前第7時、われわれの船へ二檣帆船より、空き樽14個と櫂6本を載せた船載ボートが送られ、海軍佐官シパンベルフ殿の指示により、水を補給するためにダブル・スループ船で岸へ行くように命令を受けました。この命令にしたがって、われわれはすべての帆を畳み、櫂とbuchirで進みました。第12時に、われわれは海岸近付近まで辿り着き、水深14サーゼン、底質は細かい砂の位置に錨を下ろしました。水を補給するために2艘の船載ボートで海岸へ出発しました。一方、二檣帆船ミハイル号は、われわれが海岸に出发した場所に停泊していました。われわれはすべての樽を水で満たすまで、ほぼ一昼夜、海岸付近に停泊しました。任務を果たすと、海軍佐官殿が乗船している二檣帆船まで辿り着き、彼らから送られてきていた樽に水を一杯入れて、彼らの船へ届けました。

同1739年7月6日より、その位置より2隻のみで再度順調に航路を進みました。南西へ進んだところ、ふたたび霧がかかったので、太鼓と大砲の音を頼りに進み、われわれの速度は3ないし4オランダ・マイルでした。その後、しばらくして霧が晴れると、われわれは島を確認しました。その東端は東微南1:2南、西端は南微西1:2西、距離約2オランダ・マイルでした。天気はどんよりとしてきて、微風でした。われわれは水深11サーゼン、底質は細かい砂の位置に錨を下ろしました。その後、湿った霧になりました。霧の中を進むのは危険なため、また測鉛を用いた測定によると、水深が9、8、場所によっては約6サーゼンなので、12時間おきに錨の上

げ下げを3度行ないました。その後またどんよりとしてきて、霧が出てきました。われわれは、6本の櫂が付いたバイダラあるいはボートが、この島からわれわれのほうへ向かって来るのに気づきました。彼らはわれわれの船に近づき、言葉を交わそうとしましたが、お互いに相手の言葉を知らず、彼らは漕いで戻って行きました。すると海軍佐官シパンベルフ殿は彼らのところへ船載ボートを派遣しました。この船載ボートには、かの地の民を贈り物でいつくしむために、海軍少尉シェリティングが乗り込みました。そして、島から2艘のバイダラに乗った住民と一緒に戻ってきました。この島民たちは二檣帆船に滞在したのち、ふたたび帰って行き、一方、われわれは錨を上げ、タッキング帆走を行ないながら進みました。第6時から第10時まで、霧そしてまったくの静穏の中を島と島の間を進みました。この場所は測鉛で測定したところ水深が非常に浅く、航行は危険でした。

この場所から羅針盤で北東微東3:4へ11オランダ・マイルほど離れると、霧の中で羅針盤で北東1:2東、われわれからの距離約2オランダ・マイルの位置に陸地を発見し、タッキング帆走を開始しました。霧の中に入ると、その陸地が見えなくなりました。水深を観測しながら、また海軍佐官殿の二檣帆船へ応答して発した大砲と太鼓の音の信号をもとに進んだだけでした。この間、7月15日まで、濃霧と無風状態のためにこのような状態が続きました。

この位置から南西へ22オランダ・マイルほど進み、霧が晴れると、われわれから約3オランダ・マイルあるいはそれ以上離れた位置に陸地が見えました。それは北から始まって北西へ伸び、さらに西北西<sup>236</sup>から南西微西へ伸びていて、その間に海峡があるように見えました。われわれが周囲を見渡していると、ふたたび風がおさまリ、霧につつまれました。この霧の中をわれわれは陸地の位置に注意を払いながら、2昼夜、タッキング帆走で進みました。さらに、佐官殿は伝声管[truba 拡声器のようなものか]をとおして(口頭で)われわれに自分から離れないようにと連絡しました。私はこの場所が松前<sup>マトマイ</sup>と呼ばれるところのようだと分かりました。霧が晴れると、われわれはその場所の緯度を41度19分と観測しました。こうした状態が7月22日まで続きました。われわれはこの場所をさらに2昼夜進み、東側へ入り込みました。風は少しおさまリ、天気はどんよりとしてきました。そのとき、探索を目的に二檣帆船から船載ボートが岸へ派遣されました。そのあと、われわれは帆を張った4隻の船が南から進んでいるのを目撃しました。この時も船載ボートを戻らせるべく、二檣帆船ミマイル号では旗竿が立てられ、大砲が発射されました。われわれはほぼ漂浮し、船載ボートが戻るとすぐにすべての帆を張り、帆そして buchir で岸から出発しました。1ないし1と1:2オランダ・マイルほど離れたとき、われわれのいる位置から先述の松前島は、羅針盤によると、北端が北南微北、距離3オランダ・マイル、南端が南微西1:2西、

<sup>236</sup> [訳者補注：史料にはこのように書かれている]

距離 4 オランダ・マイルにありました。航行中のこの 4 隻の船はわれわれの船の後方で、海岸付近を進み、われわれからの距離はそう遠くありませんでした。それらの船はわれわれのガレー船に似ていましたが、四角形の帆をしていました。その後、北側からも船が現われ、その側にはどうやら陸がありました。悪天候のため正確な方位は分かりませんでした。

このときから、7 月 28 日まで北東へおよそ 24 オランダ・マイル進んでから、漂浮しました。私は二檣帆船ミハイル号の海軍佐官殿に招集され、われわれの船へわれわれの船から贈り物、医師助手ギンテルと医薬品を移すために、監察官イヴァシュキンが派遣されました。その際、水も 4 樽運び出されました。私が任務を遂行し、自分の船に戻ると、帆を張って従来どおり航路を進みました。風がほとんどありませんでしたので、漕走しました。霧は濃く湿っていました。このときから、われわれは大砲の発射音を頼りに二檣帆船のあとを一昼夜進み、われわれから見て羅針盤で北、距離約 3 オランダ・マイルに横たわる陸地を確認しましたので、そこから東微北へ約 4 オランダ・マイル進み、二檣帆船ミハイル号のあとに続いて北東微東へふたたび航行しました。このときからミハイル号が確認できなくなり、それから 10 時間にわたって大砲を 12 発射しましたが、応答はなく、さらに何度も発射しましたがやはり応答はありませんでした。それ以上はその後聞こえず、海軍佐官シパンベルフ殿が乗船する二檣帆船には出会えませんでした。さらに、8 月 1 日の前夜になり、また雷、稲妻そして雨に見舞われました。当時、私のもとには、死亡者を除いて病気の乗組員が 14 名おり、残りの者もようやく歩けるような状態でした。このときからわれわれはカムチャツカの地に向かいましたが、霧のために日光も陸地もまったく見えませんでした。深刻な水不足にも見舞われ、帆にたまった雨水を集めなかったならばほぼ全員が元気を取り戻さなかったと思われます。海軍佐官シパンベルフ殿から取り残されたので、われわれはこの位置からポリシェレツクの河口まで針路を右手に取り続け、すなわち羅針盤で北北東 2 度 33 分東へと進み、ただ慈悲深き神のご加護により、8 月 31 日にポリシェレツクの河口へ到着しました。逆風のため河口へ入ることができず、午後第 2 時に水深 6 サージェン、底質は細かい砂の位置に錨を下ろしました。午後第 10 時に西側から強い突風が吹き、綱索を引き裂いたので、われわれは別の錨を投じ、さらにそれを補強するために、先ほど裂かれた綱索に四爪錨を結わえつけ、投じました。この錨と四爪錨で午後第 10 時から午前第 4 時まで停泊しました。しかし第 4 時に前述の四爪錨の綱索が切れ、われわれは 1 本の錨でとどまりました。午前第 8 時に、風はまだあり、いっこうに静まらず、河口のうねりは高く、水がぶつかり合いはじめ、われわれはこれ以上停泊するのは危険だと判断し、綱索が裂けていたので、われわれは錨を巻き上げはじめましたが、ウインチ shtashvis まできたときにこの綱索も切れてしまい、3 本あった錨がすべて海中に取り残されてしまいました。

われわれはしかるべき帆を開き、ポリシェレツクの河口へ無事に入りましたが、何かで固定しないで、ただ適切な場所に停泊していました。われわれには1ブードの四爪錨以外、何も残っておりませんでした。われわれは浅瀬に乗り上げ、ファルトウンの<sup>237</sup>小さな錨を2本入手し、増水した川の適当な場所へこの錨で引き寄せられるまでの2昼夜、浅瀬に停泊しておりました。その後、私はポリシェレツク役所に、以前フォルトウン号に乗務していた水兵を含む人員の中から下級勤務員を救援によこすよう要請し、この私の要請に応じて7人が派遣されてきました。数本の錨がポリシャヤ川河口の海中に残されていましたが、好機をずっと待ってから副航海士エメリヤン・ロディチェフが9月7日午前第7時に船載ボートで出発し、午後第3時に主錨を2本持ち帰りました。しかし、川の捜索はできませんでした。その後、修理を完了させてから、病気の乗組員を全員、岸から船に乗せてポリシャヤ川河口から出航し、順風に乗って、1739年9月9日、ラマ[オホータ]川河口へと北西微西3度28分北へ針路を保ちました。同年9月18日、われわれはラマの地[オホーツク]に首尾よく到達しました。接近し、この地がイナ[イニャ]川に面していることを確認し、西へ向いました。同年9月19日午後第6時、われわれはオホータ川河口付近のマリカンに到着しました。しかし、風は強く、そのうえ湿った霧が立ち込めていました。海岸は霧に閉ざされ、また夜が更けてきたので、オホータ川河口へすぐに入るのは危険でした。しかし、綱索が丈夫でないので、錨を下ろすこともできませんでした。それゆえ、われわれは夜をやり過ごすべく漂流していました。その夜、東北東から強風が吹き、激しい波がわれわれをウダ川方面へ運び去り、数日間漂流しました。波浪と暴風の中、かなりの困窮を経験し、ほとんど死を覚悟していました。そうこうしているうちに、海岸全体にわたって、尾根などが雪に覆われているのが見え、そして、われわれは神のご意志に身を委ね、10月2日、生きてふたたびポリシャヤ川に辿り着くことができました。食糧はなく、水もほとんど底をつき、逆風が行く手を阻みました。そこからわれわれはポリシェレツクの河口へ向けて針路を南東微東3度28分東に保ち、神のご加護により同年10月8日、ポリシェレツクの河口に到着し、午後第6時に無事河口へ入りました。

ポリシェレツク要塞に滞在中、深刻な食糧不足を経験しました。そのため、魚の餌さえもかなり不足していました。干魚を1ブードあたり6〜8ルーブルで買い、食べ物を探して、冬の間、下級勤務員は船の警護にあたる者以外は方々の異郷人の要塞に送り出されました。本1740年、好機を待って、6月25日、ポリシェレツクの河口から出航し、航路を北西微西に保ち、7月4日夜、オホータ川河口に到着しました。綱索がまったく丈夫ではないので、錨を下ろすことはできませんでした。一晚の間に、われわれはウラク川河口まで流され、順風を待ってそこから戻りま

---

<sup>237</sup> つまり「フォルトウン号の」、の意。

した。神のご加護により、7月9日午後第6時にオホータ川河口へ無事に入ることができました。航海にかんするわれわれの日誌は紐綴じの帳面に記入され、現在は内容を修正しなくてはならず、また閣下宛ての本報告に添付して提出すべき地図も、まだ点検を終えていません。航海日誌の点検が済み次第、特別の報告を添付してお知らせいたします。

以上、閣下にお伝え申し上げます。

海軍少尉 A. シェリティング

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.43, л.166-170. 原本<sup>238</sup>

(福嶋千穂・畠山禎 訳)

36. 海軍佐官 M.P.シパンベルグより航海士 V.A.ルティシェフへの命令より。クリル列島における  
試金業親方 S.ガルデボル<sup>239</sup>による鉱物探査について。(③No.99)

1742年4月30日

本日、命令に添付されてわれわれから試金業親方シモン・ガルデボルに送られた指示により、彼は採鉱夫アルテミイ・カルギンと一緒に、貴下に委ねられたダブル・スループ船ナジェージダ号に乗るべしと命じられた。

彼が当地、すなわちポリシェレツクの河口からどこかの土地に到着し、その土地を彼の責務にもとづき、陛下の利益を増大させるための金属や鉱物の調査に適当であると考えれば、彼は貴下には安全のために必要な護衛を要請し、精力的に調査すべくその土地へ出発すべし、等々。それゆえ貴下は、彼、ガルデボルと採鉱夫カルギンを貴下に委ねられた船に乗せるべし。金属や鉱物の調査に好都合な陸地や島にて、安全のための護衛の要請が彼からあったときには、これに

<sup>238</sup> 多くの異文を含み、日付を欠いている史料の写しが、史料集『ベーリングの探検 Экспедиция Беринга』234～239頁として公刊されている。公刊された史料の表題では、史料の作成者名が不正確に A.シパンベルグと記されている。

<sup>239</sup> ガルデボル、シモン——試金業親方(地質学者)。オランダ出身。シェスタコフとパヴルツキーの遠征(1727～1731年)に参加した。1732年、北西アメリカ沿岸に向かう I.フォードロフと M.S.グヴォズデフの航海に参加した。のちに、シベリア・太平洋遠征隊に加わった。1738、1739そして1741、1742年に、M.P.シパンベルグ分遣隊のメンバーとしてクリル列島や日本沿岸へ航海した(史料集③c.519より)。

フォードロフ、イヴァン(?～1733年)——副航海士。アラスカの第一発見者、シェスタコフとパヴルツキーの遠征隊の参加者。Ia.ゲンスの指揮下、ポリシェレツクからニジネカムチャツクへの航海を行った(1731年)。1732年、ゲンスの病気のため、D.I.パヴルツキー遠征隊の海洋分遣隊を指揮した。小型船聖ガヴリール号で船乗りたちはデジニョーフ岬付近を訪れ、ラトマノフ島とクルゼンシュテルン島を調査し、ベーリング海峡のアメリカ側沿岸にかんする地図の作製を目的とする最初の測量を行った。フォードロフはアメリカ北西部沿岸に到達し、ベーリング海峡の対岸を見た最初の航海士 morepravatel' となった。遠征参加者の中には、著名な測地学者 M.S.グヴォズデフがいる。しかし、D.I.パヴルツキーもオホーツク政庁もフォードロフやグヴォズデフの報告にしかるべき評価を与えなかった(史料集③c.280より)。

反対せず、彼のもとへ護衛を付けるべし。ただしその際、船の損傷や難破、一行の破滅の危険がある場所で、神よ守りたまえ、彼が船から離れないように、また大きな障害が生じかねないので、調査を目的に無益に長時間にわたる停泊をしないように最大限警戒すべし。陸下の勅令にしたがったその他の不可欠な任務遂行にかんしても、どこかで彼、ガルデボルが自身の出発のために貴下に何かを要望したとしても、その危険性次第では彼に同意するべからず。なによりもまず、今後送られる合図にて私から信号が出された場合には、任務を遂行すべし。海軍操典 Morskoi ustav にもとづくしかるべき安全な監督をぜひ心がけ、このすべてにおいて宣誓を行った責務について、すべきとされているとおりに遂行すべし(略)

(3)ЦГАДА, ф.Адмиралтейств-коллегия, д.57, л.86. 写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

37. M.P.シパンベルグから S.ガルデボルへの指示。日本沿岸へ航海中の鉱物探索について。

(5)No.146)

1742年4月30日

No.239

皇帝陛下の勅令にもとづいた、海軍佐官シパンベルフ[シパンベルグ]から

試金業親方シモン・ガルデボルへの指示

皇帝陛下の勅令、そして国家海軍参議会からわれわれに与えられた指示にもとづき、皇帝陛下の利益増大を目的にわれわれに対して命じられた日本への航海において、貴金属や鉱物資源を適当な場所で調査し、探索すべしと命じられている。それゆえ貴下は、採鉱夫アルテミイ・カルギンとともにわれわれの部隊に委ねられた。この目的で、きたるべき当地からの日本への航海において、貴下は採鉱夫とともにダブル・スループ船ナジェーダ号に乗り、以下の項目にもとづき遂行すべし。

1. 当地、すなわちボリシャヤ川河口からどこかの土地に到着し、貴下にとってこの土地が陛下の利益を増大させる金属や鉱物資源の調査に適当であるように思われる場合、この目的でただちに、身の安全を確保すべく船の指揮官に対して必要な護衛の同行を求め、出発し、精力的に調査を行うべし。皇帝陛下が賜った幸運により何らかの貴金属や鉱物を発見した場合には、その中から鉱石の分析に必要な量をできるだけ多く採取し、のちに容易に発見できるように、発見された場所を正確に記述し、それを貴下に示された船[ナジェーダ号]に持ち帰るべし。そして、事情を記した報告書に添付して発見された場所からすみやかに提出すべし。

2. 貴金属と鉱物の探索においては、真に有益なものをけっして見逃さないよう、またどんなことがあっても素通りしないように、貴下は全力をあげて調査を行うべし。また、そうした貴金属や鉱物を発見後、提出のために一部を採取するにあたって、貴下と同行の護衛はそれらを個人の利益のためにはけっして採取するべからず。あらゆる細心の注意を払い、熱意を持って、かならずや任務にあたるべし。
3. 上述の探索を目的に上陸し滞在している間、海上では予期せぬ事故により、また陸地では未知の者により、その発生現場にて人員が何らかの災厄に見舞われ、神よ守りたまえ、死を遂げないように最大限警戒すべし。
4. いずれにせよ、あらゆる面において陛下の利益の増大を求めて、陛下の忠実なる僕として、かならずや礼節を尽くして行動しなくてはならない。貴下の刻苦勉励によって貴金属や鉱物が発見されたならば、皇帝陛下のご慈悲により褒賞が与えられるであろう。反対に、逆のことがなされたならば、それに対して、皇帝陛下の勅令によりかならずやしかるべき処罰が下されるであろう。
5. 国家機密にかかわる任務については、本物の報告書を除いて、私信の中でけっして誰にも書き送らず、また誰からも受信するべからず。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.116, л.85. 発信書類簿中の記録

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

38. M.P.シパンベルグから A.E.シェリティングへの指示。日本沿岸部へ航海中の島々の記述と日本人との接触の方法について。(5)No.149

1742年5月14日

No.285

皇帝陛下の勅令にもとづいた、海軍佐官シパンベルグ[シパンベルグ]から

海軍少尉シヘリテング[シェリティング]への指示

最高枢密官房<sup>240</sup>から発布された、至福なる、永遠に記念すべき女帝陛下の名の、1740年4月14日付で書かれた勅令により、われわれに委ねられた遠征任務において与えられた指示と勅令が命じるとおりに、いかなる落ち度もなく、全力を尽くして着手すべしと命令された。皇帝陛下の勅令にもとづき海軍参議会より私に与えられた指示のうち、私による日本への航海において上記と関連して何が達成され、何が達成されなかったのかについて、海軍准将ベーリング殿やその他

<sup>240</sup> 最高枢密院 Verkhovnyi gainyi Sovet。



の遠征隊の士官たちと共同で作成し、送付した最高枢密官房宛の通知によると、本指示にかんじて未遂行の任務があった。すなわち、日本の領有について、港について、そして友好的な交流の可能性について、当時、日本語を解する者を帯同しなかったので探り出されなかった、などである。未遂行の任務を遂行するべく、このたびわれわれは、上述の日本への航海へ貴下とともに4隻の船で出帆する。本航海で、貴下がなすべきことは、以下の項目として決定されている。

1. 最初の好天の日にポリシャヤ川河口から海上に出て、われわれの船に後続し、カムチャツカ南端の岬から日本まで延びる列島へ必ず向かうべし。この列島全体について、そしてそれ以外にも存在する有人および無人の島について、できるかぎり水路を測量し、調査すべし。さらにまさしく日本方面へ日本のハーンやその他のアジアの支配者のもとにある島や陸地が発見された場合には、やはりそれを調査し、住民を発見したならば、彼らをいつくしみ、けっして憎悪を抱かせず、けっして攻撃せず、非友好的な態度をとるべからず。そうした島や陸地がどれだけ大きいのか、彼らがどこへ行くのか、何で満足するのか尋ねるべし。その際、より望ましくいつくしむための機会を見出して、特別指示とともに貴下のもとへ送られた贈り物の中から、ささやかな贈り物を渡すべし。何をどれだけどこへ、どんな機会に支出したのか、これにかんじて、上述の贈り物に添付されて貴下に与えられる特別支出簿に記入すべし。自ら進んで臣民となることを望む者がいれば、この者を受け入れ、臣民となった者ができるだけいつくしみ、必要な場合にはその者を保護し、彼ら自身が自分たちの間で分担してヤサク税を納めるようにならないかぎり、けっして負担を課すべからず。ただし、出発を少し遅らせてわれわれの船から取り残され、航海に好都合な時期を逸さないように、またわれわれに後続して、まさしく日本沿岸まで進むように、けっして長居せず、出航すべし。
2. 上述の日本沿岸まで到達したならば、われわれの船のあとに続いて日本の土地や沿岸付近を航海しながら、その領有や港について、友好的に交流可能なのかについて探り出すべし。どこかの海岸で遭難した日本人を発見した場合は、その者を船に乗せ、日本沿岸に滞在中は、遭難者を送り届けに来たという第一の理由を伝え、この日本人たちを受け入れてもらえる場合には引き渡すべし。しかし、よく知られているように、日本人が遭難者を自分たちでは救助せず、救助された者を死者とみなしたかのように引き取りを拒否してしまった場合は、救助した日本人が自分たちの家に戻るようにならざるに彼らを海岸で下船させるべし。航海中に海上で遭難した日本船を発見した場合には、友好的態度で根深いアジア的な閉鎖性を打開すべく、すでに述べたように、友好的にあらゆる救護の手を差し伸べ、救助された人びとや彼らの船を、可能であるならば自分の船で日本の海岸まで送り届け、引き渡すかあるいは岸で下ろすべし。

3. まさしく日本の海岸、あるいは彼らの領有する島に滞在中は、彼らがだまして引き留め、船を集めて攻撃することができないように、けっしてそこに長く留まらず、引き留めるためのどんな甘言も信用するべからず。そうした誘いがある場合、その人びとのすべてが十分な根拠とともに探り出されるまでは、何か用件を持ち出していったん岸を離れるべし。また、危機にはじめて直面した際には、彼らにとっては日常茶飯事であるあらゆる嘘にだまされないようにすべし。彼らは力では無理ならば、追従と甘言で近づき、そして自分たちに服従させ、嘘を知恵とみなしている。上ですでに禁じているように、遭遇した日本船からけっして略奪せず、このような場合には船だけでなく海岸にいる人びとに対しても敵意を示すべからず。海上で少しでも敵対的な態度を取ったならば、陸上で友好を見いだすことはできないからだ。
4. 上述の航海中、陸地や島付近では、海上での暴風や氷結の際の停泊地や避泊地に適した場所、そして船の修理に適した樹木がどこで生えているのか熱心に観察すべし。これはそのような一覧表を持って、将来、海洋船がこのような場所に安全に立ち寄れるようにするためである。
5. 本指示にもとづき上述の航海がどのように遂行されたのか、われわれとともに帰還後、その全容について満足のいく通知を作成すべし。地図や詳細な航海日誌を、われわれの地図や航海日誌とともに海軍参議会へすみやかに発送すべく、報告書に添付して当方に提出すべし。
6. 詳細かつ正確な地図を作成できるように、上述の航海においてはいつも海軍規定にもとづいて、航海日誌を記し、機会があった場所では方位を付し、航海術の原理にもとづいて海岸や島、航路を記録すべし。
7. 貴下が海上にいるときに、何らかの欠乏が生じた場合には、このことについて、すべてをわれわれに報告し、要求すべし。われわれから可能なかぎりの支援および補給が行なわれるだろう。そのためにも、すでに記したようにわれわれの船から理由なく長時間遠くへ離れず、できるだけ急いでわれわれのあとに続き、遂行に向けて、本状に添付した以下に示す信号地点<sup>241</sup>を必ず確認するように精力的に遂行すべし。
8. ともあれ、陸下の利益にかかわるすべてにおいて、出航にあたっては、皇帝陛下の忠実で善良な僕、そして熟練した海軍士官として礼儀正しく行動しなくてはならない。これに対して、皇帝陛下のご慈悲により褒賞が与えられるはずである。皇帝陛下の勅令、海軍操典そして本指示に反して行動した場合、その責を負うこと。
9. 本指示は秘密として手元に保管し、誰に対してもどんな目的でもどんな形であっても、けっして明らかにするべからず。意志に反して(神よ守りたまえ)、何らかの不慮の事故により日本人の手に落ちそうになったときには、たとえば石をつけて海中に投下するなど、あらゆる

---

<sup>241</sup> ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.116, л.99-102 を参照。

手段を尽くして、この文書が日本人の手に渡らないようにすべし。

10. 陛下より賜った幸運により、航海中に誰の支配下にも入っていない新たな島や陸地を発見し、その地の民に対しての、皇帝陛下の勅令にもとづいた貴下の熱意ある努力により、彼らが自らすすんで臣民に入った場合には、その者たちをいつくしみ、冷酷な態度をけっして見せず、残酷な行為をけっしてとるべからず。そして、彼らが自分たちの優れた者の中から誰かを貴下に行きして皇帝陛下のもとへ行かせるよう説得すべし。そのうえで彼らに対して、往路はもちろん、復路でも悪事や拘束のような行為を絶対受けず、皇帝陛下からの崇高なる慈悲によって故郷にあらゆる富を持ち帰り、褒賞を賜るという希望を持たせるべし。貴下に行き中や上京の道中、ロシア語を学ぶ意欲のある若者の中から同行者を選び、そして彼らの言葉を、せめて不可欠な会話やもの名前だけでも記録するように説得を試みるべし。これに応じる者が現れたならば、この者たちをできるかぎりいつくしみかつ友好的に連行し、機会がある場所では、皇帝陛下の勅令にしたがって彼らを扱うべく、詳細な報告書をもってわれわれに申告すべし。
11. 国家機密とされるべき任務については、私信において誰にも、また派遣者とも報告の原本以外にはけっして書き送るべからず。誰かから任務に対してなんらかの妨害があった場合には、しかるべきところへ手紙を書いてもよい。ただし、与えられた任務にかんしてはその概要のみに触れ、なにゆえに任務に障害があるのか述べ、また外部に秘密とすべき任務が生じ、何らかの嫌疑を招きかねないゆえに派遣者への報告の中で書けない場合、この件について信頼できる人間に自由に手紙を書くべし。自分に与えられた任務についてはけっして書くべからず。上述したとおり、これに違反した場合はその罪により罰に処される。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.116, л.96-99. 発信書類簿内の記録

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

39. M.P.シパンベルグから V.ルティシェフ<sup>242</sup>への命令。ダブル・スループ船ナジェージダ号での  
クリル列島の記述について。(⑤No.150)

1742年5月29日

No.358

航海士ルティシェフへの命令

皇帝陛下の勅令にしたがい、島々の記述を目的に、貴下に委ねられた海洋船ダブル・スループ船ナジェージダ号で貴下は当地から出発し、クリル列島の右側に沿って、ゴグラント島、すなわちクリル名ではオナクト島まで航行し、われわれから貴下に提供される地図にもとづき、その途中に横たわっているすべての島、すなわち島々の連なり、またこの連なりから離れた島々、そして陸地、海峡について詳細な観察と水路調査を行なうべし。機会が与えられた場所では、われわれより貴下に与えられた指示が命じているように、見逃しが一つもないように、詳細に方位その他の調査を行うべし。これらすべての記述を完了後、上述のゴグラント島とクラスヌイ島<sup>243</sup>の間に滞在し、そこでわれわれの船が日本から戻のを待ち、霧が発生した日や夜間には1時間おき  
に大砲の発射による合図を出すべし。ゴグラント島までの航海の間、そして滞在中、何らかの金属や鉱物の調査に適した場所が発見されたときは、不注意から派遣された者が大きな不慮の事故に遭わないように、われわれから以前送られたこの件にかんする命令<sup>244</sup>にしたがい、あらゆる危険を覚悟し用心したうえで、金属や鉱物の調査を貴下が遂行すべし。われわれの船が戻ったならば、われわれに後続し、ゴグラント島を離れ、入港後、貴下に対して送られた指示や命令にもとづいたすべてについて、貴下に与えられた指示にしたがい、われわれに詳細に報告すべし。

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.116, л.143об.発信書類簿内の記録

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

40. 海軍佐官 M.P.シパンベルグによる聖イオアン号士官への助言要請。(③No.119)

1742年6月21日

至福なる、永遠に記念すべきアンナ・イオアノヴナ女帝陛下の勅令にしたがい、国家海軍参議

<sup>242</sup> ルティシェフ、ヴァシーリー・アレクセエヴィチ——シベリア・太平洋遠征の参加者。1742年、M.P.シパンベルグの指揮下、日本へ航海を行った。

1743年、オホーツク政庁の任務で、M.S.グヴォズデフとともにオホーツク海西岸部を地図に書き入れた。1760年、オホーツク港司令官に任命される。1761年、勤務より解任される(史料集③c.521より)。

<sup>243</sup> ハリムコタン島。

<sup>244</sup> 史料⑤No.147を参照。

会により私に与えられた指示にもとづいて日本遠征を遂行すべく、私は緯度 54 度 44 分に位置するポリシェレツクの河口から 4 隻の船、すなわち聖イオアン号、そして二檣帆船ミハイル号、ダブル・スループ船ナジェージタ号およびポリシェレツク号で 5 月 23 日に出航し、航海中であり、宣誓した責務に対して陛下の忠実なる僕が尽くすべき力をもってして、上述の指示にもとづいて私に命じられた任務を完遂する意志を持っていたし、現在も持ち続けている。けれども、それには全能の神の思召しにより以下に挙げる数の大きな障害がある。第 1 の障害は、この 6 月 3 日、いかなる計略なのか、あるいはいかなる理由からなのかは不明ではあるが、緯度 49 度 18 分の位置で 2 隻の船、すなわち二檣帆船ミハイル号とダブル・スループ船ナジェージタ号がわれわれから離れたことである。このうち、二檣帆船は他の船とくらべて軽量なので、日本沿岸に滞在中のさまざまな想定外の出来事において少なからず必要とされていた。第 2 の障害は、同月 13 日に緯度 44 度 40 分の位置で、最後にあげた小型の、日本沿岸における海岸や陸その他の調査を目的とした派遣にきわめて有用なポリシェレツク号が離れたこと。そして何よりも第 3 の障害は、クリル列島から出発したまさしくその当初から、われわれの針路とはまったく逆に吹いている風である。この逆風やつねに発生する湿った霧のために、われわれはできることをすべて行い、不安を乗り越えて、緯度 41 度 15 分まで到達した。この緯度上で、本日 6 月 21 日、同様の航海において以前、私が滞在した際の兆候によるならば、日本沿岸付近に生息する大魚を見る機会があった。この魚について、われわれのもとにいる日本人が説明した。この魚は、シャニブイ shan'by という名の日本の町に面した海にいて、日本人はまた狩猟のために他の地方からもこの町にやってくるそうである。もっとも、いつこの町、あるいは日本が領有するその他の集落に滞在できるのか、不幸にも、おさまらない上述の逆風ゆえに分からない。というのも、この滞在のための時間はもはやほとんど残されていないからだ。タッキング帆走によって日本の領地に到達するという最終的な意向を持つのであれば、この 6 月はあと 9 日間しか残されていないのだから、この計画のために 7 月のうち多くの日もこれに費やすことになる。神のご慈悲により日本の領地に到達した場合には、さまざまな情報の収集や調査を目的に、少なくともさらに 8 日程度は滞在せねばならないのだから、したがって 8 月初旬ごろにまで及ぶだろう。期せずして、現在の不幸な出来事にくわえて、この度の往路のように、帰路においても逆風が続き、これにくわえて、神よ守りたまえ、当地の空気が息苦しいために油断できない病気が乗組員に発生したならば、ポリシェレツクまででさえもわれわれが到着するには時期が遅いので、結局、破滅するだろう。これらすべてについて、現在いつもためらいがつきまわっている。

それゆえ、陛下に宣誓した責務を有するわれわれ全員が共同して、私に課された上述の任務をよりよく遂行するために、現在私たちのいるこの位置と緯度からあらゆる手段を用いて前進すべ

きか、それとも後退すべきか、本状をもって貴下たちに細部にわたる意見の合意を求める。また、前進すべきであるならば、何日間程度なのか。私は将来、陛下の勅令に対して、あるいは神のご慈悲があるならば、帰還後、国家海軍参議会に対して正確に報告するため、私一人の意見ではそれらのことを決めがたいからだ。くわえて、海軍規定にしたがえば、危険時には将校協議会にて決定するよう命じられているからだ。

海軍佐官シパンベルグ

(9)Экспедиция Беринга. М., 1941, стр. 288-290 として公刊されている。

(渡邊聞・畠山禎 訳)

#### 41. M.P.シパンベルグの表明。日本への航海の中止とボリシェレツクへの帰還について。

(⑤No.151)

1742 年 6 月 22 日

皇帝陛下の勅令にしたがい、海軍佐官シパンベルグ[シパンベルグ]が上述の測地学者である陸軍第二少尉ピョートル・スコベリツィン、陸軍少尉補 konstapel'イヴァン・ウシャコフ、航海士のイヴァン・ヴェレシャーギンとヴァシーリー・フメテフスキー、補給兵曹のアンチプ・カルトゥノフとピョートル・マクシモフ、補給兵曹代理セミヨン・シェルバコフ、そして軍曹フョードル・ブルコフから意見を聴取したところ、彼らのうちスコベリツィン、フメテフスキー、カルトゥノフ、マクシモフ、シェルバコフ、ブルコフが一致した見解を述べ、つぎのとおり主張した。現在のところ、当地における悪天候と湿気のある霧のため、またこの湿気のある霧が原因で乗組員が病気になる衰弱しているので、この先の航海で神のご加護により日本領のひとつに到達したとしても、前方への航行に 7 月 1 日以降は時間を費やすべきではない。現在そして今後も逆風は根強そうなので、到着後はこの逆風を帰路に利用し、乗組員の中に病人がいるので、冬の港に戻れずに災難を被らないようにすべきである。というのは、神のご加護により日本領にたどり着いたとしても、この遠征に従事しているどの船よりも困難な状況にある、現在ある 1 隻だけでは、国益のために前回の航海にくわえて何かをなし遂げる見込みはないからである、等々と。

ウシャコフとヴェレシャーギンはともに、日本への航海に時間を 7 月の 10 日まで費やし、10 日以降は、現在も吹いている逆風が日本領へのわれわれの到達を許そうと許すまいと帰港すべきである、と主張した。

皇帝陛下の勅令にもとづき彼、海軍佐官殿に課せられた任務を必ずや遂行すべく、クリル列島

を出航した当初から現在まで、任務遂行の妨げとなっている風や湿気が多い霧に全力で立ち向かい、ふたたび神のご加護により船の破損や乗組員の病気から解放されるまで、先に進み、6月の本日からきたる7月6日までの13日間はこの航路で選択可能な進路をとるよう命じた。その間、神のご慈悲がその全能さゆえにお見捨てにならず、幸運を賜るならば、現在の緯度から日本領まで到達し、そこで遂行可能な任務を確実に遂行できる。一方、これよりも先は以下の危険のため、すなわち(1)帰路に対して逆風が吹く危険や(2)乗組員の病気の危険のため[航海を中止する]。後者については、上述の意見でも示されているように、そもそも多数の乗組員が重病で衰弱しているとのことであり、それは議論を重ねるまでもなく、現地の息苦しい空気と絶え間のない湿気が原因であると断言できる。さらに、意見の中で他に明らかにされた理由として、薪や水が不足する恐れがある。これらが無くなった場合、この航路ではそれらを補給できる場所がなく、どこでも入手できないので、そのために、神よ守りたまえ、遭難する恐れもある。往路の航海や日本沿岸での滞在に長く時間を費やさず、無用の危険を冒さずに冬のオホーツクの港へうまく間に合うように、また帰路においてはさまざまな月日に本船から3隻の船が離れた緯度の付近に立ち寄れるように、できるだけ早く当地を出発し、帰路を急ぐべし。それらの船が出発する際、彼らに信号地点が示されるとともに、本船と離れた場合は、7月末日までその離れてしまった場所に滞在し、船を捜索し、そして最後まで航海のために時間を費やすべしと命令が出された。また日本沿岸では、全能の神がそのご慈悲により日本への滞在をお恵みになられたとしても、本船が単独であり、船体が重いゆえに、多くの時間を費やすことは国益を何一つもたらさず、前回の滞在で発見されたことに何一つつけ加えることができない。本件について一切を、神のご加護により港に到着したのち、今回の遠征にかんするその他の件とともに、報告書にて国家海軍参議会に詳細に申し上げるべし。

原本には署名が入れられている。海軍佐官<sup>245</sup>

(2)ЦГАВМФ, ф.216, оп.1, д.116, л.316 об.-317. 写し

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

#### 42. パケットボート聖イオアン号航海士 V.A.フメテフスキー<sup>246</sup>から M.P.シパンベルグへの報告

<sup>245</sup> 署名は欠落している。

<sup>246</sup> フメテフスキー、ヴァシーリー・アンドレエヴィチ(1698~?年)——シベリア・太平洋遠征の参加者。1739年、オホーツクからポリシェレツクへ航海した。その3年後には日本沿岸へ航海した。1743~1744年、オホーツクからヴィリグ川までのオホーツク海北岸を、また、カプタン川からポリシェレツクまでのカムチャツカ西岸の水路測量を行った。彼が作成した地図は、18世紀全体を通じて航海者の役に立った。

遠征後、V.A.ルティシェフの部下としてシベリアで勤務するため、残された。1754~1755年、オホーツク港司令官。1761年、ペンジナ湾およびギジガ湾の水路測量を行った。1777年、海軍中佐の位で退官した(史

より。船の故障と乗組員の壊血病発病について。(③No.109)

1742年7月14日

(略)閣下のご命令により、われわれは各人の意見を申し上げるよう命じられました。

第一の意見——閣下に与えられた勅令にもとづき、遂行すべきである水路測量を行う目的でオホーツク海沿岸からアムール川へ派遣を行なうべきである。第二の意見——同様に、ペンジナ湾でも水路測量を行うべし。

これに対し、本状をもって閣下に私見を謹んで申し上げます。閣下に与えられた勅令にしたがい、われわれは日本沿岸の記述を行い、日本の領有について調査すべくポリシャヤ川から4隻の船で出発しましたが、悪天候と霧により他の船と離れて、1隻だけになりました。すでに北緯39度35分まで到達していたにもかかわらず、上述の霧と逆風のために日本の海岸を確認できなかったため、議論もありましたが、できるかぎり上述の航海を継続しました。ところが不幸にも、船に大規模な漏水が発生しました。さらに乗組員が重い壊血病に罹ってしまいました。それゆえ、われわれは航海に生じたかかる障害のために、尉官および下士官共同の協議により、さらに事態が深刻化するのを回避すべく、指示を完遂せず、船の修理のために引き返しました。現在はすでに、7月12日にロパトカ[岬]付近のクリル海峡に到着し、海峡に二檣帆船ミハイル号が錨を下ろし、われわれに後続するのを発見いたしました。ミハイル号とはまだ一緒になる機会はありません。航海を行なう時間はまだありますが、日本へ向かうのはもはや難しく、船も修理が完了したとしても、かの地の航路の厳しさや強い暴風による困難のため使用できません。

オホーツク海沿岸からペンジナ湾方面へカムチャツカまで、またアムール川からオホーツクまでを記述すべしと命令が与えられましたが、現在、すでに述べた理由によりわれわれの航路に障害が生じました。とはいえ、任務のために、閣下に命令されたとおり、離れ離れになった全船が集合しなくてはなりません。パケットボート聖イオアン号を修理し、漏水について調査しなくてはなりません。周辺の島々については船の修理や漏水の調査に適した場所が分かりませんので、上述の修理のためにポリシャヤ川まで行かなくてはなりません。ただ、当地で場所が見つければ、極力、当地で修理しなくてはなりません。これらの船のうち、二檣帆船ミハイル号またはダブル・スループ船ナジェーダ号を水路測量のためにペンジナ湾へ、また両船が可能であるかぎりアムール川にも派遣することになっておりましたが、この水路測量の見込みはあるのでしょうか。現在明らかなように、閣下から彼らに宛てた指示には、予期せず何らかの不幸によって船が離れ離れになった場合、7月末までは離れた場所を巡航し、7月最後の数日で港へ戻るべしと記されていたらしいからです。しかし、今のところ、何らかの障害あるいはその他の出来事のために、

---

料集③c.522より)。



7月末ではなく[8月]月上旬にもクリル列島に滞在していることが明らかなので、上述の水路測量のために船を派遣できる見込みはありません。閣下が、委ねられた PACKET BOAT 聖イオアン号で、上述の水路測量を目的にどこかに行くのであれば、この遂行は不可能です。閣下のもとには、航海の遂行を担当する航海士が2人しかおらず、しかもわれわれはともに重い壊血病に罹っています。他に航海士の責務を果たせる者はいないからです。乗組員も同じ病気に罹っております。それゆえ、修理を行なったのち、閣下に委ねられた PACKET BOAT はまずオホーツク港へ行くべし。ダブル・スループ船ボリシェレツク号も同様である。どのような障害ゆえに港へ戻ったのか、これについてはしかるべきところへ報告すべし[、と判断いたします]。ペンジナ湾とアムール川の水路測量を目的とする船の派遣は、閣下のご判断に委ねられております。

航海士ヴァシーレイ・フメテフスコイ[フメテフスキー]

(3)ЦГАДА, ф.Адмиралтейств-коллегия, д.56, лл.161, 164. 原本

(木寺律子・島山禎 訳)

43. A.E.シェリティングから M.P.シパンベルグへの報告。ダブル・スループ船ナジェージダ号によるクリル列島からアムール川河口までの航海について。(3)No.110

1742年9月21日

本年1742年7月23日、閣下からの命令により、航海士ヴァシリー・ルティシエフよりダブル・スループ船ナジェージダ号を引き継ぎ、彼、ルティシエフと測地学者ミハイル・グヴォズデフ、そしてこのダブル・スループ船ナジェージダ号に所属するその他の乗組員を部隊に入れ、昨年1741年9月に与えられた指示にしたがってウダ川河口からロシアのツグル要塞があったツグル川まで、さらにはアムール川がある北緯46度まで進むべしと命じられました。

この件につきまして、本報告をもって閣下に申し上げます。この指示、そして命令にもとづき、われわれはクリル列島から45度30分の位置まで進みました。その途上、このアムール川の河口は、位置の算定によれば、われわれが確認したとおりにこの緯度にあるはずでしたが、逆風が原因で海上が大きく荒れ、さらに濃霧が発生したために、アムール川の河口を確認できませんでした。8月20日までこの航海を継続しましたが、20日以降は、激しい潮流や航海用食糧の不足のため、閣下の命令にもとづいてオホーツクに引き返し、9月10日、オホータ川の河口に到着し、13日に首尾よく河口に入りました。ただ航海中、隊員のシベリア守備隊兵士アンドレイ・ジャコフが死亡しました。現在、われわれは部隊とともにオホーツク近郊に滞在しています。自身の部

隊とともにオホーツクに留まるべきか、それともヤクーツクに行くべきか、これにかんする閣下からの文書はまったく届いておりません。

われわれにより何が成し遂げられたのか、これにつきましては、詳細な特別報告書に地図や航海日誌を添付して閣下にのちほどお送りいたします。

海軍少尉 A.シェリティング

文書送付にかんする記載事項：1742年11月21日受信。

(2)ЦГАВМФ, ф.Адмиралтейств-коллегия, доп. оп., д.56, л.488. 原本

(松本郁子・畠山禎 訳)

44. 海軍佐官の D.Ia.ラプテフと A.I.ナガエフから海軍参議会への上申書。カムチャツカから日本沿岸まで航海した海軍中尉 V.ヴァルトン[ヴァリトン]と海軍佐官 M.P.シパンベルグの地図と航海日誌の検証について。(③No.120)

1746年5月20日

皇帝陛下の勅令により、1745年11月29日、海軍参議会から以下が通告されました。以前オホーツク港に滞在していたグリゴリー・スコルニャコフHピーサレフによる海軍中尉ヴァルトン[ヴァリトン]に対しての、彼が1739年に到達したのは日本ではなく、中国領の朝鮮であり、海軍佐官シパンベルグ[シパンベルグ]についても同様であるとの告発に端を発した事件について、この告発書 donoshenie やスコルニャコフHピーサレフより送られた地図そしてシパンベルグとヴァルトンの航海日誌が、参議会が所有する地図とともに科学アカデミー教官シシコフにより検討されておりますが、1745年11月15日、皇帝陛下の勅令にもとづき、海軍参議会はより望ましく正確に確認する目的で、地図や日誌の補助的な検証をさらにわれわれが遂行し、そのために自身の判断にもとづいて科学アカデミーより教官と助手を召集し、この検証を秘密裏に行なうことを決定いたしました。この検討のために、海軍佐官シパンベルグから何らかの情報が必要となる場合は、それを彼に求め、検証にもとづいて、ほかならぬ上述のシパンベルグとヴァルトンがどこへ行ってきたのか、参議会に報告すべし、と。

この皇帝陛下の勅令にもとづき、われわれは科学アカデミー教官シシコフと助手ビリツォフとともに、ヴァルトンとシパンベルグの航海日誌、彼らの地図、そして1741年4月18日に海軍准将ベーリングから送られた要約報告をもとに、シパンベルグの日誌の誤謬について検証を行いました。検証により以下が判明いたしました。

1. グレゴレイ[グリゴリー]・スコルニャコフ＝ピーサレフは、海軍中尉ヴァルトンと海軍佐官シパンベルフに対し、彼らが 1739 年にカムチャツカから到達したのは日本ではなく、中国領の朝鮮ではないだろうか、と 1734 年に『日本誌 Izvestiia o Iapone』の付録として科学アカデミーアカデミー・デ・スイアンスで印刷された日本島図を引用して告発しました。この本からの写しも、告発書に添付して送ってきました。その地図によれば、地図上に地理的に位置づけられた日本島は緯度 32 と 40 度、経度 170 と 185 度の間にあります。ただし彼は、日本は島で、地図において上述の経度に地理的に位置づけられたのはずっと昔で、当時、今から 100 年前にこの本で示された旅行者の情報をもとに決定されたことを考慮に入れておらず、しかもその地図にカムチャツカの地の岬を、自身の判断で、信頼に足る何らかの検証や証拠にもとづかないで日本の真北に書き加え、緯度だけがしかるべき位置にあります。したがって、彼、スコルニャコフHピーサレフは彼の地図の、そして彼、スコルニャコフHピーサレフにとってのカムチャツカ岬から南西南へ引かれた線の近くに、ヴァルトンの日本までの航路があると考えたに違いありません。そしてその線が、日本の南西端の少し西から始まり、そこから北へと伸びている朝鮮沿岸の付近いしはまさしく沿岸に接していると説明しております。
2. しかし、世界の名所の経度や緯度にかんする最新目録(それをもとに新しい地図が作製されております)によれば、[中国の]ハーンの居所、北京市そして朝鮮や日本島を含むその周辺の地は、世界におけるこれらの地点にかんする地図上の古い位置づけとくらべると、かなり西に寄っております。つまり、古い目録や地理的な地図では、北京はかつて経度 159 ないしは 160 度にありましたが、現在、1740 年に刊行された、著名な天文学者カシンによるパリの目録では経度 134 度であり、1734 年に刊行された『総合地理体系集成 komplekt sistemy general'noi geografii』という名の本にあるロンドンの最新の目録では経度 129 度にあります。

したがって、現在の北京が、以前の位置よりも西へ、フランスの目録では 26 度、イギリスの目録では 30 度移動したことは明らかです。スコルニャコフ＝ピーサレフの地図で経度 170 度に位置づけられた朝鮮沿岸も、現在、上述の目録により修正を施した最新の地図によるならば経度 146 度と 147 度に位置付けられております。このように、これらは、地図上の以前の位置から西へ 23～24 度移され、動かされています。

さらに日本島も、現在の最新の観測によれば、北京とその周辺の地と同様に、地図上の以前の位置から少なからず移されていると十分断定できます。とうのは、スコルニャコフ＝ピーサレフの地図や古い地図では日本の南西端は経度 170 度にあります。アムステルダムで 1739 年に刊行された『グラド・ボク Grad bok』という名の小冊子にある現在のオランダの最新目録の中では、まさしくこの日本南西端付近に日本誌の付録地図やスコルニャコフ＝

ピーサレフの地図ではオランダのキスマ港と呼ばれるトウザ Touza という名の小島が、経度 153 度と、以前よりも 18 度西へ位置しているからです。それゆえ、日本島全体およびヴァルトンが到達したその北端と東岸は経度 118 度ですが、別の新しい地図ではさらに西へ大きく移動しています。最新の観測にもとづいて上述の位置が西へと移動することで、以前の地図においてかつて日本島があった場所は、現在では、疑いなくヴォストーチノエ海[太平洋]の外洋付近になるほかありません。

3. 一方で、従来の地図ではシベリアの東にヴォストーチノエ海の外洋が置かれていたのに対し、われわれの海軍士官による最新の記述によれば、従来の地図でも現在新たに作成された地図帳や地図でも一目瞭然のように、この海洋の場所もはやその大部分がカムチャツカの地で占められ、このカムチャツカの地は従来の記述よりもさらに東にかなり大きく広がっております。カムチャツカ遠征に参加した科学アカデミー教授デリリ・デ・ラ・クロエルによる最新の天体観測によれば、ヴァルトンも日本へ航海を行った際に出発したカムチャツカのポリシェレツク要塞は、現在の正確な位置では北緯 52 度 54 分、経度 170 度 16 分にあります。朝鮮沿岸との経度の差は東へ 27 度以上あります。したがって、ポリシェレツクから、スコルニャコフ＝ピーサレフがヴァルトンの航海の到着先および滞在地とみなしている朝鮮沿岸上の地点まで、彼、ヴァルトンは見いだされた直線、あるいは南西南ではなく南西西に針路をとり、スコルニャコフ＝ピーサレフがヴァルトンは朝鮮に到達したと主張した際にあげた 240 ドイツ・マイルではなく 411 ドイツ・マイルを航海しなければならなかったはずです。つまり彼、ヴァルトンが、自身が実際に航海した距離を上回って航行し、日本北端の東岸に接したのであれば、先述の目録から作成された最新地図によると、朝鮮まではあと 170 ドイツ・マイルを航海し、16 度以上の経度を西へ移動しなくてはなりません。そのような長い距離をヴァルトンがポリシェレツクから日本までに遂行したそれほど長くない航海に追加するのは、いかなる理由をもってしても不可能です。
4. ヴァルトンの地図、そして上で申し上げたような疑う余地のない天体観測にもとづいたヨーロッパの最新地図におけるものよりも、日本がやや東の経度に位置付けられるとしても、ヴァルトンは当初、シバンベルフとともにポリシェレツクより 5 月 23 日から 6 月 11 日まで緯度 39 度 19 分まで、すなわちこの日本のほぼ北端のすぐ南と同緯度の付近まで航行したので、日本を通過してしまうことはあり得ないと思われまゝ。万が一日本の緯度に達していないとしても、航路上で、航路の前方にあるこれらの位置で空想の地蝦夷<sup>エゾ</sup>を見ていたはずで、日本について書かれた前出の本にある古い情報によれば、蝦夷地は日本と狭い海峡だけで隔てられ、北方へ伸びていて、その長さを日本人は十分把握しておりません。

5. ヴァルトンは、6月15日に日本北端にて霧の中でシパンベルフと離れてから、同6月23日まで陸地沿いにさらに南進し、北緯33度28分までも到達したのですから、この地図における彼の直行航路は、海岸付近を南西へそしてやや西へと伸びていて、スコルニャコフ＝ピーサレフが主張するような南へではありません。
6. このように、上述の理由から、あらゆる状況にもとづいてまぎれもなく海軍佐官[史料ではこのように書かれている]ヴァルトンは、朝鮮の地ではなく、日本島の東岸付近に実際に到達したと認定されます。彼、ヴァルトンの証言や見解によるならば、日本からカムチャツカへと戻る航海にかんして、彼が進んだという針路や距離が緯度33度28分の朝鮮の南岬から開始されたのであれば、彼は日本島の南西沿岸、そして古い地図でも現在の地図でも日本と狭い海峡だけで隔てられ、北方のアムール川河口方面へ数マイルにわたり伸びている蝦夷地を通過できないからです。
7. 海軍佐官シパンベルフの航海にかんしては、彼はボリシェレツクを出港した1739年5月23日より、6月15日に日本北端において霧の中で互いを見失うまで、ヴァルトンといつも一緒に航海を行っており、ヴァルトンと同様、彼が日本へ到達したことを少なからず論証すべきでした。しかし、1741年4月18日付でカムチャツカの港、聖使徒ペトロ・パヴロ[ペトロパヴロフスク]から参議会へ送られた海軍准将ベーリング閣下の報告書は、彼、海軍佐官シパンベルフにより提出された前述の1738年と1739年の航海日誌と地図が海軍将校全員により検証され、検証にもとづき不正確であると判明したが、このシパンベルフの日誌からは、自身が作成した地図で示された位置付近を航行したことが読み取れる、と伝えております。航海日誌が不正確であるという理由だけでも、正確な地図を作成できません。このシパンベルフの日誌と彼が作成した地図にどのような「瑕疵」があったのか、遠征隊の全将校による検証で明らかとなり、それにかんする一覧が作成されております。この一覧、そして彼、シパンベルフにより提出された航海日誌と地図も、この報告に添付されて上述の海軍准将ベーリング殿から参議会へ送られました。

さて、海軍中尉イヴァン・チハチョフと航海士親方代理アヴラム・デメンティエフの手になる一覧では、航海日誌の多くの場所で見つかった不備が示されています。すなわち、1739年においては、つぎの不備が指摘されています。

- (1)記録された風向、航路、航差によると、航行の正確な針路がしかるべき方向よりも風向から[羅針盤上で]遠くへ示されています。たとえばそれは、6月1日の記録で明瞭です。北西風のもとで南西へ航行し、航差は2ポイントでした。したがって、正確な針路は南南西であるべきですが、日誌には南と記されています。

- (2)やはり風向、航路、航差が示された箇所では、これにかんして航行の正確な針路が風向の方へ航路よりも近く記されています。たとえばそれは、7月15日午後第9時で明瞭です。南西風のもとで南東東へ航行し、航差は2ポイントでしたが、正確な針路は南東南と記録されています。
- (3)航差を除き、風向と航路のみが記された場所では正確な針路が風向から1ポイント、あるいはときには2ポイント、航路よりも低く書かれています。たとえば、それは6月7日午前1時以降で明らかです。西北西風のもとで南西南に航行し、航差は示されておきませんが、正確な針路は南南西と記録されています。
- (4)風に向かって、あるいは風向から2ポイントそれて航行したという記録もあります。一方で航差は示されておきません。たとえば、それは7月25日午後第2時で明瞭です。南東風のもとで南東に航行し、その後、北風と北西風のもとで北北西へと航行していますが、このように風向に近く、ましてや風に逆らって進むことは不可能です。
- (5)太陽の南中高度が頻繁に観測されていますが、見出された緯度が見当たりません。また、これをもとに、彼らによって算定された緯度の差から、航行が修正されておきません。たとえば、これは6月4日、11日、12日、13日、17日、7月3日、4日、7日、10日、12日に認められます。
- (6)各位置で羅針盤の偏差を求めるべく、太陽の出没方向角が観察されています。しかし、6月11日、12日、13日、30日、7月25日で明らかなように、彼が航行の際に依拠した羅針盤の偏差は一つも見当たらず、航路の算定に利用されておきません。
- (7)クリルや日本の島々の多くが航海日誌に記録され、羅針盤でのそれらの方向は南でしたが、彼の航海から作成された地図によると、北側へ置かれています。あるいは北の方向に測定されているものが、航海から作成された地図では南の方向に置かれています。また、航海日誌によれば、彼が肉眼で十分見える距離を航行したことをもとに記録されている島や陸地がある一方で、肉眼で確認できないくらい遠くへ地図では位置づけられた島々や陸地もあります。別の島や陸地も彼からの距離で示されておきますが、カムチャツカで検証を行った将校らの点検をもとに、それらの土地の正しい位置の推算に達するでしょう。
- (8)これらすべての誤謬、そしてこれにくわえて、検証を行った将校による一覧にもとづいて、同様に判明した無数の欠陥が彼、シパンベルフの航海日誌の原本において実際にそのように記録されているのをわれわれは確認しました。さらに海軍操典や航海術によれば、日誌の作成者は毎日、算定を行うはずなのに、この日誌では一日たりともそれが示されておきません。したがって、彼、シパンベルフの航海日誌の不正確さからしても、シパンベルフが単独で航

行していたのであれば、彼が自身の航海で日本島の北端に本当に到達したことを誰も信用できないでしょう。しかしながら、すでに報告したように、シパンベルフは上述の航海において5月23日にボリシェレツク要塞を出港してから、6月15日に日本付近で霧のときにヴァルトンと離別するまで、彼とともに航行し、実際に見た日本沿岸の風景やその他の出来事を航海日誌に記しています。またヴァルトンは、彼、シパンベルフと霧のときに北緯38度11分の位置に滞在し、離れてしましますが、日本の地から離れないで北緯33度28分まで航行し、シパンベルフよりもさらに4度半以上、日本のすぐ近くの航路を進み、そこで最後に小島の付近に碇泊しています。それゆえ、シパンベルフは日本周辺に滞在し、そして帰路においては日本列島の間に滞在したのだと結論づけられます。

- (9)しかし、シパンベルフの航海日誌から、彼の航路を示す正確な地図を作成し、彼が航海の途中で目撃した島々や日本島の一部を地図上に正確に配置しようとしても、すでに述べたような、記された多くの誤りが彼の日誌にあるために、他の者はもとより、彼、シパンベルフ自身であっても地図を作製し、それに正確に位置付けることは不可能です。彼の航海日誌に不正確に記録された風向や航路、航差をもとに正確な針路や距離を他の者が得ることのみならず、彼、シパンベルフ自身も自身の航海におけるそのときにまさしくその事物に用いられた本当のそれらを、かくも長い時間が経過したのちに思い出すのはもはや不可能だと思われるからです。緯度の算定にかんする観測があり、また彼により見出された天体出没方向角にもとづくと羅針盤の偏差がかの地では東であるとはいえ、わずかな旅行距離において算定された差は小さくなく、正確な緯度を記入するのは不可能です。したがって、この羅針盤の偏差にかんする天体観測についても、それらが正確を期してしかるべき慎重さをもって観測されたのかどうか大いに疑問があります。

以上を、国家海軍参議会のご審議に委ねます。参議会より海軍佐官シパンベルフと海軍少尉シヘルティングに対する上述の検証のために与えられた、彼らの署名が付された日本への航海の日誌の原本、彼らの航路にかんするグリゴリー・スコルニャコフ＝ピーサレフの告発に対する検証にかんする文書と海軍准将ベーリング殿の報告書、シパンベルフの航海日誌の誤謬にかんする一覧、そしてシパンベルフ、ヴァルトン、スコルニャコフ＝ピーサレフの地図を本状に添付いたします。なお、海軍佐官ヴァルトンの英文日誌は、検証のために主計官ゴルドンから借用され、その後、彼、ゴルドンへ返却されました。

原本には以下のとおり署名が付されている：海軍佐官ドミトリー・ラブテフ、同アレクセイ・ナガエフ、教官アルタモン・シシュコフ、助手ピョートル・ビリツォフ

(3)ЦГАДА, ф.Сенат, кн.1327, лл.630-636 об. 写し

45. A.I.チリコフから海軍参議会への上申書より。カムチャツカにおける漁業にかんする記述および現地住民の生活改善についての提議。(③No.57)

1746年6月18日

(略)6. オホーツク周辺でも、カムチャツカでも、穀物を播種しません。試みに播いたとしてもかの地では育ちません。ただし、ニージニー・カムチャツキー[ニジネカムチャツク]要塞付近では、少量ではありますが、大麦が実ります。かの地では深く積もる雪や長い冬のために、というのは冬が8か月以上も続くので、家畜の飼育もできません。春、夏そして秋の4か月間のみ草が生え、家畜はこれを餌にできます。しかし、かの地の住民は、ロシア人がこの地にやって来るまでこの世に穀物なるものがあることを知らず、魚やさまざまな海洋動物の肉を常食としております。また草のうち、さまざまなアンゼリカ[セリ科シシウド属]、ラムソン[野生広葉ニンニク]、また数種類の草の根も食用としています。

はじめてこの地に入り込み、カムチャツカを支配し、かの地に住みついたロシア人の下級勤務員も、穀物をほとんど食わず、カムチャツカの人びとの食物を常食とするのを習慣としていました。カムチャダール人を妻に娶ってもうけた彼らの子どもたちも同様です。夏だけとはいえ、カムチャツカのすべての川では魚がきわめて豊富で、短時間でいともたやすく多くの魚を捕獲できるのです。かの地の住民はこの魚のうち冬場の食物のために十分な量を保存することができません。こうしてカムチャダール人は春にはヤナギの枝や樹皮を食べるまでに窮乏するのです。このようなひどい食事のあとに漁撈期が到来すると、カムチャダール人は魚をたくさん捕獲し、限度なく大量に食べ、いくら食べても満腹を覚えず、なかには食べ過ぎにより命を落とす者もいます。

上述しましたように、カムチャツカへの穀物輸送は大変困難で、また播種による増加も望めないのです。すでにご説明申し上げたとおり、かの地に海軍下級勤務員が派遣されるならば、さまざまな任務を遂行するべく派遣されたその他の人びとのためにも[食糧が]必要となります。と申しますのも、今、かの地には、かの地の民をキリスト教に改宗させるため掌院が滞在中で、彼のもとにおそらく30名程度の随員がいるからです。また、カムチャツカにはヤクーツク連隊の陸軍大尉レベジェフが中隊とともに派遣されていますが、さらなる絶え間のない新たな到来者なしには、かの地の維持は不可能です。そのために、カムチャツカ管理者はカムチャツカ川とボリシェレツク川の河口、とくに聖使徒ピョートル・パーヴェル[ペトロパヴロフスク]湾付近に魚場を設



置すべきです。この目的でイルクーツク地区からカムチャツカに大麻を毎年 20 ブード、あるいはかの地の管理者がかの地の習慣にしたがって小網や大網を作るのに入用となるだけの量を送る必要があります。カムチャツカで、この大麻から小網や大網に使用する太さの糸を作ります。カムチャツカでは小網や大網をイラクサから作っておりますが、大変弱く、一夏以上はもたないからです。

この漁場の付近には、けっして雨漏りしないように柱にしっかりした屋根を取り付けた、奥行きが 50 サージェンもしくは必要なだけある広い物置を作る必要があります。とにかくこの物置にはしっかりした屋根が必要です。壁は不要です。魚を捕獲後、ただちに汚れを取り除き、かの地のやり方でおろし、切り刻んで、前述の屋根の下に吊るすよう命じること[を提議します]。魚から取り出した卵も、晴天の日に(かの地ではそんな日は少ないのですが)天日に当て、さらに屋根の下にかまどを作り、そこで魚を燻製にし、十分な数のペチカを作り、漁撈期はいつもそこで魚を干物にすること。一度に多くの魚を干すことが可能です。また skomovarnye<sup>247</sup>のフライパンも作り、冬に海水を寒風にさらして水分をとばし、煮詰めて塩を作るか、オホーツク付近で製塩するように命じる必要があります。なぜなら、オホーツクではカムチャツカよりも厳寒の日が多く、海水からより多くの水分が取り除かれるからです。したがって、オホーツクは製塩により適しています(というのは、われわれがオホーツク付近に滞在していた間、この方法で塩がいくらか煮詰めてできたからです)。塩を大量に作り、船でポリシェレツクの河口に運搬し、樽詰めにして、この塩で魚を塩漬けにすること。

上述の天日干しにした魚、燻製にした魚、そしてペチカで乾燥させた魚、塩漬けにした魚すべてを冬までに、最高の状態で保存すべく、適所に十分な数の冷蔵庫を設けること。漁場のすぐそばにそのような適所がなければ、太陽が暖めないように、付近の山の北側に作ること。その中に必要なだけ氷や雪を入れると、上述の加工した魚が悪くならないように、冬まで容易に保存できるでしょう。

納屋、かまど、ペチカ、冷蔵庫、小網、大網そして漁船が準備され、そのうえで、漁と上述の方法による魚の加工を目的に夏の間、各 50 人が割り当てられたならば、200 人あるいは 300 人分の 1 年間の食物を備蓄できると思われるので、これらの人びとが必要とする穀物はもはやわずかでしょう。さらに上述の物品や同様のその他の物品でコリヤーク人からトナカイを買い付け、カムチャツカの諸要塞付近にトナカイ飼育に適したコケに覆われた場所を探し出し、国有のトナカイの群れを飼育できます。また、カムチャツカ管理者による熱心な監督があれば、トナカイの繁殖が可能で、さまざまな任務でかの地へ派遣された人びとにとって食用となるでしょう。さら

---

<sup>247</sup> 史料にはこのように書かれている。「solevarnye 製塩用」と思われる。

に遠征隊によって約600頭のトナカイがかの地に残されました。有益な試みをせずに放置しておくべきではありません。かの地で大麦と春穀物<sup>248</sup>を播いて増やすことはできないでしょうか。この目的で、かの地へこれらの種を10チェトヴェルチほど送り、輸送中はこれらを濡らして腐らせないように保存するよう命令すること。また、現在までにカムチャツカに移された農民が立ち去らないでかの地にいるのであれば、5、6家族だと思いますが、ヴェルフネイ・カムチャツキー[ヴェルフネカムチャツク]要塞付近に住むように命令すること(この地がかの地のその他の場所よりも播種に適していると考えられているからです)。

ただし、火を使用し、カムチャツカの森や草原全域にわたって火事を起こさないように、そしてこの火事によって獣を絶滅させてしまわないように、開墾を行う際にカムチャツカ管理者自身が十分に監督し、用心しなくてはなりません。大麦と春穀物がかの地で増えたならば、トボリスクの村落からそこへ農民を必要なだけ移住させ、さらに下賤の出の人びと<sup>249</sup>で罪により流刑に処せられた者もそこへ送り、徐々に穀物の播種を増やすことができます。以上、そして実際に起こりうるその他の事態については、オホーツク地方長官あるいは司令官、あるいはカムチャツカ管理者の知性と尽力によって申し分なく秩序立てられて遂行されるべきです。

かの地の原住民であるヤクート人、ツングーツ人、コリヤーク人、カムチャダール人、そしてイルクーツク、ヤクーツク、オホーツク管下のヤサク税を納めるその他の民が、ロシア人の下級勤務員から不当に侮辱を受け、敵意を抱かないように、下級勤務員が命令なしに私利にかられて原住民の村落へけっして行かないよう彼らを抑えておき、また気の向くままに村落を徘徊させないようにすべきです。監察官と一緒にヤサク税を徴収する目的で、また他の必要不可欠な警備任務を目的に派遣される場合には、彼らからけっして何も奪わず、無断で持ち帰らず、また自身の気まぐれからヤサク納税者の意に反して、かの地の習慣にもとづいて彼らから何かで借用してはなりません。

一方で、下級勤務員たちを満足させる目的で、彼らのうちせめて最遠方の要塞、すなわちカムチャツカ、オホーツク、アナディルスク、コヴィイマ、そしてヤクーツク以遠のその他の要塞に滞在する者に対し、人頭税を免除するよう命令していただけないでしょうか。というのは、かの地の要塞は彼らによって維持され、なかんずく彼らによってかの地の民はヤサク税の支払いを遂行しているからです。彼ら下級勤務員の俸給はわずかで、しかもその多くが障害を持った者なので、彼らが入頭税を免除され、自身の不満からヤサク税納入者を誹謗したり、「偽造」<sup>250</sup>を使ってその食糧の蓄えなどをけっして巻き上げないように、また海軍佐官ラプテフがさる1744年1月31

<sup>248</sup> つまり春播き穀物。[訳者補注：小麦、ライ麦など]

<sup>249</sup> つまり下位身分の代表的人物。

<sup>250</sup> 史料にはこのように書かれている。[訳者補注:podlox「偽造」ではなく predlox「口実」か]

日にまさしく報告したとおり、人質を取ってヤサク税納入者に過度の重圧をかけないようにすべきです。納入者の中には善良なクニャゼツで、以前から変わらず忠実な者がいます。とくに、すでにキリスト教に入信し、その教義を守っている者がいます。かの地の地方長官や総管理者たちによる検討のうえ、彼らからは人質を取らず、このような皇帝陛下のご慈悲に報いるべく、ヤサク税をできるだけ納めるよう彼らに対して申し渡すこと。

国庫への高価な獣の献上に対し、古くから命令によって、献上を行った者にはしかるべき褒美が与えられることになっています。今日、このような献上が以前よりも減少したのであれば、ヤサク税納入者が狩猟を行い、彼らに定められた税を超えて高価なキツネやクロテンを国庫に納め、彼らがこれらの獲物を隠匿せずに自ら進んで国庫に差し出すようにさせ、これらの獲物が持ち込まれた場合には、これをかの地の最良のロシア人住人で、善良な人物が適正な現地価格で評価し、これにもとづき国庫に納入し、彼の正真正銘のヤサク税として、また彼一人分ないしはその親族分として何年分の前納に相当すると計上するよう確認すべし、とシベリア庁より決定が与えられないでしょうか。これにくわえて、地方長官たちや管理者たちは、あらかじめ命令によって定められたとおり、ヤサク税納入や贈り物を計算に入れたうえで国家に利益があるように考慮して、彼らにご馳走を振る舞い、贈り物を渡さなくてはなりません。

前述の海軍佐官ラプテフは、火事が原因でクロテン、キツネ、その他の有用な獣が絶滅してしまわないように、森林と草原を含む広大な土地を火事から守るべしとの命令がシベリアで発せられるよう提議しましたが、これについて私も本状をもって申し上げます。それは、旅人や狩猟者が何らかの必要により火を起こした場合、空気が乾燥中は風で火が燃え広がらないように、焚火を水で消さずに宿营地から立ち去り、離れたりしないこと、またどこであろうとも、畑に残った刈株や古草はけっして焼き払わないよう注意することをかの地のすべての町に公布すべしと命令が下されるためです。突発的事件から火災が発生した場合、たとえばときには稲妻や雷からそれが生じた場合、できるかぎりこれを消火することについても同様です。

さらに彼、海軍佐官ラプテフは、僻地の要塞で暮らしているロシア人やキリスト教に改宗したかの地の原住民のために聖なる教会を建立し、そこに聖職者やその他の教会勤務員を採用し、教会が彼らに本やその他の必需品を揃えることを提議しています。私もこれをきわめて有益な事業であると賛成し、この事業が実現されないままにならないように申し上げます。かの地では教会がなく、聖職者もないゆえに、乳幼児やかの地の民の中で洗礼を受けて入信を希望する成人は、洗礼を受けずに死んでいきます。高齢者は洗礼こそ受けていますが、領聖式や告悔を行わずに死んでいきます。妻は夫と教会で婚儀を行わずに一緒になります。かの地の民を今後より良かつ徹底的にキリスト教信仰へと導く目的で、自分たちの子どもをロシア語の読み書きを学びにやる

よう、彼らの有力者を説得すること。彼らは自分たちから進んで子どもを出すでしょう(というのは、私がかの地に滞在していたときからすでに、カムチャダール人にはその傾向が強かったからです)。彼らには修道院で学ぶよう、また修道院がないところではロシア人の下級勤務員の子どもたちと一緒に学ぶよう命じること。シベリアは全ヨーロッパに匹敵するくらい大変広大な地なので、シベリアのどこであろうと、豊富な鉱石などには驚くに値しません。鉱石を探索するためにわざわざ派遣された専門家が全地域を回ることは不可能であり、かの地の民はヤサク税を支払うための毛皮採集を目的に、またある者は自分たちの習慣によって、あちこちを遊牧しながら、シベリアを移動しますので、町ではかの地の地方長官たちが、また要塞では管理者たちが、上述のシベリアの民に対し、彼らが絶えず転々と移動しているときに、どこかの山あるいは山間に、形状や品質にもとづいて良質な銀や金の鉱石であるような岩の塊りや破片が見つからないか注意し、彼らが山から採取し、あるいは岩塊を集め、町や要塞へ 2、3 フントずつあるいは少量の標本に必要なだけ持ち帰るべしと通告するよう決定が下されないでしょうか。その際、彼らにはそれが銀鉱石、金鉱石であると話さないこと。銅鉱石が半分混入している形状の岩塊も持ち帰るよう命じること。また、どこかですばらしい染料や普通の石とは異なる明るい色の石が見つからないだろうか。これらすべてを少量ずつ、町にいる地方長官や管理者に持ってくるよう命じること。その中に、何か役立つものがあるという期待があるならば、それを鑑定するために町からしかるべき場所へ送ること。誰かヤサク税納入者をつうじて役立つものが発見されたならば、その品質におうじて発見者にしかるべき褒美を与えること。以上すべてをご検討いただきますよう、国家海軍参議会に申し上げます。

海軍佐官チリコフの署名が付された原本

イヴァノフ

フルスタリョフ

(2)ЦГАВМФ, ф.216 (Беринга), д.48, лл.745-749. 写し

(斉藤由佳・畠山禎 訳)

46. 陸軍少将 Kh.キンデルマンの質問に対する、第二次カムチャツカ遠征隊の「通知」より。極東の下級勤務員の要望と原住民の状態について。(③No.58)

1750年2月24日

陸軍少将、帯勲者キンデルマン閣下より送付された質問事項にかんする、1750年2月24日、

カムチャツカ遠征事業の際に作成された通知。本通知には、閣下のご質問も正確に記載されている。すなわち、

1. コリヤーク人はどれくらい前より皇帝陛下の臣民となったのか。彼らの武力や規模はどのくらいか。また、たとえばどこに住んでいるのか。何という川や谷の付近なのか。臣従する以前はチュクチ人の支配下にあったのか。そしてその後、彼らから独立したのか。どれくらい前から臣民となり、忠誠を誓っているのか。

#### 第1問への回答

どれくらい前にコリヤーク人が皇帝陛下の臣民となったのか、人口はどれくらいなのか、またこれ以前にチュクチ人の支配下にあり、その後彼らから独立したのか、われわれは実のところ存じておりません。これらの情報にかんしては本来、ヤクーツク地方長官所にて把握されているのではないのでしょうか。というのも、このコリヤーク人やヤサク税を納めているその他のかの地の民は、ずっと前からヤサク税をこのヤクーツク地方長官所に支払い、このヤサク税の徴収を目的にこの長官所からプリカース員や徴税人が派遣され、またイルクーツク地区政庁でもおそらく知らないはずはないからです。ヤクーツクおよびかの地の全域、そしてカムチャツカは、以前からこのイルクーツク地区政庁の管轄下にありますので、イルクーツク地区政庁がヤクーツク地方長官所の、またかの地全域の総司令部としてこのような必要不可欠な情報を長い年月をへた現在も持っていないということはありません。ともあれ、遠征の際にこの件にかんする正確な情報を得ませんでした。が、(手元にある、この地方に滞在した海軍佐官ラブテフ殿により1743年に提出された遠征事業の際の報告書にあるように)コリヤーク人がチュクチ人の支配下にあったことはなかった、と推測するにとどまります。

この海軍佐官殿は、佐官殿たちの滞在当初からチュクチ人とコリヤーク人との間ではコリヤーク人の土地を巡って争いが絶えないと伝えております。これにかんしては、つづく第2問への回答で詳述されます。コリヤーク人の人口についても、われわれが聞くところでは、たとえばヤサク税の支払いについて彼らからどれだけキツネを徴収しているのかをつうじて、彼らコリヤーク人には約600人のトナカイ・コリヤーク人と定住コリヤーク人がいることが分かります。定住コリヤーク人はトナカイを飼育しておらず、海岸や河口付近の1か所に住んで魚を常食としているのでこのように呼ばれております。このような定住コリヤーク人は少数です。一方、トナカイ・コリヤーク人は1か所に定住せず、集団ごとにとまどって方々を遊牧し、ある場所から別の場所へと短距離を、ただしアナドゥイルスク要塞からは遠方へと移動します。つまり、第1の集団はアクラネツと呼ばれ、ペンジナ海に注ぐタロフカ川とアクラン川の付近を遊牧しておりますが、

その中には定住コリヤーク人も少数含まれます。また、ペンジナ川やアナドゥイルスクからおよそ 400 露里から 450 露里離れたその他の川の付近でも遊牧しております。その他の集団はアナドゥイリ川とアリュトリヤ[オリュトルスカヤ]川の間で大ヴオストーチノエ海[太平洋]に注ぐパハチャ川付近の、アナドゥイルスクから 500 余露里離れた場所にあります。これらのトナカイ・コリヤーク人はみな、ツンドラに自分たちの遊牧地を持っています。ツンドラは森林もなく、平坦ではなくまた開けた地形でもなく、小丘で一面がコケに覆われ、彼らの生活のうえでも、トナカイを飼育するうえでも最適で、コケが十分あるのでどんなに開けた草原よりも良好であると知られています。コケはトナカイにとって良質の餌であり、【トナカイ】は夏も冬もこれに満足しております。冬の大雪もトナカイの生活の妨げとはなりません。トナカイは脚で雪を掘り、冬でもコケを探し出すからです。森林は川沿いに点在するのみで、アナドゥイリ川を除けば岸から約 100 サージェン以内ないしはそれよりも狭い範囲にあります。アナドゥイリ川沿岸の森林はもっと広範囲で、それがどのようなものなのかについては、以下の第 3 問への回答で示されます。

2. チュクチ人の武力と人口はどれほどか。彼らの長は誰か。どこにすんでいるのか。何という川や自然境界の付近に住んでいるのか。現在、チュクチ人出身者の中にはどのような者がいるのか。

#### 第 2 問への回答

チュコトカの地に何度も行ったことがあるアナドゥイルスクの住民による周知の陳述によれば、チュクチ人は 1,000 人にも満たず、いつもヴオストーチノエ海のすぐ近くの、アナドゥイリ川の河口付近に、冬も夏もトナカイ皮製のユルタに居住しています。チュクチ人の住居付近は樹木が乏しいので、彼らの要塞は(カムチャツカのカムチャダール人の土造ユルタのように)非常にもろく、防御がまったくありません。この要塞の建物で用いられている木材はアナドゥイリ川の上流から流れてきたものです(略)。

彼らのチュコトカの地の中にある夏および冬の遊牧地は、アナドゥイリ川からもヴオストーチノエ海からも近いです。これらの沿岸からの距離は徒歩で 2、3 日、100 露里以下です。夏そして冬も場所を変えながらユルタで遊牧生活を行っています。夏にはまさしくアナドゥイルスク要塞からアナドゥイリ川を下って、彼らチュクチ人の遊牧地付近まで行けますが、夏に彼らの土地において彼らを見つけ出すことは多くの人手と労力をもってしてもかなり大変です。彼らはトナカイを遊牧しながら、絶えず居場所を変えるからです。

彼らがアナドゥイルスクの下級勤務員を脅威と考えていなければ、アナドゥイルスク要塞の近くまで、またコリヤートカの地にもやって来るでしょう。彼らチュクチ人はいつもコリヤーク人

の殲滅の機会をうかがっています。チュコトカの地全土において、彼らが飼育するトナカイのための飼料は乏しく、いかなる樹木も生えておらず、極度の欠乏状態にあるので、彼らチュクチ人がここに住みついた当初から争いが絶えません。彼らのところでは、冬季、彼らのものでブルガと呼ばれる猛烈な大吹雪が冬の間中収まらず、これにより岩の峰(つまり山)の間にある彼らの土地では多くのトナカイや人びとが雪に悩まされています。一方、ヤサク税を納めるコリヤーク人のところでは、居住用やトナカイ飼育用の土地が十分にあり、樹木や飼料もあります。それゆえ、チュクチ人は彼らコリヤーク人の土地を占領せんと努めているのです。彼らチュクチ人は、コリヤーク人が自分たちの土地に入ることも許さず、撫柔によりチュクチ人を皇帝陛下の臣民とすることも期待できません。

3. アナドゥイルスク要塞にはどのような土地ないしは河川があるのか。海からの距離はどれほどか。河川は海へと注いでいるのか。このアナドゥイルスク要塞からどれだけ遠くにチュクチ人はいるのか。というのは、地図は存在するのだが、それぞれの地図には互いに食い違いがあり、確定できないからである。

#### 第3問への回答

アナドゥイルスク要塞はアナドゥイリ川付近のツンドラにあります。かの地はほぼ全域にわたり、広々としたすばらしい野原はない場所です。この要塞の上流では、ヤブラナ川がこの川に流れ込み、川沿いには小さな森があります。アナドゥイリ川沿岸にはカラマツやポプラの木や白樺の小さな木があり、アナドゥイルスクの住民はカラマツからシチク船を造ります。この小舟は約300 プードの重量物を積載可能で、春にはこの小舟を使ってこの他の小川に漁に出ます。秋の8月1日までにアナドゥイルスク要塞に戻り、秋の間は要塞付近のアナドゥイリ川で網を使って漁をします。夏のアナドゥイリ川には魚が乏しい一方、春にはこれらの小川に魚が多くいるからです。小川ではチール[ウスリーシロザケに似た魚]という名前の、当地のムクسن[ウスリーシロザケに似た淡水魚]と同じくらいの白い魚やニシンを捕ります。アナドゥイリ川ではクラスニナと呼ばれる、重さ約10 フントないしはそれ以下の魚を捕ります。このクラスニナという魚は豊富な年もあれば、非常に少ない年もあります。またアナドゥイリ川では、ネリマ[コクチマス的一种]やムクسنも捕ります。ただし、これらのネリマやムクسنはいつも数が少なく、たいてい上述のニシンで満足しております。このアナドゥイリ川はヴォストーチノエ海に注いでいます。アナドゥイルスク要塞は海からアナドゥイリ川の約500露里上流にあります。アナドゥイルスクから、チュクチ人が遊牧を行っているところまでは600露里くらいでしょう(略)

10. イリムやレナ川やアンガラ川の沿岸、そしてイルクーツク周辺には耕作に適した土地は十分あるのか。穀物の播種を実現し拡大させるどのような方法が考えられるのか。それを行う際、現在までどのような障害により穀物を増産できなかったのか。またこれらの地で穀物を買付けらるならば、現在における実際の穀物価格はいくらなのか。

#### 第10問への回答

聞くところによると、イルクーツクから(イルクーツク管下のうち、クラスノヤルスク地方方面で最遠の)トゥルコ村まで、またレナ川方面やヴェルホレンスク要塞方面、そしてイルクーツク管下でヴェルホレンスク要塞付近にあるその他の地方方面には、耕作に適した土地がかなりあります。ただ、そうした場所には農民が入植していないので、すべての土地が耕作され、穀物が播種されているわけではありません。また農民が定住している地方でも、人手不足のためにすべての土地を耕作するまで手がまわりません。それゆえ穀物の播種を実行し、拡大させるための周知のただ一つの方法とは、これらの土地にしかるべき人数の農民を入植させること、ただしイルクーツク地区からではなく、そこからの移住がより必要と思われる他の場所から移住させることです。というのも、イルクーツク地区の農民には、耕作用に与えられた自分たちの土地が十分にあるからです。現在、無人であるこれらの地方に農民が入植しているのか、または現在に至ってもまだ入植が完了していないのか、そしてその理由は何か、また上述のすべての地方で穀物価格は現在いくらなのか、遠征では判明しませんでした。この農民の入植はイルクーツク地区政庁が検討すべきです。ただ、今日のイルクーツク県では、過去数年間と比較して穀物が増産したものと期待されます。というのは、現在オホーツクから当方のトムスクへ到着した海軍少尉ヴァシリー・ルティシェフの申告によると、さる1749年のヤクーツク滞在中に、この夏にレナ川上流からヤクーツクへ8万プードの食糧が浮送され、このうち同じ夏にオホーツク街道沿いにあるユドムスキー・クレスト(ヤクーツクからは陸路で約600露里、オホーツク要塞からは約300露里。したがって、ヤクーツクからオホーツクまでは陸路で合計900露里)方面へ30隻の船で1万5,000プードが送られました。オホーツクまで輸送したのか、あるいはまだユドムスキー・クレストまでしか到着していないのか、彼はその夏の7月にヤクーツクを離れたので知ることができませんでした。イリムスク郡では、レナ川沿いでウスツク要塞よりも下流には、穀物を播種可能な未利用地はおそらくないでしょう。耕作に適した土地も少しはありますが、総じて高地で岩が多く、森になっているからです。耕地がある場所には十分な人数の農民がお【り】<sup>251</sup>、レナ川沿いのはるか彼方、チェチュイスク郷プロシュノエ村(イリムスクから528露里に位置します)まで村落が密集しています(略)

<sup>251</sup> 史料の端が破損しており、語末を補った。



13. 一夏の間にアナドゥイルスク要塞に到着し、馬がヤクーツクもしくはせめてユドムスキー・クレストまで戻ることができ、また馬が総じて何も無い土地で飼料不足のために死なず、人びとも無事であるようにするには、このヤクーツクからの食糧は何月何日にヤクーツクから出発しなくてはならないのか。

#### 第13問への回答

陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊は食糧にかんして、かの地で常食とされているトナカイ肉と魚で満足せねばならないとのことですが、穀物食糧の追加なしにそれだけではおそらく滞在できないでしょう。今後、この分遣隊に少なからぬ量の食糧を発送するよう要請がなされたとのことであるならば、しかしながらそれはどのような援助になるのでしょうか。陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊のもとに約450名の下級勤務員が配属されたとのことなので、かの地の備蓄に追加して1人あたり月1ブード、年12ブードの食糧を決定したとしても、アナドゥイルスク要塞に年間5,400ブードを発送する必要があるとのこと。この食糧に合わせて、ヤクーツクから陸路で搬送する場合、荷馬1,296頭と現地の習慣にしたがってヤクート人の荷役が216人必要となるとのこと。海軍佐官ラブテフは、上述の海軍准将チリコフ殿に提出した報告書の中で以下のように述べております。ヤクーツクからアナドゥイルスク要塞までは2,500露里の距離があり、1743年に陸軍少佐パヴルツキーが部隊そして食糧とともにヤクーツクからザシベルスク要塞まで移動した道中では約1,000頭の馬が死に、これを彼、海軍佐官殿ご自身が目撃したそうです。しかも、ザシベルスク要塞はコリマまでの道のりのまだ半分の地点にすぎません。ザシベルスクからスレドニー・コリムスキー[スレドネコリムスク]要塞まで馬を失わず移動することは不可能であり、この地には荷馬が十分にはいないそうです。1742年の夏のさなか、囚人メングデンをコリマに移送した際には、ぬかるみと飼料不足のために300頭以上の馬が死んだそうです。以上のことから、上述した5,400ブードという相当な量の食糧は、アナドゥイルスク要塞は言うにおよばず、コリムスク要塞までさえも陸路では供給できません。

さらに、コリムスク要塞からアナドゥイルスクまでは、いまだ少なからぬ距離が残されています。つまり海軍佐官ラブテフ殿の説明によると、スレドニー・コリムスキー要塞まで馬で運搬し、スレドニー・コリムスキー要塞からニージーニー・コリムスキー[ニジネコリムスク]要塞までコリマ川を300露里ほど下り、ニージーニー・コリムスキーからはアニューヤ川をアンガルカ川河口[合流点]まで300露里ほど小舟で非常に苦勞して遡ったそうです。さらにアンガルカ川河口からアナドゥイルスク要塞までは300露里をトナカイで移動します。遠方で集められたトナカイは、アナドゥイルスク要塞から差し向けられます。一方、水路では夏の間中ヤクーツク

からレナ川を下流へ、チェブクラフ川まで800~1,000 プードの食糧が輸送可能だとのこと。そこからはヤンスク要塞へ、ヤンスク要塞からインディギルカ川およびコルイマへはトナカイで運びます。チェブクラフ川河口からコルイマまでのトナカイでの移動時間は全体で 8、9 週間です。そして、彼がかの地に滞在中、彼の部隊の食糧はレナ川からコルイマまで1 プードあたり約 40 コペイカの輸送費で供給されました。この輸送に銅製の釜、斧、ナイフが割り当てられることを考慮に入れると、トナカイが不足しているために、ひと冬でせいぜい 1,000 プードしか輸送できないそうです。

オホーツク海から、奥深く、ただし狭隘な入江が北へ延び、そしてアナドゥイルスク管下のトナカイ・コリヤーク人の遊牧地にも接しているペンジナ海を渡って、タロフカ川やアクラン川へと海洋船で自由に航行できるということであれば、上述のアナドゥイリの、ヤサク税を納めるトナカイ・コリヤークが周辺で遊牧を行い、トナカイを多数所有しているこれらの川や別の川、あるいは天然の湾へ、この海洋船で進入可能であると思うのですが。というのも、上述の海軍佐官ラプテフ殿の説明によりますと、アクラン川河口付近ではコリヤーク人から 3,000 頭から 4,000 頭の乗行用トナカイを集めることができ、この海からアナドゥイルスク要塞までの距離は彼の部隊による測定では 450 露里ですので、オホーツク海経由で食糧を分遣隊へ輸送するほうが好都合だと思われるからです。ただ、遠征隊によって、ヤクーツクからユドムスキー・クレストまでは水路を、ユドムスキー・クレストからウラク浮送場まではトナカイ橇と人足で山脈を越え、ウラク浮送場からオホーツク海へウラク川を使って浮送する手筈が整えられましたが、先に明らかにした 5,400 プードもの食糧をオホーツクへ搬送することさえも多大な困難と国庫金の負担を伴います。食糧をユドムスキー・クレストまで輸送するために、ヤクーツク付近で 260 名を維持しなければならず、これだけの人員が揃ってはじめて、ユドムスキー・クレストまで 13 隻の船で年 6,500 プードを輸送できるからです。一方、ユドムスキー・クレスト付近では、冬季にウラク浮送場まで食糧を輸送し、この浮送場で普段建造されているような浮送用の船を建造し、それらの船でウラク川を上述のオホーツク(すなわちペンジナ)海へと浮送する目的で、50、60 名の人員を維持せねばならないでしょう。さらにこのユドムスキー・クレストでは、上述した山脈を経由して食糧を運搬するべく、70 頭ないしは 80 頭のトナカイが必要となるでしょう。ユドムスキー・クレストで荷運び用の人足を集めずには、オホーツク管理所はユドムスキー・クレストからオホーツクまで上述の 5,400 プードの食糧を陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊に供給できません。ヤクーツクからオホーツク管理所宛てに送られた年 5,000 プードの食糧をユドムスキー・クレストからオホーツクまで浮送することは、オホーツク部隊にとって不可能だからです。

先述の陸軍少佐パヴルツキーは、部隊用食糧のかわりにヤクーツクからアナドゥイルスクまで

の輸送費を含めた穀物の価格に相当する金銭にて彼の下級勤務員に対して支給するよう要望しました。これに対して海軍准将チリコフ殿から、ヤクート人や他の民から借り上げられた荷馬やトナカイの費用が下落しないかぎり、陸上輸送による食糧の価格は2ブードにつき1ルーブル以下にはならず、したがって少なからぬ国庫金の支出、すなわちこの分遣隊用のすべての食糧の総額は年2万ルーブルを下らないとの提議がありました。このような理由で、海軍准将殿とその他の将校たちは、次善の策として、すべてを金銭で支給するのではなく、かの地のトナカイ、肉や魚の食糧に加えて、若干の穀物食糧を最良の経路を探し出して分遣隊に搬送すべきであると判断したのです。以上が、イルクーツク副県知事の審議に付されています。ただ、ヤクーツクからアナドゥイルスクの分遣隊へ食糧が輸送されるとしても、上述のチェブクラフ川まで水路で、あるいはまさしくヤクーツクからアナドゥイルスク要塞まで陸路で搬送されるのか、遠征事業では判明しませんでした。同様に、すでに説明したタロフカ川の河口やアナドゥイリのコリヤーク人が付近で遊牧しているその他の河口、とくに前述のアクラン川が流れ込むペンジナ川の河口について、これらの河川へ海洋船が容易に進入可能なのか、今日まで情報はありません。というのは、これらの河口はいまだに見分も記述もされておらず、それゆえ事実が確認されておらず、これが大いに不可欠であります。前述した陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊も、深刻な食糧不足の状態に陥りました。それゆえ、今後アナドゥイルスク要塞へ食糧を輸送する必要がある場合には、アナドゥイルスク要塞に陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊よりも多くの下級勤務員が滞在することになったときだけではなく、もちろん同程度の人数が滞在したときであっても、食糧をヤクーツクからオホーツク経由で海路にて輸送すべく、上述のペンジナ川とタロフカ川の河口のうち、いち早く発見され、便利な方を見分し記録すべきであると、遠征隊の他の将校たちも同意しております。というのは、これらの川の周辺やその地方ではトナカイ・コリヤークが遊牧を行い、彼らのトナカイは乗行用で、上述のとおりその数も十分なので、3,000頭から4,000頭を集めることができ、食糧がオホーツクへ、またオホーツクからは海路にてこれらの地方へたとえ1万ないしは1万5,000ブードであっても搬送されるならば、トナカイ1頭に食糧5ブードが割り当てられますので、一冬にそれだけの量をトナカイに負担をかけないように交換しながら運搬できるでしょう。また川の見分を目的に、オホーツクよりオホーツク政庁の海洋船1隻と下級勤務員を、彼らに約4か月分の食糧を提供したうえで派遣すべきです。ところで、(元老院と国家海軍参議会から送られた命令にしたがい、かの地で適所に係留され保管されているわれわれ遠征隊の船以外に)オホーツク管下の海洋船は2隻、すなわち平底帆船1隻と[暗礁の多いところで用いる]平底小船艇1隻があります。

また、このオホーツク政庁の管轄下には海軍下級勤務員すなわち航海士2名と水兵数名がかの

地にあります。上述のペンジナ川やタロフカ川の河口、またはこれらの川の近くにあるその他の河川の河口に海洋船が自由に接岸し、川を遡航できると判明し、ヤクーツクからユドムスキー・クレストまでは水路、ユドムスキー・クレストからウラク浮送場まではトナカイで陸路、そしてウラク浮送場からオホーツクまでは水路を使って食糧を輸送すべくしかるべき数の人手と船を確保し、遠征の際と同様、それらをこの食糧輸送のために秩序立てて維持できるならば、極力オホーツク経由でアナドゥイルスクへ食糧を送るべきです。それがより便利で、多くの者により多くを供給し、当然、この運搬方法においては荷馬車や荷櫓を操作するヤクート人たちにとっても負担が軽くなり、国庫からの支出も減るでしょう。

14. ヤクーツクからの道中にあるアルダン、マイスキエ、ザシベル、ニージニー・コルィムスキー<sup>252</sup>、そしてオホーツクには、かつてあった倉庫があるだろうか。まさしくアナドゥイルスク要塞までのこれら全域に沿って食糧をできるだけ増やせないだろうか。それにより2つの利点があるだろう。すなわち第1に、この街道の通行者はいつでも食糧を受け取ることができる。第2に、ひと夏で一度にヤクーツクから運搬するよりも、近くにある倉庫からアナドゥイルスクへ食糧を運搬するほうが好都合ではないだろうか。

第14問への回答

ヤクーツクからオホーツクまでの道中、多くの地点に、遠征隊用に遠征隊員によって建築された倉庫があります。その中には、ヤクーツクから約400露里の地点にあるマヤ川河口[合流点]のマヤ船着き場の倉庫、ヤクーツクから陸路で約600露里の地点にあるユドマ川沿岸のユドムスキー・クレストの倉庫があります。さらに、ウラク川にあるウラク浮送場には、倉庫だけでなく煙突がついた、また煙突なしの暖炉がある百姓小屋も建てられ、オホーツクにはすでに遠征隊や猟師が使用する大規模な木造家屋やその他の建物があります。食糧がアナドゥイルスクへ供給されるべく、オホーツクから海を渡り、ペンジナ[川]とタロフカ[川]、もしくはこれらの川の近くにある第12、13問【への回答】で示した他の河川まで輸送するルートを使うのであれば、上述のマヤ船着き場、ユドムスキー・クレスト、ウラク浮送場の3地点では、いつも倉庫に備蓄があるように食糧を確保できます。

15. オホーツクからまさしくアナドゥイルスク要塞まで、川に沿って食糧を供給できる川が発見されたことはよく知られているが、このような川は実在するのか。その川の名前は何か、どのような方法で、何を使って食糧を運搬するのか。川の長さはどれくらいなのか、明らかでは

---

<sup>252</sup> 史料の端が破損しており、一語解読困難。

ないのかZ(略)

第 15 問への回答

オホーツクからアナドゥイルスク要塞に直接流れるような川はありません(略)

17. 前回のカムチャツカ遠征で使用した海洋船およびその他の小型の船は、これに装備されている索具とともにどの川のどこに残されているのか。帆や錨などはいったいどこにどれだけあるのか。

第 17 問への回答

カムチャツカ遠征で使用した海洋船は 2 か所にあります。まずオホーツク付近に 2 隻の PACKET ボート、3 隻目は二檣帆船、4 隻目は小船艇、5 隻目はダブル・スループ船、またニージニー・コルィムスキー[ニジネコルィムスク]要塞付近のコルィマ川に小船艇 1 隻が付属の索具、帆、錨とともにあります。ただ、どの船にも使用可能な索具類があるというわけではなく、ある船ではもはや使い物になりません。またオホーツクには、遠征隊のものではありませんが、オホーツクを管轄する役所の船が 2 隻あります。1 隻は平底帆船、もう 1 隻は平底小船艇で索具や帆、錨が揃っています。これらの船はオホーツクから海上を経由してカムチャツカへ、またカムチャツカからオホーツクへ商品を携えた商人や国庫に納入されたヤサク税をカムチャツカ【から】運ぶ目的で建造されました。

18. コルィムスク要塞もしくはオホーツクには海洋船はあるのか。船は何隻で、海軍下級勤務員は何名か。1 隻に何人、もしくはどれだけの重量物を乗せることができるのか。

第 18 問への回答

船にかんしてはすでに第 17 問への回答で説明しています。海軍下級勤務員はコルィムスク要塞にはおりません。オホーツクにはオホーツクを管轄する役所の航海士 2 名、水兵 4 名、そして水兵の下位に任命された下級勤務員が数名おります。

19. ヤクーツクには必要な道具や資材、たとえばシャベル、つるはし、斧、のみ、のこぎり、その他の必要なものは十分にあるのか。またタールや麻など、造船修理に用いる物資はあるのか。また、そうしたものはどこから入手あるいは購入できるのか。

第 19 問への回答

ヤクーツクにおいてこのような必要な道具、またタールや麻などの造船用や修理用の物資が十

分にあるのか、遠征では明らかにはなりません。ただ、おそらく道具がないというわけではないでしょうし、またなかったとしても、ヤクーツク近郊にあるタムギンスク鉄工場で製造可能です。タールは既製品がなくとも、ヤクーツクで十分な量が蒸留できます。かの地では麻はほとんど売られておりませんが、イルクーツク郡かイリムスク郡より入手できます。ヤクーツクでは麻が少なく、めったに見つからないので、やはり遠征用にこれを購入するためにイリムスクに人をやり、ときにはトムスクからも送り届けてもらいました。当時、遠征の際に多数の船が建造され、多くの麻が必要になったからです(略)

20. ヤクーツクには鉄工場があるのか。それはどのように設立され、順調に稼動しているのか。官立のものかあるいは民間のものか。それらの工場ではどのような道具を製造しているのか。

第20問への回答

鉄工場は官立のものがヤクーツク近郊のレナ川上流の、流れに沿って右側の、ヤクーツクから30 露里ほどにあるタムガ川にあります。タムガ川沿いにはタムギンスク工場もあります。カムチャツカ遠征隊もかの地に滞在中、持参した少量の鉄を使い果たしてしまいましたので、このヤクーツクの工場からの造船用の鉄の供給を受けておりました。錨も製作しておりました。この工場は故海軍准将ベーリング殿の精力的な努力により(この工場に適した用地の接收から工場建設にいたるまで、彼ははじめからすべてにおいて絶えず尽力し、自身の部隊とともに支援しました)申し分なく秩序立てられ、遠征隊の需要を満たしたので、ヤクーツクの住民や来訪者に大量の鉄が売却されました。さらにヤクーツクやオホーツクの政庁が必要とするだけの鉄を供給しております。斧、のみ、ねじ錐、刃物などの道具も製造しております(略)

23. ヤクーツクには貴族や[軍役の義務がある]小士族や下級勤務員のコサックが実際に、名簿では何名記載されているのか。俸給額におうじて金銭の給与と食糧を年どれだけ受領しているのか。これまで、金銭の給与と食糧のすべてを完全に受け取っているのか。あるいはなぜ、何が原因で、どれだけを何年間受領していないのか。

第23問への回答

命令にもとづき、ヤクーツクでは1,500名の下級勤務員を維持するように命じられています。これらの下級勤務員の中から、かの地の遠方にあるすべての要塞へ、要塞の維持、コリヤーク人やヤサク税を納めるその他の民の保護、そしてヤサク税の徴収を目的に人員が派遣されておりました。また、やはりこれら下級勤務員の中から300名をオホーツクに駐留させるように命令が下され、すでに半数以上が送り出され、また陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊に多数が配属されまし

た。彼らの俸給額は、金銭が年 7 ルーブル、穀物は穀粉が年 20 プード支給されていました。下級勤務員の中から分遣隊へ派遣がなされたので、現在、ヤクーツクにはごく少数が残るばかりで、下級勤務員がいったい何名なのか、また貴族および小士族が現在、ヤクーツクに何名いて、彼らの金銭の俸給はどれだけなのか、遠征では実のところ判明しませんでした。しかし、貴族および小貴族はごく少数で、勤務に対する俸給は全員これまでの分が支払われていると聞いております。

24. ヤクーツクの僻地では、穀物の不足や不作のためにかの地の人びとが魚やさまざまな肉を多く食べ、さらにバター入り粥のかわりとしてシラカバから粉 'tolch' を作り、煮ることがよく知られている。また、牛乳も飲む。したがって、かの地で生活する貴族やコサックはずでにこれに慣れてしまったと考えられるので、陛下の国庫への多大な負担を避けて、これらの小士族やコサックはこれらでしのいでもらえないだろうか。その場合、食糧を正規軍人への供給にのみ使用できるように、彼らに食糧のかわりに金銭、もしくは半分を食糧、そして残る半分を金銭で支給できないだろうか。このようにして、年間の支給に必要となる食糧のうち少なからぬ量を削減できないだろうか。

#### 第 24 問への回答

ヤクーツクおよびこれよりも先の地方、また、まだ距離はあるがずっと近い地方、そしてヤクーツクよりレナ川下流数百露里では穀物は生育せず、それゆえ耕作を行っておりません。ヤクーツク住民はレナ川上流から送られてくる穀物の供給を受けています。富裕者は誰もが自家消費用に購入し、また(冬と春に)転売する目的で必要以上に買い込む者もいます。ヤクーツクのこのような裕福な人びとは穀物なしにはまったくやっていけず、必要な分量の穀物を食べます。さらに、彼らのところで非常に豊富にある魚や肉も食べます。かの地では最下位の勤務員でさえも 10 頭、そして多くの者は 50 頭、100 頭、200 頭の有角獣[牛など]を所有し、さらに貴族および小士族は約 500 頭を、そして 1,000 頭ないしはそれ以上を所有している者もいるからです。ヤクーツクではシラカバから粉を作りませんし、食べませんが、春に松の皮を樹液が出る厚さまで皮を剥ぎ、そして火で少しあぶり、ナイフで皮の表面を削り取り、これを薄くきれいにし、さらに細かく砕いてふるいにかけて、穀粒のかわりに牛乳に入れて煮ます。これに松皮に対して 3 分の 1 ないしは 4 分の 1 の分量のオオアワガエリの粉を加えますが、この粉を加えないときもあります。このような粥を食べるのは、乞食となって施しを求めることはばからぬような極貧のヤクーツク住民だけで、このような者は少数です。しかしながら、彼らとてこうした粥だけを食べているわけではなく、魚、肉、ときには穀物も食べます。

一方、富裕者は言うまでもなく、十分生活していける者もこのような粥は食べません。かの地

の貴族および小士族について言うならば、(僻地で穀物が不足し、あらゆる必需品が欠乏している土地であることを考慮するならば)彼らは大変贅沢に暮らし、穀物がないのにワインやビールが十分にあり、さらにヤクーツクに到来する商人から入手可能なその他のものがあります。ヤクーツクで何不自由なしに暮らすこれらの贅沢者たちが、食用とされていない松皮の粥を食べる習慣などあるはずがありません。たしかにコサックの中には松皮の粥を食べるような者が少数いますが、これはもはや貧乏で妻子がある者だけではないでしょうか。ヤクーツクで穀物の値段が高騰しているときや穀物俸給を現物で支給されないときでも、松皮の粥を食べるのではなく、魚と肉を主食とし、穀物も各自可能なかぎり購入します。もっとも、もはや魚や肉もあまり十分ではないときには、牛乳や穀粉入りの松皮の粥を補助的に食べる場合があります。ヤクーツク以外の、ザシベルスク要塞やコリュムスク要塞、アナドゥイルスク要塞のような、ヤクーツクから遠方にあるその他の場所について言うならば、販売用に食糧が運び込まれず、かの地をよく訪れる者のうちプリカース員やヤサク税徴収者は穀物なしで済ませているようです。彼らの忍耐は必要に迫られたもので、滞在期間が長引くと持参した穀物も食べつくし、どこからも再入手できないため、習慣によるものではありません。というのは、ヤクーツクからかの地へ派遣される者は、当座の必要のために若干の穀物を持参するからです。ただし、長期間滞在できるだけの大量の穀物を自前で運搬することは富裕者にとっても困難で、そのため穀物なしの生活を余儀なくされるのです。ただ、松やその他の樹皮ではなく、魚や肉を食べ、この食物[穀物]が彼らにとって不要というわけではありません。アナドゥイルスク要塞で魚が十分でなく、しかもトナカイをどこからも入手できないときには、多くの人びとが飢えに苦しみます。したがって、そうせざるを得ないというのでなければ、コサック全員を穀物俸給の全量支給の対象から完全に除外し、彼らに現物での支給を一切行わないようにすべきではないように思われます。コサック同様、小士族に対しても、彼らがヤクーツク滞在中に、イルクーツク地区において穀物がときには大豊作で、ヤクーツクに国庫の穀物が十分に浮送されるようになった場合、彼らはヤクーツクで穀物なしに生活することに慣れていないので、穀物俸給を現物にて割り増しして支給するか、せめて俸給額にもとづいた満額を支給すべきです。さらに、国庫の食糧をレナ川上流域からヤクーツクへ浮送するのは困難ではなく、安価にもなります。

穀物が必要な遠方の地に分遣隊として駐留する者や、今後そこへ派遣される下級勤務員の要求に対して彼らに供給した結果、ヤクーツクに余剰がほとんど残らない場合を除いて、アナドゥイルスク要塞やその他の要塞とは、労力そして価格の点でもまったく比べものになりません。とはいえ、余剰がある場合やヤクーツクにおいて穀物がこれら遠隔地への支出に使用されても、今後、不足しない場合は、全量ではないにせよできるかぎり現物で支給し、残りの食糧をヤクーツクの



価格にて金銭で支払うべきです。ヤクーツクにおいて上述の最も必要とする遠隔地への支出や余剰に対しての上述のような要望の結果、食糧が上述のように残らないならば、もはやヤクーツクに住む小土族や下級勤務員の食糧の必要に対して、現物ではまったく支給してはならず、すべてを金銭で支払うべきです。この件については、すべてをヤクーツク地方長官所が慎重に審議し、判断すべきです。この下級勤務員、つまりコサックは前陸軍少佐パヴルツキーの分遣隊としてアナドゥイルスク要塞集落に駐留し、遠征にも参加したことがあり、もしくはその目的で今後、派遣される予定です。彼ら、とりわけヤクーツクのコサックに対しては、かの地での困難な遠方への遠征、また穀物が必要な地方であるゆえに、食糧を全量、現物で支給すべきです。しかし、上述の第 12<sup>253</sup>、13 問で示されている、オホーツクから海上を移動し、周辺でアナドゥイリのトナカイ・コリヤーク人が遊牧を行っているペンジナ川、タロフカ川、またはこれらの近くにある別の河川までを通るルートが試みられ、好都合と判明されるまでは、十分な量の食糧を他のルートで運搬するのは非常に困難で、ヤクーツクを管轄する役所がヤクート人やヤサク税を納める他の民に多大な負担をかけずにはこれを実行できません。これを考慮すると、現地の魚や肉に加えて、必要におうじて減量したうえで支給できます。しかしながら、このようにしても 1 人あたり月 1 プード以下にはできないでしょう。

コリイマとアナドゥイリに住むコサックについて述べますと、彼らは 1 か所に定住し、食糧は支給されておりません。彼らは穀物なしに魚と肉を常食としています。ただし、これを隊員の手本とすることはできません。これらのコサックたちは、かの地の住民で、昔からかの地に家屋を持ち、妻子と住み、あらゆる家財道具を持ち、小網、大網、舟といった漁具を持ち、またトナカイを所有し、漁をしてあらかじめ蓄えを作っています。一方、隊員はかの地の住民の出身ではなく、新たに派遣された、あるいは今後派遣される者であり、1 か所には長期間住まず、遠征に派遣されるので、自宅やこのような家財道具を持ったことがありません。また、たとえかの地の住民から分遣隊に召集され、遠征に派遣された場合も、彼らに対して穀物の食糧が検討のうえ支給されるべきです。魚が豊富なので、魚だけで十分なのはコリイムスクの諸要塞、つまりスレドニー、そしてとくにニージニーだけです。一方、アナドゥイルスク要塞では魚も不足することがあり、かの地の住民全体も極度の欠乏に耐えています。

25. 食糧を購入し、またエニセイスクやクラスノヤルスクよりイリム川、レナ川そしてアンガラ川経由で食糧を運搬する目的で、イルクーツクの将校、貴族、小土族、コサック隊長の中から善良で信頼できる誠実な者を、国庫金を携行させ、満足のゆく十分な指示を与えて、これらの地

---

<sup>253</sup> 第 12 問は省略。

方へ派遣するのが最善と考えられないだろうか。皇帝陛下にご利益をもたらす収益を追求して、穀物が市場に安価で出回っている好都合かつ適当な時期にさまざまな穀物を満足がいくだけ購入し、もっとも適正な価格で見つけ出して、宣誓した自分の責務に即してこの調達を遂行し、最大限努力するためである。穀物を詰めてから、上述の場所よりヤクーツクまで輸送する際に使用できる、むしろで作った俵を、この調達に先立ち入手するよう努める必要がある。入手した食糧を、これらの地からどのような船、ボート、またはいかだで搬送すべきなのか。また住民ないしは勤務に就くコサックに対し、的確な決定と方策が導入されるべきであろう。さらに、この搬送において今後もはやいかなる妨害や中断も生じないようにするためには、この搬送全体においてどのような方法が最適と考えられるのか。

第 25 問への回答

第 25 問に対して他に申し上げるべきことはありません。この問い自体がしかるべき効力を持ち、それに合わせて実行しなければならないためです。ただし、むしろで作った俵はこれから外すべきです。かの地にはむしろはなく、そのかわりに厚手の麻布で作られた袋が使用されているからです。ヤクーツク行きの食糧を、どの地点からどの地点まで水路にて船あるいは何を使って発送すべきなのか、もしくはどこから筏も使うのが好都合なのか、また、どこで陸路を搬送すべきなのか、以上にかんしてはすでに第 8、9 問<sup>254</sup>で詳細に提議されております。

原本に署名が付されている。

海軍掌帆長ドミトレイ・コロステリョフ

書記イヴァン・レディン

(3)ЦГАДА, ф.Сибирский приказ, оп.5, д.2526, лл.3-6, 11-25 об. 写し

(齊藤由佳・畠山禎 訳)

47. 日本語学徒 P.シャナヌイキン<sup>255</sup>の申告。M.P.シパンベルグの遠征への自身の参加、クリル列島のアイヌの生活条件について。(⑦No.6)

1750 年 5 月 14 日

1750 年 5 月 14 日、元老院会議にて日本語学徒ピョートル・シャナヌイキンが、彼が海軍佐官

<sup>254</sup> 第 8、9 問は省略。

<sup>255</sup> シャナヌイキン、ピョートル——日本語が堪能な科学アカデミー生。シベリア・太平洋遠征の参加者。1741～1742 年、M.P.シパンベルグの分遣隊とともに、日本沿岸へ航海した。アイヌの生活にかんする情報を収集した(史料集③c.522 より)。

シパンベルフ[シパンベルグ]指揮下のカムチャツカ遠征に参加していたときに、航海中は彼、海軍佐官シパンベルフと一緒にあったと申告した。1742年7月、大海からカムチャツカへの帰路につき、クリル列島第1島と第2島間の海峡で停泊した。クリル語で第1島はシュムシ島<sup>256</sup>、第2島はプロムイシ島<sup>257</sup>と呼ばれている。第1島には他の乗組員とともに下船し、実際に滞在した。そこにはクリル人と呼ばれる異郷人が暮らし、この民はカムチャダール人とも、カムチャツカに暮らすその他の異郷人、すなわちツングース人やコリヤーク人、チュクチ人などとも違う言語を持っている。魚やアザラシ、ラッコといった海獣の肉を食べ、死んだ鯨が島に打ち上げられたときには、その脂身を食べる。彼らクリル人は、海上や陸上のどんな獣や鳥であってもすべて食べる。穀物はなく、その存在さえ知らない。島にある住居は丘の上に土でユルタが造られる。自分たちの上に支配者がいて、彼ら異郷人の言葉でトヨンと呼ばれ、かの地のロシア国人はこれをクニヤゼツと呼んでいる。現在、第1島にいるトヨンは正教の洗礼を受けて教徒になった。彼、トヨンの支配下にどれだけ一族の者やそれ以外の者、そしてクリル人の別の部族があるのか、彼、シャナヌイキンは知らない。彼は第1島の大きさについてもやはり知らない。彼らが海峡にて停泊中、この島について記述しなかったのも、また前述の海軍佐官シパンベルフによる以前の遠征で1738年に彼、シパンベルフによりこの島が記録されたからとのことである。この第1島から[ロパトカ岬への]海峡は<sup>ビュルグナヤ・ボリシヤヤ</sup>第一大海峡と呼ばれ、穏やかな日和にはこの海峡をつうじてロパトカ[岬]から島へ、また島からロパトカへと、ロシアの縫い合わせて作られた小舟に似たバイダーラで往来する。海峡を往復するにはおよそ2昼夜かかる。カムチャツカの諸要塞からこの第1島へ、彼らクリル人からヤサク税を徴収する目的でかの地のロシア国のコサックが監察官に付いて、派遣される。第1島の上述のトヨンは、彼の支配下にあるすべてのクリル人からこのヤサク税を徴収し、また彼らからラッコやキツネを取り立て、この監察官に引き渡すのである。シャナヌイキンがこの島に滞在中、第5島のトヨンが第1島の上述のトヨンのもとを訪れたが、その目的は不明である。カムチャツカの諸要塞から派遣された監察官はこのヤサク税をカムチャツカへ持ち帰り、さらにヤサク税はカムチャツカから海を渡って、カムチャツカの地にいる異郷人からのヤサク税の徴収をすべて管轄しているオホーツク港のオホーツク政庁へと運ばれ、オホーツク政庁からは陸路でヤクーツク市に送られる。

本申告は私、ピョートル・シャナヌイキンが自ら記したものである。

(3)ЦГАДА, ф.248, оп.113, д.485а, л.48. 原本  
史料③No.100として公刊されている。

<sup>256</sup> シュムシ島。

<sup>257</sup> パラムシル島。

48. 工兵少尉補 A.M.シパンベルグによる提議の審議にかんする元老院会議の議事録。日本沿岸へ向かう遠征隊の組織について。(⑦No.7)

1750年6月21日

1750年6月21日、元老院会議において、工兵少尉補アンドレイ・シパンベルグ[シパンベルグ]から提出された報告を審理した。彼の報告によれば、1731年、海軍参議会の命令により、彼の父、海軍佐官マルティン・シパンベルグはカムチャツカから日本までの間にある島々や日本列島を記述する目的でカムチャツカ遠征に派遣された。遠征参加中、父とともに彼は自らの意思で力を尽くした。1738年、日本までの32島が写し取られ、記述された。1739年にはカムチャツカから日本までの最短航路に沿って、日本の地のいくつかの部分<sup>マトマイ</sup>を写し取った。帰路に就き、松前島を発見してその一部も記述し、さらに2つの島を発見して一方をゼリョーヌイ島、もう一方をフィグールノイ島(ここには天然の港があり、どんな船でも海上の暴風から守られて安全な状態にある)と命名した。両島では多くの人びとを目撃し、彼らはクリル人と名乗った。彼らは見たかぎりでは、独立して、いかなる支配の下にもなく暮らしていた。彼らとの会話から、彼らのこれらの島の先にも多くの島があり、そこには彼らと同様の住民がいることが分かった。上述の記述にもとづいて、彼はカムチャツカに帰還後、この航路や写し取られた島々について地図を作成した。この地図は彼の署名が付されて、海軍参事会に送られた<sup>258</sup>。

現在、彼シパンベルグはかの地について知識があり、かの地の慣習に通じ、そして学問があるゆえに、ふたたびそこへ行くことを強く希望している。さらに彼は、上記の島々や新たに発見できるであろう島々を詳細に記述し、観察し、島に住む人びとを女帝陛下に臣従させることを希望している。これはわずかな資金で遂行可能であり、しかも女帝陛下の利益と成果のために発見が可能である。また写し取り、詳細に記述することを希望している。元老院が思召すのであれば、これを遂行するために不可欠な物品について、のちほどしかるべき一覧表が彼より提出される予定である。

以下を命じる。元老院にて、これまで審理を行ったカムチャツカ遠征にかんする文書と照合すべし。すなわち遠征、遠征の参加者、そして船やその他の物資について何がなされたのか抜粋を作成し、報告すべし。上述の工兵少尉補シパンベルグは、構想に説明を付して提出し、何を根拠

<sup>258</sup> 本史料集 No.33 の注 No.209 を参照。

に、独自の方法で、彼により示された島々の完全かつ支障のない観察および記述を遂行し、かの地の民を女帝陛下に臣従させることができるのか、これを遂行するために彼のもとにどのような人員や資材その他不可欠なものが必要なのか、これを賄うために総額で年どれくらいの国庫金が必要となるのか、以上についてシパンベルフは元老院へ召喚された際に報告すべし。

元老院の署名が付された原本。7月5日。

記録官イヴァン・バジェノフ

注記：本決定は秘密遠征中の工兵少尉補シパンベルフに対し、1750年7月6日に告知された。

(3)ЦГАДА, ф.248, оп.113, д.485а, л.26-27. 認証済みの写し

Сенатский архив. СПб., 1897, т.VIII, с.113 として公刊されている。

(桑島裕子・オイドフ・バトバヤル・畠山禎 訳)

49. シベリア県知事 F.I.ソイモノフから元老院への上申書。イルクーツク商人 I.ベチェヴィン<sup>259</sup>により準備中の、太平洋および[北]氷洋への遠征について。(③No.64)

1758年2月24日

1757年1月20日、イルクーツク商人イヴァン・ベチェヴィンは、トボリスクへ送られた、以前シベリアで県知事職に就いておられた海軍大将、帯勲者ミャトレフ殿<sup>260</sup>宛の上申書にて、以下のとおり表明しております。皇帝陛下の慈悲深きお許しを頼りに、彼、ベチェヴィンは現在、彼により建造された民間船でクリル列島付近を進み、カムチャツカ岬を回り、広大な太平洋の南方および北方へ、これまでに発見された、たまたもしも発見できるのであれば未知の陸地や島々をめ

<sup>259</sup> ベチェヴィン、イヴァン——イルクーツク商人。彼が艤装した船は「クリル列島付近を通過し、カムチャツカ岬をまわって、広大な太平洋の南方と北方にある、以前獲得された、また発見されるならば未知の陸地や島へとアナドゥイリ川河口まで、そしてもし(略)首尾よく事が運んだならば、チュコト岬を回り、北海に注ぐ河川やレナ川河口まで航海」しなければならなかった。つまり、ベチェヴィンは太平洋から北氷洋までの航路を開拓しようと考えていた。このベチェヴィンの遠征計画は、バホフやシャラウロフの遠征計画と一致するが、実行されなかった。1760年、彼が艤装した船は初めてアラスカ半島に達した(史料集③c.422-423より)。

<sup>260</sup> ミャトレフ、ヴァシーリー・アレクセエヴィチ(?~1762年)——海軍大将。アストラハン、ペテルブルグで勤務した。海洋アカデミー校長、アルハンゲリスク港総司令官を務めた。1752~1757年までシベリア県知事。この地位でカムチャツカ(ネルチンスク)遠征の再開を勝ち取り、その指揮官に F.I.ソイモノフを任じた。ネルチンスク遠征はアムール川での浮送を準備し、シベリアとカムチャツカをより便利な交通路で結ばなければならなかった。シベリアや極東の積極的な経済開発、また太平洋におけるロシアの地位強化を支持した。毛皮採集者(I.ベチェヴィン、I.バホフ、N.シャラウロフら)を国益と結びつけながら、彼らを調査へと向かわせた。

アレウト列島における毛皮採集者たちの活動規則を作成し、彼らの船の建造や艤装を支援した。イルクーツクやオホーツクで航海学校を創設した。1757~1758年、フリードリッヒ二世に対する遠征に参加した(史料集③c.521より)。

ざしてアナドゥイリ川河口までも航海をするという、至急の計画を立て始めたとのこと。神のご加護により順調に航海が進んだならば、チュコトカのいくつかの岬を回り、北海[北氷洋]に注ぐ河川やレナ川河口まで赴くそうです。彼、ベチェヴィンや代理人、役夫の考えでは、これらの島々や海岸、陸地において彼らがあらゆる獣や鳥、その他の必要なものを狩で手に入れるべく、ベチェヴィンは1758年、もしくは航海に際して不備があるならば1759年に航海を行うことを希望しています。この上申書の中で彼は、上で表明した彼による航海事業への着手に向けて、彼に以下の追加的支援の賜与を命じるよう請願しております。

1. 以前、オホーツクにて提供された2名の補給兵曹、すなわちガヴリール・プシュカレフとプロコピイ・ロバシコフに、現在、彼らが希望する上述の大洋への航海、彼らの私利、そして何よりも国家と民の共通の利益および皇帝陛下の利益拡大のために、航海日誌の作成や海岸、土地の記述、そしてその他の不可欠な事柄を遂行すべく、航海に海軍少尉アンドレヤン・ユルロフを加えるべし。彼を除隊させられないのであれば、信頼できる他の航海士あるいは他の階位の者から、ただし航海術に熟達した者を除隊させるべし。自由人から適当な人材が選抜されない場合は、さらに水兵を2名、アンドレヤン・ウシャコフとヤコヴ・シャラポフそしてカムチャツカの退役コサック、セミヨーン・トロピンを選抜すべし。陸地や島々に停泊した際に、かの地の異教徒 inovertsy との会話で通訳を行う目的で、オホーツク政庁通訳官、マトヴェイの息子、イヴァン・モフナチェスキーを加えるべし。これらの者たちに対して、彼は彼らの俸給額の倍額の金銭給与と定められたとおりの穀物手当を支給し、また遠征中は海軍操典にしたがいしかるべき量の食糧を私財から、以前の遠征隊の滞在にもとづいて供給しなければならぬ。以前、決定された補給兵曹2名、およびこのあと決定される国家の海軍下級勤務員も、民間の出身者が彼らのかわりとして訓練中は、彼らから離れないようにすること。また、彼ら下級勤務員は航海中に彼らの責務に関連して必要が生じた場合を除いて、彼の手代や代理人の意向や忠告なしには独断で命令をけっして与えてはならない。またさまざまな獣の毛皮採集において、彼の代理人や役夫を妨害せず、何らかの手段により彼らの私的事業を邪魔するべからず。
2. この彼の船で生じたあらゆる補修や修理のために、ヤレンスク市の手工業者から大工1名、レオンティエフの息子オシプ・ズィニンを提供すべし。レオンティエフはイルクーツク政庁の許可ならびに命令にしたがい、オホーツクでの上述の船舶の建造において大工工事に従事していたが、さる1756年9月、まさしく彼の船に水兵として乗船し、オホーツクからカムチャダール[カムチャツカ]の諸要塞へ出発した。航海と毛皮採集を目的に、手代と代理人の他に、ウィルクーツク[イルクーツク]やオホーツク近郊そしてカムチャツカにて、法令で定

められた有効な身分証明書[国内移動許可証]を持つ約 50 人の自由人の役夫をこの彼の船に派遣することを許可すべし。ただ、身分証明書の有効期限が過ぎる者も出てくるだろうが、忠実な臣民に対する陸下の寛大なるご慈悲によって、かの地がきわめて遠隔地であり、到来した、旅行に適格な自由人が少数であるがゆえに、罪とはみなすべからず。

3. 航海中に彼の船が安全に航行し、また停泊地において未知の異教徒の住居に対して予期せず発生した襲撃を警戒し防御すべく、イルクーツクあるいはヤクーツクの地方長官所にある陸下の国庫から、重量が 2〜3 プードの銅製もしくは鋳鉄製の小型砲 2 門を、これに合った弾丸や散弾を装備させて受領書と引き換えに提供すべし。オホーツク港にも砲があるならば、この 2 門にくわえて彼らが必要とする 2 門の砲をさらに受領すべし。ウィルクーツクでは小銃用の火薬約 15 プード、砲用の火薬 2 プードを現金払いで売却すべし。さらにヤクーツクにて、下級勤務員や役夫らを航海中に満足させるために居酒屋で酒税徴収代理人から、酒の密売を完全に防ぐべく、法定のラベルを貼り付けたうえで再蒸留したワインを 100 ヴェドロ程度、法定価格で購入することを許可すべし。
4. 彼、ベチェヴィンの船の航海に向けての準備において、しかるべき必要において何らかの必需品が要望される場合は、オホーツクでもカムチャツカでも、しばらくの間、彼に国家が保有する職人や鍛冶工、紡績工らを適切な道具を持たせて彼に提供し、彼にかの地にて所有している小型の起重機のうち 1 台を提供すべし。

皇帝陛下の法律と勅令にしたがい、彼、ベチェヴィンが要望する民間旅行の遂行に際して、旅行中に回避できない欠乏や必要が生じた場合には、必ずかの地の司令官、プリカース員、長、さらに滞在中の艦隊や海軍工廠の下級勤務員はすみやかに援助を与え、けっして破滅させるべからず。今回の彼らの旅行の場合には、国有港湾への入港や船の停泊を禁止するべからず。上述の全事項について許可を与える皇帝陛下の特許状 *prochiotnoi ukaz* を彼に与え、指揮下にある部隊に対して、命令を与えて確認すべし、と。

ところで、ウステューグ商人イヴァン・バホフが<sup>261</sup>、ウステューグ商人ニキータ・シャラウロフと一緒に、彼の私財を投じてチェチュイスク郷ヴェシニャコヴァヤ村付近で建造された海洋船でレナ川河口から北海[北氷洋]へ、そしてコヴィマ[コルィマ]川まで進み、そこからチュコト岬を回ってカムチャツカやその他のかの地までさえも、国益を増大すべく、またこれまで未知だった島々や陸地を探索すべく、ロシアの航海の経験を増やし、それらの新しい土地に生息するあらゆる

<sup>261</sup> バホフ、イヴァン——ウステューグ商人。1748 年、N.P.シャラウロフと共同でアナドゥイリ川河口からカムチャツカ川河口へ遠征隊を組織した。1758 年、北氷洋から太平洋への航路を切り開くために、レナ川河口からアレウト列島へ航海した。この遠征の指示は V.A.ミャトレフにより作成された。1761 年、バホフとシャラウロフはコルィマ川河口に達した。シャラウロフはチャウナ川河口近くで越冬中、亡くなった(史料集③ c.422 より)。

る獣や鳥を対象に毛皮採取を行うために航海を行うことにかんするこのバホフによる請願に対して、さる 1755 年、海軍大将であられる帯勲者ミャトレフ殿の許可が下りました。これは、彼らがレナ川河口から海を経由し、チュコト岬を回って（海軍佐官ラプテフが派遣された）カムチャツカへと至る航路を発見する期待は小さいけれども、この航路の探索によって国庫は何一つ損失を被らず、そこにある大きな利益に比して損失は小さく、自分自身の費用で、何らかの強制からではなく自身の希望から表明された計画を商人のバホフとシャラウロフは遂行する、という判断からでした。かの地の周辺に豊富に生息する獣の毛皮採集から利益を得ることを期待しつつ、自分たちの懇請によってこのような航路を発見することもあるかもしれず、これが発見されたのちには、現在行われているアナドゥイルスクやカムチャツカへの輸送よりも有益となります。くわえて、彼らは一度の通行でチュコト岬の正確な記述を行わなくてはならないとはいえ、これはとても重要な事業であり、今後の情報のために大いに必要な事業と考えられます。1754 年 2 月 18 日にシベリア県庁からウィルクーツク政庁へ送られた元老院命令の添付書類として受領された、存在する島々での商業や日本への航海を遂行するための計画案の写しは、商業において彼らから事業を望ましく展開する意欲をそぐことを、カムチャツカそして以前は未知だったその他の土地が商人や毛皮事業者によって発見されたように、国庫が損失を被らないで商人や毛皮事業者自身が遠隔地への道を模索するほうが有益であるという理由から、禁止して【いない】のみならず、命令しておりません。現在もこれは、1755 年 4 月 13 日の元老院からの皇帝陛下の勅令によって再度、検討に付されてはいるものの、それゆえイルクーツク商人ベチェヴィンにより提出された請願にもとづいた許可の付与にはいかなる反対も予測されません。

それゆえ、私からウィルクーツク政庁へつぎのような文書が送られ、命令が下されました。元老院の草案および皇帝陛下の勅令にもとづき、このような新たな発想から期待される国家および民の利益のために、このイルクーツク商人ベチェヴィンに対し、彼により建造された民間船でクリル列島付近を経由してカムチャツカ岬を回り、広大な太平洋の南方および北方へ、これまでに発見された、また発見されるのであれば未知の陸地や島々に向かってアナドゥイリ川河口までも、ないしはチュコト岬を回って北海に注ぐ河川やレナ川河口まで進むという、計画されている彼の航路を、彼、ベチェヴィンや代理人、役夫の発想にもとづくこれらの島々や海岸、陸地での毛皮採集を目的に、本年 1758 年、あるいは航海に際して不備がある場合は 1759 年に進むべし。航海および毛皮事業を目的に、手代と代理人以外にウィルクーツクやオホーツク、そしてカムチャツカに滞在し、逃亡者や身分証明書不所持者ではなく、法的に有効な身分証明書を持つ自由人の役夫 50 名程度を採用し、この彼の船に派遣することを許可すべし。さらに、この彼の船で発生しうるあらゆる補修や修理を行うべく、ヤレンスク市の手工業者の中から大工 1 名（彼はウィルクー



ツク政庁の許可と命令にしたがい、オホーツクにて上述の彼の船の建造において大工工事に従事し、さる 1756 年 9 月に彼の船に水兵として乗り込み、オホーツクからカムチャツカの諸要塞へ出発した)、レオンティエフの息子オシプ・ズィニンを提供すべし。この彼、ベチェヴィンの船が安全に航海し、および停泊地において未だ知られていない異教徒の住居に対して予期せず発生した襲撃を警戒し、防御すべく、ウィルクーツクおよびヤクーツクの地方長官所にある陛下の国庫から重量 2~3 ブードの銅製もしくは鋳鉄製の小型砲 2 門をこれに合った弾丸や散弾を装備させて、受領書と引き換えに提供すべし。オホーツク港に停泊している破損した遠征用船舶に残されている砲の中から、必要な数を彼に提供するのが適当と考えられる。この砲が置かれている島々の付近を彼自身が進む予定なので、彼自身がこれらの砲を受け取ることができるからである。

これらの地点のそばを経由して彼が帰還する際には、破損した遠征用船舶に残されていた砲をすべてしかるべき場所へ、必ずついでに運搬するよう彼に対し命令すべし。彼にウィルクーツクにて小銃用の火薬約 15 ブードおよび砲用の火薬 2 ブードを法定価格にもとづき売却すべし。陛下の勅令に反しないならば、さらにヤクーツクでは下級勤務員や役夫を航海中に満足させる目的で、居酒屋にて酒税徴収代理人から、現行の法令において明記されているきわめて重い罰金刑のおそれがあるなかで、酒の密売をけって行わないよう、入念に確認したうえで、再蒸留したワインを 100 ヴェドロ程度、法定ラベルをできるだけしっかりと貼り付けて、法定価格で売却すべし。この彼、ベチェヴィンの出航中、彼自身および役夫の給養のために食糧と食物の類のその他の食糧備蓄を少なくとも確実に 1 年間分は準備するよう注意することを命ずるべし。一方、彼、ベチェヴィンや彼の手代に対して航海中の上述の場所への自由な通行を許可し、すみやかな援助を与えることにかんする特許状が、賜与および請願書からの法定印刷税の徴収を目的にウィルクーツクの政庁へ送付された。とともに、この政庁の調査にもとづいて、かの地の事情について勅令の補足としてさらに何かを加えることにした場合、同政庁はすみやかにこれを行なうべし。

さらに、彼、ベチェヴィン、ないしは彼が自分のかわりに派遣する手代のうちの誰かは、彼らが航海中、島々に住む臣民であるヤサク税納入者、そして発見された場合にはロシア帝国臣民に臣従していない民に対して侮辱をけって与えず、わずかな敵意も持たず、とくに彼らが捕獲した獣を強奪して私利を得ず、機会がある場所では彼らをできるかぎりいつくしむよう、違反した場合は死刑に処す旨の誓約を書かせたうえで義務づけるべし。航海の全期間について、どのような場所および自然の特徴があるところにおいて障害が生じなかったのか、毎日の手記や日誌を正確に書き、それを帰還後ないしは場合によっては事前にウィルクーツク政庁に送付し、同政庁は受信後、私に送付すべし。私からオホーツクの海軍大尉ルティシエフに命令が送られ、以前オホーツクにて提供された補給兵曹 2 名、すなわちガヴリラ[ガヴリール]・プシュカリエフとプロコピイ・

ロバシュコフに、前述のイルクーツク商人ベチェヴィンにより要望されている、国家およびその民の共通の利益、ならびに陛下の利益の拡大を目的とする大洋への旅行のために、航海日誌の作成や海岸、土地の記述、そしてその他の不可欠な事柄を遂行すべく、掌帆長アンドレヤン・ユルロフを加えるべしと命じた。

彼、ユルロフを除隊させることができない場合は、他の航海士あるいは別の職位にある者から航海術に熟練を有する人物を除隊させるべし。自由人から適当な人材が選抜されないときには、さらに水兵2名、すなわちアンドレイ・ジュダノフとヤコヴ・シャラポフ、もしくはこれ以外の者から選抜し、さらにカムチャツカの退役コサック、セミョーン・トロピンを加えるべし。陸地や島々に停泊した際に、かの地の異教徒との会話で通訳を行う目的で、オホーツク政庁通訳官、マトヴェイの息子イヴァン・モフナチェフスキーを加えるべし。彼、モフナチェフスキーは、オホーツクにて彼が今のところこの先必要でなく、また今後もそうなるのであれば、彼自身が出発を志望している。また、彼の父親から当方へ送られてきた、父親と彼の上述の息子をカムチャツカから出発する毛皮採集船でかの地に住民を説き伏せて陛下の臣民に入れさせ、そして彼らからヤサク税を徴収するためにアレウツキエと呼ばれる外国の諸島へ派遣することにかんする上申書(これは審議のために、通達を添付してオホーツク司令官である六等文官シピロフに提供することが決定された)にかんして、彼が決定を待つことを望まな【ければ】[出発を志望するだろう]。さらに、提供された国家の海軍下級勤務員に対し、航海中、(彼らの責務に関連する事柄を除いて)彼、ベチェヴィン、手代や代理人の意向や助言なしにはけっして独断で行動せず、毛皮採集において彼の代理人や役夫を妨害せず、何らかの手段をもって彼らの私的事業にけっして口出ししないように命ずる。

これらの下級勤務員全員に対して、彼、ベチェヴィンは彼らの俸給額にもとづいた倍額の金銭給与と定められたとおりの穀物手当を支給し、海軍操典にしたがいしかるべき量の食糧を私財から以前の遠征隊の滞在にもとづいて供給するよう、ベチェヴィンにたしかに誓約を書かせて義務づけるべし。彼ら国家の下級勤務員、すなわち以前派遣された補給兵曹2名および、今回、決定された者たちは、彼のもとで民間の出身者が彼らのかわりとして訓練中、ないしは遠征事業の遂行中は、彼らに真にやむを得ない事情がないかぎり、この者から離れるべからず。

さらに、彼、ベチェヴィンが自身の遠征に向けての船の準備において、しかるべき必要において何らかの必需品を要望する場合は、オホーツクのみならずカムチャツカでもしばらくの間、彼に国家が保有する親方や鍛冶工、紡績工らを適切な道具を持たせて提供すべし。彼、ベチェヴィンにかの地にて所有している小型の起重機のうち1台を提供すべし。これらすべての資材を、製作時に要した費用あるいはそれらの品質にもとづく現在の価格にて提供すべし、と。以上、元老

院に対し、本状をもちまして通知としてご報告申し上げます。

フョードル・ソイモノフ

ドミトレイ・カルギン

事務官 ヴァシーリー・ラザレフ

(3)ЦГАДА, ф.259(1 департ. Сената), оп.22, д.485а, лл.436-441об. 原本

(渡邊聞・畠山禎 訳)

50. 元老院よりシベリア県庁およびイルクーツク政庁への照会。イルクーツク商人 I.ベチェヴィンとウステューグ商人 I.バホフ、N.シャラウロフの遠征の運命について。(③No.65)

1758年10月30日

1758年10月30日、元老院会議において審議が行なわれた。元老院からシベリア県に送られた命令にしたがい、この命令を遂行すべく出されたシベリア県庁の決定により、イルクーツク商人イヴァン・ベチェヴィンおよびウステューグ商人のバホフとシャラウロフが、自分たちの船で前者がクリル列島付近を経由しカムチャツカ岬を回り、広大な太平洋に出て、南方および北方の、以前発見された、また発見できるのであれば未知の陸地や島々へ、さらにはアナドゥイリ川河口やチュコト岬を回って北海[北氷洋]に流れ込む河川やレナ川の河口まで行き、後者はレナ川河口から北海へ向かい、チュコト岬を回ってカムチャツカまで航海するという彼らの請願にかんじて、新たな陸地や島々の発見、ならびに獣や鳥、その他の必要なものの毛皮採集を目的に許可を与えるべしと命令が下された。ただし、この命令にしたがいのように遂行がなされたのか、元老院に宛てた報告は受領されていない。以下の命令を發した。シベリア県庁およびイルクーツク政庁に命令を送り、これら商人が上に示した場所に旅行したのか、これの旅行をつうじてどのような新情報を入手したのか、両庁は元老院へ報告書をすみやかに送るよう命じるべし。また何らかの理由でこの旅行に出発していない場合には、つぎの夏に必ず出発できるように努力すべし。彼らの出発後、元老院に報告すべし。

元老院の署名が付された原本

調書作成官の地位にあるヴァシーレイ・ストラホフ

事務官セルゲイ・ズウイコフが原本であることを証明した。

これにしたがい、命令が間違いなく作成され、本年11月18日に以下の番号で送付された。

シベリア県庁宛、第.....号

イルクーツク政庁宛、第.....号

(3)ЦГАДА, ф.259 (I департ. Сената), оп.22, д.485а, лл.442-442 об. 写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

51. シベリア県知事 F.I.ソイモノフから元老院への上申書より。第二次カムチャツカ遠征隊参加者の、多年にわたる誠実な勤務に対する昇進について。(③No.59)

1760年9月6日

秘密遠征を遂行中に私がネルチンスクに滞在中、またそこからトボリスクへ到着後、そして私がシベリア県知事に就任する以前に海軍大将であられる帯勲者ミャトレフ殿が当地の県知事に在任されていたときも、シベリアのトムスク市に在住する、先回のカムチャツカ遠征に参加し、上述の秘密遠征を目的にサンクトペテルブルグの海軍参議会よりネルチンスクに派遣された艦隊、海軍工廠、砲兵隊の以下に示す官位の下級勤務員が、上申書の提出をもって長年にわたる誠実な勤務、とくに先回のカムチャツカ遠征隊に参加した際に少なからずなした功勞に対して、官位の変更を請願しております。どのような官位へなのかについては以下に述べるとおりです。補給兵曹サツバ・セルゲエフ、ヴァシーレイ・オベチキン、書記官代理ミハイロ・フデャコフ、二級大工アフォナセイ・サモイロフ、二級鍛冶工ドミトレイ・クリュスキ、三級鍛冶工イヴァン・フィルフアロフ——老齡と疾病のため退役へ。掌帆兵曹ティモフェイ・ゲラシモフ、吹手ステパン・ベレズィン、補給兵曹ゴズィマ・ストルミン、エヴドキム・ロマノフ、砲手から伍長へネステル・スハノフ、砲手ニキフォル・ホフロフ、三級大工エルキヤン・ヴァシリエフ、二級鍛冶工アノフレイ・キリーロフ、二級船桶工ヤコヴ・コストロフ、三級旋盤工フョードル・ウシャコフ。これにかんし、部隊からは資料が、そして数名からは勤務歴証明書が提出されています。

(略)また本年4月15日にネルチンスクから申し出のあった下級勤務員、すなわち書記官代理フデャコフとその同僚たちより、海軍参議会に送付されたものと同一の、官位と俸給の授与、および別の者の退役にかんする嘆願書を私は受け取りましたが、これらの嘆願書はまだ検討されておられません。この出来事のものち、1759年6月28日付の私の報告に添付されて私より送られた、トボリスクとネルチンスクに居住する艦隊および海軍工廠の下級勤務員から提出された、彼らへの官位授与、また別の者への退役の許可にかんする嘆願書について、これに対する君主の勅令を要望した、海軍参議会に宛てた1759年8月4日付の上述の2通目の上申書に対する陛下の勅令を

本年5月7日、私は海軍参議会より受け取りました。この勅令では、私の部隊にいる艦隊ならびに海軍工廠の下級勤務員の官位の変更と俸給の授与、また別の者に対する老齢による退役にかんして、1753年12月28日、以前、当地の県知事職を務めた海軍大将であられる帯勲者ミャトレフ殿に与えられた、元老院から発せられた陛下の勅令にもとづき行動するよう命じられております。

誰をいかなる官位へと昇進させるのか、誰に対し俸給をどれだけ増額するのか、さらに誰が退役するのか、海軍参議会のご承認を得るべくご報告申し上げます。1759年6月28日付報告に添付された、私から海軍参議会に宛てて提出された上述の嘆願書のうち原本が、以前、当地の県知事であられた、海軍大将であられる帯勲者ミャトレフ殿のご検討に付されました。また、私のもとにも以下の海軍下級勤務員から嘆願書が送られました。1 通目は補給兵曹サツバ・セルゲエフのもので、これによれば彼は1717年より皇帝陛下に仕え、現在ある官位には1740年より就き、カムチャツカ遠征に参加し、少なからず功勞をなしてきました。すなわち1717年にはじめて当時行われていた戦争に従軍して以来、グリシングフォルスとアボフ[アゾフ]に行軍し、カンツィ近郊の戦いにも出征し、その後カムチャツカ遠征への任務を与えられて、まず1736年に海軍准将ベーリングにより小船艇イルクーツク号という名の船に配属されました。

同年、海軍中尉ラブテフとともにヤクーツクからレナ川を下って、北海[北氷洋]へと出る航海に出発し、遠征では彼、セルゲエフの責務にもとづいて、水兵の任務をしかるべく果たし、最大限の熱意と勤勉さをもって多くの仕事を引き受けました。第2に、先述の海軍中尉ラブテフがサンクトペテルブルグから到着後、この小船艇に乗り北海の航海に出発し、この航海中、そして1740年代も2度の遠征を行い、レナ川河口から海上を東へと移動し、最後の遠征のためにコルイマ川に入り、この川をさかのぼってコルイムスク要塞までたどり着き、ここで越冬しました。この2年間に、航海中、そして沿岸に滞在中も、さらにそのような最北の、何もない厳寒の地での冬においても、彼、セルゲエフは非常に多くの苦勞を経験し、耐え難い窮乏をしのぎました。さらに1741年に彼と一緒にコルイムスク要塞からアナドゥイルスク要塞まで陸上を移動しました。ここでは親方がいないために、彼、セルゲエフは上述のラブテフの命令にしたがい、自身の技能で2艘の船を建造し、これらの船でアナドゥイリ川をまさしくヴォストーチヌイ洋[太平洋]まで下りました。海に到着してからは、まさしく海上もこれらの船で航行し、海上から再度アナドゥイルスクまで戻り、アナドゥイルスクから陸上を移動し、1742年、ヤクーツクに到着しました。それゆえ彼、セルゲエフは、かかる困難かつ長期にわたる勤務に対して昇進を請願しております。海軍少佐ルティシェフと艦船書記シンツトが彼に与えた勤務歴証明書(海軍参議会に原本を発送しましたので、文書ファイルに本証明書の写しが1通残されております)にもとづき、セルゲエフは

その熱意ある勤務により、掌帆兵曹さらには掌帆長への昇進が与えられます。

2 通目は、掌帆兵曹ティモフェイ・ゲラシモフ、3 通目は吹手ステパン・ベレズィンのものがあります。それらの中で彼らは、自分たちの長年にわたる勤務に対して、そしてゲラシモフは70歳、ベレズィンは60歳と両者ともに老齢で疾病を抱えているがゆえに、退役および給養のためにシベリア県での文官勤務への採用を請願しております。それを証明するものとして、掌帆兵曹ゲラシモフと吹手ベレズィンは、彼らが現在、当地トボリスクに滞在中、シベリア守備連隊の軍医による自分たちの病気についての証明を受けております。ゲラシモフは、上述の年齢のため全身が衰弱し、両眼が tuski[くもり]<sup>262</sup>、そのため視力も低下し、吹手ベレズィンは肺結核を患い、高齢のため全身が衰弱していることが明らかとなりました。その後も、彼ら、掌帆兵曹と吹手、そして補給兵曹セルゲエフは勤務に就き、カムチャツカ遠征で勤務を継続しておりました。

1743年9月24日付の陛下の勅令により、カムチャツカ遠征を中止し、遠征に参加している艦隊および海軍工廠の下級勤務員をシベリアの町に帰還させるべしとの命令がありました。それゆえ彼らは全員がトムスク市にいました。その後、当地から発された命令により、審議のためにトボリスクに移され、そこで現在も滞在しております。すなわちゲラシモフとベレズィンは、私が海軍参議会にお送りした彼らの退役についての上申書に対する、すでに受領された、上述の決裁の命令を待っております。一方、セルゲエフはしかるべき場所へ船を航行させ、そして船の艀装を修理すべく、シベリア県庁に派遣され、現在もそこに滞在中です。彼のみならず、上述の掌帆兵曹や吹手も彼らの俸給額にもとづいて決定された給与をシベリア県庁から受領しております。彼らのうち、吹手ベレズィンが所持する楽器のうち、使用可能な銅製のラッパ1式、使用不能な銅製のラッパ3本、使用不能な銅製のフレンチホルン1式、使用不能なホルンの接続部品1式、傷付き1つを含むオーボエ1式、さらに絹製の<sup>ふき</sup>総3組が、陸軍少尉補グリゴリエフから提出されたトムスクからの測地学調査報告に添付されて当方へ送られました。

したがって、申し出がありました掌帆兵曹ゲラシモフと吹手ベレズィンは、私の判断においても、上述の彼らの老齢、そしてとりわけ彼らの疾病ゆえに、さらなる勤務の継続はできないことが明らかとなりました。補給兵曹セルゲエフはやはり若くはありませんが、彼の健康状態からみて今後も若干の勤務が可能です。それゆえ、陛下の勅令および私の決定にもとづき、以下のとおり対処いたしました。

私により1759年6月28日付で行われた国家海軍参議会宛の報告の中で、私は上述の艦隊その他の下級勤務員の請願者の昇進、そして別の者の退役について、これにかんする海軍参議会からの特別命令なしには自身の裁量では遂行できないと申し上げました。元老院から発布された1753

---

<sup>262</sup> 史料にはこのように書かれている。

年 12 月 28 日付の皇帝陛下の勅令により、私に委ねられた遠征に必要な将校や他の官位の人員を充足できないならば、この遠征に参加する勤務員を *ne otnybais*<sup>263</sup>、採用すべしと命じられているからです。この遠征は今のところまだ活動に着手しておりませんが、その遂行を待望し、その一方で遠征なくして、カムチャツカ遠征に参加した功労ある下級勤務員を、彼らの他の同僚よりも昇進させずに遠方のシベリアの町に従来どおりに留まらせるのであれば、彼らはこれに憤慨せずにはいられないでしょう。また、この秘密遠征の参加者以外にも、現在オホーツクに滞在している勤務員に官位が授与されるためでもあります。たとえば、現在、海軍大尉ルティシェフも海軍少佐に昇任し、これよりも前に、カムチャツカ遠征隊の隊員がトムスク滞在中、彼らに官位が授与されております。

さらに何よりも、すでに現在、私の上申書に対する海軍参議会からの上述の本年 3 月 7 日付命令により、元老院から発せられた陛下の勅令にのっとり、この昇進を行うべしと私は命じられているからです。これにつきましては上述のとおりです。さらに 1732 年に公布された、至福なる、永遠に記憶すべきアンナ・イヴァノヴナ帝陛下の勅令において、このようなカムチャツカ遠征に参加した艦隊その他の下級勤務員に対して触れられた憐れみを考慮するならば、上で言及した請願者たちのうち海軍補給兵曹サツパ・セルゲエフに、先のカムチャツカ遠征における彼の少なからぬ功労と長年にわたる陛下への勤務に対し、また彼がこの現在ある職位に 1740 年からちょうど 20 年間あり、同僚の海軍下級勤務員と比較してかなり長く勤務し、上述したようにシベリアのきわめて遠方にある必要とされる地方に勤務していたことに対し、海軍佐官ルティシェフおよび艦船書記シンツトラによる勤務歴証明書にもとづき、掌帆兵曹ではなく、掌帆長の職位が与えられます。彼、セルゲエフは、トムスクからトボリスクに到着して以来、当地の船舶管理所 *sudovoe pravlenie* から委ねられた責務でも非常に勤勉かつ善良な性格であると認められており、掌帆長職を担えるでしょう。それにもかかわらず、秘密遠征が実行されるならば、彼はこれに参加するでしょうし、実行されなくとも、オホーツク港のために大いに必要となるでしょう。それゆえ、すでに記したさる 1732 年に陛下の名で公布された勅令、1753 年 12 月 28 日付の元老院命令、ならびに 1760 年 3 月 7 日付の国家海軍参議会命令にしたがい、そして何よりも、敬神の念いと厚き女君、全ロシアの専制者であられるエリザヴェータ・ペトローヴナ皇帝陛下の来べき 9 月 5 日の名の日<sup>264</sup>の祝賀として、彼、セルゲエフを昇進させ、海軍掌帆長の職位を与え、これについて彼、セルゲエフに命令が言い渡され、陛下に対する勤務への忠誠を宣誓させました。彼、セルゲエフに俸給として同 9 月 1 日より掌帆長の俸給額にもとづき月 5 ルーブル、3 年ごとに年 60 ルーブルを、今回の昇進に対するしかるべき控除をしたうえでシベリア県庁より与え、

<sup>263</sup> 史料にはこのように書かれている。【編訳者補注：「除隊させずに」の意か】

また彼を従来どおりトボリスクに滞在させるべしと命令が下されました。

2. 掌帆兵曹ティモフェイ・ゲラシモフと吹手ステパン・ベレズィンは、上述から明らかなどおりすでにかかなり高齢で、シベリア守備連隊の軍医の証明によれば、さまざまな病気を患い、さらに私もこれ以上の勤務の継続はできないと判断します。彼らが勤務に就かずして、陛下の国庫からいたずらに俸給を受領できないように、上述の元老院および国家海軍参議会からの陛下の勅令にもとづき、海軍の勤務から完全に退役させられ、これについて彼らには命令がすみやかに与えられます。退役後に決定されるべきものとして、当地での文官勤務があります。このため、推薦書を持参してシベリア県庁に派遣されます(略)

3. さらに、ネルチンスクなどに滞在中のその他の艦隊、海軍工廠の下級勤務員にかんする退役そして官位の授与については、今後、しかるべき検討と決定を行わないまとはいたしません。

フォードル・ソイモノフ

1764年3月11日に審理され、遠征にかんする情報を集めるべしとの命令が下された。

(3)ЦГАДА, ф.262(IV департ. Сената), кн.5960(1764г.), лл.541-548. 原本

(斉藤由佳・畠山禎 訳)

## 52-1. 元老院の命令。商人たちに対するクリル列島における獣の毛皮採集の許可について。

(⑦No.15)

1761年8月24日

三等文官であるシベリア県知事ソイモノフの上申書にかんする元老院会議。この上申書には、彼、三等文官へオホーツク港の海軍佐官ルティシェフから送られた、1758年7月4日にイルクーツク商人ニキーフォル・トラペズニコフの民間船でカムチャツカから持ち込まれた、未知の海洋諸島(そこに難破した外国船が打ち上げられていた)<sup>264</sup>で発見された、文字に似た刻みが2か所に入った円形の赤銅3つ、やはり文字が書かれた銅製の<sup>たらい</sup>盥4個が添付されていた。また、1759年

<sup>264</sup> アタク(アットウ)島、アガタク(アガットウ)島、およびシェミヤ島をさす。イルクーツク商人 N.トラペズニコフの小船艇聖ニコライ号が 1755~1758 年の航海の際、これらの島を訪れた。この航海の航海者と先導者は} .ドゥルネフ、ヤサク税徴収者は S.シェヴィリンであった。毛皮採集者は島民らと友好関係を築き、60 人のアレウト人をロシア帝国に臣従させ、彼らからヤサク税を徴収した。アットウ島のトヨンがブリジエ諸島よりも東に位置する他の島々、すなわちイビイ、クイクセ(リクセ)、そしてアラセ(オラセ)について語った(АВПР, ф. РАК, д.8, л.69об.-70; Макарова Р. В. Русские на Тихом океане, с.54 を参照)。アットウ島付近にて、航海者たちは難破した外国船の残骸を発見したが、船籍を確認できなかった。史料の中で言及されている、島から持ち帰った文字の書かれた円形の赤銅 3 と銅製の盥はカムチャツカへ届けられ、陸軍少尉補 g.I.シマレフに提出された(АВПР, ф. РАК, д.8, л.70об.)。研究者の見解によれば、} .ドゥルネフの航海は、商業的観点からみて非常に有利なものだった。総収入は 18 万 7,268 ルーブルに達した。毛皮採集者は 2,295 枚の高価な毛皮を獲得し、さらにヤサク税として 732 枚を徴収した。



6月14日に未知の海洋諸島からモスクワ商人イヴァン・ルウイビンスキーと彼の手代アンドレイ・セレブリャニコフの民間船で持ち込まれた、コサックのマクシム・ラザレフがこれらの島々の民(この者たちと彼らは交易していた)から自身の意志で集めた、年少者用のバイダルカ1艘、木製の矢4本、獣骨製の矢2本、この矢を手で射るときに使う小さな木の板1枚、木製の槍ratov'e、木製の鞘(この鞘に何を収めるのかは不明)、色付けを施し、鳥の羽根とトドのひげを周囲に差し込んだ木製の帽子1個、骨を彫って作られた仮面lichinki<sup>265</sup>も添付されていた。本上申書にはカムチャツカ周辺、およびさらに遠方の東の島々でカムチャツカのビーバー[ラッコ]と呼ばれる海獣の毛皮採集にかんする説明も添付されている。またそれには、日本とカムチャツカの間にあるいわゆるクリル列島と呼ばれる島々およびその他の島々の発見についての報告がつけ加えられていて、榮誉なことに女帝陛下のご関心を惹くであろう。それゆえ、以前、1759年4月24日にこの三等文官から提出された報告で詳細に記されているとおりに、この毛皮採集に向けて民間の毛皮採集者にオホーツクとカムチャツカの港の使用許可を与えるべし。

元老院における概要について。1753年に元老院より、前シベリア県知事(現海軍大将)ミャトレフ宛てに出した命令<sup>266</sup>。この命令には、自身が備えた知識を根拠とする、カムチャツカから日本までの間および日本列島、さらにその住民などについての記述を目的とする派遣にかんする工兵少尉補シパンベルグの上申書<sup>267</sup>もミャトレフの検討のために添付されて送られていたが、この命令に対して、1759年、彼、三等文官であるシベリア県知事ソイモノフは元老院に宛てた上申書をもって、日本とカムチャツカの間にある、いわゆるクリル列島と呼ばれる島々およびその他の島々の探索は非常に重要であると考えている、と述べた。しかしオホーツク港には十分な数の国有船がなく、下級勤務員もいないので、現在、その実施は不可能である。かくも必要な試みを実行しないままとはしないように、オホーツク港に国有船が整うまでの間、国庫の損失を防ぎ、これらの島民の疑念を回避すべく、島々の探索に備えてオホーツクとカムチャツカの港の使用許可を民間の毛皮採集者に与えることが現段階ではより適当であると思われる。そうすることで、これらの島々がいち早く国庫金を使わずに探索されるであろうことが期待され、島民も、軍艦ではなく商船ならば、おそらく疑念や危機感を抱くことはないであろう。1738年の最後の航海における海軍佐官シパンベルグと海軍中尉ヴァリトンの日誌<sup>268</sup>によると、島々の住民は厚意を持って接してきたことが明らかなので、毛皮採集者が何よりも十分に用心したうえで厚意を持って振る舞えば、商取引の探査のためにそこからさらに南の島々や陸地へより好都合に足を踏み入れることが可能

<sup>265</sup> 史料⑦No.11を参照。

<sup>266</sup> 史料⑦No.9を参照。

<sup>267</sup> 史料⑦No.7(本史料集No.48)を参照。

<sup>268</sup> ЦГАБМФ, ф.913, оп.1, д.34-38, 46 参照。

となろう。この事業のために、この自由人の民間人たちに、警備用に船に必要な、彼らには自身ではどこからも入手し、受け取ることができない大砲や火薬といった軍事物資を供給すべきである。これに対する許可と命令が下りれば、全般にかんして秘密遠征隊よりしかるべき指示が与えられるであろう。本状に添付した地図で明らかなように、クリル列島は南と西の間に位置しており、住民は島と島の間を、近接しているがゆえに皮製のバイダーラや小舟で往来している。したがって、海洋船だけでなく、簡単な手漕ぎ舟でも行き来が可能である。またクリル列島の人の多くは臣従していない。このクリル列島の注記のために、彼、県知事は副航海士もしくは副航海士見習いのうち1名ないし2名を任務に就かせるよう命令が与えられるべきであると考えている、と。さらにこのすべてを首尾よくまさしく実行に移し、最大限の成果をあげるべく、これをすべて遂行するために現在、オホーツク港で任務のない者5名、すなわち海軍大尉フメテフスキーおよびネルチンスクから航海士タタリノフを任務に就くようご許可いただけないか、これにかんする命令を要望している。

さる1760年7月21日および8月25日、元老院の決議にもとづき、毛皮採集者の大洋への航海を許可するにあたり(これによって、未知の陸地や島々をさらに探索し、ゆくゆくはロシア領とすることが大いに期待され、有益である)、無条件かつすみやかに女帝陛下の臣民の利益を守るため、また前出の毛皮採集者を大洋へと派遣するために、県知事ソイモノフの申し出にもとづき、現在オホーツクに滞在する海軍大尉フメテフスキーをカムチャツカの司令官に任命することがさらに命じられた。彼、すなわち県知事は彼を有能であると評価し、また[フメテフスキーは]それらの土地を訪れた経験があると考えているからである。この件にかんして、三等文官であるシベリア県知事ソイモノフおよびしかるべきところへ元老院から命令が送られ、以下が命じられた。彼、三等文官の報告書および上申書で示された獣の捕獲、および毛皮獣が繁殖する島々の新たな発見を目的とする出航を、希望するすべての者に許可する。その上で、以下を確認しておく。毛皮採集者は、これらの島々と隣接した土地では住民にいかなる侮辱も与えず、いつくしみ、好意を示しつつ、かの地の事情と商業的な毛皮採集についてさらに探るべし。さらに、彼らをこの探索と獣の捕獲を目的に出発させるにあたり、彼ら本人ないしは彼らの代理人に対し、彼らがこの捕獲においてどれだけ獣を捕らえたのかについて、違反者に重い罰金を科して隠匿させないようにし、宣誓をさせて義務づけるべし。この獲物からその十分の一を1706年6月11日の勅令にもとづいて徴収し、国庫に納入し、徴収後、シベリア庁に送るべし。残りはこの猟師が国内で望む者に対して売却すべし。事情に通じていないゆえに、期待される利益のかわりに破滅が待ち受けていないように、どのような船でどのような指示を得て彼らは出発すべきか、彼、三等文官ソイモノフは彼らのために地図その他を作成し、適切な指示を与えるべし。帰還後、自身のこの旅行

について、以前見出したものや新たに発見したものについて日誌や記録を作成し、三等文官ソイモノフに提出すべし。この到着した文書および海洋諸島で発見された物品を彼、三等文官より、命令にしたがい科学アカデミー事務部に送付すべし。

(5)ПСЗРИ, т.XV, No.11315.

(桑島裕子・オイドフ・バトバヤル・畠山禎 訳)

52-2. トーチマ商人ステパン・チェレパーノフの陳述書。1759～1762 年における彼のアレウト列島滞在について<sup>269</sup>。(㊟No.8)

1762 年 8 月 3 日

1762 年 8 月 3 日、オホーツク港政庁でトーチマ商人ヤコヴレフの息子ステファン・チェレパーノフが、本陳述書にて次のように述べております。

さる 1759 年、彼、チェレパーノフはカムチャツカでトゥーイスク商人ステファン・ポスニコフ、トゥーラ商人セミョーン・クラシニコフ、ヴォログダ商人セミョーン・クルコフ、ヤレンスク商人ステファン・テューリン所有のザハリヤ・エリサヴェータ[聖ザハリー・エリザヴェータ]号(この船はボリシェレツク政庁の許可により、彼らによってカムチャツカ川で建造され、全長は 6 法定サージェン、甲板の幅が 6.5 アルシンある)会社に、かの地では航海者が不在であるために航海を行う目的で船乗り zeiman として採用された。そして、同年 9 月 29 日より、42 名、そして父親によりエージナヤ川河口から連れてこられたカムチャダール人の息子 1 名が航海に出た。彼、チェレパーノフは東南東へ航路をとった。しばらく航海した後、コマンドール島[コマンドール諸島の一島のことか]に流れ着いた。季節が遅かったため、そこに停泊し、越冬した。越冬地では自分たちの食糧として海牛の猟を行った。かの島は、全長およそ 100 露里、幅は一様ではなく、ある場所では 20 露里ほどだが、別の場所では 15 露里ないしはそれ以下で、何もない。アオギツネ以外に獣はおらず、木もまったく生えていない。干草、ホロムイイチゴやシクシャ[ガンコウラン]といったベリー類、サラナ[マルタゴンリリー]という根菜がたくさんある。岩の多い山

<sup>269</sup> 1759～1762 年の聖ザハリー・エリザヴェータ号の航海については、ロシア外交史料館 АВПР に所蔵されている以下の別の史料がある。アレウト列島への訪問についての、1764 年付の「F. A. クリコフの通知」(Ф. А. Кривокопф, д.17, л.1-5: Страны и народы Востока. вып. XX. — Страны и народы бассейна Тихого океана. М., 1979, с.100-105 として公刊されている)、獲得した毛皮にかんする情報を含む F. A. クリコフと S. Ia. チェレパーノフからオホーツク港政庁への 1762 年 7 月 31 日付報告、「商船聖ザハリー・エリザヴェータ号で到着した者の一覧表」、この船の 1762 年 7 月 24 日におけるオホーツク到着と運び込まれた毛皮についての、海軍佐官ルティシェフより F. I. ソイモノフへの報告、カムチャツカ部隊コサック A. ベレビャキンによりオホーツク港政庁に 1762 年 8 月 13 日に提出された、航海にかんする記述を含む報告(АВПР, ф.РАК, д.6)(史料集⑦ c.348 より)。

と絶壁、川がある。北側の川はカメンナヤ[岩]川と呼ばれ、河口の幅はおよそ15~20 サージェンで浅く、湖を水源としている。その湖は長さおよそ15 露里、幅およそ10 露里ないしそれ以下で、水深は深く、10 サージェンほどである。湖の魚は海から入り込んだ鮭、ホッキョクイワナなど、オホーツクにも生息するものがたくさんいる。5 月末からクリスマスまでいて、その後いなくなる。南側の別の川は小さく、そこにも魚はいるが、上述のカメンナヤ川ほど多くはない。海獣は海牛、トド、鯨がたくさんいるが、ラッコは非常に数が少なく、見かけるのは稀である。こうした海獣のうち、食用として海牛だけを捕獲する。狩猟は次のような手順で行われる。風や波がなければ、10 人乗りの皮製バイダーラで海へ出る。このうち2 人、ときには1 人がバイダーラの船尾付近に立ち、長い棒を構える。棒の先には長さ5~6 チェトヴェルチの鉄のポコリューガ[細く薄い刃のついた軽い槍]が、剣のように取り付けられる。剣を用いる場合もある。そして、海中のある場所で海牛が餌を食べ、眠り、あるいはその赤ん坊がおっぱいを飲むために動きを止めているのを発見したならば、2 法定サージェン以内にそっと船尾から漕ぎ寄り、前足をつかみ、ポコリューガで突き刺す。できるだけ勢いよく刺したならば、バイダーラを沈めてしまわないように、同時に全力で漕ぎ去る(というのも、海牛は突き刺されると、10 回ぐらい足びれを打ち、近くにいると水浸しになることもあるからだ)。それから、岸から離れずに、それほど早くなく自分たちの早さで漕ぎ去る。彼らは自分のバイダーラで海牛を追いかけ、先回りして、長さが6 ヴェルシヨークほどの、棒の先につけられた鉄の先端で突き刺す。その先端の中央部分に幅2.5~3 インチ、長さ50 サージェンあるいはそれ以下の綱が結びつけられている。そのため、突くと、その先端は海牛に突き刺さったまま残る。海牛が眠らない間は綱をつかんだまま追い、眠ったならば岸へおびき寄せ、潮が引いたあとで、切り刻んで食用にする。海牛は体長およそ法定4 サージェンあるいはそれ以上あり、厚さが2.5 アルシン、幅3 アルシン、胸の前下に2 本の足があり、その長さは1 アルシンないしはそれ以下で、体の丸い部分の厚さは1 アルシンである。ラクダのような蹄のかわりに、柔らかく、鯨のような足びれがある。前足の下には、家畜のような乳房が2 つある。ただ、白くはなく、大きさはにわとりの卵ぐらいである。肉の目方は脂を除いて150 プードほどで、脂は60 プードほどである。家畜のように腎臓はふたつあり、ふたつで7 プードほどである。海牛の内蔵部分は全体的に有角獣の内蔵に似ている。肉と脂は大変美味で、食用にすると健康によく、とくに腎臓は美味である。この海牛の肉を乾し、脂を蓄え、6 月2 日より出立し、東南東に航路をとり、同6 月26 日、アレウト島[アレウト列島の一島のことか]に到着した。そこに停泊し、ラッコ猟をした。この島はオツタク[アットゥ]と呼ばれ、全長およそ100 露里、幅およそ20 露里である。樹木はまったくなく、越冬の際には海から漂着したあらゆる樹木を暖房に用いる。すなわち、カシ、流木としては大変珍しい老木、ブナ、マツである。ただし、太くも長

くもなく、飛び岩の間の海中で鋭い岩により傷だらけになっていて、火を焚くことだけに向いている。トウヒや lesvenishnoi[カラマツ listvennitsa のことか]といった樹木も波で傷つけられるが、他の樹木ほどではない。乾いた草はたくさんある。山は岩が多く、絶壁は高く、そこには夏も雪が解けずに残っている。冬の獣のうち、アオギツネだけが多く生息していた。この島にアレウト人と呼ばれる外国人が暮らしている。この島のすぐそばに別の2つの島があり、それらの島との距離は以下のとおりである。一つの島との間が幅約40露里、もう一つの島との間は約20露里と長くない。島の大きさは一つが全長約20露里あるいはそれ以上で、別の方が約50露里あるいはそれ以下で、この2つの島の間は大変狭い。これらの島には樹木がまったくなく、岩が多い小さな山がある。上記のアレウト人の男性は、これらの島全体で40人ぐらい、女性はそれよりも多い。妻を1人、あるいは2人ずつ持ち、なかには3人持つ者もいる。トヨンには4人の妻がいることもしばしばある。カムチャダール人と同様の、土で作ったユルタで暮らしている。上部から中に入り、2人あるいは3人、あるいは1人ずつで暮らしている。大きな土でできたユルタが一つあり、そこには、彼らのトヨンが近親者とともに住んでいる。トヨンは自分の亡くなった親戚の妻や子どもを奴隷として所有し、彼らはこのトヨンを父と呼んでいる。狩猟に出かけ、無事に帰ったとき、あるいは成果がなく帰ったとき、気晴らしをしようと考えたとき、全員がその大きなユルタに集合し、気晴らしをし、タンバリンをたたき、歌を歌い、彼らの妻や娘がユルタで輪になって踊る。そうした踊りは、しばしば晩から真夜中まで、あるいは好きなだけ続く。その後、それぞれが自分のユルタへ帰る。彼らの家には、木でできた小さな容器があり、そこにためた水を飲む。また、肉を入れるのに草で編んだ袋がある。それ以外に、食器はまったく持っていない。海獣を食用にする。すなわち、トド、フイリアザラシ、ラッコ(捕獲できるもの)。また紅魚、lonki [コクチマス lenok のことか]、サケなど、カムチャツカにもいるようなものである。ただ、数は非常に少ない。また、ホッケやオヒョウも食べる。ゆでず、生のまま食べる。ときには、棒の上で焼いて食べる。彼らはこのような生での食べ方に慣れ、習慣となっている。彼らがそうした食べ方をするようになったのは、必要に迫られてである。この島には森林がないので、煮るために燃やすものがなく、火はカムチャダール人のように木からおこしている。武器をまったく持たず、つぎに記すようなナイフだけを持っている。すなわち、長さ1チェトヴェルチ、幅はおよそ指2本分、木製の四角形の柄にはめ込まれ、片刃で非常に鋭い。こうしたものを彼らは、島に漂着した難破船の釘といった発見物から自分たちで作る。したがって、こうした釘やあるいはどんな小さな鉄であろうと、手に入れたならば、石の上に置いて上から石で打ち、水を注ぎ、鋭くしていく。火では鍛えない。海では沿岸から2露里ほど離れたところでホッケやオヒョウを捕る。ホッケは、長さが1ヴェルショークの、両端が鋭い、骨でできた短い棒 kliapyska の真

ん中に細いひもをゆわえ、トドや鳥の肉の餌をつけて捕る。そして、オヒョウは、ロシア国人が持っている鉄の釣り針と同様の方法でできた骨製の釣り針で肉をつけて捕る。その他の紅魚、すなわちサケや lonki は海から川へ遡上してくるが、それを彼らは先のとがった棒で突き刺す。それ以外の魚の猟はできない。

ラッコは、海中で、先端が鋭く、長さ 1 チェトヴェルチで、骨でできていて、両側がぎざぎざになった矢尻が付いた、細い、長さが 1.5 アルシンの矢で射る。小さな板を使って手で矢を放ち、ラッコに傷を負わせ、皮製の小型のバイダーラ(そこには 2 人ずつ乗り、別のバイダーラには 3 人、あるいは 1 人ずつ乗る)で、この獣が疲れるまで追い回す。

どのような信仰を持つのかについては記憶にないが、いかなるシャーマニズムも目撃しなかった。(カムチャダール人にトヨンがいるように)自分たちの上に長をもち、彼には従順である。厚かましい振る舞いに対し、彼らの間でどんな罰があるのか、目撃しなかった。ただ、彼らのトヨンが、彼の親族の何らかの罪に激怒したとき、しばらくの間互いに口をきかなかった。どうやら罰はなかったようだ。その他、この民は自分たちの間では親切である。

冬は上述の自分たちのユルタで暮らす。夏には家も住まいも顧みず、狩りのために島中を回る。何らかの狩りを行う者は、その狩りの場で暮らす。何も獲物を捕えられなかったときにも、やはりまた海から打ち寄せられた貝を食べながら歩き回る。

服を身につけ、トドの腸やウリダ[ウリル。鶉、チシマウガラスか]と呼ばれる鳥の皮を縫い合わせた上着を着る。靴はトドの喉の皮から作り、靴底はトドの足びれでできている。冬にひどく冷えこんだと思われるときには、この鳥の服のうえに、草で編んだ毛布にくるまる。

これらの民は、航海用の食糧を大変好み、おいしいと言い、またロシアのあらゆる服を好み、われわれ一行から上衣を数枚ずつ彼らに贈った。食糧は十分になかったので、贈りこしなかったが、ただ、自分たちが食べる物を食べるようになったときには、いつもわれわれからこれらアレウト人にもけっしてそのままにせず分け与えた。そのため、特別な友好を結ぶことができた。

彼らにはいかなる信仰も認められなかった。信仰に備わるあらゆる礼節が見出せないからだ。まったくつましく暮らしている。われわれロシアの者が何かの用事で出かけ、救いや祝福を求めて神の名を呼び、狩猟を目的にバイダーラで海へ出て、みなが沈黙し、それから神に助けを求め、その慈悲を願って「神よ、われらに救いを」と祈りを捧げると、これらの外国人たちも猟に出て、「神よ、祝福あれ」と祈りを捧げる。同様に、バイダーラで海へ出るために、みなが沈黙し、われわれも言ったこと、つまり「神よ、われらに救いを」と唱える。正教に対して信仰が篤く、われわれが嘘をついたと疑おうとしない。というのも、この信仰心を持たせる特別な出来事が、明らかに神の祝福によって起きたからだ。すなわち、1761 年、当方にやってきた外国人レオンティー

(彼については、以下で述べる)はかの地の自分の家で腕をひどく患い、腕に大きな傷があり、骨が見えていた。みな、彼は生き長らえるのは無理だと絶望していた。人びとが彼を支えなければ、彼は自分ではその場で立つことができなかった。ところが、われわれの船に、マクジャンという名のレオンティーの父親がやって来て、息子に洗礼を受けさせたいが、容易ではないだろうか、と言った。それに対してわれわれは、われわれの神は偉大で慈悲深く、神を信じて神を求める者をすぐにお救いくださるので、希望を持つように、と答えた。まもなく、これに対しこのマクジャンはつぎのように語った。もし、あなたがたの神が善良であるならば、私の息子も元気になるだろう。レオンティーは1761年にラルスク[ラリスク]商人ヴァシーリー・ポポフの特別船でその島に滞在した一行によって、聖なる洗礼を受けて入信した。洗礼を受けるとすぐに、すばらしい、目を見張るような回復を見せ、そして全快した。すると、このレオンティーの父マクジャンは喜び、われわれにつぎのよう言った。あなたたちの神は非常にすばらしい、つまり偉大だ、と。

他にどんな島があるのか、そこに行く者はいるのか、交易を行っているのか、私は知らないし、彼らからもまた誰からも聞かなかった。

第2島には、樹木がまったくない。ベリー類はホロムイイチゴやナナカマド、またシクシャがあるが、豊富というわけではない。陸上の獣はアオギツネがいて、鳥ではガンとカモが少しいる。それらのなかで、アレウト人たちが捕獲した2羽の鳥はカムチャダール語で1羽がトポルキ[エトピリカ]と呼ばれ、頭の上に2本の白いお下げがある。もう1羽はイパトカ[カムチャツカハジロ]と呼ばれ、岩の上に住み、多くいるわけではない。アレウト人は鯨のひげで作ったわなを使って鳥を捕らえる。それを岩の多い断崖の割れ目に仕掛ける。夜、鳥たちが眠るために巣のあるその割れ目に入ったとたん、そのわなにかかる。これらの鳥を、アレウト人も、彼らチェレパーフとその仲間も食用にし、美味だという。こうして捕獲された2羽の鳥は同じ種類ではなく、異なる種類で、2羽とも巣を作り、同様の岩の割れ目に住み、卵を2個ずつ産み、それ以上は産まない。この岩の割れ目で他の鳥も越冬するが、別の鳥は飛び去っていく。

アツタクと呼ばれる第1の大きな島では、アオギツネの数が増えた。というのも、さる1750年、セレンギンスク商人アンドレヤン・トルストウイフとともに彼が所有する船でコマンドール島から若いアオギツネたちが連れてこられ、このアレウト人の島アツタクに放されたためである。アツタクではほんの数年で1,000匹ほどに増え、それ以来、今日では毛皮採集者らによって捕獲されている。この移入が行われるまでは、キツネがこの島にいたことはなかった。

彼ら毛皮採集者らは、春の3月半ばから秋にかけて、ときには11月まで、すなわち猟に適した時期にラッコ猟をする。獣がよく飛び岩の間にいる場所で、海中に、細いひものでできた網を仕

掛ける。この網には撚り合わされた糸から作られた 20 フントほどの細いひもが用いられる。そして、岩の上に横たわっていたり、水中を泳いでいたりしているのを見つけたならば、バイダラで気づかれないようにしながら、小銃で撃つ。これらアレウト列島の 3 島の周辺では、ラッコがけっして多くはない。上に述べた網を用いた猟は必ずしも通常行うわけではなく、時期におうじて行う。海面が静かで風がない場合は、網を仕掛けには出かけない。というのも、静かなときにはラッコは沖へ遠ざかっているからだ。しかし、天候が落ち着いている、つまりあまり強い風が吹いておらず、波が立っているが適度で、普通である場合には、夜に皮製のバイダラで漕ぎ出て、網を仕掛ける。そうした風のある天候のときには、ラッコたちは陸のほうへやって来て、上述のように捕獲されるからだ。

毛皮採集者たち自身は、夏から備蓄しておいた魚やクタギウィルヌイ [kutagyrnyi クタガルニク] の根を食べて暮らす。さらに、自分たちが食べるためにトドを銃で捕獲する。トドはかの地には少ない。また、ラッコの肉も食べる。現在では、彼ら一行によって大きな漁網が作られ、このアレウト列島の近海で、漁網を用いてタラ猟をする。タラは食用に蓄えることができる。カムチャツカから食糧を運んでこなければならぬとはいえ、カムチャツカでは食糧を購入できる場所がないため、やむなく十分な食糧を持たずに出発せざるをえないことがある。(木製ではなく) 上述の皮製のバイダラが作られるのは、それが非常に軽く丈夫で、速いからだ。飛び岩の間を通過したり、砕ける波を受けながら接岸したりする必要に迫られなければ、容易に接岸でき、また自分たちの手で軽々と持ち運ぶことができる。木造船は動きが非常に重く、はるかに深く沈むので、操縦しにくく、使用されていない。上述のすべてにおいて、彼、チェレパーノフは宣誓した責務にもとづいてまったくの真実を、そして偽証をした場合には拷問にかけられる危険がある状況下で、彼自身が見たことを証言した。

本陳述書にトーチマ商人ステパン・チェレパーノフが署名いたしました。

上記の内容に相違ないことを、船舶共同出資者ヴォログダ商人フォードル・クルコフも申告し、証明しました。

(3) ЦГАДА, портфели Миллера, №.534, ч.1, лл.21-27об.

(小野寺歌子・畠山禎 訳)



## 監修者・編訳者・訳者一覧

### 監修者

平川 新 東北大学東北アジア研究センター 教授

### 編訳者

寺山恭輔 東北大学東北アジア研究センター 准教授

畠山 禎 名城大学理工学部 非常勤講師

小野寺歌子 東北大学東北アジア研究センター 教育研究支援者

### 訳者(五十音順)

伊豆田あかり 東北大学大学院国際文化研究科 博士課程前期2年の課程修了

オイドフ・バトバヤル 北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程

桑島裕子 北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程満期退学

木寺律子 大阪大学大学院言語社会研究科 博士後期課程修了

斉藤由佳 近畿大学留学生別科 非常勤講師

高口真法 東京外国語大学大学院地域文化研究科 博士前期課程修了

平岩貴比古 京都大学大学院人間・環境学研究科 修士課程修了

福嶋千穂 京都大学大学院文学研究科 博士後期課程

前田ひろみ 同志社大学言語文化教育研究センター 非常勤講師

松本郁子 日本学術振興会特別研究員

森谷 順 東北大学大学院文学研究科 博士課程前期2年の課程修了

渡邊 聞 サントペテルブルグ国立大学人文学部 大学院生

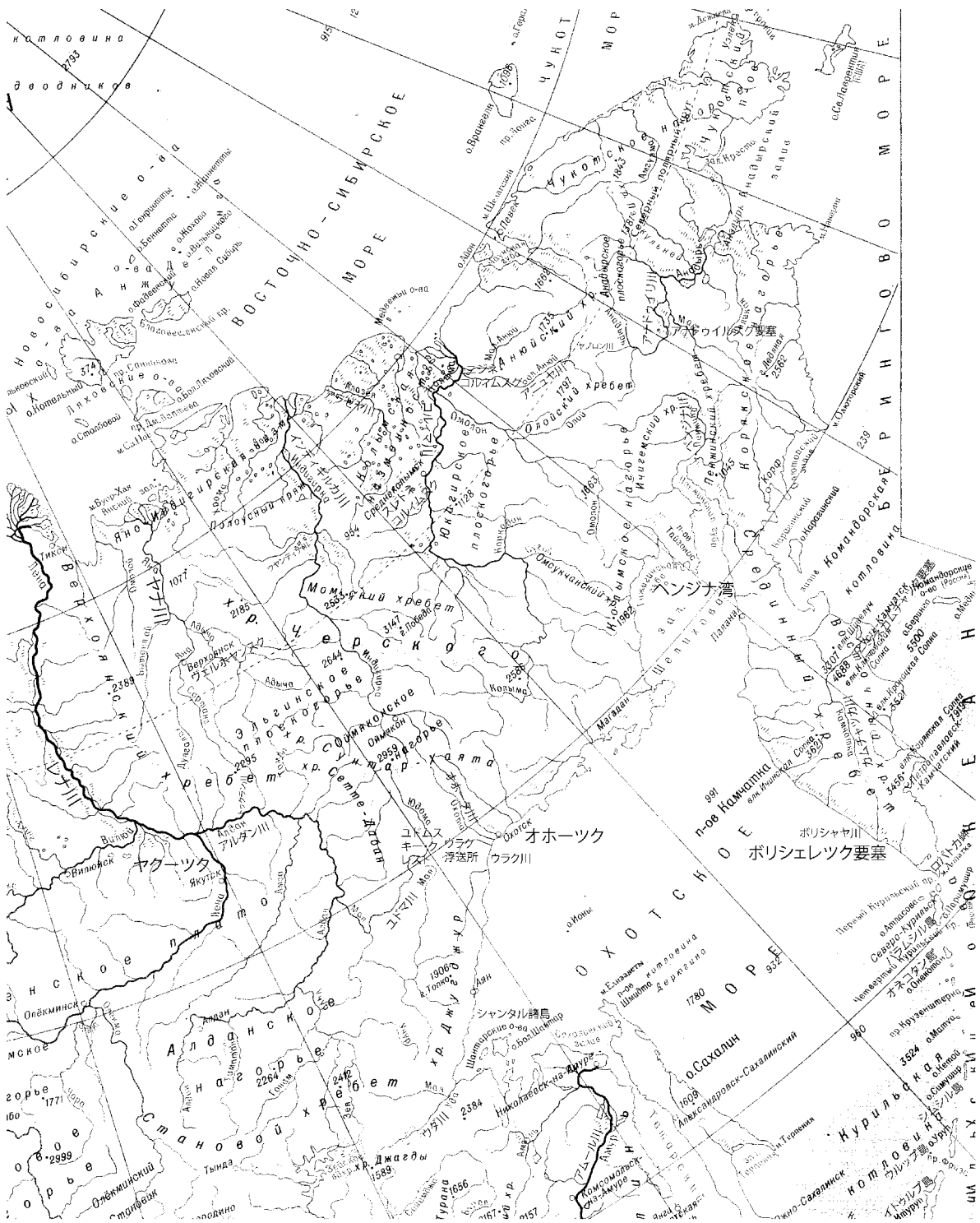
ロシア史料にみる 18～19 世紀の日露関係 第 3 集  
(東北アジア研究センター叢書 第 31 号)

---

2008 年 3 月 31 日発行 非売品

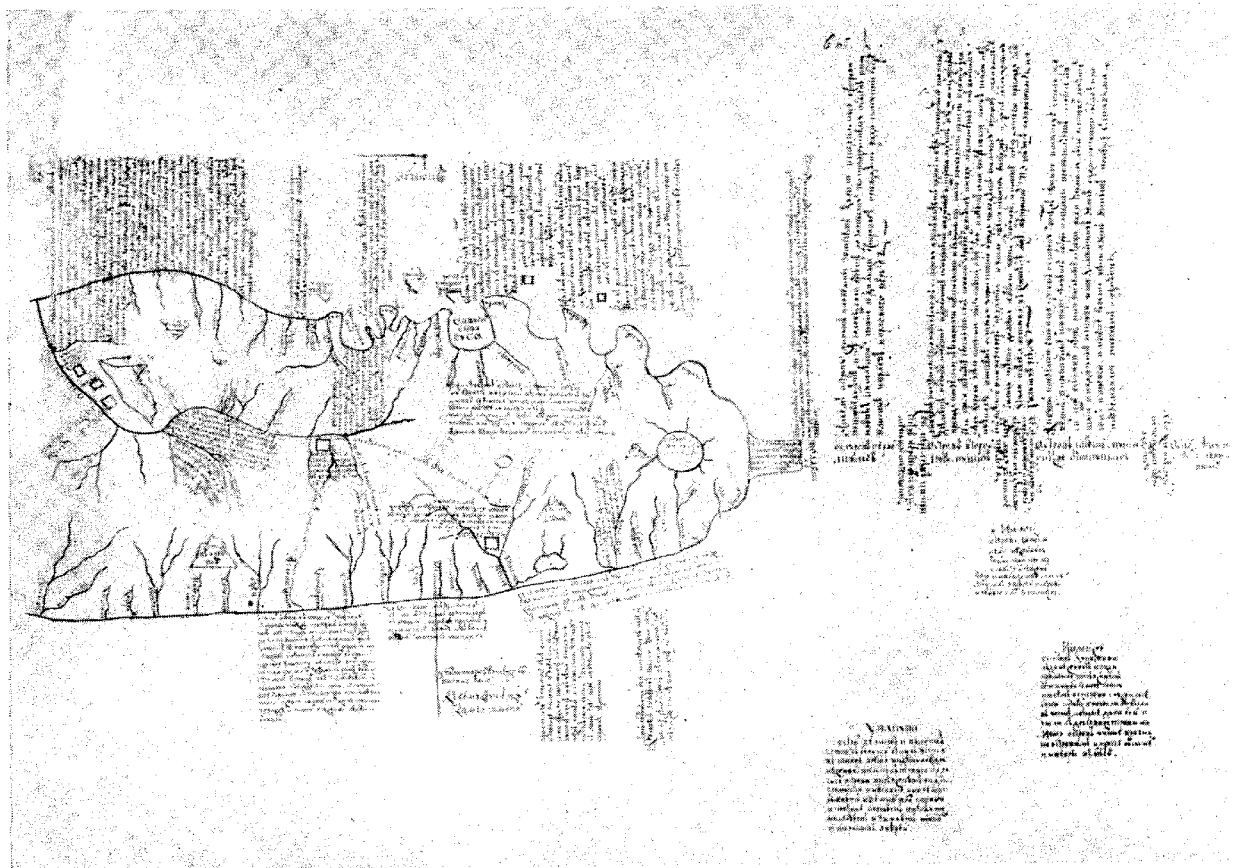
監 修 平川 新  
編 者 寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子  
発 行 者 東北大学東北アジア研究センター  
〒980-8576 仙台市青葉区川内  
印 刷 東北大学生生活協同組合 プリントコープ  
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6  
工学部中央厚生会館

---



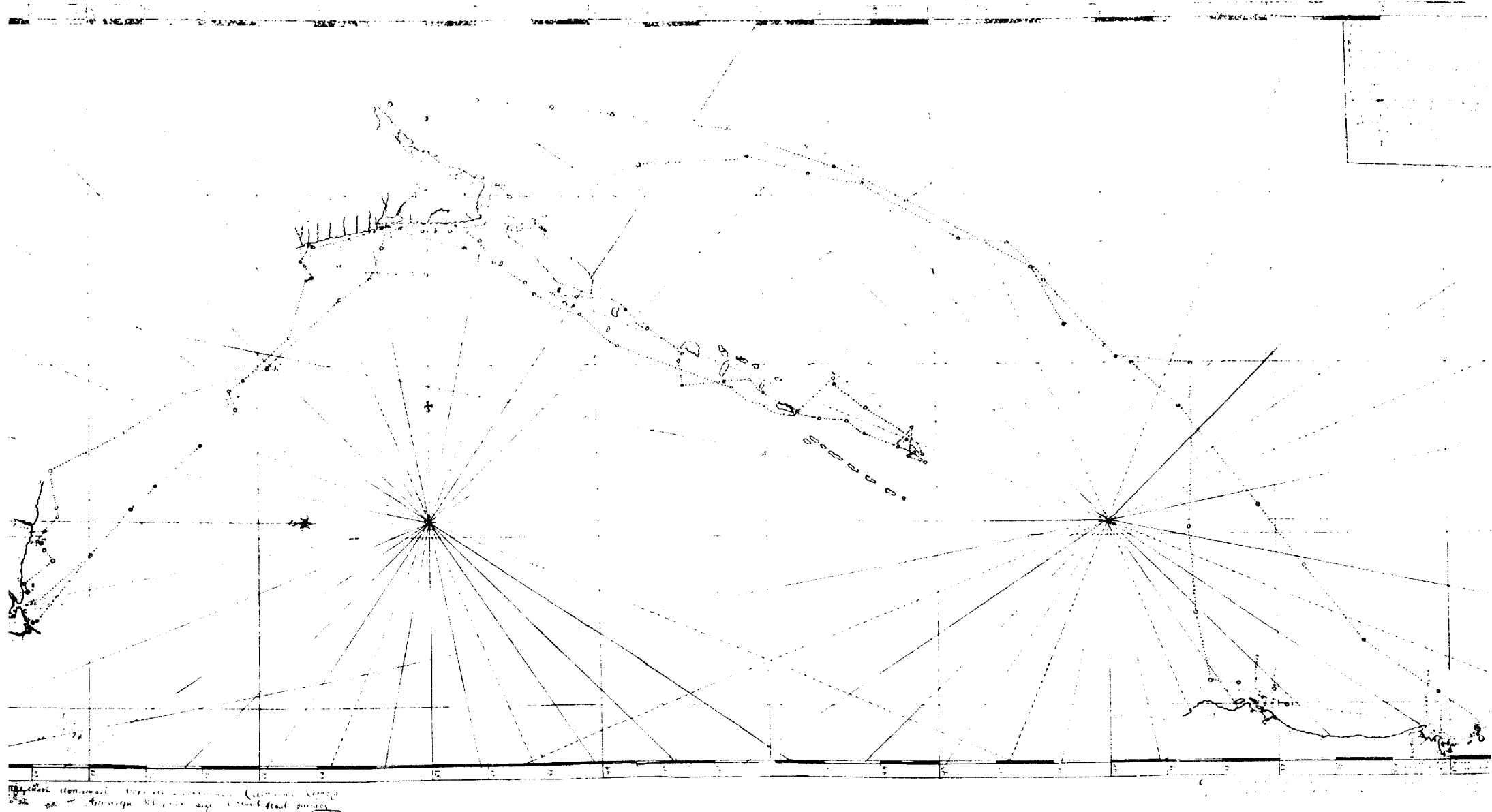
1. シベリアと極東

Географический атлас России. М.,1997, с.9より作成。



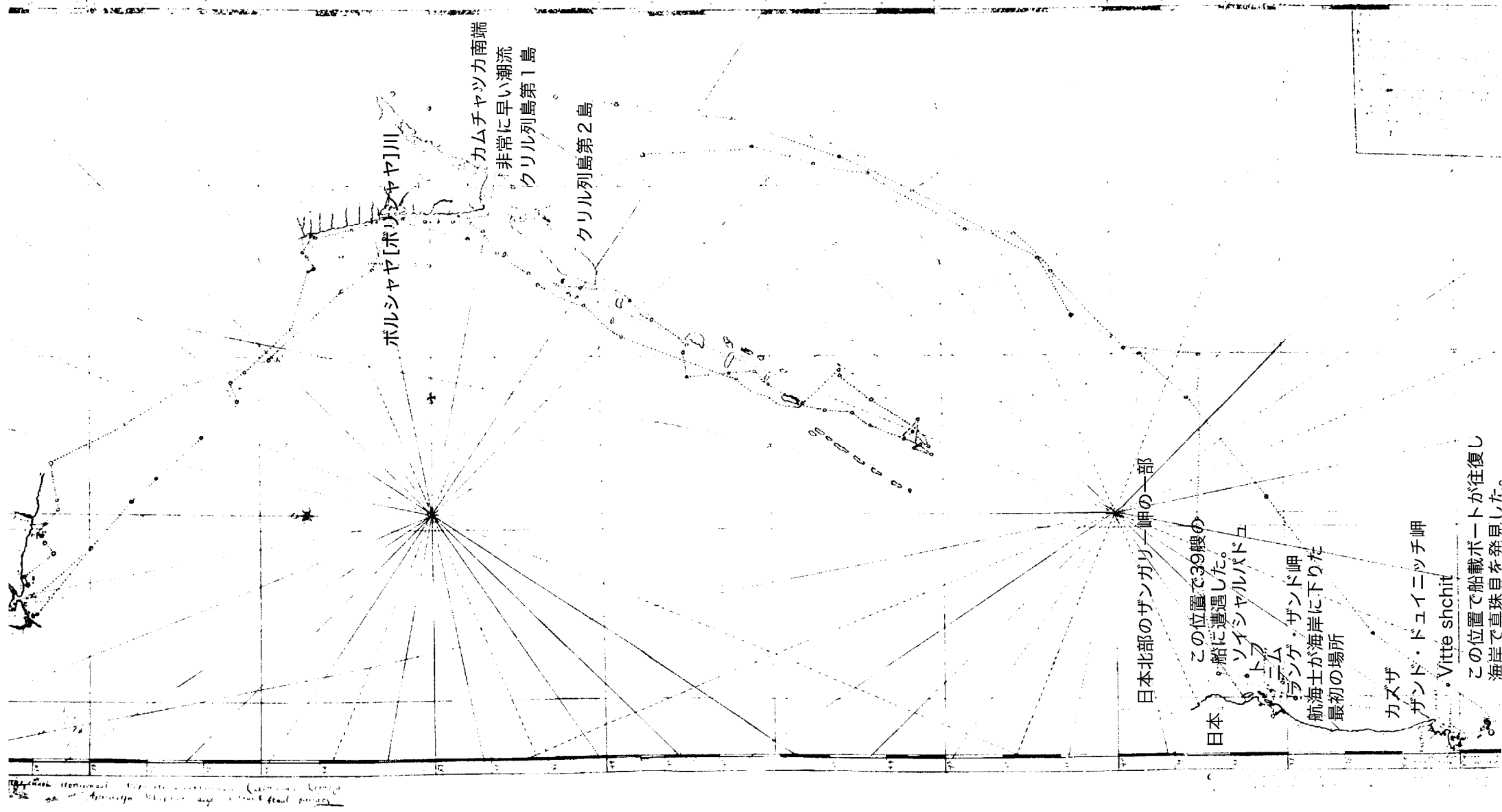
2. I.P. Козлиревский «Карта Камчатка и морских островов» (1762 г.) (по описанию см. в сборнике № 15)  
Греков В.И. Очерки из истории русских географических исследований в 1725-1765 гг.  
М., 1960, рис. 1.



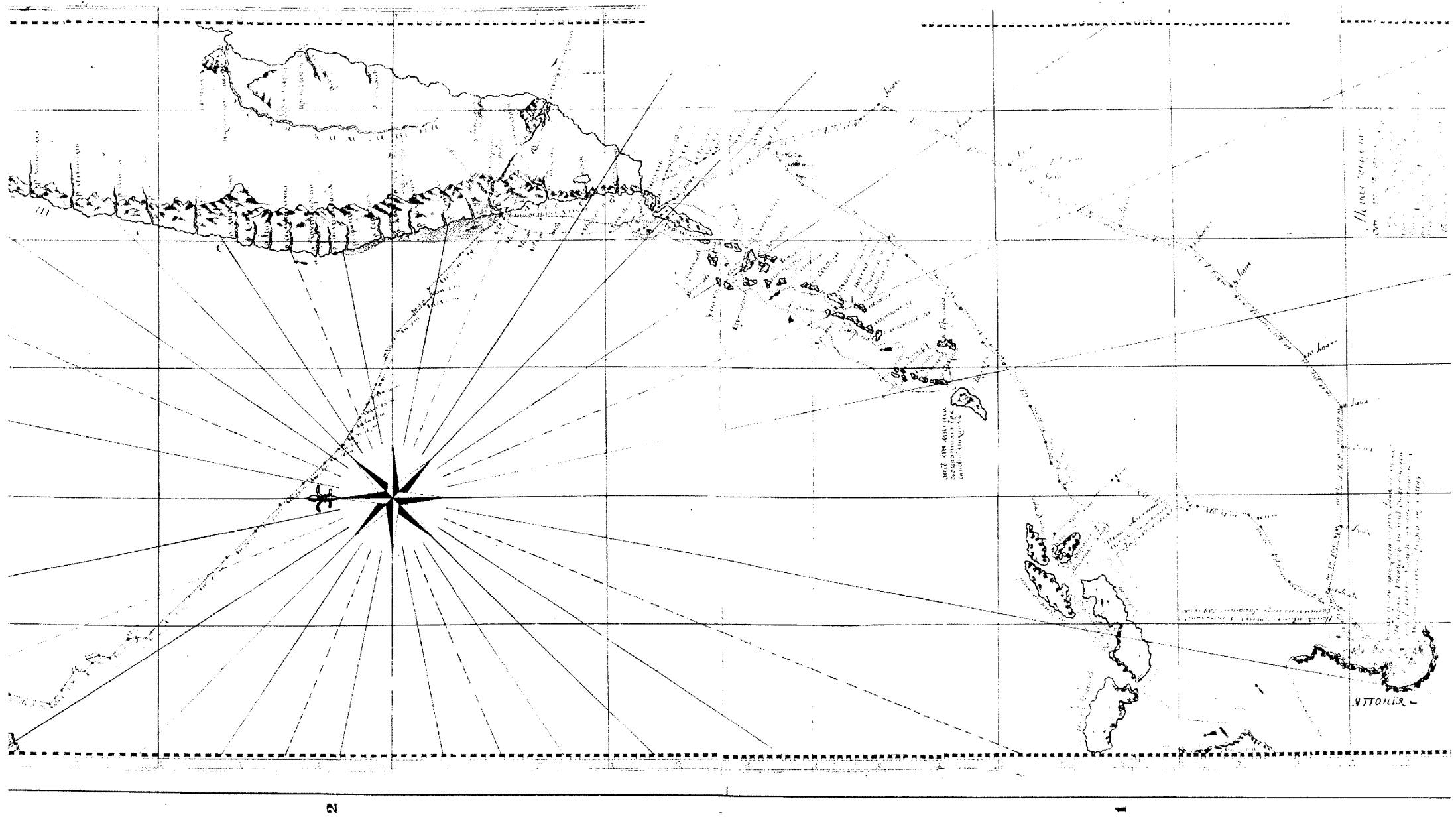


1739 год. Составил капитан Александр Гадмер (Alexander Gademar) по данным Г. Вильгельма Шлегеля и других русских путешественников.

Г. Вильгельм Шлегель [Гарриотон] が作成したクリル列島北部の地図、1739年  
Из А. В. (Ред.) Атлас географических открытий в Сибири и в Северо-западной Америке



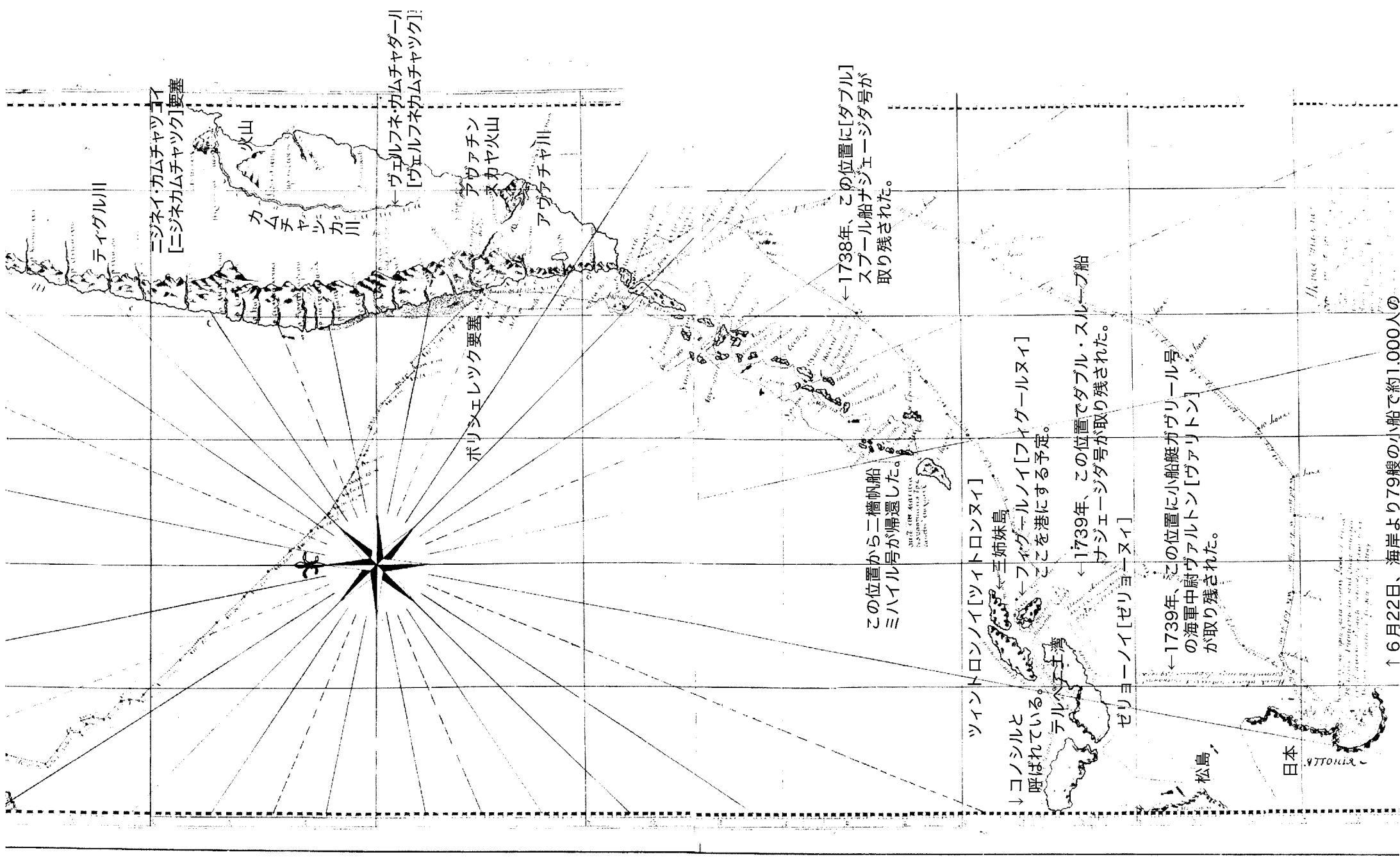
ンが作成したクリル列島北部の地図、1739年（おもな記載内容の日本語訳。以下の地図では、地名、  
 まず地図で示されているとおりに訳したうえで、より一般的な名前を [ ] で補った）



ルグのカムチャツカ南部とクリル列島の地図

ク港からカムチャツカのポリシェレツク要塞まで、ポリシャヤ川からクリル列島と日本列島の間を通過してまさしく日本  
 った航海の新しい図。図あるいは diminiat を流軍佐官が1738、1739年に作成した。流軍佐官シパンベルフ「シパンベルグ」





2

1

ルグのカムチャツカ南部とクリル列島の地図 (おもな記載内容の日本語訳)

←1738年、この位置に[ダブル]スプール船ナシエーシダ号が取り残された。

この位置から二檣帆船ミハイル号が帰還した。

↓コノシルと呼ばれている。テルベエ湾

ツィントロンノイ[ツィトロヌイ] ←三姉妹島

←ファイグールノイ[ファイグールヌイ] ←ここを港にする予定。

←1739年、この位置でダブル・スプール船ナシエーシダ号が取り残された。

ゼリョーノイ[ゼリョーヌイ]

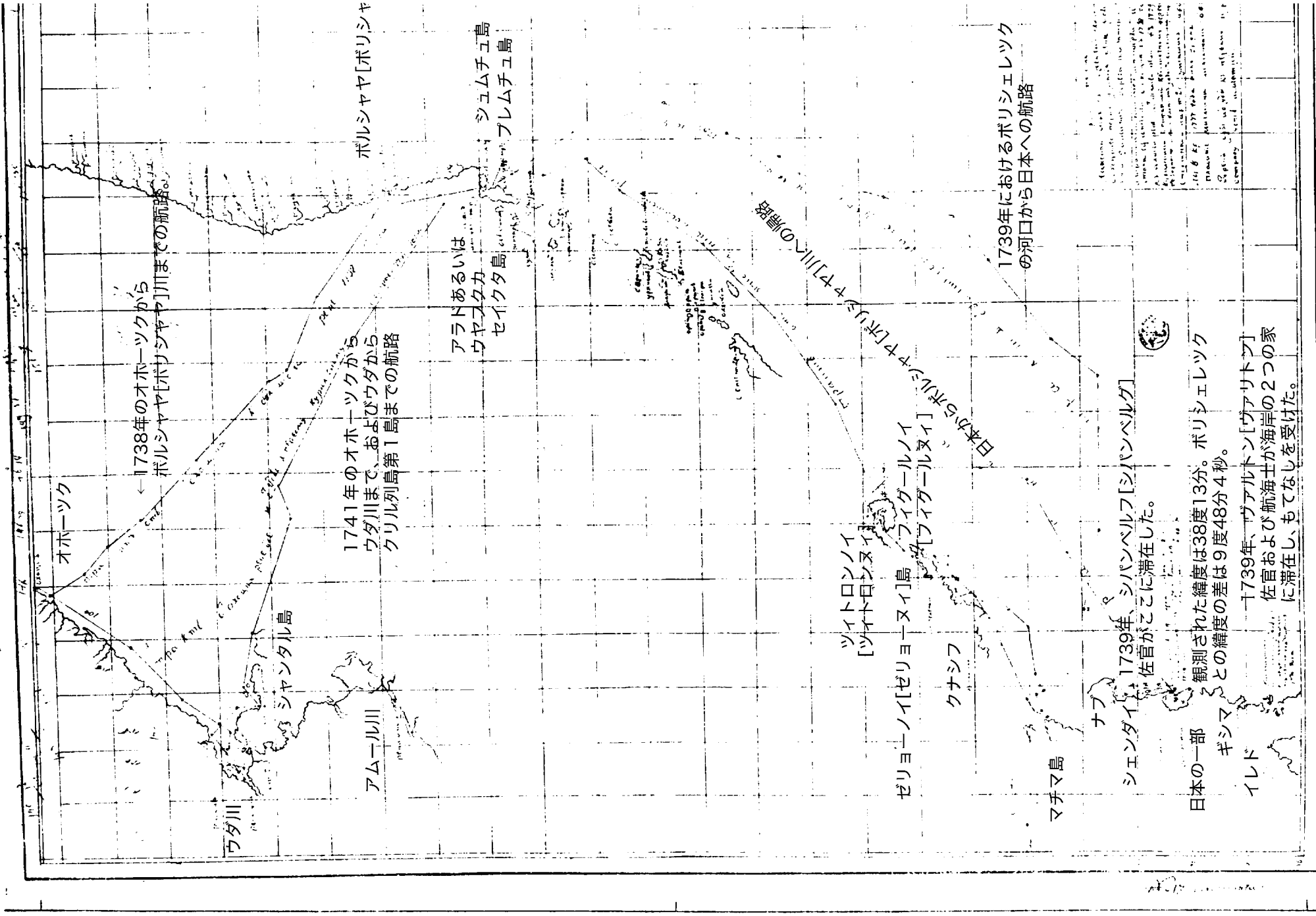
←1739年、この位置に小船艇ガヴリール号の海軍中尉ヴァルトン[ヴァアトン]が取り残された。

↑6月22日、海岸より79艘の小船で約1,000人の



1739年におけるシバンベルグとヴァルトンの日本への航海およびシヘリティングのオホーツクからウダ川までの航海の地図

(載内容の日本語訳)



← 1738年のオホーツクから  
ポルシヤヤ[ボサンヤヤ]川までの航路

1741年のオホーツクから  
ウダ川まで、およびウダから  
クリル列島第1島までの航路

アラトあるいは  
ウヤスタカ  
セイクタ島

ポルシヤヤ[ボリシヤ

シムチュエ島  
ブレムチュエ島

1739年におけるポリシエレック  
の河口から日本への航路

ツイトロンノイ  
[ツイトロシヌイ]

ゼリョーノイ[ゼリョーヌイ]島  
ファイグールノイ  
[ファイグールヌイ]

クナシフ

マヂマ島

ナブ

シェンダイ 1739年、シバンベルグ[シバンベルグ]  
佐官がここに滞在した。

日本の一部

ギシマ

イレド

観測された緯度は38度13分。ポリシエレック  
との緯度の差は9度48分4秒。

1739年、ヴァルトン[ヴァリトフ]  
佐官および航海士が海岸の2つの家  
に滞在し、もてなしを受けた。

A

B